

平成20年5月12日(月)

号外

欠

(番号) (題 名) (担当) (頁)

監査委員公表

監査結果に対する措置の公表

同件

同件

(監査委員) 1

同

(

司) 258 () 293

監査委員公表

監査委員公表第3号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、平成 19 年 4 月 13 日から同 年11月20日までに実施した定期監査について、その結果に基づいて平成20年3月までに講じた措置が知事、委 員会等から通知されたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成 20 年 5 月 12 日

三重県監査委員 鈴 木 周 作 郎 三重県監査委員 大 野 秀

三重県監査委員 貝 増 吉 郎

三重県監査委員 秋 月 功

監査の結果に基づいて講じた措置

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(水力発電事業の譲渡)

(1) 企業庁の水力発電事業については、平成 19年2月の「企業庁のあり方に関する基本的方向」に基づき、21年度末を目標に民間譲渡を進めている。譲渡に向けては、譲渡資産の精査、地域貢献の取組継続等の譲渡条件の整理など、多くの課題があることから、企業庁と連携し、地域貢献の取組内容を説明するなど、地域住民及び市町の理解と合意形成に努め、的確に対応されたい。

(政策企画分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

(1) 平成19年2月の基本的方向の公表以降、水力発電事業の民間譲渡について、地元大台町はじめ関係の8市町に対して説明、意見交換を行い、大台町においては住民を対象とした説明会を開催しました。また、宮川用水土地改良区、宮川上流漁協等関係団体に対しても説明を行ってきました。

なお、水力発電事業の民間譲渡に関する関係市町長や団体からの要望、意見について平成 20 年 1月 21日付けで回答しました。

・関係市町への説明 (延べ21回)

・住民を対象とした説明 (延べ2回)

・関係団体への説明 (延べ17回)

- (2) 平成19年9月に譲渡交渉先を中部電力(株)と決定して以降、「総合調整」「設備」「用地」の3つの部会を設け、それぞれ詳細な協議を開始しました。地域貢献の取組内容等の協議を中心とする「総合調整部会」で、企業庁が行っている地域貢献の取組について説明を行い、また、発電所設備に関することを協議する「設備部会」や用地等財産及び水利に関することを協議する「用地部会」を適宜開催しました。
 - ・総合調整部会 (8回)・設備部会 (10回)・用地部会 (9回)

2 取組の成果

- (1) 水力発電事業の民間譲渡に関する関係市町長や団体の要望、意見については平成 20 年 1 月 21 日付けで回答し、今後も引き続き協議していくこととしました。
- (2) 「総合調整部会」では、地域貢献の現在の取組内容や地域課題について詳細説明を行い、「設備部会」では、設備の現地調査、設備の把握を行い、「用地部会」では、用地の諸元確認や現地調査を行いました。

- (1) 関係市町、団体等に対しては、中部電力(株)との協議状況に応じ、適宜説明や意見交換を行い合意形成に努め、的確に対応していきます。
- (2) 中部電力(株)との協議については、各部会の開催を通じて地域貢献の取組に対する課題整理や譲渡資産の調査を引き続き行い、平成21年度末の譲渡に向け、譲渡条件の整理に努めます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(工業用水の活用)

(2) 将来の工業用水の需要に備えて確保している水源は、長良川河口堰関連事業等で日量 731,800 m³ あるが、社会経済情勢の変化や資源循環型社会への移行等により、水需要の大きな伸びは期待できない状況である。今後とも企業庁と連携し、具体的な活用方策に結びつけるための新規需要開拓など、引き続き未利用水の活用に取り組まれたい。 (政策企画分野)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 地下水使用を行っている企業へ工業用水に関するアンケート調査を行いました。
- (2) 新たな工業用水の需要に対する施設整備に取り組みました。
- (3) 庁内関係室で構成する未利用水の活用を検討するワーキングを開催し、環境用水の潜在的なニーズを探ることを決定しました。そして、既存の工業用水道施設の大部分が布設され、小河川の浄化のための市民活動が盛んである四日市市と協議を行いました。

2 取組の成果

- (1) 地下水使用している企業へのアンケートにより、潜在的な需要は約 14,000m³/日があるものの、工業用水に比較し地下水はコストが安価であり、地下水から工業用水道への転換ニーズは低いことが分かりました。
 - ・アンケート調査 27 社 (回収 18 社、回収率 66.6%)
- (2) 新たな工業用水の需要に対応し施設整備を行い、新規・増量契約をいただきました。
 - ·新規契約 2 社 200 m 3 / 日
 - ・増量契約 2社 2,750m³/日
 - · 計 4社 2,950m³/日
- (3) 四日市市との協議の結果、環境用水としての当面のニーズはなかったが、今後とも引き続き検討していくこととしました。

- (1) 産業構造の転換や、節水意識の高まり等から、今後とも、水需要の大きな伸びは期待はできませんが、引き続き、水資源関係部局と連携して新規需要開拓に取り組みます。
- (2) また、近年の異常気象による渇水被害を軽減するため、既に確保した水源の活用策を検討していきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(市町村合併の効果)

(3) 県内の市町村合併では、平成15年12月のいなべ市から18年1月の紀宝町、大台町まで、69市町村が29市町に再編された。合併の目的には、行財政の効率化や、細分化された組織・職員の配置による専門性の強化などがあげられていたが、その検証がなされていないので、現時点での市町における「合併効果」を明らかにするとともに、今後の課題の対応について的確に支援されたい。(地域支援分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

合併市町の新しいまちづくりを支援するため、合併支援交付金の交付を行うとともに、合併市町の 訪問、合併支援交付金交付事業のヒアリング時等において、合併市町と意見交換を行い、合併後の状 況等の把握に努めました。

(合併支援交付金の交付状況)

年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
交付額	1 億円	8.7 億円	11.6 億円	14.7 億円	12.7 億円
団体数	1	8	15	16	16

2 取組の成果

- (1) 合併支援交付金の交付により、合併に伴う市町の一時的な財政需要の増大に対応することができました。また、意見交換等により合併後の各市町の行財政運営状況や現時点での課題等について把握できました。
- (2) 特別職や議員数の減少による人件費の削減効果(年間約30億円)のような短期的な効果や、合併による公共施設利用の利便性向上の事例(図書館、保育所等)新たな組織の設置による住民サービスの高度化・多様化の事例(こども総合支援室、福祉総合支援センター等)について把握できました。
- (3) しかしながら、合併の効果は比較的長期の取組の結果生じるものと考えられ、各市町とも、現在 経過措置等を設けながら新たなまちづくりに取り組んでいる最中であり、現時点で合併の総括的な 効果を示せるまでには至っていません。

- (1) 合併支援交付金については、市町との意見交換等を行いながら、より効果的な交付方法について検討し、引き続き合併市町が行う新しいまちづくりへの財政支援を行います。
- (2) 各市町とも、合併後新団体として2ヵ年度を経過することから、現時点で合併の効果と考えている事項や、課題として残っている事項等を調査・整理し、その内容について情報提供していくとともに、今後の支援について検討していきます。

監査の結果

- 1 事業の執行に関する意見
- (鈴鹿山麓研究学園都市センターの活用)
- (4) 鈴鹿山麓研究学園都市センターは、年間2千万円以上の維持費を支出しながら一部を科学技術振興センターが使用するのみで、他の貸館部分の有料利用は低迷している。さらに、平成20年度からの科学技術振興センターの使用も明確になっていない。研究施設の立地が進まない等、当初の目的である研究者の交流が見込めない点や交通不便地に位置している点から、抜本的な活用策を早急に検討されたい。 (地域支援分野)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 鈴鹿山麓研究学園都市センター等を中核施設と位置付けている「三重ハイテクプラネット 21 構想」については、構想策定後 15 年が経過し、その間の社会経済情勢等の流れを受け、構想に基づく整備を終了することとしました。
- (2) 構想終了後も、鈴鹿山麓研究学園都市センターについては、引き続きセンターの設置目的に沿った形で存続させるものとし、所管のあり方等を含めた活用方策の検討を行いました。
- 2 取組の成果
- (1) 平成 19 年 7 月、国に対し「三重ハイテクプラネット 21 構想」の終了についての同意申請を行い、 同年 8 月に同意を得ました。
- (2) 平成20年度から、科学技術振興に関する施策の所管を政策部から農水商工部に移管すること、また、今後の鈴鹿山麓研究学園都市センターの活用方策等を考慮して、センターの所管も政策部から農水商工部に移管することとしました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

鈴鹿山麓研究学園都市センターの活用策については、平成20年度以降同センターを所管する農水 商工部において、北勢地域における産業振興政策を見据えながら、取り組んでいきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(大仏山周辺県有地等の利用)

(5) 大仏山周辺の県有地等 52.5ha は未利用状態が長期間続いており、土地開発公社所有分については多額の評価損が発生している。平成 9 年度から年 1 回程度、関係市町等と利活用について検討しているものの結論が出ていないので、実現可能な利活用に向けた方向性を早期に決定し、処理を進められたい。 (地域支援分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

平成 20 年 1 月に関係市町、県土地開発公社、県で構成する「大仏山地域連絡協議会」を開催しました。

2 取組の成果

「大仏山地域連絡協議会」では、工業団地整備の実施が困難な状況を説明し、今後は多方面から土地活用の検討を行っていくことについて意見交換を行いました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

関係市町とともに、実現可能な土地利用の方向性について多方面から検討を進めます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(東紀州地域活性化推進施策支援事業補助金)

(6) 平成 18 年度まで、県と市町で構成する東紀州地域活性化事業推進協議会に対し、補助金を支出してきた。19 年 4 月になって、当該協議会は任意団体のまま「東紀州観光まちづくり公社」に名称を変更しているが、県、市町及び当該団体の役割と機能が明確になっていない。当該団体における責任体制や県職員の服務等について早急に検討するとともに、当該団体に対する補助金のあり方などを見直されたい。 (東紀州対策局)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

東紀州観光まちづくり公社は、東紀州の5市町と三重県が、東紀州地域活性化事業推進協議会を母体として、紀南地域振興協議会が取り組んできたエコツーリズム事業を統合し平成19年4月に設立されたものです。

東紀州地域の活性化について、県や市町などがそれぞれの役割を果たしながら推進していくことが 大切ですが、広域的な観点も含め、東紀州の5市町および県が共同して取り組むことが事業効果や効 率面からもより重要であると考えています。

公社の組織について、任意団体であるために事業実施上の責任体制等について明確でないとの指摘 は認識しており、公社の民営化も含め、検討していく必要があると考えています。

公社は、従来の東紀州地域活性化事業推進協議会と異なり、公社事業を担当する職員を充実させるなど県としての関わり方を変えたことに伴い、平成20年度より当該団体への負担金とする財政支援方法の見直しを行うとともに、事業遂行上の責任体制や県職員の服務等について、紀北および紀南地域振興プロジェクトを東紀州振興プロジェクトに統合し、同プロジェクトの推進監が公社事業を担当する県職員を指揮監督する体制に見直しました。

2 取組の成果

東紀州振興プロジェクトの組織見直しに伴い、現場で直接指揮できるなど公社事業の推進体制の改善が図られると考えています。

公社は、東紀州地域の課題を解決するための地域づくりを部局横断的な視点も入れながら、観光振興、産業振興、まちづくりの面から広域的・総合的に市町と共同して推進しており、観光部門では、新たな観光資源の掘り起こし、大都市圏への情報発信と誘客、地域情報発信の地道な蓄積、他地域・他機関との連携など、産業部門では、地域の事業者への支援、紀勢道整備に伴う沿線地域の活性化検討、地域産品のPRなど、まちづくり部門では、熊野古道保全活動、みえ熊野学の推進、日本風景街道などのまちづくり活動への支援、公社ホームページのリニューアルなどに取り組み、一定の成果が得られています。

平成 20 年度以降(取組予定等)

東紀州地域が産業、観光、まちづくりの推進を通じて、持続可能な形で、活性化を図っていくためには、地域の多様な主体が協働して進める「新しい時代の公」と、地域の資源を最大限に活用しながら、地域の人たちが誇りをもって生きがいのある生活がおくれる地域をつくりあげる「文化力」の手法が重要であり、公社は地域のコーディネータとして、多様な主体が協働して、「文化力」を生かして推進する基盤の整備を進めているところです。そうした協働のコーディネートの役割を地域住民や民間団体が主役となって担うことができるよう、第二次戦略計画期間の平成22年度までは、公社が中心となってその取り組みを進めていきます。

公社の組織のあり方、方向性については、部門毎、あるいは部門を跨ぐ形での法人化等、あらゆる可能性を探っている段階であり、平成20年度は公社の事業評価とともに、その可能性についての分析を進め、その分析結果やその時点での状況を踏まえ、法人化、他法人への承継等具体的な準備に入りたいと考えています。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 【県民の声DBS保守・管理業務委託】 契約書に「別紙仕様書」と記載されているが、添付されていない(経営企画分野)
- (2) 【県印刷物の配布業務に関する委託】 実績報告が未提出で、完成認定書も未作成、履行確認の書面記録なし(経営企画分野)
- (3) 【「こころのふるさと三重」づくり戦略調査事業委託】 選定表の一部が鉛筆書き(政策企画分野)
- (4) 【宮川流域エコミュージアム流域案内人養成事業委託】 実績報告に拠点施設での企画展示について記載なし(地域支援分野)
- (5) 【木曽岬干拓排水機場自家用電気工作物保安管理業務委託】 特命随契理由が起案等に記載されていない(桑名県民センター)
- (6) 【北勢塾講師派遣委託】
 - ・請書の印紙に割印がされていない
 - ・契約の相手方から見積書、請書、請求書を同時に徴収している(桑名県民センター)
- (7) 【管内職員接遇研修業務委託】
 - ・1 者選定の理由が不明確で、複数者の選定等の検討の必要あり
 - ・研修の前後に実施する効果測定結果について報告の期日が定められていない

(松阪県民センター)

- (8) 【平成 18 年度第 2 回伊賀地域職員人権研修】
 - ・予定価格の記載なし
 - ・特命随意契約の規定条項の記載なし(伊賀県民センター)
- (9) 【平成 18 年度汚水処理施設管理運営委託】

特命随契しているが、複数者選定の検討の必要あり(科学技術振興センター林業研究部)

(10) 【平成 18 年度一般廃棄物収集運搬処理業務委託】

特命随契しているが、複数者選定の検討の必要あり(科学技術振興センター林業研究部)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 今後このような綴じ忘れがないよう、契約を締結する際は「契約書」に必要書類が添付されているか複数の職員で確認するようにしました。(経営企画分野)
- (2) 不足書類等の整備を行うとともに、職員への契約事務の周知を行いました。(経営企画分野)
- (3) 一部鉛筆書きのままとなっていた選定表について、ボールペンの記載に改めるとともに、今回の不備内容について職員に周知し、同じ誤りが発生しないよう徹底しました。(政策企画分野)
- (4) 受託団体に「拠点施設での企画展示」の実績を示す追加報告を求め、再提出された資料により、 受託者は、委託契約に基づく拠点施設での企画展示を実施していたことを確認し、契約は履行 されていたことを再確認しました。(地域支援分野)

(5) 当該業務委託については、一般競争入札(電子入札)による契約に変更しました。また、特命随契を行う場合には、その理由を明確にし、起案等に記載するよう徹底しました。

(桑名県民センター)

- (6) 請書の印紙に割印を行いました。また、契約に関する事務については、適正な事務処理を行うよう徹底しました。(桑名県民センター)
- (7) 今年度の委託契約については、仕様書に必要な事項を明記し、一般競争入札(電子入札)を実施 いたしました。(松阪県民センター)
- (8) 実施設計から支払まで、複数人によるチェック体制の強化を行いました。 (伊賀県民センター)
- (9)(10) 科学技術振興センター入札審査会設置要綱を見直しました。(平成 19 年 6 月 1 日改正) 主な見直し
 - ・ 予定価格(設計金額)が500万円以上の契約は、原則的に一般競争入札とし、予定価格(設計金額)が10万円以上500万円未満の契約は、原則的に一般競争入札または電子入札とする。
 - ・ 予定価格(設計金額)が10万円以上の契約で一般競争入札または電子入札によらない ものは入札審査会で検討する。等

科学技術振興センター契約取扱方針を定め独自の特命随意契約の承認基準を定めました。(平成 19 年 6 月 1 日策定)

主な見直し

- ・ 契約の対象となるシステム等に特許権、著作権等の排他的権利が設定されている場 合
- ・ 緊急の必要により競争入札に付することができない場合で、かつ対応が可能な業者 が1者しかないと判断される場合 等

平成 19 年度では、(9)の委託契約については、物件等地域調達型電子入札で実施し、(10)の委託契約については、4 者による見積合わせを実施しました。(科学技術振興センター)

2 取組の成果

(1)(2)(3)(4) 契約事務に関する職員の意識の向上が図れました。

(経営企画分野、政策企画分野、地域支援分野)

(5) 一般競争入札による契約に変更したことにより、透明性が確保されました。

(桑名県民センター)

- (6) 契約事務に関する職員の意識の向上が図れました。(桑名県民センター)
- (7) 仕様書等の精査、電子入札による一般競争入札を行ったことにより競争性、公正性、透明性を 高め、適正な委託業務の事務処理が図られました。(松阪県民センター)
- (8) 契約事務に関する職員の意識の向上が図られました。(伊賀県民センター)
- (9)(10) 委託契約について科学技術振興センターの一般競争入札等の実施状況が、平成 18 年度 9 月末と平成 19 年度 9 月末を比較すると、一般競争入札(電子入札含む。)の割合が 7%から 59%に増加し、随意契約の割合が 93%から 41%に減少しました。(科学技術振興センター)

平成 18 年 9 月末 平成 19 年 9 月末 一般競争入札 件数 9 件 件数 61 件 (電子入札含む。)金額 37,376 千円 金額 58,827 千円 随意契約 件数 128 件 件数 42 件 金額 72,328 千円 金額 29,049 千円

平成 20 年度以降(取組予定等)

- (1)(2)(3)(4) 平成 19 年度に実施した取組内容を踏まえ、部経理担当室と連携し、引き続き適正な 事務処理を行ってまいります。(経営企画分野、政策企画分野、地域支援分野)
- (5) 契約を行う場合には、今後も透明性の確保に努めます。(桑名県民センター)
- (6) 引き続き会計規則等に基づき、適正な事務処理に努めます。(桑名県民センター)
- (7) 委託業務の内容等精査し、複数選定できる場合一般競争入札や企画提案コンペ等を実施することにより、競争性、公正性、透明性を高めるよう努め契約手続きの適正化に努めていきます。また、委託業務の目的を達成するため、仕様書等の内容を精査し、適正な事務処理に努めていきます。(松阪県民センター)
- (8) 引き続き契約に対する意識を高めるとともに、厳格なチェックを行っていきます。

(伊賀県民センター)

(9)(10) 引き続き、適切な契約事務に努めます。(科学技術振興センター)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2)支出に関する事務
 - ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 県単工事

- (1)【熊野古道センター外構工事その1】
- (2) 【同センター外構工事その2】
- (3)【同センター常設展示工事】

設計変更にかかる指名審査会の事前審査や事後報告を行っていない(東紀州対策局)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

「三重県建設工事設計変更要領」の規定を遵守し、設計変更にかかる指名審査会の事前審査や事後報告について、適正に事務処理を行うよう、職員に対し周知徹底を図り、再発防止に努めました。

2 取組の成果

今後同様の指摘を受けることがないよう、適正な事務処理に努めました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き適正な事務処理に努めてまいります。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2)支出に関する事務
 - ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のう え、今後、適正な事務処理に努められたい。
 - ウ 県単補助金
 - (1) 【過疎市町等地域づくり支援事業補助金 】 要領における補助対象経費の記載が不明確
 - (2)【生活創造圏ビジョン関係の負担金、補助金】
 - ・対象事業等を定めた協定や補助要領等が存在しない
 - ・負担金等を受ける側の業務も県職員が担っている

(地域支援分野)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 過疎市町等地域づくり支援事業補助金交付要領を改正し、補助対象経費の記載を明確にしました。
- (2) 広域的な地域づくりとして進めてきた生活創造圏づくり及び生活創造圏ビジョンを見直し、県は地域の主体となった地域づくりを補完、支援する役割に移行することとし、平成 18 年度中にビジョン推進組織や事業を民間団体等へ移行しました。
- 2 取組の成果
- (1) 交付要領の見直しにより、補助対象経費と補助対象外経費の区分が明確となり、平成 19 年度補助金申請から適用しています。
- (2) ビジョン推進組織及び事業は民間団体等の取組へ移行しており、県は自主的な運営を尊重しながら、協力関係を維持していきます。

- (1) 改正した交付要領に基づき、適切な補助金の事務処理を行います。
- (2) 生活創造圏ビジョン関係の負担金、補助金は平成18年度をもって廃止しました。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2)支出に関する事務
 - ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

工旅費

- (1) 経営品質ベンチマーキング等において、旅行命令に2箇所目の用務先の記載なし (経営企画分野)
- (2) 国家予算要望等において、日当額の適用誤りあり(経営企画分野)
- (3) 中核交流施設整備事業企業訪問において、直行直帰の旅行命令に自宅市町名の記載なし (東紀州対策局)
- (4) 選挙訴訟事務研修会において、復命書の内容が不十分(四日市県民センター)
- (5) 度会郡町長会先進地視察において、行程の経済性について十分検討し、命令時の起案等に 検討結果を明記すべき(伊勢県民センター)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 今回の指摘について職員の情報共有を図り記載漏れのないよう周知しました。(経営企画分野)
- (2) 日当額差額 900 円(正当日当額 1,650 円 既支給日当額 750 円)を平成 19 年度旅費で予算措置し、過年度支出を行いました。(経営企画分野)
- (3) 今回の指摘について職員の情報共有を図り記載漏れのないよう周知しました。(東紀州対策局)
- (4) 復命書の内容が不十分であったため、早速、この件の詳細な復命書の作成を改めて作成しました。 この件は、口頭では詳細に報告していましたが、その内容をすべて復命書に記入していなかったこ とが原因のため、第三者が見ても分かる復命書の作成を、所属として徹底することとしました。
 - (四日市県民センター)
- (5) 先進地等の視察出張において、移動方法、宿泊場所等を設定するに際して、業務の内容等から、 県の旅費規程に従った経済的な経路とし難い場合は、当該行程となった事情等を命令時の起案等に 明記したうえで行程を決めることとしました。(伊勢県民センター)
- 2 取組の成果

職員への周知を行うことにより、指摘のあった事項については適正な事務処理が行われました。 (経営企画分野、東紀州対策局、四日市県民センター、伊勢県民センター)

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成 19 年度に実施した取組内容を踏まえ、引き続き適正な事務処理を行ってまいります。 (経営企画分野、東紀州対策局、四日市県民センター、伊勢県民センター)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務
 - イ 支出時の確認不足による歳出戻入があるので、支出事務のチェック機能の強化を図るととも に、今後、適切な事務処理に努められたい。

歳出戻入

(1) 燃料費

1,077,300 円

(科学技術振興センター保健環境研究部)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 平成 19 年 12 月に各研究部の経理担当者による事務改善検討会を開催し、経理担当者と検収者の連携を一層密にするとともに、経理担当者の事務決裁でのチェックの徹底を図りました。

(科学技術振興センター)

- 2 取組の成果
- (1) これまでのところ、事務改善検討会で検討した改善対策を徹底しています。

(科学技術振興センター)

平成 20 年度以降(取組予定等)

(1) 支出時の出納員や複数の経理担当者によるチェック機能を高め、適切な事務処理を徹底していきます。(科学技術振興センター)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

ア 公有財産・物品の管理状況

- (1) 過去の委託契約等で納入された備品で、平成18年度になってから事後登録したものあり (情報化・統計分野)
- (2) 物品の台帳管理について、処分済みのX線自動現像機の登録が出納員在庫のままとなっている(桑名県民センター)
- (3) 物品表示票が貼付されていない備品あり(四日市県民センター)
- (4) 防災無線関連の2物品について、登録上の使用所属が鈴鹿建設部のままになっている (鈴鹿県民センター)
- (5) 鈴鹿水産研究室培養棟内の火災(修繕費2,131,500円(科学技術振興センター水産研究部)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 平成 18 年度に自主点検を行い、平成 12 年度に整備した「光ファイバーケーブル」、平成 16 年度 に整備した「三重県ドメイン再構築用機器」、平成 17 年度に整備した「ファイアーウォール再構築 用機器」の備品登録漏れを発見し、全て自主的に備品登録しました。

以降は、事業担当職員と経理担当職員の連携をより密にし、機器整備にあたり登録漏れが発生しないよう努めています。(情報化・統計分野)

- (2) 処分決議書を作成し、平成18年度の処理を行いました。(桑名県民センター)
- (3) 特別会議室に掲示の絵画(昭和60年2月受入)の物品表示票の貼付漏れがありましたが、これ以外に貼付漏れはなく、この指摘以降、特に物品表示票は漏れなく貼付するように注意しています。(四日市県民センター)
- (4) 当該物品について、使用所属を鈴鹿建設部から鈴鹿県民センターに変更しました。

(鈴鹿県民センター)

- (5) 平成 18 年度の火災発生後、(財)中部電気保安協会三重県支部の協力を得て、危機管理担当者や施設管理者を対象に「電気による火災予防」について講習会を実施するとともに、全研究部で電気コンセント等の総点検を実施し、工業研究部、農業研究部等で改修を行いました。平成 19 年度も引き続き、予防対策の継続実施を各研究部に呼びかけ、下記の電気火災予防対策を実施しています。
 - ・使用しない電気器具のコンセントからの取り外し
 - ・コンセント類の清掃
 - ・室内の整理整頓
 - ・耐用年数を過ぎている器具や壊れかけている器具の使用には充分注意する
 - ・床上配線の損傷など使用状況には十分注意する等(科学技術振興センター)

2 取組の成果

平成20年5月12日

- (1) 備品の登録漏れはありません。(情報化・統計分野)
- (2) 適正な事務処理となりました。(桑名県民センター)
- (3) 貼付漏れはありません。(四日市県民センター)
- (4) 物品を実際使用している所属と財務システム登録の使用所属が一致しました。

(鈴鹿県民センター)

(5) 上記の取り組みにより、以後、火災については発生していません。 (科学技術振興センター)

平成 20 年度以降(取組予定等)

- (1) 引き続き、事業担当職員と経理担当職員の連携をより密にし、機器整備にあたり登録漏れが発生しないよう努めます。(情報化・統計分野)
- (2) 物品管理事務の業務フローを正確に理解し、物品管理事務の手引き(三重県出納局作成)を参照しながら、適切な物品管理に努めます。(桑名県民センター)
- (3) 今後も、備品の物品表示票は、漏れなく貼付していきます。また、漏れのないよう、チェックを強化していきます。(四日市県民センター)
- (4) 今後も物品の使用所属と財務システムの登録が一致するように、適正に管理していきます。

(鈴鹿県民センター)

(5) 引き続き、対策を実施し、火災防止に努めます。(科学技術振興センター)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3)財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 基金の運用・執行状況

振興拠点地域基本構想推進基金について、基となる構想が廃止されたため、基金のあり方を検討されたい (地域支援分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

今後の県民ニーズに対応するための施策のあるべき方向性を見据えた上で、施策面、財源面の両面から見直しの検討を行いました。(地域支援分野)

2 取組の成果

振興拠点地域基本構想が廃止されたため、同構想の推進を目的とした振興拠点地域基本構想推進基金は廃止することとしました。(地域支援分野)

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成20年4月1日をもって振興拠点地域基本構想推進基金を廃止する予定です。

(地域支援分野)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3)財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- ウ 金品亡失
 - (1) ETCカードの紛失(被害金額なし)(尾鷲県民センター)
 - (2) 公用車の後部バンパー等の損傷(修理代66,979円)(熊野県民センター)
 - (3) 公用車の前部バンパー等の損傷(修理代65,415円)(熊野県民センター)
 - (4) 公用車のフロントガラスの損傷(修理代 15,750円)

(科学技術振興センター保健環境研究部)

(5) 公用車の左後部損傷(修理代 110,250円)

(科学技術振興センター林業研究部)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 毎日ETCカードの返却状況を確認するよう是正しました。(尾鷲県民センター)
- (2) (3) 事故発生時には、処理状況の確認を徹底するなど、迅速かつ適正な事務処理を行うよう、また、交通事故防止、飲酒運転の撲滅について、職員に対して徹底しました。さらに、平成 20 年 2 月 4 日・5 日に熊野庁舎(単独地域機関を含む)の各事務所の職員を対象とした安全運転講習会を開催しました。(熊野県民センター)
- (4)(5) 様々な会議や交通安全研修等を実施し、交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図っています。(科学技術振興センター)
- 2 取組の成果
- (1) 勤務時間外に用務が及ぶ場合を除き、ETCカード使用後は、勤務時間内に返却することが徹底されました。(尾鷲県民センター)
- (2)(3) 職員の安全運転への意識、事故発生時における適正な事務処理に対する意識の向上を図ることができました。(熊野県民センター)
- (4)(5) 平成 18 年度と同様な自損事故が 2 件発生しています。安全運転について、さらなる注意を促しています。(科学技術振興センター)

平成 20 年度以降(取組予定等)

- (1) 引き続き、ETCカードの適正な管理に努めます。(尾鷲県民センター)
- (2)(3) 平成19年度に引き続き、職員に対して法令遵守、安全運転について徹底するとともに、事故発生時には処理状況の確認を徹底するなど、迅速かつ適正な事務処理を行います。

(熊野県民センター)

(4)(5) 交通安全意識、県有財産管理意識の高揚には、継続して地道に取り組むことが肝心であり、引き続き対策に取り組みます。(科学技術振興センター)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) 指定管理者制度の実施状況
 - (三重県立ゆめドームうえの)

基本協定書における年間利用者数目標が達成されていないので、指定管理者である伊賀市と 連携し、利用者の増加を図られたい。また、指定管理者からの事業報告書の提出が期限内に行 われていない。 (地域支援分野)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 指定管理者である伊賀市と連携し、利用者に施設の概要がより分かりやすいようパンフレットを リニューアルし、伊賀市の関連施設に配布するなど、利用者増加に向けた広報に努めました。また、 指定管理者からの事業報告書については、期限内に提出するよう指定管理者に指導しました。
- 2 取組の成果
- (1) 利用者増加に向けた広報に努めた結果、スポーツ関係団体の定期的な講習会の会場としての利用等の新たな利用者増加につながりました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

(1) 施設の利用者を増加させるため、新規利用者の拡大を目指した広報の充実や、利用者にとって、より使いやすい施設となるよう努めていきます。また、事業報告書の提出が期限内に行われるよう、引き続き指定管理者を指導し、適正な事務執行に務めます。

(熊野県民センター)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 手当の認定

扶養手当等の認定について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 通勤手当について、休暇等で支給額が変更になったのに、通勤届に記入されず、決裁も 受けていないものあり (桑名県民センター)
- (2) 扶養手当について、認定簿への記載漏れあり (熊野県民センター)
- (3) 住居手当について、登記簿謄本未添付、認定簿への転記漏れ、住民票未添付あり
- (4) 通勤手当について、定期券・回数券の写し未添付あり (熊野県民センター)
- (5) 特殊勤務実績簿の決裁をまとめて実施 (科学技術振興センター保健環境研究部)
- (6) 特殊勤務実績簿(危険作業手当分)の作業内容の記載に、手当対象と確認できないもの あり (科学技術振興センター林業研究部)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 通勤届に記入のないものについて、記入し決裁を受けました。(桑名県民センター)
- (2) 扶養手当について、認定簿への記載漏れがないか確認するとともに、認定の都度、認定簿への記載を確実に行うよう徹底しました。(熊野県民センター)
- (3) 住居手当について、認定簿への記載漏れや未添付書類がないか確認するとともに、認定の都度、添付書類の確認と認定簿への記載を確実に行うよう徹底しました。(熊野県民センター)
- (4) 通勤手当について、交通機関利用者のうち、回数券未添付の1名については、現金で通勤していることを確認しましたが、平成19年6月から交通用具利用に変更しました。定期券未添付の1名については、平成17年度で任用期間が終了しているため確認できませんでした。(交通用具利用と比較して安価)(熊野県民センター)
- (5)(6) 全研究部の事務担当者を対象に、手当の認定について、実績ごとの所属長への報告を再確認するとともに、
 - (5)については、実績ごとに確認できるよう改めました。
 - (6)については、手当対象である従事した作業内容に記載するよう改めました

(科学技術振興センター)

2 取組の成果

早急に改善を行い、各種手当の認定時及び事後の確認、事務処理について、適正に行うことができました。(桑名県民センター、熊野県民センター、科学技術振興センター)

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成 19 年度に引き続き、各種手当の認定時及び事後の確認、事務処理について、適正に実施してまいります。(桑名県民センター、熊野県民センター、科学技術振興センター)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より 一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられた い。

(1) 物損事故(負担割合:県100%・相手0%)(物損額:県35,000円)

(伊賀県民センター)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 伊賀県民センター職員に交通事故防止の徹底を図るとともに、伊賀庁舎室長会議にて庁舎全体の交通事故防止を呼びかけました。

交通安全意識の高揚を図るため、伊賀庁舎全体で交通安全研修を実施しました。

(10月1日、2日実施 277名出席(職員数291名))

うち県民センター 26 名出席(職員数 29 名)

(伊賀県民センター)

- 2 取組の成果
- (1) 交通安全意識の高揚が図れました。(伊賀県民センター)

平成 20 年度以降(取組予定等)

(1) 今後も継続的に事故防止の徹底及び交通安全の意識の醸成に取り組みます。

(伊賀県民センター)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(7) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- ・ 公用車の購入契約書に誤った車名が記載及び起案文書の校合欄及び公印欄が空白 (四日市県民センター)
- ・ 平成 18 年度後納郵便料金(4、5 月分)について、本来、資金前渡定例払により支払うべきところであるが、期日までに資金前渡受者口座への入金を行っていなかった (熊野県民センター)
- ・ 委託業務で支出命令額の誤りに気づき、相手方口座に入金される前に指定金融機関から 戻入したものあり (科学技術振興センター農業研究部)
- ・ 請求書の確認誤りによる二重払いあり (科学技術振興センター畜産研究部)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - ・ 所属内に注意喚起を行うとともに、担当者がこれまで以上に慎重に確認し、チェック体制の 充実に努めました。(四日市県民センター)
 - ・ 支払い遅延等防止のため、迅速な処理と職員間における相互確認の実施について徹底するとともに、資金前渡定例払の通帳口座を事務所ごとに分けることで、支払事務担当者間での思い違いによるミスの発生防止に努めました。(熊野県民センター)
 - ・ 平成 19 年 12 月に各研究部の経理担当者による事務改善検討会を開催し、経理担当者と検収者の連携を一層密にするとともに、経理担当者の事務決裁でのチェックの徹底を図りました。

(科学技術振興センター)

2 取組の成果

- ・ 契約書作成に関して同様の誤り・トラブル等は発生していません。(四日市県民センター)
- · 改善措置を講じたことにより、適正な事務執行を行うことができました。

(熊野県民センター)

これまでのところ、事務改善検討会で検討した改善対策を徹底しています。

(科学技術振興センター)

- ・ 今後も、契約書作成の際の担当者本人のチェックと共に、二重チェック、三重チェックを充 実させ、ミスがないようにしていきます。(四日市県民センター)
- ・ 平成 19 年度に引き続き、適正な事務執行を行うよう努めてまいります。(熊野県民センター)
- ・ 経理担当者と検収者の連携を一層密にするとともに、支出時の出納員や複数の経理担当者の チェック機能を高め、適切な事務を徹底していきます。(科学技術振興センター)

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(公務員倫理の徹底)

(1) 平成 18 年度に職務上の不正行為、飲酒運転、殺人事件などの職員の不祥事が発生したことから、 再発防止のため、公務員倫理等について、職員研修の実施や綱紀粛正の通知により周知徹底を図っ たところであるが、その後も職員の飲酒運転等の不祥事が発生している。今後は、行政に対する信 頼の回復と不祥事の再発防止のため、各部と連携のうえ綱紀の粛正を確保し、公務員倫理の徹底を 図られたい。

(組織・職員分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

(1) 職員の服務規律の確保や綱紀粛正については、総務部長通知で注意を喚起したほか、階層別研修における倫理研修の内容を充実するとともに、法務文書に係る知識の再取得や職場におけるチームワークの向上のための研修を実施しました。

職員の綱紀粛正について(依命通知) 平成 19年 10月 10日、12月7日 実施した研修

- ·会計事務研修(必須)-係長級昇任時、課長補佐級昇任時、課長級昇任時
 - 適正な会計事務の執行を確保するために必要な知識についての研修
- ・法務文書の基礎的知識再取得研修(希望者)
 - 公文書の書き方に加え、文書の取り扱いやわかりやすい文章表現についての研修
- ・チームワーク向上研修(希望者)
 - コミュニケーション力など社会人としての基礎的な力を発揮し、職場内でのチームワークを 向上し、県民の信頼を得ることについての研修
- (2) 不正を未然に防止し、透明で公正な県政運営を確保するため、平成18年度に創設した内部通報制度については、通報しやすい環境を整えることで、制度をより円滑に運用し、県政に対する一層の信頼性を確保するため、平成19年4月1日に県の外部に独立した通報窓口(外部窓口)を設置しました。

2 取組の成果

- (1) 総務部長通知に併せ、人事関係の会議(各部局総務室長会議、副室長会議、担当者会議など) や倫理研修などで県民の皆さんからいただいた声や職員の処分状況なども交えて、啓発、注意喚起 を行うことで、一層公務員倫理の徹底を図ることができました。
- (2) 外部窓口への通報件数 4件(平成20年3月末現在)

平成 20 年度以降(取組予定等)

行政に対する信頼の回復と不祥事の再発防止のためには、継続的な取り組みが必要であることから、 平成20年度以降も、平成19年度と同様、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。

監査の結果

(財務事務の適正化)

(2) 監査対象機関の一部において、支払先の誤り、二重払いなどの不適切な処理、年度末の多量の 消耗品購入、行政財産の目的外使用許可について許可書の不交付や申請箇所と現状が一致していな いなど、不適切な事務処理を行っている事例が見受けられた。

事務の効率化を進める中においても、内部統制、チェック機能を十分に発揮し、会計規則等関係 法規に基づき適切に処理するよう、関係部局等と連携し、職員に法令遵守の徹底を図られたい。

(組織・職員分野、財政・施設分野

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

平成 18 年 8 月に発出した職員の綱紀粛正に係る依命通知の趣旨を一層徹底するため、階層別研修における出納研修の充実を図りました。

職員の不注意によるミスなどにより、県政の信頼をなくしかねない事案の再発防止、未然防止のため、防災危機管理部、政策部、総務部が中心となって、全庁的に不注意ミス等の防止キャンペーンを展開しました。各所属における管理監督職員の勉強会やテーブル訓練、職員からの意見・提案募集等を実施するとともに、中期的な対応として、ワーキンググループを設置し、その背景にある根本的、間接的な原因、要因を分析・検証するとともに、その対応策を検討し「不注意によるミス等の防止に向けた取組結果報告」を取りまとめました。

行政財産目的外使用許可にかかる事務の運用について、庁舎管理担当者会議において、周知を図るとともに、指摘のありました問題については、適正化に向けての方策を協議しました。

2 取組の成果

係長級昇任時、課長補佐級昇任時、課長級昇任時のそれぞれの階層別研修において、会計事務研修(必須)を新設しました。

勉強会やテーブル訓練等を通して、職員の危機管理意識の醸成、所属内の円滑なコミュニケーションの確保等に一定の効果があったと考えています。また、チェック機能の確保については、職場の体制や業務の特性に応じた方法を工夫していく必要があることから、チェック体制の充実・強化の手法を改めて各部局に示すとともに、所属長、副室長、課長等の役割についても周知しました。行政財産目的外使用許可にかかる問題点については、庁舎管理者と協議のうえ改善済みです。

平成 20 年度以降(取組予定等)

職員に財務事務の適正化に向けた法令遵守意識を徹底するためには、継続的な取り組みが必要であることから、平成 20 年度以降も、平成 19 年度と同様、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。

ワーキンググループの検討結果等を踏まえて、不注意ミス等の防止に向けた取組みが一過性のも のとならないよう、継続的に取り組んでいきます。

年度毎に担当者が変わるため、庁舎管理担当者会議において行政財産目的外使用許可にかかる事務の適正化について、引き続き周知を図るとともに使用許可事務について疑義がある場合は、協議、相談してもらうよう呼びかけます。

監査の結果

(健全な財政運営)

(3) 平成 18 年度の県財政は、公債費負担比率や財政力指数は前年度に比べて改善が見られるものの、経常収支比率が 94.1%と前年度に比べ 2.7 ポイント上昇し、また、県債残高が引き続き増加するなど依然として厳しい財政状況となっている。

県民しあわせプラン第二次戦略計画の財政見通し(平成19~22年度)では、財源不足を調整するための地方債を発行しても、なお財源不足が生じると試算しているので、第二次戦略計画を着実に実行するため、県が担う領域の判断基準に基づく県関与の必要性を徹底して検証し、事業の選択と集中をさらに進めるとともに、歳入の確保などに一層取り組み、健全で効率的な財政運営に努められたい。

(財政・施設分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

今後も厳しい財政状況が見込まれる中、「県民しあわせプラン」を着実に推進するとともに、県民 に必要な行政サービスを持続的に提供していくために、財政の健全化や安定的な財政運営を引き続 き進めています。

前年度事業の成果の確認と検証作業の中で、成果の達成状況、費用対効果及び県の関与の必要性などの視点から、徹底した事務事業の見直しの指摘を行いました。

2 取組の成果

平成 20 年度当初予算において、成果の確認と検証の結果も含め、107 事業の廃止、休止、リフォームを行い、約 42 億円の縮減を行いました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」の2年目の年として、戦略計画に定める事業を着実に推進し、成果の達成を目指すとともに、喫緊の課題にも対応していくため、限られた行政経営資源のもと、「選択と集中」をより一層進め、メリハリのある予算とします。

監査の結果

(県税等の未収金対策)

(4) 預貯金、給与及び自動車等の差押、インターネットを活用した公売を行うなど様々な滞納処分 を進めているが、平成 18 年度における県税等(加算金を含む。)の収入未済額は 5,736,100,255 円 で依然として多額であるので、債務者に対する財産や状況の調査を徹底するなど、引き続き積極的 な対策を行い、収入未済額の減少に努められたい。

また、県税の未収金のうち個人県民税が全体の52.2%(前年度54.1%)を占めているので、地 方税法第48条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、「地方税収確保対策連絡 会議」の積極的な活用、市町及び関係機関との連携を更に強化し、税収確保に努められたい。

(財政・施設分野、各県税事務所)

講じた措置

平成 19 年度

- 実施した取組内容
- (1) 高額滞納者等に対する差押、公売などの滞納処分をより一層強化するため、県庁税務政策室納 税支援グループ内に平成 16 年度より『特別徴収機動班』を置き、県税事務所と連携のうえ機動的 に滞納整理を実施し、県税収入の確保に取り組みました。(財政・施設分野)

県内全域の徴収体制を強化し、次のような滞納整理を実施しました。

各県税事務所の高額・難件事案に対する指定と差押処分の強化

国税徴収法に基づく滞納者宅等の捜索実施

差押不動産・動産のインターネット公売実施

県税の課税部門と連携した機動的な徴収

その他県税収入の確保及び県税収入未済額縮減対策

三重地方税管理回収機構との連携

- (2)公売手法を拡大し、滞納処分を強化するため、平成 17年 10月より、インターネットを利用した 公売を実施し、不動産、自動車、動産等を売却換価しました。(財政・施設分野、各県税事務所)
- (3)自動車税については、コンビニ納付を導入し納付機会の拡大を図るとともに、督促から差押えま での段階的な滞納整理を実施して「滞納処分の強化」に取り組みました。また、特に現年度の高額 滞納者に対し、早期に折衝をし、完納時期を早めるとともに未納車両の縮減に取り組みました。(財 政・施設分野、各県税事務所)
- (4)県・市町等県税併任職員4名を市町に派遣し、市町村税(個人県民税を含む。)の滞納整理のた めの業務に取り組むとともに、地方税法 48 条を適用して、滞納案件の引き継ぎを受け、滞納処分 を行いました。(財政・施設分野、各県税事務所)
- (5)県内全市町を構成団体とする「三重地方税管理回収機構」が平成16年4月1日に設立されたこ とから、同機構との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、機構へ職員を派 遣するなどの支援を行いました。(財政・施設分野)
- 2 取組の成果
- (1) 平成20年2月末現在の「特別徴収機動班」の状況(財政・施設分野)

高額・難件事案の指定

約7億8千7百万円

本税・延滞金等の徴収・差押など処理済額

約7億4百万円

処理済額のうち徴収額(本税のほか延滞金等含む) 約2億8千5百万円

国税徴収法に基づく捜索・タイヤロック等実施回数

45回(県税事務所と連携して実施)

差押不動産・動産等のインターネット公売5回(延べ24事務所)

- (2)インターネット公売は、従来の公売のイメージを大きく変え、高額での落札による税収確保効果、 県内外へのPR効果、滞納の抑止効果など様々な効果を生み出しました。(財政・施設分野、各県 税事務所)
 - ・平成 20 年 2 月末現在 不動産、自動車、動産 63 件中 49 件売却 約 16,802 千円

(3)自動車税の状況(財政・施設分野、各県税事務所)

平成 19 年度からコンビニ納付を始めたことから、18 年度まで実施していたショッピングセンターでの休日出張窓口を取りやめました。

納期内納付率

74.4% (納期内納付額/課税額)

納期内納付額

約 223 億円

納期内納付額のうちコンビニ納付額 約43億円(利用率19.3%)

コンビニ納付額のうち休日・夜間等での納付 約29億円(利用率67.9%)

平成 19 年 5 月 31 日納期限後、6 月に督促状、7 月に催告状を送付し、9 月には来所依頼書を送付したうえで、9 月末に県内一斉で休日窓口の開設を行いました。

・来所依頼に伴う休日窓口での納付額

約2千7百万円

- ・休日窓口を含む来所依頼期間中の来所による納付額 約9千4百万円
- ・来所依頼期間中の納付額(銀行等での納付を含む)約2億1千2百万円

平成 19 年 11 月に差押事前通知を送付し、19 年 12 月・20 年 1 月を「差押強化月間」に設定して差押処分の強化を図りました。

- ・20年1月末差押枚数 3,293枚(内差押強化月間中 1,104枚)
- (4)県・市町等県税併任職員の取り組みについて(財政・施設分野、各県税事務所) 平成19年度の県・市町等県税併任職員の派遣予定

派遣市町村数 16 市町

県・市町等県税併任職員の業務内容

- ・市町の自力執行としての滞納処分
- ・三重地方税管理回収機構への移管に関する選定・相談業務
- ・地方税法 48 条に係る引継業務

地方税第48条により引継ぎを受け、滞納整理を行いました。

平成20年2月末現在の状況

引受市町数 16 市町

引受案件数 214件 1億1千7百万円

処理済(徴収・差押等)金額 約1億6千万円(うち延滞金約4千5百万円) 処理済金額のうち徴収金額 約1億3千8百万円(うち延滞金約3千3百万円)

(5)「三重地方税管理回収機構」の徴収状況と支援について(財政・施設分野)

平成 20年1月末現在の三重地方税管理回収機構の状況

- ・徴収金額 約5億6千万円
- · 差押処分件数 1.063 件

県は、同機構の設立準備期から支援を行ってきましたが、平成 19 年度においても、機構との連携を強化するなど実効性のある税収確保を進めるため、次のような支援を行いました。

- ・地方税の専門知識を有する職員の派遣(3名)
- ・同機構の事務所として県有施設の提供(県津庁舎)
- ・滞納処分事務等に関する県税職員の技術的支援
- (6)関係機関との連携・協働(財政・施設分野、各県税事務所)

三重県地方税収確保対策連絡会議、市町行財政室、三重地方税管理回収機構及び市町、それぞれの協力を得て、税務職員の能力・意欲向上のための研修会を開催しました。

- ・市町・県徴収事務研修会 参加 87 名
- ・市町・県徴収トップセミナー 参加 62 名
- ・徴収事例発表会(19年度新規)参加 93名

平成 20 年度以降(取組予定等)

- (1)税務政策室納税支援グループ内の「特別徴収機動班」と各県税事務所とが連携のうえ、機動的な 滞納整理を実施し、県税収入の確保に取り組みます。
- (2)インターネット公売については、引き続き滞納処分を強化するため、滞納整理の手法として積極 的に進めていきます。
- (3)自動車税の納期限後、督促から差押えまでの段階的な滞納整理を実施して税収確保に取り組みます。
- (4)県・市町等県税併任職員を市町へ派遣し、市町村税(個人県民税を含む。)の滞納整理のための業務に取り組みます。
- (5)「三重地方税管理回収機構」との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、同機構へ職員を派遣するなどの支援に取り組みます。
- (6)個人県民税の未収金対策として、納税支援グループに担当を設置し、県・市町等県税併任職員と連携して、地方税法第48条を活用した県による直接徴収を積極的に進めます。

各地区地方税収確保対策会議(各県税事務所単位で設置)を通じ、住民税の収入未済状況の 把握に努めます。

住民税の地方税法第48条による引継ぎを受けて滞納整理することが最も効果的で効率的と 判断されるものについて、滞納案件のうち高額滞納案件等を中心に市町とともに精査し、三重 地方税管理回収機構とも連携し、積極的に引継ぎを受け、滞納処分を進めます。

監査の結果

(公舎貸下料の見直し)

(5) 公舎の貸下料については、三重県公舎貸付料算定基準に基づき定めているが、平成9年4月1 日以降見直しが行われていないので、地域の実情などを踏まえたうえで基準を見直されたい。

(財政・施設分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

今後の職員公舎のあり方について、人材政策室、給与福利室、職員労働組合、管財室による「職員公舎のあり方検討会」を平成 17 年度に発足させ、本年度まで継続して検討を重ねてきました。

2 取組の成果

東紀州地域・県外公舎は存続、それ以外の地域は必要性が低いとの結論が出ました。 また、平成20年度当初から三重県公舎貸付料算定基準の改正(平成16年度に改正された国家公務員宿舎法に準拠)を実施します。

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成 20 年 4 月 1 日から三重県公舎貸付料算定基準の改正を実施します。 (平均上昇率は県内公舎約 9.5%アップ、県外公舎約 24.8%アップとなります。)

監査の結果

(情報の適正管理)

(6) 桑名県税事務所において、法人県民税・法人事業税の申告書共同発送に際して、法人の申告書の封入を誤り正当な納税者に送付されていなかった事案が発生しているので、情報漏洩等の発生防止の徹底とともに、納税者情報保護等に対する職員の意識の向上を図られたい。

(財政・施設分野、桑名県税事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- (1) 共同封入作業については職員 2 名が税務署に申告書を持参のうえ赴き、各自が封筒に申告書を 封入していましたが、事案発生後はチェックを徹底するため、申告書のリスト(申告書発送一覧) を税務署に持参し、申告書を封入するごとにリストをチェックし、また、封入後は人を交代し、 宛名に間違いがないか二重チェックを行う防止のしくみを構築しました。(桑名県税事務所)
- (2) 今回の誤封入については、各県税事務所でも起こりうることから、会議等を通じ各県税事務所担当職員へ注意喚起するとともにチェックの徹底を図りました。

(財政・施設分野)

2 取組の成果

取り組みの結果、封入誤り等の不適切な事案は発生していません。

(財政・施設分野、桑名県税事務所)

平成 20 年度以降(取組予定等)

今後も二重チェックなどの防止策を継続して取り組むとともに、不注意によるうっかりミスを防止するため、所内会議や日常業務等を通じ職員へ徹底します。

(財政・施設分野、桑名県税事務所)

監査の結果

(基金運用益金の積立)

(7) 基金運用益から生じる収益は、それぞれの条例に基づき予算に計上して基金に積み立てることとされているが、財政調整基金、県債管理基金及び庁舎等整備基金の運用益金 5,629,280 円が積立不足であったので、条例に基づき適正に積み立てられたい。

(財政・施設分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

予算編成時等のチェック体制を強化し、積み立て不足の再発防止に努めました。

2 取組の成果

積み立て不足額については、補正予算において適切な予算計上を行うとともに、再発の防止に努めました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き予算編成時等のチェック体制を強化し、積み立て不足の再発防止に努めていきます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1) 収入に関する事務
 - ア 本庁分

雑入の収入未済額が1,860円(対前年度比100.0%)あるので、収納促進を図るとともに、今後の発生防止に努められたい。

(財政・施設分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

債務者が行方不明となって7年が経過し現在も連絡を取ることができない状態です。債務者の代理人である弁護士への委任契約が「すべて委任する」ということであれば時効の援用が可能となり債務が消滅することから代理人に委任内容を確認しました。

2 取組の成果

代理人に債務者からの委任内容を確認したところ、代理人としての委任は、破産しようとした時に 債務者から「破産に関しての権限を委任されたもの」で、すべての権限を委任されたものではないと のことでした。

- (1)今後、倒産等による収入金が発生した場合は、法定代理人等と面談するなど、適切に対応していきます。
- (2)過年度未収金については、代理人と引き続き連絡を取りながら、適切な対応をしていきます。

監査の結果

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今 後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(1) 地方行財政調査委託 (財政・施設分野)

(2) 地域庁舎ペーパーリサイクル委託 (財政・施設分野)

(3) 給与支払報告書等封入作業委託 (桑名県税事務所)

(4) 給与支払報告書等封入作業委託等 (桑名、鈴鹿、津総合県税事務所)

(5) 自家用電気工作物の保安管理業務

(伊勢県民センター) (6) 尾鷲庁舎一般廃棄物処理業務委託 (尾鷲県民センター)

イ 県単工事

(1) 鈴鹿庁舎2階、4階間仕切り改修工事

(鈴鹿県民センター) (2) 津庁舎本館間仕切新設及び移設工事 (津県民センター)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

ア 業務委託

- (1) 地方行財政調査委託については、契約先や契約内容等の検討を行った。
- (2) 地域庁舎ペーパーリサイクル委託における一般競争入札の導入については、大型シュレッダー 機の稼働時間が現在約8千時間であり、修繕費用も年々増加の傾向にあることから、他府県等の状 況やシュレッダー機の機種、設置方法の調査を行い、1万時間到達予定の平成21年度予定の更新 時期に導入を検討していきたい。

また、業務委託における検査確認については、検査調書による確認を行うとともに、委託業務完 了報告書の提出により所属長の確認を行う検査方法に変更しました。

- (3) 給与支払報告書等封入作業委託については、契約書の記名捺印が所長名となっていたため、平 成 19 年度より知事名での契約としました。
- (4) 給与支払報告書等封入作業委託については、市町と共同で実施するため、関係市町と連携を図 るとともに、委託者から提出された実績報告書に基づき、履行の確認を行いました。
- (5) 自家用電気工作物の保安管理業務については、検査確認の事務手続きに不備がないよう努めま
- (6) 一般廃棄物処理業務委託については、契約書作成時には仕様書、特記仕様書等の不備がないよ う契約書に綴じ込むなど適正処理に努めました。

イ 県単工事

(1)(2)工事契約締結時の書類不備や変更時の事務手続きについては、契約時の条件や仕様書を確認 し、必要書類の添付及び適切な契約締結に努めていきます。

2 取組の成果

ア 業務委託

- (1) 契約の相手方や契約方法について、見直しを行いました。
- (2)(5) 業務委託の検査確認については、支払時に検査調書による確認を行い、業務内容に応じ完了 報告書の提出を求めるなど履行確認の適正化を行いました。
- (3)(4) 適正な事務処理を行いました。
- (6) 契約締結時には履行内容を示した仕様書を必ず添付するよう契約書に綴じ込みする方法にしま した。

イ 県単工事

(1)(2)工事契約(変更)時には仕様書等で定められた書類確認を行い、書類等の不備確認を行いまし た。

平成 20 年度以降(取組予定等)

ア 業務委託

- (1) 平成 20 年度からは、相手方を調査実施機関の社団法人に変更し、内容の実態に則した負担金(年会費)へ変更することとしました。
- (2) ペーパーリサイクル委託事業における一般競争入札の導入については、大型シュレッダー機の 稼働時間、他府県等の状況やシュレッダー機の機種、設置方法の調査を行い、平成 21 年度予定の 更新時期に導入を検討していきたい。
- (3)(4)(5)(6) 研修会や会計事務の手引き等を活用し、会計制度への理解を深め、今後も適正な事務処理を行います。

イ 県単工事

(1)(2) 引き続き、工事契約(変更)時には仕様書等で定められた書類確認を行い、適正な事務処理を行っていきます。

監査の結果

(3)財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

ア 公有財産、物品の管理状況

(1) 公有財産台帳の数値不一致

(財政・施設分野)

(2) 庁舎の目的外使用許可

(桑名県民センター)

(3) 庁舎の目的外使用許可

(津県民センター)

(4) 庁舎の目的外使用許可

(松阪県民センター)

(5) 庁舎の目的外使用許可

(伊勢県民センター)

(6) 庁舎の目的外使用許可

(伊賀県民センター)

イ金品亡失

(1) 公用車の後部左ドアの損傷

(財政・施設分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- (1) 財産管理については、平成 18 年度に財産管理システムを更新し、迅速かつ的確に管理が行えるよう改めました。
- (2) 庁舎管理担当者会議において財産管理事務の適正化について、周知を図るとともに、随時適正化に向けての方策を協議しました。

2 取組の成果

指摘のありました問題点については、財産管理はシステムの更新により改善を行うとともに、各庁舎管理者と協議のうえ改善済みです。

平成 20 年度以降(取組予定等)

財産管理システムの活用により適切な財産管理に努めるとともに、庁舎管理担当者会議にて財産管理 事務の適正化について、引き続き周知を図っていきます。

監査の結果

(5)交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(桑名、四日市、松阪県税事務所)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 該当職員へは、交通安全について再度指導するとともに、所属内職員に対しても定例会等を通じ 交通安全意識の高揚について徹底を図りました。
 - (2) 県民センター主催の「交通安全運転講習会」へ職員を参加させ、道路交通法の改正内容などの習得を行いました。
- 2 取組の成果

それぞれの取り組みを通じ、職員の交通安全意識及び県有財産管理意識が高まりました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

交通事故の防止には、継続して地道に取り組んでいくことが肝心であり、今後も所属職員に対して、定例会等を通じ注意喚起したり、交通安全講習会等へ参加することで、交通安全意識の高揚を図ります。

部局等名 総務部

監査の結果

(6) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められた ハ。

ア ETC利用同簿の事後決裁あり

(津総合県税事務所)

イ 支払時に出納員の審査が行われていない、及び会計事務の自己検査の未実施

(伊賀県税事務所)

ウ 予算令達額を超過しての支出負担行為あり

(職員研修センター)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

ア 速やかに所属長の決裁を受けるとともに、三重県クレジットカード利用要綱第 12 条(1)を遵守し、利用にあたって事前に所属長の決裁を受けるよう定例会等を通じ周知しました。

イ 出納員の審査が必要なものについては、決裁後、審査漏れがないかどうかを主務者・副務者で二 重チェックすることにしました。

また、自己検査については、「三重県会計事務自己検査要綱」に基づき実施しました。

ウ 担当者及び出納員が会計規則を再度学習し、資質の向上に努めました。

2 取組の成果

- ア 要綱を遵守し、事前決裁が徹底されました。
- イ 出納員の審査漏れがなくなりました。 自己検査については、7月30日(1/3期)及び11月30日(2/3期)に実施しました。
- ウ 会計事務についての知識を深めるとともに、支出についてのチェック機能を強化することができました。

- ア 引き続き、適正な事務手続きを行います。
- イ 平成 19 年度と同様に出納員の審査漏れがないか二重チェックを行うとともに、「三重県会計事 務自己検査要綱」に定められた年3回の自己検査を実施します。
- ウ 引き続き、担当者及び出納員の資質向上と、チェック機能の強化に努めます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(災害対応体制)

(1) 4月15日に亀山市内で震度5強が観測された際に、約2割の職員が連絡なしで参集していない。 参集基準の認識が十分でないので、周知を一層徹底されたい。

(防災危機管理分野)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - ・ 全所属に対し注意喚起及び周知徹底の文書通知を行いました。
 - ・ 各県民センター防災担当者による三重県中部を震源とする地震にかかる検証を含めた検討会を 実施し、制度の検討及び防災意識の向上について周知徹底を図りました。
 - ・ 全庁的な研修会の実施

4月19日、23日~27日(延べ12回)に職員の防災の向上を図るため、現場の責任者である 室長等所属長に対し研修を実施しました。

11月13日・16日(延べ2回)に全管理職を対象に研修を実施(テレビ会議使用)しました。

- ・ 7月25日に県幹部職員及び市町の首長級を対象としたトップセミナーを開催しました。
- ・ 各地方部における周知徹底

各総合庁舎での防災担当者会議や研修会等において周知徹底を図りました。

・ 11月29日・30日に緊急初動対策要員伝達訓練を実施しました。

2 取組の成果

職員に対し、職場研修等あらゆる機会を通し防災意識の周知徹底を図りました。また、幹部職員についても、市町の首長級を含め、災害時の対応について研修が出来ました。

なお、継続的な防災意識の向上は今後とも必要であり、各種訓練及び研修会等により意識向上に努めていきたい。

- ・ 全職員の防災意識向上を図るため、現場責任者である室長研修や新規職員研修時等に周知徹底を 図ります。
- ・ 職員を対象に参集訓練及び情報伝達訓練を実施していきます。
- ・ 緊急初動対策要員に対する研修・訓練を実施していきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(業務に潜むリスク項目の的確な把握と進行管理)

(2) 平成 19 年 1 月に各部局の業務に潜むリスクが公表されたが、19 年度になってからイベントでの 事故や食品衛生監視の不備など、リスクの把握やその対策の検討が不十分と考えられる事例が起こっている。19 年度からリスクの把握から対策検討に至る過程を、全庁的な取組として展開することとなっているが、各部局の業務執行上のリスク低減に資するよう、各過程において支援するとともに、リスク対策の進行管理を行われたい。

(防災危機管理分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

既存リスクの把握

- 4月 地域機関に対するリスク把握取組説明会開催 各部局毎に昨年度の取組結果について地域機関説明
- 4月~6月 本庁各部局、地域機関において対話の実施(リスク把握)、対応策の検討
- 7月 地域機関での検討結果を踏まえ、今年度のリスク把握取組結果整理 取組結果の防災危機管理部ヒアリング 各部との調整、意見交換を行い11月に取りまとめ結果について水平展開。 以降、各部と防災危機管理部で随時調整
- 10月 年度前半の対応状況について防災危機管理部長ヒアリング(進行管理)
- 3月 今年度の対応状況について防災危機管理部長ヒアリング(進行管理)

新規事業のリスク把握

- 10月 新規事業検討にあわせて新規事業に潜むリスクの把握、検討
- 11月 予算要求書の提出と同時に防災危機管理部へリスク検討結果提出
- 12 月 防災危機管理部意見の予算調整室への提出

2 取組の成果

今年度の取組により、18 年度取組結果から新たに把握したリスク 18 件、新たに要因に気づいたリスク 43 件、新たに対策を追加したリスク 121 件など、昨年度からより精度を高めることができました。一方、把握できていないリスクがいくつか顕在化しており、今年度の危機事例も参考に、来年度以降も引き続きリスク把握取組を継続することで、少しでも想定外のリスクを減らし、リスク把握の精度を高めていきます。

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成20年度以降も引き続き今年度同様、4月~6月に地域機関、本庁で対話の実施、対応策の検討を行い、地域機関での検討結果を踏まえ、7月に各部でリスク把握取組結果を整理します。その後、防災危機管理部でヒアリングを実施し、以降、防災危機管理部と各部で調整のうえ、水平展開等を実施していきます。また、防災危機管理部長による進行管理ヒアリングも今年度同様実施します。

新規事業リスクについても、引き続き新規事業予算検討に合わせてリスク把握を行います。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(1) 【三重県防災ヘリコプター運航管理業務委託】

個人情報の適正管理に関する条項を契約書に盛り込む必要あり。 (防災危機管理分野)

(2) 【三重県消防学校の給食及び物品斡旋業務委託】

昭和53年4月から同一業者に委託しているので、複数業者からの選定を検討する必要及び 契約書添付の平面図の更新の必要あり。 (消防学校)

(3) 【消火訓練施設用模擬火災設備等保守点検業務委託】

完成認定書が作成されていない。

(消防学校)

イ 県単補助金

三重県消防協会補助金の実績報告書において、補助金の対象経費を要領等で明確にする必要あり。 (防災危機管理分野)

ウ 旅費

- (1) 第54回全国消防技術者会議において、特急料金の過払いあり(戻入1,760円)。
- (2) 視察において旅行命令書に2箇所目の記載なし。

(消防学校)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- ・ 業務委託における個人情報管理や業者選定、添付書類等については、不備を正し、厳格な運用を 行うとともに、次回以降契約手続きの適正化に努めます。
- ・ 補助金については、20 年度当初予算から、補助金の対象事業及び充当金額が明確になるよう様式の変更を行いました。
- ・ 旅費については、速やかに戻入を行うとともに、旅行命令書の記載の修正を行いました。

2 取組の成果

・ 支出に関する事務処理について再確認を行い、公正性を高めるとともに、適正化を図ることができました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

適切な処理が行われるよう、引き続き注意喚起を行い、職員の意識向上を図るとともに、部内のチェック機能を高めるよう努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 公有財産、物品の管理状況

(1) 防災行政無線設備の毀損(修理費2,499,000円)

- (防災危機管理分野)
- (2) 各県民センターにおいて、過去の工事で廃棄済みの防災行政無線機器の備品登録が残ったままになっていた。 (防災危機管理分野、各県民センター)
- (3) 特殊車両5台について、備品登録がされていない。

(消防学校)

イ 金品亡失

- (1) 防災行政無線機器の紛失(取得価格 317.000円)
- (2) 公用車のフロントガラス損傷(修理費 18,900円)

(防災危機管理分野)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - 無線設備の毀損については、速やかな復旧対応を行った後、防護策を実施しました。
 - ・ 無線機器・車両等の備品登録の不備については、速やかに登録・廃棄等の手続きを行いました。
 - ・ 金品の適正な管理について、部内各室・地域機関に注意喚起を行い、職員への徹底を図りました。

2 取組の成果

・ 財産管理の事務処理について再確認を行い、適正化を図ることができました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き啓発や注意喚起を行い、一層の意識高揚を図るとともに、備品等の金品の適正な管理を行います。

監査の結果

【生活部意見】

1 事業の執行に関する意見

(個人情報の保護)

(1) 県のホームページ上で個人情報が含まれた文書件名が閲覧可能な状態であった等個人情報 の漏洩等の事案が数件発生している。このため総合文書管理システムの運用の改善や職員 研修に取り組み発生防止に努めているが、収集した行政情報の取り扱いについて県民への 信頼を確保するため、引き続き個人情報の漏洩等の防止に努められたい。

(経営企画分野)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 毎年度一般職員を対象として行っている実務研修に加え、本年度は各職場の責任者である所属 長等を対象として「個人情報に関する保護管理者等研修」を実施しました。また、職員研修センタ ーや各部が行う研修に情報公開室の職員を講師として派遣しました。

(職員対象の研修等 延べ12回実施)

(2) 平成19年6月1日付けで各所属長あてに「個人情報の漏えい防止等の徹底について」との通知を行い、個人情報の持ち出し、個人情報の保管等に関し特に注意すべき事項を連絡し職員に周知徹底するよう依頼しました。また、同年8月23日付けで各所属長あてに「個人情報の適切な共有について」との通知を行い、個人情報を適正に利用・提供するよう連絡しました。

2 取組の成果

- (1) 本年度、個人情報保護に関する研修等に、職員約1,000名の参加があり、個人情報の収集、利用・提供、管理及び開示請求事務などについて周知しました。
- (2) 平成 18 年度は、県のホームページ上で個人情報が含まれた文書件名が閲覧可能となっていたり、県立高校の生徒の個人情報がインターネットの掲示板に掲載されたり、松阪庁舎から県庁へ運搬する際に公文書を紛失するなど、複数の部局において個人情報漏えい等の事案が発生しましたが、本年度は県立高校における教務手帳の紛失・盗難(4件)の報告を受けているのみです。

- (1) 職員や学校職員を対象とした各種研修会等を通じて、個人情報保護制度を周知し、個人情報の適切な取扱いや危機管理意識の一層の醸成を図ります。
- (2) 市町や県出資法人等に対しても、研修参加の案内をする等して、支援していきます。
- (3) 個人情報保護制度に対する県民等の理解に資するため、パンフレットを作成します。

監査の結果

(人権啓発等の推進)

(2)人権尊重社会の実現に向けて、人権啓発や人権相談など様々な事業に取り組んでいるが、県民 意識基礎調査では「人権が尊重されている社会である」と感じている人の割合は前年度より減少 し、社会現場における差別落書やインターネットによる差別事象報告件数も、前年度より増加し ている。

国、市町等多様な主体と連携し、人権啓発をはじめとする総合的な取組を一層推進されたい。 (人権・男女共同参画・文化分野、人権センター)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- (1) 政策部、県民センター等と連携して、市町人権・同和行政訪問調査を実施(全 29 市町)するとともに、市町と構成する三重県人権・同和行政連絡協議会において意見交換等を行い、市町、県が互いの人権施策等の情報を共有し、連携を図ることにより人権の視点に立った行政を進め、県域全体での人権施策を総合的に推進しました。
- (2) 平成19年3月に策定した「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を多様な主体で推進するため、地域で活動している各種団体や企業等を訪問し、行動プラン等の趣旨説明を行うとともに、 人権に関する取組内容等についての聞き取り調査を実施しました。(訪問先:30団体)
- (3) 各種広報媒体を活用した広報や人権に関するパネル展、フォトコンテスト、フォーラムの開催などを通じて、人権が尊重される気運の醸成に努めました。
- (4) インターネット上の差別書込等に対して、関係団体と協働して、携帯電話専用サイトも含めたインターネット上の掲示板等をモニタリングし、悪質な内容のものについては、法務局等を通じてプロバイダへの削除要請を行うなど、被害の拡大防止に努めました。

2 取組の成果

(1) 平成19年度に新たに1市において人権尊重都市宣言が制定されるとともに、2市において人権基本方針が新たに制定されました。

(人権尊重都市宣言:18年度末 26市町 19年度末 27市町)

(人権基本方針:18年度末 9市町 19年度末 11市町)

- ・いなべ市(人権尊重都市宣言:平成19年6月制定、人権基本方針:平成20年3月策定)
- ・熊野市(人権基本方針:平成20年3月策定)

また、「人権文化のまちづくり~セッション 2008~」を市町協議会の後援を得て開催し、人権尊重社会の実現に向けた講演・意見交換を行いました。(参加者延べ人数:約270名)

- (2) 各種団体や企業等を訪問し行動プランの趣旨説明等を行ったことで、同プランの啓発を進展させるとともに、多様な主体と連携した行動プランの推進体制の構築に向けた取組を進めることができました。
- (3) 人権センターにおいて、人権フォトコンテストなど感性に訴える多様な啓発事業を継続的に実施したほか、様々な人権に係る展示、図書の貸出や県民人権講座などを行い、多くの方々に参加いただくことができました。また、子どもから大人まで、幅広い年齢層の人びとが参加できる啓発事業として「みえ人権フォーラム」を開催した結果、多くの方に人権について考え、気づいてもらう機会となりました。

平成20年度以降(取組予定等)

(1) 行動プランの推進にあたっては、県民一人ひとり、住民組織、NPO・団体、企業、市町等多様 な主体と連携を図りながら、取組を進めます。

また、県としては、年間を通じ、計画、実施、検証、改善の順序で事業の進捗を図るとともに、県事業の推進にあたっては、前年度の取組結果を集約し、実績と課題を検討して、次年度の取組に生かします。

さらに、行動プランに基づく取組状況、人権をめぐる現状認識、課題等については、年次報告としてとりまとめ、人権施策審議会に報告するとともに、さまざまな機会を活用して意見交換を行うことにより、「人権が尊重される三重」をつくっていきます。

(2) 常に啓発内容、手段を見直し、インターネット上での人権侵害など、新たに対応すべき人権課題 や年齢層に即した効果的な方法を工夫、充実させることが課題となっていることから、多様な手段、 機会を通じ、人権センターを核として、総合的に啓発活動を推進していきます。

監査の結果

(障がい者雇用の促進)

(3) 県全体の雇用情勢が好調な中、民間企業における平成 18 年 6 月 1 日現在の障がい者雇用率は 1.42%で、法定雇用率 1.8%を達成しておらず全国ワースト 3 位となっている。また、法定雇用 率を達成している企業の割合も 45.3%で半数以下となっており共に前年度より減少している。

職業訓練、企業等への啓発を行っているが引き続き国、関係機関等と連携し、企業への働きかけに取り組むとともに、効果的に事業を実施し障がい者雇用の促進に努められたい。

なお、県教育委員会の障がい者雇用率は1.35%で法定雇用率(2.0%)を達成していないので引き続き雇用促進の働きかけをされたい。

(勤労・生活分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

障がい者の雇用の促進を図るため、三重労働局、県内ハローワーク、(社)三重県雇用開発協会、三重県社会保険労務士会等と連携して下記の取組を実施しました。

(1) 啓発・広報等による障がい者雇用にかかる理解の醸成

障がい者多数雇用事業所等からの物品等調達優遇制度の運用

障がい者雇用優良事業所等表彰

障がい者雇用月間における駅頭啓発及び公用車による街頭啓発

社会保険労務士等を活用した企業への個別啓発及び求人情報の収集

県内企業等を対象とした障がい者の雇用状況調査の実施

ITを活用した在宅就業を支援するための多様な主体による連絡調整会議及びセミナーの 開催

(2) 実習・訓練等による職業能力開発

障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の実施

津高等技術学校で〇A事務訓練(期間1年間)の実施

職場適応訓練事業の実施

障がい生徒職域開発促進事業の実施

第5回三重県障がい者技能競技大会の開催

(3) その他

雇用相談員による職業相談 公正採用選考研修会の開催 障がい者就職面接会の開催

(4) 県関係機関への働きかけ

2 取組の成果

(1) 職業相談、啓発・広報

障がい者多数雇用企業等からの物品等調達優遇制度による発注及び登録状況

発注件数:214件、発注金額:14,820,168円(1月調査時の3月末見込)

登録件数:多数雇用事業所:8事業所、就労支援事業所等:24事業所(19年度末)

障がい者雇用優良事業所等表彰 1社

障がい者雇用月間における駅頭啓発及び公用車による街頭啓発実施回数

駅頭啓発:1回、公用車による街頭啓発:4回

社会保険労務士等を活用した個別啓発実施事業所数153事業所(19年度末)

雇用状況調査結果を分析中

ITを活用した在宅就業を支援するための多様な主体による連絡調整会議及びセミナーの開催回数 連絡調整会議:2回、セミナー:1回

(2) 実習・訓練等による職業能力開発(19年度末)

障がい者の態様に応じた多様な委託訓練受講者数37名(うち29名修了、20名就職) 津高等技術学校でOA事務訓練(身体障がい者対象、期間1年間) 入校者数10名(うち7名就職)

職場適応訓練受講者数3名(うち2名就職)

障がい生徒職域開発促進事業による職場実習受講生徒数187名

第5回三重県障がい者技能競技大会の競技種目及び参加者数

競技種目(参加者数):機械CAD(3名) 喫茶サービス(9名) 電子機器組立(5名) パソコン文書作成(10名) パソコン表計算(8名)

(3) その他

雇用相談員による職業相談件数1,595件(19年度末)

公正採用選考研修会の開催回数及び参加者数 開催回数:5回、参加者数:400事業所障がい者就職面接会の開催回数、参加企業数及び参加者数

開催回数:8回、参加企業数187社、参加者数:789者(いずれものべ数)

(4) 県関係機関への働きかけ

平成19年10月31日、三重労働局とともに、県教育委員会に対し障がい者雇用の取組を 進めるよう働きかけを行いました。なお、昨年度同様の働きかけを行った病院事業庁について は、平成19年11月に法定雇用率を達成しています。

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成 18 年度から「障害者自立支援法」及び「改正障害者雇用促進法」が施行され、就労を希望する障がい者が企業等で働ける社会の実現が一層求められています。

そのため、働く意欲と能力のある障がい者がひとりでも多く企業で働けるために、福祉分野・教育分野とも連携を図りながら取組を進めていきます。

従来の取組に加え、平成20年度からは障がい者の雇用促進・職場定着を図るため、障がい者の就 労を援助する人材(ジョブサポーター)を養成するとともに、養成したジョブサポーターを障がい者 の訓練や就労の現場に派遣し、障がい者の就労促進を図る予定です。

また、県の機関においても障がい者の雇用を促進に向け、部局間の連携を図り取組を検討していきます。

従来に引き続き、三重労働局、三重障害者職業センター等の関係機関とも一層連携し、障がい者雇用の促進に向けた取組を進めていきます。

監査の結果

(交通事故防止)

(4) 平成 18 年の交通事故死者数は、前年より 4 人増加し 167 人で、人口 10 万人当たりの死者数は 全国ワースト 2 位となっており、平成 10 年以降ワースト 10 位以内が続いている。

交通事故防止は県政の最重要課題の一つであり、第8次三重県交通安全計画の数値目標の達成に向け、事故発生要因の分析を活用し地域の実情に応じた啓発活動等の交通安全対策を関係機関と連携のうえ、より一層推進されたい。

(勤労・生活分野、各県民センター)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

地域の特性に応じた多様な交通安全活動への支援を行うとともに、県民一人ひとりの交通安全意識の向上、交通事故防止を図りました。

- (1) 四季の交通安全運動など年間を通じた啓発活動を、県民、市町、業界団体、関係機関等と連携して進めるとともに、各種広報媒体を積極的に活用し、飲酒運転の根絶、高齢者等の交通弱者に対する交通事故防止及び全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を中心に広報啓発を実施しました。(勤労・生活分野、各県民センター)
- (2) 毎月11日の交通安全の日等に、職員のボランティアによる交差点等での早朝街頭啓発 活動を実施しました。(各県民センター)
- (3) 飲酒運転防止を強くアピールするため、11月12日から18日を「飲酒運転根絶強化週間」と定め、飲酒運転根絶シンポジウム(津市)飲酒運転根絶研修会(四日市市、松阪市)を開催しました。(勤労・生活分野、各県民センター)
- (4) 高齢者の主体的な交通安全活動への支援を実施しました。(勤労・生活分野、各県民センター)
 - · 交通安全活動指導員育成研修会(18回)
 - ・ 交通安全対策にかかる効果的事例研究結果の研修会(5回)
 - ・ 交通安全活動指導員研修会(活動報告会)(1回)
- (5) 児童・生徒、保護者等に対する交通安全活動を実施しました。
 - ・ 交通安全母親指導者講習会(12回)(各県民センター)
 - ・ 教育委員会と連携した高等学校主体での交通安全教育、啓発活動の推進(2校)(勤労・ 生活分野)
 - ・ 高齢者・子ども及びその親の三世代を通じて行う世代間交流事業(2地域)

(勤労・生活分野)

2 取組の成果

平成 19 年の交通事故死者数は 118 人で前年に比べて 49 人減少し、人身事故件数、負傷者数、物損事故件数ともに、前年に比べ減少しました。

しかし、依然として全死者に占める高齢死者の比率は高水準で推移しています。

平成 20 年度以降(取組予定等)

依然として、多くの尊い命が交通事故で失われていることから、引き続き交通安全対策を推進 します。

- (1)交通事故死者数に占める高齢者の割合が高い水準で推移していることから、第2次戦略計画 における重点事業として、交通弱者を中心とした交通安全意識啓発を推進します。
- (2)四季の交通安全運動など年間を通じた県民、市町、業界団体、関係機関等と連携した活動による飲酒運転の根絶、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を促進します。

監査の結果

(三重県交通災害共済事業の見直し)

(5) 三重県交通災害共済事業については、昭和 44 年 1 月に募集を開始して以来、約 38 年が経過し、 平成 18 年度末の加入者数は 481,606 人、加入率は 30.8%で、前年度より 36,881 人減少し、2.4 ポイント低下している。

交通災害共済を取り巻く環境が大きく変化しているため、今後の交通災害共済事業のあり方に ついて検討されたい。

(勤労・生活分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

交通災害共済事業の存廃について市町と検討を進めました。

その結果、民間保険制度の充実の他、加入率の低下、基金の取り崩しが続いていること等の現状を踏まえ、廃止も止むを得ないという意見が多数ありましたが、一部の市町からは存続を希望する意見も出されました

このため、加入率の向上等の経営改善策(加入申込みの利便性向上に向けたコンビニエンスストア等での 24 時間の取扱い、銀行での自動引き落とし、ゆうちょ銀行での新たな取扱い等)について、今後のあり方とともに市町と検討しました。

2 取組の成果

経営改善策の検討を行った結果、法律の規制、現行制度との不均衡、費用対効果の観点等から、 抜本的な改善策にはならないとの結論にいたりました。

このため、三重県交通災害共済事業については、適切な経営改善策が望めないこと、公的関与の必要性の低下、現行制度の破綻等から、継続が困難であると判断し、同事業を廃止することとしました。

また、同事業の廃止に伴い、同事業の実施について定めた三重県交通災害共済条例を廃止する条例を公布しました。(公布:平成20年3月26日、施行:平成20年7月1日)

平成 20 年度以降(取組予定等)

三重県交通災害共済条例を廃止する条例を平成20年7月1日に施行し、新規募集を停止します。 なお、新規募集停止後も加入者の補償請求期間内における見舞金等の給付等の事務は従前のとおり 行い、平成23年3月31日をもって、当該事業を廃止することとします。

監査の結果

【生活部】

- 2 財務等に関する意見
 - (1) 収入に関する事務

ア 本庁分

収入未済額 129,010,112 円(対前年比 268.9%)のうち、職業訓練法人三重県サービス技能協会(国際リゾート短期大学校運営)の破産手続きに伴う認定訓練助成事業費補助金返還金81,589,760 円が新たに発生しているので、今後の破産手続きを的確に把握し、収入未済額の回収に取り組まれたい。

また、家賃貸下料等の収入未済額が、47,420,352 円あり、前年度と比べて 550,000 円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。 (勤労・生活分野、人権・男女共同参画・文化分野)

イ 地域機関分

ひとにやさしいまちづくり支援事業補助金にかかる返還金の収入未済額が 19,000 円あるので、早期収納に努められたい。

(伊勢県民センター)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 中小企業従業員住宅家屋貸下料

和解案件については、平成 18 年 11 月分から滞っていた支払が再開され遅滞分も含めて、計画的な返済を求めました。

他の1件については、毎月電話にて催告を行いました。

(2) 認定訓練助成事業補助金返還金

破産手続開始の決定により、職業訓練法人三重県サービス技能協会は職業能力開発促進法の規定により解散となりました。法人の解散により、事業の継続は不可能になったことから、当初交付決定した補助金の交付決定を取消すとともに、建物残存価格に応じた補助金相当分の返還命令を行い、債権届出書を津地裁伊勢支部に提出しました。現在、破産管財人の管理のもと、破産財産の額の確定に向けて法人の清算行為が進められました。

(3) 三重県総合文化センター使用料

三重県総合文化センターに指定管理者制度と同時に利用料金制を導入した平成16年10月1日より前の使用料未収金を県が引き継ぎ、平成17年3月以降、未納者に対して督促を行ってきました。 平成18年度末の未収額は930,060円(15件)で、うち既に所在不明となっている573,690円(3件)を除き、引き続き催告を実施し、未収金の収納に努めました。

(4) ひとにやさしいまちづくり支援事業補助金にかかる返還金

これまでの面談の結果、「生活困窮のため一括返済は難しいので分割により返済する」との約束を得ましたが、定期的な納付が行われないため、在宅の可能性が高い夕刻に訪問し定期的に納付するよう督促しました。(訪問回数6回)

2 取組の成果

(1) 中小企業従業員住宅家屋貸下料

和解案件については、平成 19 年度末現在までに 1,226,000 円の支払いがありました。 他の 1 件については、経営環境が改善されず悪化しているため、支払いが滞っていますが、 平成 19 年度は 50,000 円の収納ができました。

(2) 認定訓練助成事業補助金返還金

破産管財人が建物財産の清算に向け不動産業者に依頼して売却を進めているものの、建物の所在地が自然公園法の指定区域となっており、新・増改築が困難であること、改装費用がかかるこ

となどの理由から売却に時間を要しています。なお、平成20年6月4日に第6回財務状況報告 集会が開催される予定です。

(3) 三重県総合文化センター使用料

教育委員会事務局が所管する生涯学習センター分の未収と併せて文書で催告するなどしましたが、現在のところ納付はなく、未収額は930,060円のまま変わりありません。

(4) ひとにやさしいまちづくり支援事業補助金にかかる返還金 平成 19 年 12 月末までに 2 回 (3,000 円×2) 納付され残り 13,000 円となりました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

(1) 中小企業従業員住宅家屋貸下料

和解案件については、遅滞分も含めた納入計画に基づき、毎月の納入が滞らないよう管理してい きます。

他の1件については、定期・随時に催促をし、未収金の回収を図っていきます。

(2) 認定訓練助成事業補助金返還金

現在、破産管財人によって破産処理が進められており、この状況を注視していきます。

(3) 三重県総合文化センター使用料

所在不明となっているものを除き、引き続き文書等による催告を実施し、未収金の収納に努めていきます。

(4) ひとにやさしいまちづくり支援事業補助金にかかる返還金 納付が滞る場合は、時機を得た訪問を行い平成20年度内での完納に努めていきます。

監査の結果

(2)支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(1)【文化ボランティア活動促進事業委託:特命随意契約】 完成認定書が未作成、また、個人情報の適正管理に関する条項の記載なし

(人権・男女共同参画・文化分野)

(2)【同和問題等啓発ポスター制作委託:プロポーザル契約】 委託した業務内容の一部について履行確認が行われないまま完成認定書を交付

(人権センター)

- (3)【三重県人権フォーラム事業委託:特命随意契約】 委託料の使用制限、収支決算書の提出を契約条項に規定しているが、収支決算書の内容審査な し (人権センター)
- (4)【多目的ホールロールバックチェア保守点検:特命随意契約】 従前からの契約額を予定価格としている

(人権センター)

- (5)【中小企業勤労者福祉サービスセンター事業活性化研究事業委託:特命随意契約】 委託内容の変更について協議のみで変更契約なし (勤労・生活分野)
- (6)【市民活動ボランティアニュース作成事業委託:プロポーザル契約】 変更契約を行い増刷したものを数ヶ月後に廃止するなど、変更契約前の計画が精査不足 (人づくり・協働・国際分野)
- (7)【青少年の生き生き創造力活用事業委託:特命随意契約】 活動団体の選定が、不十分、また、企業等への協賛依頼については未実施

(人づくり・協働・国際分野)

(8)【広域人権まちづくり等推進事業:特命随意契約】 再委託を行った一部業務について、事業実績報告書の提出なし

(尾鷲県民センター)

(9)【広域人権まちづくり等推進事業:特命随意契約】 完成認定書が未作成

(熊野県民センター)

講じた措置

<u>平成 19 年度</u>

- 1 実施した取組内容
 - (1) 【文化ボランティア活動促進事業委託:特命随意契約】 委託契約書に個人情報の適正管理に関する条項を記載しました。また、事業完了後には、完成 認定書を作成しました。
 - (2) 【同和問題等啓発ポスター制作委託:プロポーザル契約】 成果品報告書をもとに、履行を適正に確認しました。
 - (3) 【三重県人権フォーラム事業委託:特命随意契約】 三重県人権フォーラム実行委員会監事による会計監査報告により内容精査を実施しました。
 - (4) 【多目的ホールロールバックチェア保守点検:特命随意契約】 会計規則に基づき適正な予定価格を設定しました。
 - (5) 【中小企業勤労者福祉サービスセンター事業活性化研究事業委託:特命随意契約】 会計規則に基づき、適正な契約事務の実施に努めました。
 - (6) 【市民活動ボランティアニュース作成事業委託:プロポーザル契約】 毎月の発行時点における配布部数の適正化に努め、適切な配布部数となるよう継続的に配布先 との調整を行い、配布の効率化を図りました。
 - (7) 【青少年の生き生き創造力活用事業委託:特命随意契約】 活動団体に対する事業の広報の強化や募集開始時期を早めることにより、応募団体の増加を図るとともに企業等への協賛依頼を実施しました。
 - (8) 【広域人権まちづくり等推進事業:特命随意契約】 事業実績報告書の提出について、適正な契約事務の実施に努めました。

(9) 【広域人権まちづくり等推進事業:特命随意契約】

担当者間における相互確認や、事前の出納駐在への確認など、適正な事務処理について徹底を図りました。

2 取組の成果

(1) 【文化ボランティア活動促進事業委託:特命随意契約】

当該事業を含め、本年度実施の委託契約書に個人情報の適正管理に関する条項の記載及び完成認定書の作成が徹底されました。

(2) 【同和問題等啓発ポスター制作委託:プロポーザル契約】

会計規則に基づき適正な業務委託事務を遂行しました。

(3) 【三重県人権フォーラム事業委託:特命随意契約】 会計規則に基づき適正な業務委託事務を遂行しました。

(4) 【多目的ホールロールバックチェア保守点検:特命随意契約】 会計規則に基づき適正な業務委託事務を遂行しました。

(5) 【中小企業勤労者福祉サービスセンター事業活性化研究事業委託:特命随意契約】 会計規則に基づき適正な業務委託事務を遂行しました。

会計規則に基づき適正な業務会計事務を遂行しました。 (6) 【市民活動ボランティアニュース作成事業委託:プロポーザル契約】 配布の効率化に努めたことで、変更契約による増刷を行うことなく適切な配布を行うことがで

(7) 【青少年の生き生き創造力活用事業委託:特命随意契約】

関係グループ約40団体に対し応募を呼びかけたこと及び募集開始時期を6月としたことにより、10団体からの応募がありました。また、企業等への協賛依頼を実施し、7法人から協賛を得ることができました。

- (8) 【広域人権まちづくり等推進事業:特命随意契約】 会計規則に基づき適正な事務処理に努めました。
- (9) 【広域人権まちづくり等推進事業:特命随意契約】 改善措置を講じたことにより、会計規則に基づき適正に執行することができました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

きました。

(1)~(9) 共通

会計規則、契約事務等の周知や事例紹介による情報共有や独自の担当者研修会を実施することにより、会計規則を遵守していきます。

監査の結果

(2)支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 県単工事

(1)【三重県勤労者福祉会館講堂等耐震改修工事】 完成期限の延長に伴う変更契約時に、契約保証金の保証期限の延長がされていない

(勤労・生活分野)

(2)【実習棟(機械・電子)屋上防水改修工事】

契約書に設計書等が未添付

(津高等技術学校)

ウ 旅費

- (1)2006 年度部落解放・人権施策確立要求第 2 次中央集会について、開催文書の添付なし、復命書の内容が不十分 (人権センター)
- (2)フレーム修正研修について、日当で賄うべき東京都内の移動にかかる交通費が過払い (津高等技術学校)
- (3)第21回人権啓発研究集会について、復命書の内容が不十分

(四日市県民センター)

- (4)男女共同参画フォーラムinとやまについて、復命書の内容が不十分 (伊勢県民センター)
- (5) 旅券実務研修について、日当で賄うべき東京都内の移動にかかる交通費が過払い

(熊野県民センター)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

イ

- (1) 契約約款及び会計規則の遵守について周知し、チェック機能の強化を図りました。
- (2) 契約書に設計書を添付するとともに、会計事務の遵守及びチェック意識の強化を図りました。

- (1) 復命内容に、開催通知書の添付及び概要を詳細に記載することを職員に周知しました。
- (2) 過払い分については、速やかに返納手続きを行い納入を確認しました。また、複数の担当者による審査の徹底を図りました。
- (3) 復命書の内容を詳細に記載するよう、所属として徹底しました。
- (4) 県外等の出張の復命に際しては、添付資料以外に概要や内容など詳細に報告することとしました。
- (5) 過払い分については、戻入手続きを速やかに行うとともに、旅費の支払いについて、複数の担当者による審査の徹底を図りました。
- 2 取組の成果

1

- (1) 会計規則に基づき、適正に契約手続き等が行われています。
- (2) 会計規則に基づき、適正に契約手続き等が行われています。

ウ

- (1) 復命内容が詳細に記載され適切に処理されています。
- (2) 旅費規程に基づき適正に執行されています。

- (3) 復命内容が詳細に記載され適切に処理されています。
- (4) 復命内容が詳細に記載され適切に処理されています。
- (5) 改善措置を講じたことにより、適正に執行することができました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

1

- (1) 今後は変更契約が分かった時点で請負業者に注意を促すとともに、発注者としても書類のチェックを強化し、会計規則を遵守していきます。
- (2) 会計規則を遵守し、適正な事務執行を行うよう引続き努めていきます。

ゥ

- (1) 引き続き適正な事務執行を行うよう努めていきます。
- (2) 旅費支給事務について適正な処理が行えるよう、引き続き複数担当者による適正な審査を行うとともに、旅費制度の内容について職員に周知します。
- (3) 引き続き適正な事務執行を行うよう努めていきます。
- (4) 引き続き適正な事務執行を行うよう努めていきます。
- (5) 旅費の審査について、過払い等が生じることのないよう複数の担当者により適正な審査を行います。

監査の結果

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 公有財産、物品の管理状況

- (1)みえ県民交流センターの使用許可について、使用申請が規則で定められた様式を使用しておらず、また、許可証を申請者に交付していないものあり (人づくり・協働・国際分野)
- (2) 行政財産の目的外使用許可について
 - ・建物使用料の算定にあたり、当該建物の建て面積ではなく1階床面積を用いて土地の年額使用料相当額を算出している。
 - ・許可について管財室長への報告がされていない。

(人権センター)

- イ 基金の運用・執行状況
- (1)交通災害共済事業基金については、交通災害共済事業の見直しにあわせて、基金のあり方についても検討されたい。 (勤労・生活分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

ア

- (1) 利用者の利便性を考慮して事務処理方法の検討を行いました。
- (2) 目的外使用に係る条例に基づき、建て面積により土地の使用料相当額を算定のうえ、建物使用料を算定しました。

管財室長への報告も終了しました。

1

- (1) 交通災害共済事業の存廃についての見直しに合わせ、市町の代表と県で組織する「三重県交通 災害共済事業基金検討会議」を設置し、基金の活用方法について検討しました。
- 2 取組の成果

ァ

- (1) 使用許可規則等に基づく様式とするため、例文設定、事前押印等の改善を実施しました。
- (2) 目的外使用料の算出について、条例に基づき適切に算定しました。

1

(1) 交通災害共済事業の廃止決定に伴い、交通災害共済事業及び基金の趣旨から、県・市町の役割 分担に沿った交通安全対策事業に活用する方向性を示しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

ァ

- (1) 引き続き使用許可規則を遵守し適正な事務処理に努めてまいります。
- (2) 引き続き算定基準を遵守し適正な事務処理に努めてまいります。

1

(1) 三重県交通災害共済事業の廃止決定に伴い示された、交通安全対策基金の活用の方向性に基づき、交通安全対策事業に有効に活用していきます。

監査の結果

(5) 手当の認定

扶養手当の認定について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

(1)扶養手当の事後確認において、確認漏れに伴う手当の過大支給あり(12,000円) (経営企画分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

過大支給となった扶養手当については、会計規則に基づき速やかな戻入手続きを行い、納入を確認しました。

また、扶養手当、通勤手当、住居手当について、全認定内容について再チェックを実施しました。

2 取組の成果

新たな認定要件及び要件変更時のチェック意識が高まり、確認漏れは発生していません。

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成20年度以降も、異動時等の定期的な確認に加え、必要に応じ年1回の再チェックを実施するなど、適正支給に努めていきます。

監査の結果

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(人権・男女共同参画分野、勤労・生活分野、人づくり・協働・国際分野)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 部内各種会議において職員へ「交通安全」の注意の喚起を行いました。
 - (2) 職員の交通安全意識、県有財産の管理意識の高揚のため、
 - ア 交通安全研修センターを活用した「交通安全研修」を実施しました。
 - イ 「無事故無違反チャレンジ 123」事業に 2 7 組 1 3 5 名が参加しました。
- 2 取組の成果
 - (1) 公務・私用中の事故 { 3件 2件(センター分含む)}
 - (2) ア 交通安全研修に、23名が参加しました。
 - イ 無事故無違反チャレンジ 123 に参加した、2 7 組全員が無事故無違反を達成しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

今後も、継続して各種会議等において職員への注意喚起を行っていきます。

また、交通安全研修センターを活用した研修会の実施、「無事故無違反チャレンジ 123」事業に 率先して参加するなど、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底を図っていきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(社会福祉施設等の指導監査)

- (1) 社会福祉施設等に対する指導監査については、社会福祉法人の指導監査指針の改正により、平成 19 年度と 20 年度に全社会福祉法人の実地監査を予定している。
 - 一方、平成 19 年 6 月、県内にも事業所を有する訪問介護大手事業者の不正請求問題が発生していることから、監視指導体制を強化されたい。
 - さらに、指導監査結果等については、対象数、実施数、文書指摘数等の公表に努めているが、 今後、県民又はサービス受給者に対してわかりやすい情報提供に努められたい。

(経営企画分野、長寿・障害分野)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 平成 19 年度と 20 年度の 2 年間で、全社会福祉法人(280法人:平成 20年3月31日現在) の実地監査を行います。
- (2)監視指導体制の強化につきましては、不正が疑われる事業所等に対して、機動的かつ迅速に対応することに重点をおき、随時指導の監査体制を強化しました。

随時指導の監査要員 平成18年度 2人×2日/月×9ヶ月 平成19年度 2人×4日/月×9ヶ月

また、介護サービス事業所に対する集団指導(講習会)つきましては、対象となる事業種別を平成18年度の3分類(訪問系・通所系・介護支援系)から訪問看護事業及び福祉用具系を加え5分類にするとともに、実施地区についても6地区から22地区と細分化するなどの充実強化を図り、法令遵守を中心にした法制度の周知を徹底しました。

- (3)指導監査結果等に係る情報提供につきましては、全法人に係る実地監査の結果等を踏まえて、県民に対してわかりやすい情報提供の方法を検討します。
- 2 取組の成果
- (1)平成19年度におきましては、当初の計画どおり約半数にあたる146法人について実地監査を 行いました。

社会福祉法人(一般) 167法人中90法人 社会福祉法人(保育所のみ運営) 83法人中41法人 社会福祉協議会 30法人中15法人

(2)きめ細かな集団指導の実施により、事業者等の法令遵守の意識向上が図られるとともに、随時指導の監査体制を強化したことにより、不正請求事案において機動的かつ迅速に対処することが可能 となりました。

実施地区実施日数出席事業所数平成18年度6地区延べ18日1,869事業所平成19年度22地区延べ58日2,131事業所

(3)県民にわかりやすい情報提供を行うため、社会福祉法人の実地監査等を通じて、情報収集を行い ました。

- 1 平成24年度までに、すべての営利法人の介護サービス事業所に対して、指導・監査を行います。
- 2 社会福祉法人の監査結果等を踏まえて、法人をABC評価するなど、県民にわかりやすい情報提供 を行います。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(食の安全・安心の確保)

(2) 平成 19 年 10 月、県内の和菓子メーカーの偽装販売事件が発生し、関係部局や関係機関との連携、管轄保健所の監視指導や通報に対する初期対応が十分でなかったことから、食の安全・安心に対する県民の信頼が揺らぐ事態となっている。

副知事を本部長とする食の安全・安心危機対策本部を設置し、県民の食の安全・安心確保体制の再構築及び再発防止に取り組んでいるが、早急に監視体制を確立するとともに、関係部局や関係機関との連携を強化のうえ、食の安全・安心の確保と県民の信頼の回復に努められたい。

(健康・安全分野)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 食の安全・安心危機対策本部の設置

食品表示に関する組織体制の再編・強化、「みえの食品安全・安心表示ガイドライン」の作成、 食品行政にかかる国への要望など、食品表示に関する総合的な取組みを実施しました。

ア 組織体制の再編強化

システム改革チームを設置し、組織・検査体制のあり方、連携のあり方、職員の意識のあり方、 監視システムのあり方、情報マネジメントのあり方等を検討し、体制を整備しました。

イ 「みえの食品安全・安心表示ガイドライン」の作成

- 作成チームを設置し、県民(事業者を含む)に分かりやすい表示ガイドラインを作成・公表し ました。

- ウ 内閣府、厚生労働省及び農林水産省へ訪問し、対策本部長から表示の一元化の要望を行いました。
- (2)赤福問題の徹底究明と再発防止
 - ア 赤福に対しては、本庁及び伊勢保健所で構成する特別調査班を組織し、農林水産省と連携して 原因究明と再発防止対策を講じました。
 - イ その他の事案に対しても、農水商工部又は農林水産省と連携して食品衛生法に基づく立入検査 を行い再発防止に向けて適切な措置を講じました。
- (3) その他

農水商工部とともに「食品の適正表示セミナー」を開催し、食品関係事業者の表示担当者に対し 食品衛生法に関する事項について説明を行いました。

- 2 取組の成果
- (1)全庁的に体制を整備し、関係部局で連携する体制を構築しました。
- (2)「内部通報等に基づく監視指導マニュアル」を策定しました。
- (3) JAS法、食品衛生法等の食品表示に関する基準を踏まえ、消費者にとってわかりやすく、信頼できる表示ガイドラインを全国に先がけて策定することができました。

- 1 体制の強化
- (1) 食品表示に関する事務を一元的に所管する「食品表示グループ」を新設し、総合的な監視指導、 内部通報等への迅速な対応、国等関係機関との連絡調整を円滑に行います。そのため、食品表示に 関するJAS法事務を農水商工部から健康福祉部へ移管します。
- (2)事業者に対する食品表示に関する指導を強化するため、四日市、津及び伊勢の3保健所に設置していた食の安全・安心監視課について、平成20年度から桑名、津及び伊勢の3保健所に再編・増員します。
- 2 監視指導
- (1)事業者向け説明会を開催し「みえの食品安全・安心表示ガイドライン」を周知します。
- (2)「みえの食品安全・安心表示ガイドライン」に基づく表示を含めた監視指導を、平成21年度までの2年間で全製造業の施設に実施します。なお、菓子製造業については平成20年度内にすべて実施します。
- (3)内部通報等で違反が強く疑われる場合は、特別監視班を編成し、「内部通報等に基づく監視指導 マニュアル」に基づき食品衛生法及びJAS法による総合的な立入検査を実施します。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(施設運営のあり方検討)

(3) 草の実リハビリテーションセンターは、外来患者数は前年度に比べやや増加しているものの、入院患者数が減少し、また、平成 18 年 10 月、障害者自立支援法により、措置入所から契約入所に移行した結果、前年度より経営環境が悪化し、県費負担金は約 4 億 3,976 万円で前年度に比べ約 4,962 万円増加している。

一方、小児心療センターあすなろ学園は、外来患者数及び入院患者数が前年度に比べ減少した 結果、一般会計からの繰入額は約3億2,708万円で前年度に比べ約3,171万円増加している。

これらの施設運営を取り巻く状況は益々厳しくなっているので、今後、利用者ニーズに的確に 対応した役割と機能及び県費負担のあり方について検討されたい。

(福祉・子育て分野、草の実リハビリテーションセンター、小児心療センターあすなろ学園)

講じた措置

平成 19 年度

【草の実リハビリテーションセンター】

1 実施した取組内容

センターに通院している児童及びその家族 432 名、退所者 226 名にアンケートを実施し、肢体不自由児が期待する療育環境の実現について検討を行いました。

所内や外部スタッフなどとの学習会(学会)の開催による地域関係者との連携強化を行いました。 食の交流会開催による入所児保護者に対する交流・支援を行いました。

さわやか教室通園者に対する支援計画の作成による個別支援の充実を行いました

福祉機器リサイクル事業の充実(患者利益の向上等)に務めました。

2 取組の成果

アンケートの結果を受け、(1)相談支援事業(日常生活~福祉制度相談支援体制の整備) (2)地域療育支援事業(市町の療育センターなどとの連携による地域療育体制の整備) (3)特定目的短期入院・入所事業(機能訓練や日常生活訓練を短期に集中的に行う体制の整備) の実施の必要性を把握しました。また、中長期的には、(4)総合診療が可能な機能の構築及び整形外科、小児科、リハビリ科など医師養成のための研修機能の構築など、小児医療機能の総合化 (5)より一層の三重病院との連携 の実現を目指すことの必要性を把握しました。

学習会、交流会を行うともに、個別支援計画を作成することで県内の肢体不自由なこども達及び保護者の生活の質の向上につながりました。

主な数値目標と成果(H20.3月末現在)

病床占有率 (6 0 %) 外来患者数 (13,212 名) 重症心身障害児者通園事業 (4.2 名) 短期入所事業 (184 名)

【小児心療センターあすなろ学園】

1 実施した取組内容

発達障がいをはじめとする「子どものこころの問題」に対する社会的関心が高まっています。また、 児童虐待など子どもが被害者となる事件が激増するなか、県民があすなろ学園に求める役割に対応 すべく、従来の診療に加えて19年度に「こどもの発達総合支援室」を設置し、市町において乳幼 児期から途切れなく支援するための体制づくり支援と人材育成に取り組みました。

この他、県教育委員会とも連携し、発達障がい児の支援ファイル作成検討や発達障がい児指導者内 地留学生の研修機関としての役割を果たしました。

2 取組の成果

途切れない支援体制づくりの市町支援については、亀山市を始め志摩市、いなべ市、玉城町の体制づくりと、鈴鹿市、志摩市の保育士及び津市、亀山市の学校教員の人材育成を行いました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

【草の実リハビリテーションセンター】

- 1 相談支援事業については、肢体不自由児及び保護者からの相談にいつでも対応できるよう運営しま す。
- 2 地域療育支援事業については、県内の一部地域においてモデル的に事業を実施し、地域における療育への草の実(センター機能)の関わり方などについて実証実験的な取組を行います。
- 3 特定目的短期入院・入所事業については、数か月から数週間程度の短期の病床利用による訓練治療を企画提案し、効果的な治療の促進と病床の活用を行います。 以上、療育の質の向上を図るとともに、施設能力(専門性や病床設備)の今以上の活用を目指します。
- 4 草の実リハビリテーションセンターの機能・役割や療育環境の整備状況をふまえると、入所児童数や外来通院児童数を増加させるのは難しいとみられますが、引き続き肢体不自由なこども達及び保護者の生活の質の向上を図ります。
- 5 草の実リハビリテーションセンターが担っている機能は、県内唯一の小児整形外科、小児リハビリ専門病院機能とこれに関連した機能に特化されており、他に担うべき施設がないことから県費を投入して取り組むことは妥当と考えますが、今後とも効果的、効率的な施設運営に努めていきます。

【小児心療センターあすなろ学園】

- 1 乳幼児期からの途切れない支援について、体制づくりは10市町で、また、人材育成は5市町の保育士養成及び2市町の学校教員養成を行う予定です。
- 2 厚生労働省が、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図ることを目的に、20 年度新規事業として「子どものこころの拠点病院」を実施予定であり、あすなろ学園で従来から取り組んでいる内容であることから本事業を活用していく予定です。
- 3 あすなろ学園は全国的に数少ない、独立した児童青年精神科病院(全国2か所)及び第一種自閉症児施設(全国4か所)であり、外来診療や入院治療を医療・福祉・教育・保健の各分野に渡って総合的に実施できる県内唯一の施設であることから、県費を投入することは妥当と考えますが、今後ともより効果的、効率的な施設運営に努めていきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(県立病院のあり方と一般会計からの繰出金)

(4) 一般会計から県病院事業会計への繰出金については、病院事業庁が策定した病院事業中期経営計画(計画期間:平成16~18年度)に位置づけられた県立病院の役割と機能に基づき支出されている。

平成 19 年度、病院事業庁は県立病院の経営計画の策定に合わせて繰出基準を見直すこととしている。今後、医療政策の観点から、県立病院の役割に応じた適切な負担区分を明確にし、繰出の意義について分かりやすく説明するなど、県民の理解が深められるよう努められたい。

(保健・医療分野、経営企画分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

病院事業会計に対する一般会計からの繰出については、総務部と病院事業庁との間で、地方公営企業法の規定に基づき、政策医療や医師・看護師の人材育成など、経営努力をもってしても不採算な経費などについて定められており、健康福祉部としては医療政策を推進する観点から、行政経費の負担について、意見を反映しているところです。

平成 19 年度においては、平成 20 年 6 月頃の答申を目途に、前年度から引き続き病院事業庁の在り 方検討等が行われたことから、病院事業庁において従前の中期経営計画を 1 年間延長し対応してきま した。このような状況から、平成 19 年度予算の一般会計繰出金についても、従前の基準に沿った運 用となっています。

2 取組の成果

一般会計からの繰入金に係る業績評価指標について、例年、当該年度の目標数と前年度の実績数を、 県のホームページに掲載し、県民に公表しています。

平成 20 年度以降(取組予定等)

病院事業会計に対する一般会計からの繰出基準については、地方公営企業法の規定に基づき、明確な負担区分ルールが定められており、健康福祉部としても医療政策を推進する観点から、引き続き意見を反映していきます。

なお、一般会計からの繰入金に係る業績評価指標については、経営主体である病院事業庁において引き続き、県のホームページに掲載し、県民に公表していきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等の収入未済額が476,646,949円(対前年度比102.5%)あり、前年度と比べて11,533,216円増加している。未収債権管理事務嘱託員の雇用、民間の回収業務のノウハウの活用等により滞納整理に取り組んでいるが、長期間債権管理されているもの等があり、未収金の解消が進んでいない。今後、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行う等、一層未収金を回収するために取り組まれたい。

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

(1) 未収債権の調査分析

平成 19 年度に未収債権の適正管理や、効率的、効果的な督促活動等のため、所管する債権 の調査分析を行い、今後取り組むべき方向を定めました。

(2) 適正な債権管理事務の徹底、滞納者の状況把握

部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、未収金の発生防止等の方策を 検討し、関係室へ取組強化を求めました。

また、担当者を対象とした研修会を開催し、「債権管理における法律の基礎」を学ぶととも に、関係地域機関との個別意見交換を行い、取組情報の共有化や適正な債権管理の徹底などを行 いました。

それらを受け、関係室では債権者ごとに状況の把握に努める一方、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、所属を挙げて収納促進に取組みました。

(3) 収納の促進

未収債権管理事務嘱託員を配置し、担当者等と連携して滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握等に努めるとともに、夜間を中心とした電話催告を継続して行いました。なお、未収債権管理事務嘱託員は平成17年度から1名増員し3名体制としています。

(4) 科目ごとの対応

母子寡婦福祉資金貸付金は、民間の債権回収のノウハウを活用し、収納促進を図るため、未収 債権(一部)の回収業務を民間会社に委託しました。また、貸付審査をより厳正に行い未収金の 発生防止に取り組むほか、口座振替の推進、郵便局での納付等、収納環境の整備にも努めました。 また、借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を実施しました。

(5) 不納欠損の内容

滞納者へ日常から文書や電話、訪問による徴収努力を続け、全額納付が困難な者には分納による返済を承認し、時効の中断を図りました。しかし、生活困窮や所在不明等により、やむを得ず時効が成立した債権には、滞納整理台帳等により督促状況等の調査、確認を行い慎重に不納欠損処理を行いました。

(6) その他

新たに、関係室の担当職員を出納員に任命し、現金収受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、県外等在住者の収納を促進するため、振込み専用口座を設けました。 また、外国人に向け、督促状等の外国語版(英語、スペイン語など)を活用しました。

2 取組の成果

- (1) 未収債権管理事務嘱託員は延べ 1,754 人(対前年度比 135 人増)に対し、自宅等への訪問 や電話催告を行った結果、訪問時に 953 千円を収納したほか、171 人から納付の約束を得ま した。(平成 20 年 2 月末現在)
- (2) 母子寡婦福祉資金貸付金は、口座振替の採用率が平成 18 年度末 64.1 %から 67.4% (平成 20年1月末現在)に増え、より確実な収納が見込めるようになりました。
- (3)過年度の未収金について、上記の取組等の結果 36,701 千円(対前年度比 6,546 千円増)を収納しました。(平成 20 年 2 月末現在)

- (1) 未収債権の調査分析により新たに定めた取組方針に基づき、引き続き未収金の解消に取り組みます。
- (2) 未収債権管理事務嘱託員を引き続き配置し、電話督促、訪問徴収の強化に努めます。
- (3)母子寡婦福祉資金貸付金は、引き続き債権回収業務を民間会社に委託し、収納の促進を図ります。
- (4) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行を周知徹底します。
- (5)貸付金において借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を継続して実施します。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

イ 地域機関分

生活保護費返還金等の収入未済額が 133,602,182 円 (対前年度比 97.3%) あり、前年度と比べて 3,749,783 円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

(1) 未収債権の調査分析

平成 19 年度に未収債権の適正管理、効率的、効果的な督促活動ほかのため、所管する債権 の調査分析を行い、今後取り組むべき方向を定めました。

(2) 適正な債権管理事務の徹底、滞納者の状況把握

部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、未収金の発生防止等の方策を検討し、地域機関長会議、福祉事務所長会議などを通じ、関係地域機関へ取組強化を求めました。 また、担当者を対象とした研修会を開催し、「債権管理における法律の基礎」を学ぶととも に個別に意見交換を行い、取組情報の共有化や適正な債権管理の徹底などを行いました。

それらを受け、関係地域機関では債権者ごとに状況の把握に努める一方、未収金対策の会議などを開催し、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、所属を挙げて収納促進に取組みました。

(3) 収納の促進

未収債権管理事務嘱託員を配置し、担当者等と連携して滞納者の自宅等への訪問や関係者から の情報把握等に努めるとともに、夜間を中心とした電話催告を継続して行いました。

また、生活保護費返還金は、引き続き会議等を通じ、担当者へ適正な制度の運用を求め、新たな返還金の発生防止に努めました。

(4) 不納欠損の内容

滞納者へは日常から文書や電話、訪問による徴収努力を続け、全額納付が困難な者には分納による返済を承認し、時効の中断を図りました。しかし、生活困窮や所在不明等により、やむを得ず時効が成立した債権には、滞納整理台帳等により督促状況等の調査、確認を行い慎重に不納欠損処理を行いました。

(5) その他

新たに、関係地域機関の担当職員を出納員に任命し、現金収受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、一部の機関に県外等在住者の収納を促進するため、振込み専用口座を設けました。

また、外国人に向け、督促状等の外国語版(英語、スペイン語など)を活用しました。

2 取組の成果

- (1) 未収債権管理事務嘱託員は延べ 187 人に対し、自宅等への訪問や電話催告を行った結果、訪問時に 198 千円を収納したほか、36 人から納付の約束を得ました。(平成 20 年 2 月末現在)
- (2) 生活保護費返還金は、生活保護指導監査、運営支援、各種研修会、生活保護担当課長会議等の機会を通じ、受給者に対する制度の周知徹底、必要な調査等の適正実施及び保護決定事務への慎重な対応等を指導しました。
- (3) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 4,421 千円を収納しました。(平成 20 年 2 月 末現在)

- (1) 未収債権の調査分析により新たに定めた取組方針に基づき、引き続き未収金の解消に取り組みます。
- (2) 未収債権管理事務嘱託員を引き続き配置し、電話督促、訪問徴収の強化に努めます。
- (3) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行等を周知徹底します。
- (4)貸付金において借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を継続して実施します。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2)支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1)【食の安全・安心確保基盤強化事業委託】変更契約締結伺いの前に、変更実施伺いを起案する必要あり (健康・安全分野)
- (2)【三重県リハビリテーション支援センター事業委託】概算払の精算書を早急に徴収する必要あり (保健・医療分野)
- (3) 【三重県かかりつけ医認知症対応力向上研修委託外2件】完成認定書の添付漏れ

(長寿・障害分野)

- (4)【食育推進ボランティア活動事業委託】委託対象団体が実施要領・募集要項の要件に該当していることを決裁書類で確認できるようにしておく必要あり (松阪保健福祉事務所)
- (5)【食育モデル園事業委託】事業実施計画書の変更にかかる詳細が不明瞭なので、再度審査委員に諮るなど、経緯や検討内容を明確にしておく必要あり (松阪保健福祉事務所)
- (6)【知的障害者相談支援システム保守管理業務委託】特命随意契約理由が不明確

(知的障害者更生相談所)

(7)【三重県立看護大学大学案内企画制作】調査委託審査会が未設置、三重県個人情報取扱事務委託基準に基づく個人情報保護に関する規定が未記載 (看護大学)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

ア 業務委託

- (1)所属職員に会計事務の適正な執行について注意喚起を行いました。(健康・安全分野)
- (2)委託先の三重県身体障害者総合福祉センターに、精算書の早急提出を指示しました。

(保健・医療分野)

- (3)完成認定書を作成し支出書類に添付するともに、所属職員に会計事務の適正な執行について注意喚起を行いました。(長寿・障害分野)
- (4)所属職員に会計事務の適正な執行について注意喚起を行いました。(松阪保健福祉事務所)
- (5)同上(同上)
- (6)特命随意契約理由は、別途付記し明確化を図りました。なお平成19年度から同業種の業務委託 について、公平性、透明性、競争性の確保を図るうえで、一般競争入札への移行が可能であるか を検討のうえ、一般競争入札での実施を図りました。(知的障害者更生相談所)
- (7)「三重県立看護大学調査委託審査会設置要項」(平成19年4月13日施行)に基づき、平成19年度の同委託契約について、調査委託審査会を設置(平成19年4月18日)し、審査を実施しました。

また、同委託契約書(平成19年5月17日締結)に、三重県個人情報取扱い事務委託基準に基づく個人情報保護に関する規定を明記しました。(看護大学)

(8)健康福祉部入札等審査委員会で業務委託を含む契約事務の事前の審査を行いました。(開催実績121回)

また、担当職員対象の契約事務研修会を開催しました。(開催回数 2 回)(経営・企画分野)

- 2 取組の成果
 - (1)会計事務について職員意識の向上と適正化が図られました。(健康・安全分野)
 - (2)早々に、同センターから精算書が提出されました。(保健・医療分野)
 - (3)会計事務について職員意識の向上と適正化が図られました。(長寿・障害分野)
 - (4)会計事務について職員意識の向上と適正化が図られました。(松阪保健福祉事務所)
 - (5)同上(同上)
 - (6)契約の公平性、透明性、競争性が高まりました。(知的障害者更生相談所)
 - (7)企画提案コンペの公正かつ円滑な実施と、個人情報保護の明確化が図られました。(看護大学)
 - (8)契約の公平性、透明性、競争性が高まりました。また、職員の意識の向上と事務の適正化が図られました。(経営・企画分野)

平成 20 年度以降(取組予定等)

- (1)会計事務の適正な執行を継続して職員に周知徹底します。(健康・安全分野)
- (2) 当該事業は平成 18 年度で廃止しましたが、他事業についても早期の精算書提出に努めます。

(保健・医療分野)

(3)会計事務の適正な執行を継続して職員に周知徹底します。

(長寿・障害分野)

(4) 当該事業は平成 18 年度で廃止しましたが、今後類似の事業があれば、委託対象団体が実施要領・ 募集要項の要件に該当していることが確認できるように決裁書類に記載します。

(松阪保健福祉事務所)

- (5) 当該事業は平成 18 年度で廃止しましたが、今後類似の事業があれば、事業実施計画書を変更する場合詳細がわかるように、経緯や検討内容を明確にします。 (同 上)
- (6)契約事務の公平性、透明性、競争性が確保されるように、一般競争入札方式での執行に取り組みます。 (知的障害者更生相談所)
- (7)契約の公平性、透明性、競争性を高めるとともに、委託業務の個人情報の保護に努めます。

(看護大学)

(8)契約事務の適正化を図るため、継続して必要な支援を行います。

(経営・企画分野)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2)支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 県単工事

(1)【中勢児童相談所駐車場拡張工事】駐車場車両輪止を工事に追加しているが、当初設計に含めておく必要あり (児童相談センター)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

執行伺いをする際に、意図する工事が工事設計書に記載されてるかを再度チェックすることにしま した。

2 取組の成果

当初に意図した工事が適正に執行されるようになりました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

今後の工事の施工にあたっては、徹底して工事設計書の内容の確認に取り組みます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2)支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- ウ 県単補助金
 - (1) 角膜摘出補助金等について、交付元と交付先の職員兼務が解消されていない

(保健・医療分野)

(2) 社会活動指導員設置費補助金の交付申請書、実績報告書の提出が遅延

(福祉・子育て分野)

(3) 民生委員組織活動費補助金交付申請書、実績報告書の提出が遅延 (松阪保健福祉事務所)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1)交付元と交付先の職員の兼務について、解消する方向で検討しました。また、補助金の交付決定などについては、経営企画分野に合議を行いました。 (保健・医療分野)
 - (2)補助先である県社会福祉協議会と、交付申請書、実績報告書の提出遅延について、その原因、対応方法等について協議しました。 (福祉・子育て分野)
 - (3)民生委員組織活動費補助金交付申請書、実績報告書の提出遅延について、各地区民生委員協議会あて文書で提出期日の厳守を依頼しました。 (松阪保健福祉事務所)
- 2 取組の成果
 - (1)検討した結果、平成20年度から角膜摘出補助金等の支出業務について、医療政策室から健康づくり室に移管することにより、交付元と交付先の職員兼務を解消することとしました。

(保健・医療分野)

- (2) 実績報告書の提出について、決算数値の確定に一定の時間を要するが、平成20年度以降は補助金交付要領に従い提出するよう努めることとしました。また、交付申請書は補助金交付要領に従い提出することとしました。 (福祉・子育て分野)
- (3)平成20年1月に支出状況等の聞き取り調査実施時に、実績報告書の提出期日についても交付要綱どおりの4月末日までに報告するよう指導しました。 (松阪保健福祉事務所)

平成 20 年度以降(取組予定等)

- (1)補助金の交付決定などについては、引き続き経営企画分野に合議を行い、内部統制を充実します。 (保健・医療分野)
- (2)補助金交付要領に基づき、交付申請書、実績報告書の提出を求めていきます。

(福祉・子育て分野)

(3)交付申請については予算令達があり次第、文書により各地区民生委員協議会に対して、早期申請を促します。実績報告書の提出は、文書や電話により期限内提出を引き続き指導していきます。

(松阪保健福祉事務所)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3)財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

- ア 公有財産、物品の管理状況
- (1) 台帳上廃棄された「X線間接撮影用カメラ」が廃棄されていない (伊勢保健福祉事務所)
- (2) ガスクロマトグラフ機器は、現在使用されていないので、他の事務所での利用を含めた有効な活用を検討する必要あり (四日市食肉衛生検査所)
- (3) 土地の目的外使用の許可決裁書類を整える必要あり

(知的障害者更生相談所)

- (4) 入所施設部分を社会福祉法人へ貸与することについて、管理の分担や非常時の通報体制等を明確にしておく必要あり (知的障害者更生相談所)
- (5) 自動販売機設置にかかる建物使用料の免除理由が不明確

(看護大学)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1)廃棄までの間、不用物品としての台帳登録を行い、適正管理するとともに、廃棄については、庁舎の移転との関係もあり、庁舎管理者等と引き続き協議を進めてきました。(伊勢保健福祉事務所)
 - (2)監査指摘後、直ちにガスクロマトグラフ機器を利用できる事務所を探し、現在もガスクロマトグラフ機器を使って試験検査をしている科学技術振興センター保健環境研究部に、平成19年10月26日付けで保管転換しました。(四日市食肉衛生検査所)
 - (3)土地の目的外使用許可申請書が未提出のところに申請書を提出させました。(知的障害者更生相談所)
 - (4)平成19年4月1日付けで、県有財産貸付契約書を法人と締結し、施設管理を明確にしました。 また、通報体制については、知的障害者更生相談所とは別に、防火管理者が設置され、消防計画も 作成されています。(知的障害者更生相談所)
 - (5)学内で検討したところ、本学学生は夏季・冬季等の長期休暇に加えて上級生になるほど校外実 習等も多く、下級生もカリキュラム上必修科目が多いため、利用者のほとんどが本学学生である学 生ホールに設置されている自動販売機の利用者は一年を通じて多くは望めず、また厨房・売店同様、 当該自動販売機についても学生への福利厚生の側面が非常に強いと判断し、このことについて明文 化しました。(看護大学)
- 2 取組の成果
 - (1)台帳上の登録の整理をしました。(伊勢保健福祉事務所)
 - (2)保管転換した結果、使用していないガスクロマトグラフ機器を有効活用できました。 その他の試験機器についても管理状況を確認し、物品の管理を適正に行いました。(四日市食肉衛 生検査所)
 - (3)土地の目的外使用許可と収入調定の整合性がとれました。(知的障害者更生相談所)
 - (4)知的障害者更生相談所と施設「城山れんげの里」が連携し、合同の防火訓練を 1 1月に実施しました。(知的障害者更生相談所)
 - (5)明文化することにより、公平性、透明性が確保され、自動販売機設置にかかる建物使用料の免除 理由を明確にすることができました。(看護大学)

- (1)引き続き、庁舎整備の進捗状況に合わせて、台帳の管理・廃棄の準備を行います。(伊勢保健福祉事務所)
- (3)このような事例を再度発生させないよう、適正な管理に努めます。(知的障害者更生相談所)
- (4)施設管理及び非常時の連携など、引き続き法人と協力して取り組んでいきます。(知的障害者更生相談所)
- (5) 引き続き、公平性、透明性が確保されるよう、適正な事務手続きに努めます。(看護大学)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3)財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

イ 基金の運用・執行状況

(1)国民健康保険広域化等支援基金について、平成14年度から16年度まで積み立てられたが利用されていないので、基金のあり方を検討されたい (福祉・子育て分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

当該基金については、国民健康保険法第75条の2に基づき、「国民健康保険事業の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てる」目的で設置されたものであるため、目的外の運用や廃止等の見直しはできないものです。こうした性格のため、平成19年度に行われた総務部による特定目的基金の見直しにおいても、「国庫補助金を原資としているなど、使途区分の明確化が必要なことから財政調整基金や他の基金に統合することが困難なもの」と位置づけられました。

なお、これまでは活用事例はありませんでしたが、平成 19 年度においては、平成 14・15 年度の国民健康保険にかかる調整交付金が過大交付となっていることから発生した資金不足への対応のため、要望のあった市町の財政支援として、この基金を原資とした財政自立支援事業貸付金を活用することとしました。(4市町へ貸付)

2 取組の成果

総務部での検討結果も踏まえて、これまでどおり設置条例に基づき運用することとしました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

今後、保険者が十分に制度を利用できるよう、基金の設置条例に基づき適切な運用をしていきます。

監査の結果

___ 2 財務等に関する意見

(3)財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

- ウ 金品亡失
- (1) 犬捕獲器の盗難(取得価格 110,210円)

(伊勢保健福祉事務所)

(2) 軽自動車のミラーの損傷(修理代5,145円)

(伊勢保健福祉事務所)

(3) パソコン (リース物品) の損傷 (修理代140,694円)

(看護大学)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1)犬捕獲器については、犬捕獲器の特性上、固定は困難であるが、設置場所の見回りをするなど、 適正管理に努めました。(伊勢保健福祉事務所)
 - (2)軽自動車のミラーの損傷については、所内会議等を通じて全職員に改めて備品の亡失・損傷がないよう、注意喚起を図りました。(伊勢保健福祉事務所)
 - (3) 学内教職員に対し、パソコン付近に水損の恐れがあるもの(コップ等)を置かないよう周知徹底し、再発防止に努めました。(看護大学)
- 2 取組の成果
 - (1)犬捕獲器の盗難は、発生していません。(伊勢保健福祉事務所)
 - (2)公用車等の物品の亡失・損傷は、発生していません。(伊勢保健福祉事務所)
 - (3)当該物品の損傷以降、金品亡失(損傷)は発生していません。また、物品の適正管理に関する教職員の意識高揚を図ることができました。(看護大学)

平成 20 年度以降(取組予定等)

- (1)引き続き、設置場所の見回りをするなど適正管理に努めていきます。(伊勢保健福祉事務所)
- (2)公用車の管理及び取扱いについて、備品の亡失・損傷がないよう職員に注意喚起を行います。 (伊勢保健福祉事務所)
- (3)引き続き、物品の管理・使用に対する注意喚起を行います。(看護大学)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1)特殊勤務手当(麻薬取締業務手当)について、5カ月分がまとめて支給されていたが、麻薬取締業務報告では、実績簿の記載項目を満たさないので、実績簿を整備する必要あり

(健康・安全分野)

(2)住居手当の事後確認漏れあり

(女性相談所)

(3)特殊勤務手当の支給にあたり、実績簿を整備する必要あり

(看護大学)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1)特殊勤務ごとに決裁が受けられる実績簿に変更し、手当についてはその月分の翌月の給料支給日に支給されるよう事務の改善を図りました。(健康・安全分野)
 - (2) 必要な書類の確認や添付を行うなどの事務処理を行いました。(女性相談所)
 - (3)特殊勤務手当の支給にあたり、実績簿を整備しました。(看護大学)
- 2 取組の成果
 - (1)職員の特殊勤務手当に関する条例、規則に基づいた、適正な運用となりました。(健康・安全分野)
 - (2)指摘事項を遵守し、適正な執行を行いました。(女性相談所)
 - (3)特殊勤務手当の支給について、実績簿の整備により、一層確実に行えるようになりました。 (看護大学)

平成 20 年度以降(取組予定等)

- (1)引き続き、職員の特殊勤務手当に関する条例、規則を遵守し、適正な運用を行っていきます。 (健康・安全分野)
- (2) 今後も、住居手当に関する規則に基づき、適正な事務処理の徹底とチェック体制の強化を図っていきます。(女性相談所)
- (3)引き続き、実績簿による確認のもと、確実な特殊勤務手当の支給に努めていきます。 (看護大学)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(6)交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層 職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(長寿・障害分野、桑名保健福祉事務所、鈴鹿保健福祉事務所、知的障害者更生相談所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

【健康福祉部全体】

- ・機会あるたびに、部内幹部職員で構成する室長会議、地域機関長会議を通じて、交通安全について の注意喚起を図りました。
- ・3か月ごとに交通事故の発生状況を取りまとめ、「健康福祉部 交通事故レポート」として職員に 周知するとともに、月3件以上の交通事故が発生した場合には、「交通事故緊急情報」として緊急 事態の発生を周知することで、一層の安全運転意識の高揚及び県有財産管理意識の徹底を図りまし た。
- ・健康福祉部関係職員を対象とした交通安全講習会を2か所(津、松阪)において実施し、安全運転 意識の向上に努めました。

【長寿・障害分野】

- ・年末年始や連休前などの毎週の打ち合わせで、室内職員に交通安全、法令遵守について注意喚起を 行いました。
- ・総務室から「健康福祉部 交通安全レポート」及び「交通事故緊急情報」を提供されると、職員に周知して、一層の交通安全意識の高揚を図りました。

【桑名保健福祉事務所】

- ・所属長より、当該職員に対し、安全運転を十分心がけるよう指導するとともに、全職員に対し、交 通安全には十分留意するよう働きかけました。
- ・交通事故防止並びに交通安全意識の高揚を図るため、ほとんどの職員に「桑名庁舎職員安全研修会」に参加させました。
- ・特に前日に飲酒した者に対しては、公用車使用前にアルコールセンサーによる計測を奨励する とともに、職員が運転前に点検を行うよう指導しました。

【鈴鹿保健福祉事務所】

- ・毎週の所内課長会議を通じ、繰り返し職員への交通安全についての注意喚起を行い、交通安全意 識の高揚を図りました。
- ・健康福祉部主催の安全運転講習会及び鈴鹿県民センター主催の鈴鹿庁舎交通安全講習会へ積極的に 参加し、交通マナーの徹底及び交通安全意識の高揚を図りました。
- ・「無事故・無違反チャレンジ123」の取組に参加し、「無事故無違反の証」を得ました。(1チーム5名)

【知的障害者更生相談所】

・機会あるごとに、職員に対して交通安全についての注意喚起を図りました。 また、「交通安全管理者だより」を毎月1回程度発行し、職員の安全運転意識を高めました。

2 取組の成果

【健康福祉部全体】

各手法を通じ、職員の安全運転意識が高まりました。

・事故件数(保健福祉事務所、地域機関含む)平成18年4月~19年3月 公用車での事故(過失有、自損)9件平成19年4月~20年3月 "9件

【各所属の状況】

- ・平成18年度には公用車による事故(過失有、自損)が発生した所属のうち、知的障害者更生相談所については、平成19年度も事故が発生したことから、職員への安全運転意識の高揚について、一層の徹底を図りました。
- ・上記以外の所属においては、平成19年度は公用車による事故の発生はありませんでした。

平成 20 年度以降(取組予定等)

【健康福祉部全体】

・室長会議、地域機関長会議を通じて、交通安全について注意喚起を図るなど、平成19年度と同様 の手法で交通事故防止に取り組んでいきます。

【各所属の状況】

・平成18年度に事故が発生した所属のうち、2か年連続して事故が発生した所属は、1所属を除きありませんでしたが、平成19年度には、経営企画分野、福祉・子育て分野、津保健福祉事務所(2件)、伊賀保健福祉事務所、尾鷲保健福祉事務所(2件)、こころの健康センターで新たに発生しており、引き続き「交通安全レポート」による職員への周知、交通安全運転講習会の開催、室長会議、地域機関長会議等を通じ、職員への安全運転意識の高揚を図るよう努めます。

監査	$\boldsymbol{\sigma}$	绀甲	
	U J	10 JK	

- 2 財務等に関する意見
- (7) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められた L1

(1)会計事務の自己検査記録が、本庁の室ごとに作成されていない (経営・企画分野)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1)会計事務の自己検査について、改めて部内室長等へ検査の目的や進め方などの説明を行なうとと もに、検査時期には庁内メールで関係者に連絡しました。 (経営・企画分野)
- 2 取組の成果
 - (1)部内全室で会計規則に基づき適正に自己検査が実施され、会計事務の改善が図られました。 (経営・企画分野)

平成 20 年度以降(取組予定等)

(1)会計事務の自己検査の実施について、継続して各室へ周知徹底を行います。(経営・企画分野)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (7) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(2)令達予算を超過して執行されているものがあるので、令達元との連絡調整を確実に行い、予算の計画的な執行に努める必要あり (こころの健康センター)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - (2)適切な予算執行を行うため、令達元と連絡調整を確実に行い、令達額を超過して予算執行しないように努めました。(こころの健康センター)
- 2 取組の成果
 - (2)令達元と連絡調整を行い、計画的な予算執行を行いました。(こころの健康センター)

平成 20 年度以降(取組予定等)

(2)引き続き、令達元と連絡調整を行い、計画的な予算執行に努めていきます。

(こころの健康センター)

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(産業廃棄物監視指導の充実)

(1) 平成 18 年度、新たに確認された産業廃棄物の不法投棄等事案は 30 件、532 t であり、前年度と比較して件数で 2 件増加しており、投棄量では 325t 減少している。不法投棄等については、早期に発見・対処しないと改善させることが困難になる場合が多いことから、県民の安全で安心な生活を確保するため、引き続き市町、関係機関との連携を密にし、監視指導の一層の充実を図られたい。

(循環型社会構築分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

(1) 悪質な事案に対し休日・早朝・夜間監視等重点的かつ柔軟な監視体制により取り組むとともに、県警の不法投棄車両監視システムの活用等関係機関との緊密な連携を推進し、不法投棄された産業廃棄物の撤去等早期の是正指導等を行いました。

また、不適正処理を行い指導に従わない事業者に対しては速やかに警告等を実施しました。

- (2) 近隣府県と連携を図り、共同路上監視の実施や広域不法投棄事案について対応しました。
- (3) 関係法令所掌部局による産業廃棄物不法投棄等対策連絡会議を発足させ、産業廃棄物不法投棄の未然 防止と不法投棄等されたものの是正についての連携体制の強化や関係機関と連携を図りました。
- (4) 不法投棄等を早期発見し、廃棄物の適正処理を確保するため、新たに2市町と産業廃棄物の監視や情報提供にかかる協定を締結しました。
- (5) 不法投棄等の重点監視を強化するとともに情報の共有化を図るため、監視カメラの整備や、監視記録のシステム化を実施しました。

(循環型社会構築分野)

2 取組の成果

・ 悪質な野外焼却事案について、不法投棄車両監視システムの活用等県警との連携を図るとともに重点監 視等により行為者を特定し、是正指導を行いました。

また、市町と連携して不法投棄等の是正に取り組むとともに、近隣県との情報交換を行い産業廃棄物の不適正処理事案の是正指導を行いました。

・ 指導に従わない事業者に対しては、下記のとおり厳正に対処しました。(平成20年3月末現在)

刑事告発 2件

許可取消 1件

改善命令 3件

文書指導 89 件

・ 新たに確認された不法投棄等事案件数

3/1/ C 1 C 1/C	1 1232214 3 3 7 1 1 1 7 7 7				
年度	確認事案数	年度内撤去済	年度内未撤去		
十	(数量 t)	(数量 t)	(数量 t)		
平成 15 年度	92件 (10,283t)	71件(8,592t)	21件 (1,691t)		
平成 16 年度	63件(2,884t)	40件 (2,595t)	23件(289t)		
平成 17 年度	28件(857t)	18件(758t)	10件(99t)		
平成 18 年度	30件(532t)	23件(236t)	7件 (296t)		
平成 19 年度	25件(559t)	16件(430t)	9件(129t)		

(循環型社会構築分野)

平成20年度以降(取組予定等)

- ・ 不法投棄等の不適正処理の未然防止や、初期段階での対応を進めるため、関係機関や市町等との情報交換や監視等での連携を図り、引き続き監視・指導を徹底して実施します。
- ・ 監視カメラの整備等により、不法投棄等の重点監視を強化し、未然防止、早期発見・早期是正に努めま す。 (循環型社会構築分野)

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(RDF焼却・発電事業のあり方検討)

(2) RDF焼却・発電事業は企業庁の発電事業の附帯事業であり、本体事業である水力発電事業を民間譲渡する場合は、企業庁で実施する位置づけがなくなることから、企業庁の長期経営ビジョンにおいて、平成21年度末を目標として新たな運営主体へ移管することを検討している。

今後の事業運営のあり方については、企業庁と連携を密にし、市町等と円滑に協議を進められたい。 (循環型社会構築分野)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - ・ RDF焼却・発電事業の今後のあり方については、環境森林部と企業庁に政策部、総務部を加えた庁内 組織を設けて、新たな受け皿として考えられる事業形態の選択肢について検討を行いました。
 - ・ また、RDF化市町等と県で構成する「RDF運営協議会」を通じて、今後の運営のあり方及び処理委 託料の負担について協議を進めました。

(循環型社会構築分野)

RDF運営協議会開催状況

平成 1 9年 5月 2 9日 第1回RDF総務運営部会平成 1 9年 8月 9日 第2回RDF総務運営部会平成 1 9年 9月 5日 第3回RDF総務運営部会平成 1 9年 1 0月 2 3日 第4回RDF総務運営部会平成 1 9年 1 2月 1 1日 第5回RDF総務運営部会平成 2 0年 3月 3日 第6回RDF総務運営部会平成 2 0年 3月 2 6日 RDF運営協議会理事会

2 取組の成果

- ・ 「RDF運営協議会」を通じて協議を進め、市町等の意見を踏まえ、平成 19 年 12 月 11 日の第 5 回総 務運営部会で今後の運営のあり方と処理委託料とを併せて県から提案を行いました。
- ・ その後、事務レベル協議を1回開催した上で、平成20年3月26日にRDF運営協議会理事会を開催し、
 - ▶ 委託料の改定については、平成19年2月の決議にそって、できるだけ早期に結論を得る。
 - ▶ 平成 29 年度以降のあり方については、継続的に協議する。
 - ことが確認されました。

(循環型社会構築分野)

平成20年度以降(取組予定等)

・ RDF焼却・発電事業が安定的に事業継続され、また、事業収支計画期間終了後のごみ処理が円滑に行われるよう、県と市町等で構成する「RDF運営協議会」において企業庁とともに市町等と協議を行っていきます。

(循環型社会構築分野)

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(ごみゼロ運動の積極的な取組)

(3) 県では、住民・事業者・市町等との協働のもとに、ごみゼロ社会の実現のために取組を進めているところであるが、家庭系ごみの排出量は、短期目標である平成22年度における平成14年度比削減率6.0%に対し、平成18年度の削減率(速報値)は1.0%にとどまっている。

「ごみゼロ社会実現プラン」に掲げる目標の着実な達成を目指して、県庁自らがごみの削減に一層取り組むとともに、市民参画による「リサイクルパーク整備事業」などモデル事業の成果等について、県内市町等と情報共有をさらに進めることにより県内全域に展開されたい。

(循環型社会構築分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- ・ ごみ減量化のための新たなシステムや制度の導入に資するモデル事業の実施を市町に呼びかけ、その効果や課題を抽出・整理して、より実効性の高い施策として普及することにより、プラン推進に関する取組の県全域での展開を図りました。
- ・ プラン推進の取組への県民の参画を促進するため、地域単位で地域住民やNPOの方々を対象とした「地域ごみゼロ推進交流会」を開催しました。
- ・ 市町がごみ処理事業をコスト面から分析・評価するツールとして、廃棄物会計の導入・活用を支援しました。
- ・ 県の行動計画の一環として、県庁舎等におけるごみ減量化に向けて ISO14001 に基づき「用紙類の削減」 「廃棄物総発生量の削減」「マイボトル・マイカップ運動」の推進などに取り組んでいます。

2 取組の成果

・ 平成19年度は、プラン推進モデル事業として、伊勢市で「レジ袋削減(有料化の導入)検討事業」や「埋立ごみ(ガラス、陶磁器くず等)の分別収集システムの検討事業」等、ごみ減量化のための新たなシステムや制度の導入に資するモデル事業を行いました。

レジ袋の有料化については、9月21日から伊勢市内全域で実施され、約9割の方がマイバックを持参いただく等の成果があがっています。この取組等をうけて、複数の市町がレジ袋有料化に向けての検討を行っています。

・ 廃棄物会計の導入に係る市町支援について、13 市町2事務組合から参画の意向を受け、策定支援を行いました。

(参考)第二次戦略計画における取組目標の進捗状況

ごみの排出量削減率(家庭系:対2002年度比) 2010年度の目標:6%

・ 2006 年度(速報値)の家庭系ごみの排出量は 529,928 トン/年と、2002 年度(535,198 トン/年)比で 1.0%の 削減となりました。一方、事業系ごみは 209,575 トン/年と、2002 年度(251,733 トン/年)比で 16.7%の削減 となりました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

「ごみゼロ社会実現プラン」に掲げるごみ減量化に効果的な取組をモデル事業として実施するとともに、これらの成果を活用し、短期目標の達成に向け全県域への展開を図ります。

また、廃棄物会計基準等を活用し、市町に対し、家庭ごみ有料化制度の導入や効果的なごみ処理システム の提案を行います。

県の行動計画の一環として、県のごみ減量化に向けた取組を進めてまいります。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(自動車排出ガス対策)

(4) 自動車交通の増大等に伴って二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染が厳しい地域を対象に、 三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画を平成 15 年 8 月に策定し平成 22 年度の目標達成のため車種規制等の対策を実施しているが、対策地域における平成 18 年度監視結果で は、二酸化窒素は 1 局、浮遊粒子状物質は 6 局で環境基準を達成していない状況にある。平成 22 年度目 標達成に向け、二酸化窒素等の総量削減について事業者等と連携し、引き続き総合的な排出量削減対策 を強力に推進されたい。

(地球環境・生活環境分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

(大気環境の状況の把握等)

沿道の大気環境の状況について常時監視するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握するために、 自動車走行量調査、窒素酸化物、粒子状物質の排出量調査を実施しました。

(自動車排出窒素酸化物等の削減への取り組み)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)に基づく「事業者の自動車使用管理計画」について、事業者への計画策定指導、計画実施状況報告の指導、計画実施状況の確認などを行いました。

天然ガス自動車やNOx・PM低減装置を導入する事業者に対し経費の一部を補助するとともに、三重県中小企業融資制度(環境保全資金)により排出基準適合車に代替する事業者への融資を行いました。

・天然ガス自動車補助

・車両代替への融資

みを実施しました。

平成19年4~平成20年3月 3台

2,666 千円 500 千円

・NO×・PM低減装置補助

"

平成19年4~平成20年2月 38台 381,990 千円

2 基

平成15年度に策定した「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」(総量削減計画)に基づき、関係機関において、交通流円滑化対策、道路網の体系的整備、普及啓発等の取り組

2 取組の成果

上記の取り組みのほか、平成 15 年 10 月から実施されている自動車NO×・PM法の車種規制により、 古いディーゼル自動車等が順次更新され、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の量は昨年度 とほぼ同等でした。

・NOx H9 5,199.0t H18 3,014.1t (実績) :(目標値)H22 1,741.4t

・PM H9 770.6t H18 290.7t (実績) :(目標値)H22 104.2t

(地球環境・生活環境分野)

(地球環境・生活環境分野)

平成20年度以降(取組予定等)

- ・ 平成 19 年度に引き続き、大気環境の状況の把握、自動車使用管理計画の策定指導、低公害車の普及促進等の排出量削減対策を進めていきます。
- ・ 自動車の排ガス規制や自動車NOx・PM法による車種規制は、窒素酸化物等の削減を進めるための 主要な対策であることから、その適正かつ確実な実施について、国と共に普及啓発に努めます。
- ・ 地球温暖化対策と連携し、大規模事業者の自動車輸送実態等の把握や、輸送や通勤方法のあり方等を 検討します。
- ・ 平成 19 年 5 月にNOx・P M法が改正され、流入車規制が盛り込まれ平成 20 年 1 月から施行されました。このため、改正内容の適用について検討を進めます。

(地球環境・生活環境分野)

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(一市への水道用水供給事業の管理・運営のあり方)

(5) 市町村合併により供給先が一市となる場合の水道用水供給事業のあり方について、企業庁では、県が示した「企業庁のあり方に関する基本的方向について」に沿って取り組んでいるところであるが、環境森林部ではこれらを踏まえ、管理方法や運営方法など水道用水供給事業のあり方について、企業庁と連携をとりつつ、対象となる市、住民の理解を得ながら協議を進められたい。

(地球環境・生活環境分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

「企業庁のあり方に関する基本的方向について」において、1市への供給を行っている地域については水道用水供給事業の市水道事業への一元化を進めることとしているが、市への移譲にあたっては、市側の受入体制や財政面の市の負担を踏まえ、移譲時期や技術面・財政面での配慮の必要性などについて市と十分協議する必要があることから、県と市の協議の場として「志摩水道連絡調整会議」及び「伊賀水道連絡調整会議」を設置し、一元化に向けた協議を行いました。

また、庁内においてはWG及び関係室長会議を設置し、一元化に係る課題検討などを行いました。

(地球環境・生活環境分野)

志摩水道連絡調整会議開催状況

平成19年 6月 6日 第1回志摩水道連絡調整会議

平成19年10月15日 第2回 "

平成19年12月26日 第3回

伊賀水道連絡調整会議開催状況

平成19年 6月 5日 第1回伊賀水道連絡調整会議

平成19年12月20日 第2回

平成20年 2月 5日 第3回

平成20年 2月21日 第4回 "

2 取組の成果

「志摩水道連絡調整会議」及び「伊賀水道連絡調整会議」において、一元化による定性的なメリットなど 県の考え方を説明し、志摩水道については平成22年度、伊賀水道については平成21年からの一元化を目標 として協議を進めていくことを確認しました。

11

また、財政面での配慮の必要性や技術支援の方法について意見交換を行い、一元化に係る課題を明らかにしました。

(地球環境・生活環境分野)

平成 20 年度以降(取組予定等)

伊賀水道については平成 21 年度、志摩水道については平成 22 年度からの一元化を目標として、引き続き、 両市との協議を進めていきます。

(地球環境・生活環境分野)

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(松阪木材コンビナートへの支援)

(6) 松阪木材コンビナートについて、各事業体の稼働率向上に向けて種々の取組が行われているが、平成 18 年度の目標に対する各事業体の達成率は 3.7~75.4% にとどまっている。

松阪木材コンビナートに対しては、平成 18 年度までに用地造成、施設整備に対し 12 億 9,756 万 5 千円 の県費補助をするとともに、経営改革プランの作成並びに各種調査等を行い、経営の合理化・健全化に取り組んでいるところであるが、平成 13 年度稼動以来目標が達成されていないので、経営改革プランの進行管理を徹底するとともに、事業の成果が発揮されるよう一層の取組に努められたい。

(森林・林業分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- ・ 平成 18 年度に実施した「木材コンビナート再生事業」を通じて、コンビナート内各事業体の連携強化 を図りながら販売部門の強化を軸とした改善策の進行管理を図るため、中小企業診断士による経営診断を 4 事業体において実施しました。
- ・ 平成 18 年 5 月以降休止していた集成材工場の再開に向けて、連帯保証人、国並びに金融機関も含めて協議を実施、新たな引受先である三重中央木材加工(協)との間で譲渡を行う方向で、関係者を指導しました。
- ・ 未売地への木材関連企業の進出を促進するため、県及び市の企業立地推進部署との連携を図りながら、 補助事業や融資制度の情報提供等の支援を行いました。
- ・ 松阪木材コンビナート内に設置されている経営改善に向けた各種会議にオブザーバーとして参加し、各事業体の連携促進等について助言を行いました。

(森林・林業分野)

2 取組の成果

- ・ 「木材コンビナート再生事業」で経営改善に向けた濃密指導を行ったJスマイル内装材協同組合と三重 県木造住宅協同組合の2組合については、作業工程の改善や在庫管理の改善などの成果が見え始めていま す。
- ・ 集成材工場の事業再開に向け、関係機関と協議した結果、新たな引受先である三重中央木材加工(協) との間で補助要件を継承することを前提に合意を得ることができ、農林水産大臣承認のもと、平成 19 年 10 月に関係者の間で譲渡の事務手続きが完了しました。平成 20 年 1 月末、集成材の試験生産を再開し現 在JAS認定を申請中です。
- ・ 木材等に関係する各種会議に参画し、情報提供等を行い、生産側と販売側の意思の疎通に努めた結果、 ウッドピア市売(協)においては、原木の直送化について新生産システムを進めている製材工場との間で年間5,000 の木材取引を行うことで合意しました。
- ・ ウッドピア製品の新たな需要拡大を図るため、「三重の木」認証材関東戦略会議を設立し、関東圏域で の販路拡大に向けたプロジェクト活動をスタートさせました。

(森林・林業分野)

平成20年度以降(取組予定等)

- ・ 各事業体の経営の安定化、健全化を図るため、中小企業診断士の協力も得ながら経営改善に向けて、必 要な指導・助言等の支援をしてまいります。
- ・ 未売地への木材関連企業の進出を図るため、県及び市の企業立地推進部署と連携を密にしながら、引き 続いて情報の提供等の支援を行います。
- ・ 平成 19 年度に採択された林業生産流通革新的取組支援事業(実証事業)による、素材生産現場との連携により、ウッドピア市売(協)の集荷量の確保などの改善に取り組みます。
- ・ 「三重の木」認証材関東戦略会議で合意された供給体制並びに販売促進活動を即座に実行できるよう、 引き続いて指導・助言等の支援をしてまいります。

(森林・林業分野)

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(森林環境創造事業の推進)

(7) 森林環境創造事業について、45,000ha を対象森林面積として毎年度 2,250ha を目標に取り組んでいるが、平成 16 年度 944ha、17 年度 1,480ha、平成 18 年度 891ha と目標を大きく下回っており、また、県内7 地域別の進捗状況も、着手率が 8.4% ~ 33.5%と差が出てきている。

当事業は、森林所有者と認定林業事業体が20年間の管理委託契約を締結し、森林管理業務など毎年度の事業費を市町が15~20%負担するもので、事業の促進には森林所有者や市町の理解と協力が必要なので、あらゆる機会を通じ事業趣旨への理解を一層強く求め、事業を推進されたい。

(森林・林業分野、各農林水産商工(農林商工)環境事務所)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - ・ 各地域機関が、市町に対して会議等を通じて趣旨の説明をし、理解が得られるよう努めました。
 - ・ 地域機関と本庁からなるワーキンググループを設置し、事業の問題点等について、改善に向けての検討 を進めております。

(森林・林業分野、各農林水産商工(農林商工)環境事務所)

2 取組の成果

・ 未着手市町のうち、今年度は鳥羽市が新たに事業に着手しました。

(森林・林業分野、各農林水産商工(農林商工)環境事務所)

[地域別の着手率] (単位:ha、%)

地域		対 象 森林面積	平成 19 年 度末環 林整備計 画 面積	着手率	
		(a)	(b)	b/a	
北	勢	4,695	631	13.4	
中	勢	6,098	611	10.0	
松	阪	9,954	4,362	43.8	
伊勢:	志摩	8,569	1,703	19.9	
伊	賀	3,462	586	16.9	
尾	鷲	2,944	493	16.7	
熊	野	9,278	1,396	15.0	
計・	平均	45,000	9,782	21.7	

【森林環境創造事業の目標と実績】

(単位:ha、%)

	年度	Ę	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	 H32	H33
	標	単年度	250	2,250	1,850	2,250	2,250	2,250	2,250	 2,250	2,400
面	積	累計	250	2,500	4,350	6,600	8,850	11,100	13,350	 42,600	45,000
整備計	画	単年度	273	2,278	2,316	944	1,480	891	1,601		
面	積	累計	273	2,551	4,867	5,810	7,290	8,181	9,782		
着	手率	(%)	0.6	5.7	10.8	12.9	16.2	18.2	21.7		

着手率 = 整備計画面積 (累計) ÷ 45,000ha x 100

平成20年度以降(取組予定等)

・ 新たな環境林整備計画が樹立できるよう、自力で整備のできない森林所有者に対し、市町、森林組合等 認定林業事業体、林業普及指導員と連携しながら、地区説明会や広報紙をはじめ、様々な方法で事業のP Rを進めます。

(森林・林業分野、各農林水産商工(農林商工)環境事務所)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

雑入(産業廃棄物不適正処理代執行費用)等に関する収入未済額が 1,260,241,989 円(対前年度比 106.4%)あり、前年度と比べて 75,656,829 円増加しているので、今後も引き続き財産把握調査と求償を行い、収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。

(循環型社会構築分野)(森林・林業分野)

イ 地域機関分

雑入(前払金返還利息等)の収入未済額が201,673円(対前年度比100%)あるので、今後、その収入 未済額の減少と発生防止に努められたい。 (熊野農林商工環境事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

ア 本庁分

- (1) 行政代執行費用の徴収については、行政代執行法において国税滞納処分の例によるものとされています。この規定にもとづき、滞納者との面談や電話連絡によって滞納金の納付を求めるとともに、これまでの調査で判明している預金口座の入出金状況調査を実施するなど、換価可能な滞納者の財産状況把握に努めています。 (循環型社会構築分野)
- (2) 林業改善貸付金について2件の延滞があり、分割納入を行っている1件は、面談や電話で経営状況 を聞き取るとともに、返済計画に基づく着実な返済を要請した。また平成18年度に未返済が発生した 1件は、一括返還請求と連帯保証人に対し文書及び面談により早期返済を要請しました。

(森林・林業分野)

イ 地域機関分

工事契約中の建設業者(個人事業者)1社について、資金繰り悪化の為、工事の続行が不可能となり契約解除した案件について、支払済みであった工事の前払金については東日本建設業保証株式会社から返還されました。しかし前払い金の支払日から返還日までの遅延利息が201,673円発生しており、現在各方面に情報収集を行い、建設業者の所在調査を継続しています。

(熊野農林商工環境事務所)

2 取組の成果

ア 本庁分

- (1) 財産状況調査の結果、確認された預金1件(356,288円)について、10月31日に差し押さえました。 (循環型社会構築分野)
- (2) 延滞2件のうち1件は提出された返済計画に従い、偶数月に一定額(20,000円)の返済がされています。残り1件については連帯保証人に対し返済計画書の提出を求めました。

平成 19 年 11 月現在 貸付額 12,410 千円 返済額 2,441 千円 違約金 48,421 円 返済違約金 19,895 円 現在の未収金 9,997,526 円 (森林・林業分野)

イ 地域機関分

引き続き情報収集を行い、所在の有無を確認したうえで督促等の対応を行います。

(熊野農林商工環境事務所)

平成20年度以降(取組予定等)

- ・ 代執行費用については、引き続き滞納者の財産状況の把握及び換価可能資産の差押えに努めます。 (循環型社会構築分野)
- ・ 未収金については着実な返済を求めると共に、新たな林業改善貸付資金の貸付については、今後も延 滞債権が発生しないよう、貸付先の経営状況等の把握を的確に実施していきます。 (森林・林業分野)
- · 工事の発注に際し、指名業者の経営状況の把握に努め、請負契約等の相手方との連絡を密にするとと もに、建設事務所等管内の他の発注機関との情報交換を行い、発生防止に努めます。

(熊野農林商工環境事務所)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(1) 【平成 18 年度環境森林部人権啓発推進員研修委託】

(経営企画分野)

随意契約理由記載なし

(2) 【「地域から発信!環境教育実践事業」環境教育プログラム作成委託】

(地球環境・生活環境分野)

一部選定表が鉛筆で記入、予定価格未作成

(3) 【平成 18 年度木材コンビナート再生事業委託】

(森林・林業分野)

一部選定表が鉛筆で記入、契約書に「個人情報取扱特記事項」の記載なし

(4) 【平成 18 年度大杉谷登山歩道維持業務委託】

(森林・林業分野)

進捗状況の把握が不十分

(5) 【小規模治山事業第熊 1-2 号工事現場技術業務委託】 契約名称が不適切 (熊野農林水産商工環境事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

室内の意見交換等の機会において、職員に対し会計規則等の法令遵守や、具体的な会計事務・契約事務処理について周知をはかるとともに、再発防止のためチェック体制の再確認を行いました。

(経営企画分野)

(地球環境・生活環境分野)

(森林・林業分野)

(熊野農林水産商工環境事務所)

2 取組の成果

会計規則等に基づく適正な事務処理を行うとともに、決裁権者や複数の職員のチェックによる事務手続きの遺漏防止が図られました。

(経営企画分野)

(地球環境・生活環境分野)

(森林・林業分野)

(熊野農林水産商工環境事務所)

平成20年度以降(取組予定等)

平成 20 年度以降も、引き続き職員の会計規則等の法令遵守意識の更なる向上及び各執行所属内におけるチェックが的確に行われるよう、部内会議や各種研修会への参加奨励などあらゆる機会を通じて職員に働きかけていきます。 (経営企画分野)

(地球環境・生活環境分野)

(森林・林業分野)

(熊野農林水産商工環境事務所)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 県単工事

(1) 【 小規模治山事業(県単)第津 - 4号工事 】 当初十分な植栽本数を見込まず、変更契約で大幅に増

(津農林水産商工環境事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

平成19年度は、同内容の事業は実施していません。

(津農林水産商工環境事務所)

2 取組の成果

平成 20 年度以降 (取組予定等)

本事業は、松くい虫被害木の伐倒駆除と同区域内に苗木の植栽を行うものです。

事業着手時前は被害木が点在しており、植栽密度の基礎となる林内の光度は、被害木を伐採しないと把握することが困難です。

そのため、正確な植栽本数の積算は、被害木を除去した後に行う必要がありますが、当初設計においては、できうる限り過不足が生じないよう植栽本数を計上します。

(津農林水産商工環境事務所)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 旅費

(1) 【 浄化槽市町村整備に関する調査 】 復命書に現地視察の記載なし

(地球環境・生活環境分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

所属内の意見交換等の機会において、職員に対し旅費規則等の具体的な会計事務について周知をはかるとともに、再発防止のためチェック体制の再確認を行いました。

(地球環境・生活環境分野)

2 取組の成果

旅費規則等に基づく適正な事務処理を行うとともに、旅行命令権者のチェックによる事務手続きの遺漏防 止がはかられました。

(地球環境・生活環境分野)

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、旅費規則等の周知徹底や各種研修会への参加奨励を図るなど、職員の旅費規則等の法令遵守意識の更なる向上及び事務手続きの遺漏防止に努めます。

(地球環境・生活環境分野)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3) 未利用地

環境森林部所管の行政財産が5,006.42 m あるので、利用計画を策定し、その有効活用を図るほか、不用のものにあっては売却等を推進されたい。

(森林・林業分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- (1) 緑づくりを行うNPO等の活動の場を斡旋・提供する目的で、平成 11 年度末に(財)三重県環境保全事業団から当該土地の無償譲渡を受けましたが、NPO等が求めている年間をとおして活用できるフィールドとしては手狭であることなどで、当該土地が未利用になっています。
- (2) 当該土地を2分する形で、ほぼ中央部に四日市市の水道施設があること、また、県道宮妻狭線に面して地理的条件が良いことから、四日市市としての利活用の可能性について、四日市市税務理財部管財課と協議を行いましたが、土地利用の計画も無いことから、土地は必要ない旨の回答があったので、総務部管財室と調整を行いました。

(森林・林業分野)

2 取組の成果

総務部管財室と調整を行った結果、市街化調整区域でもあり、また、土地を処分するための課題も多いことから検討を進めることとしました。

(森林・林業分野)

平成 20 年度以降(取組予定等)

・ 平成 19 年度に引き続き、検討を進めていきます。

(森林・林業分野)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の 安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(森林・林業分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

公用車による交通事故が発生しているため、部内室長会議、室ミーティング等で職員に対し、交通安全意識や県有財産の管理意識の高揚について意喚起を行うとともに、コンプライアンス(法令遵守)についても同様に室ミーティング等により職員に対しての意識付けを働きかけました。

(森林・林業分野)

2 取組の成果

上記取組等を進めることにより、各職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識を高めました。

(森林・林業分野)

平成 20 年度以降(取組予定等)

・ 平成 20 年度以降も、引き続きあらゆる機会を捉え、職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識及び 法令遵守に対する意識の高揚を図っていきます。

(森林・林業分野)

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(イベント等における事故防止)

(1) 平成 18 年度に行った事業に関するリスクの洗い出しにおいて、「イベント、事業等の実施中の事故」を想定し、平成 19 年 6 月に「農水商工部イベント実施時におけるリスク対応マニュアル」を策定していたが、同年 7 月に熊野農林商工環境事務所が所管するイベントで県民が負傷するという事故が発生している。

リスクに対する対策が十分ではなかったと考えられるので、職員への注意喚起や同様のイベントを行う場合のマニュアルの見直しなど、今後の事故防止に万全を図るとともに、他のリスクについても対策が十分であるか再度検証されたい。

(経営企画分野、担い手・基盤整備分野、熊野農林商工環境事務所)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 緊急所属長会議を開催し、部長から各所属での対話により業務に潜むリスクについて再確認し、 対策を講じるよう指示しました。
 - (2) 農林水産商工環境事務所の担当課長会議を開催し、研修会、イベント等の活動における危機管理の徹底を図るよう指示しました。
 - (3) 農水商工部内の各所属に対して、イベントを実施する場合は「農水商工部イベント実施時におけるリスク対応マニュアル」に基づき、各イベントの内容に応じた事前のリスク検討と対策を徹底するよう指示しました。
 - (4) 県が実施するイベントへの参加者等に対し、イベント実施時における事故防止等についての事前説明や情報提供を徹底しました。
 - (5) 農水商工部が所管する危機管理マニュアルについて、マニュアル所管室が中心となってマニュアルの見直しと訓練を実施しました。
 - (6) 平成18年度から進行管理しているリスク評価シートに基づき、各所属におけるリスク管理の 徹底を図りました。

2 取組の成果

イベントを実施する所属において、リスクの想定・対策等の情報が共有され、危機発生時に確実に対応できる体制づくりに取り組みました。

各所属における対話を通じて、職員一人ひとりの危機管理意識の向上を図りました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

- (1) 室長会議・課長会議・担当者会議など様々な場面で、危機管理の周知徹底を図ります。
- (2) イベントも含め、業務に関するリスク把握と危機の未然防止、さらには、危機発生時における 適確な対応等、一層の危機管理の徹底を図ります。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(食の安全・安心の確保)

(2) 平成 19 年 10 月、県内の和菓子メーカーの偽装販売事件が発生し、県において監視指導や通報に対する対応、関係部局の連携が十分でなかったことが明らかとなり、食の安全・安心に対する県民の信頼が揺らぐ事態となっている。

副知事を本部長とする食の安全・安心危機対策本部を設置し、県民の食の安全・安心確保体制の再構築及び再発防止に取り組んでいるが、早急に監視体制を確立するとともに、関係部局や関係機関との連携を強化のうえ、食の安全・安心の確保と県民の信頼の回復に努められたい。

(経営企画分野、農水産物供給分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

県民の皆さんの食の安全・安心を確保するため、緊急の対応として次のような取り組みを行いました。なお、監視体制の強化など抜本的な対応等については、食の安全・安心危機対策本部の中で検討を行いました。

(1) 食品業界への注意喚起

10月22日(月)県内食品関連事業者に、安全・安心の確保への注意喚起を文書により要請しました。

(2) 菓子業界の社内総点検指導

11月7日(水)三重県菓子工業組合(傘下事業者504) 三重県米菓工業協同組合(同9)及び どちらの組合にも属さない菓子関連事業者(1,360事業所)に対し、JAS法及び食品衛生法等の 法令遵守状況等について、事業者自らの社内総点検の実施及びその調査結果報告を指導しました。

(3) 食品の適正表示セミナーの開催

食品関連事業者自らの適正な食品表示への取り組みを促進するため、「食品の適正表示セミナー」を開催しました。

2 取組の成果

(1) 食品業界への注意喚起

県内の食品関連事業者団体 12 団体(傘下 963 社) 三重県食品産業振興会参加事業者 81 社・団体及びその他食品関連事業者 172 社に文書を送付しました。

(2) 菓子業界の社内総点検指導

1,873事業者に調査表を送付し、廃業等と思われる不在返送 71 件、残り 1,802事業者のうち 1,106件 (61.4%)から回答があり、事業者自らの自主点検を促進するとともに、菓子事業者の実態を把握し、今後の対応策に反映しました。

(3) 食品の適正表示セミナーの開催

合計 1,111 人の参加があり、食品表示の周知を図ることができました。

平成 19 年 11 月 12 日 (月)津市センターパレス 375 人 210 社参加

平成 19 年 11 月 16 日 (金)四日市市総合会館 284 人 197 社参加

平成 19 年 11 月 20 日 (火) ハートプラザみその 422 人 249 社参加

平成 19 年 11 月 29 日 (木) 鈴鹿庁舎

30 人 25 社参加(ビデオによる研修)

平成 20 年度以降(取組予定等)

食の安全・安心危機対策本部では、食品表示に関するJAS法の所管を農水商工部から、食品衛生法を所管している健康福祉部に移管し、総合的な監視指導や内部通報等への迅速な対応、国等関係機関との連絡調整などに的確に対応することとしています。

農水商工部では、食の信頼回復サポート事業を新たに実施し、ガイドブックの作成や食品サポート員制度の導入など食品製造事業者の自主的な取り組みを支援します。

また、消費者との連携などの取り組みについても、所管部局である農水商工部、健康福祉部の両部が連携し取り組んでいきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(漁業協同組合の合併)

(3)漁業協同組合の経営基盤の強化のため、平成19年度末までに県内の漁協を3つの自立漁協に再編するよう漁協合併を進めているが、18年度末現在の漁協数は41漁協となっている。 関係団体等との連携を図りながら今後の方針を明確にし、一層効果的な取組を行われたい。

(団体・金融分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

漁協の合併については、合併促進法の期限である平成20年3月末までに沿海地区漁協を3つにまで減らせることを目標に、漁連等の漁協系統団体と連携しつつ、地区毎に漁協の組合長等で組織する合併促進協議会を設置し、合併を阻害している問題点を整理しつつ、解決に向けた協議を重ねることで、合併を促してきました。

一方で、経営不振漁協の経営再建を進めるため、経営改善計画の策定を促すとともに、固定化債権の回収を進めるために固定化債権の実態状況についての調査を行い、債権の回収が的確に実施されるよう漁連等と連携して働きかけました。

2 取組の成果

昭和44年当時132あった県内の沿海地区漁協は、漁協系統と連携して合併を促進した結果、平成19年4月時点で41となりましたが、平成19年度末で3つという目標を達成することは困難な状況です。

しかし、漁協合併の目的たる経済事業の合理化の観点からすれば、漁協の経済事業の約8割が職員 10人以上の規模の9漁協によって実施されており、漁協合併の取組については、一定の成果を挙げ たと考えています。

一方、合併を阻害している要因を整理した結果、多くの地区で共通している阻害要因としては、 多額の欠損金を抱えている漁協については、合併に参加することが困難な状況であること。 主として漁業権管理を行い経済事業がほとんど実施されていない小規模漁協は、合併に消極 的であること。

一部の漁協では、組合員資格審査が適正に実施されていないことから、いわゆる非漁民が正 組合員となっており、真に漁民の利益を守る組織となっておらず、合併に消極的であること。 等であることが明らかになりました。

合併の阻害要因を整理することができたことから、今後の漁協対策の方向について漁協系統団体と 協議することができました。

また、沿海地区漁協が抱える固定化債権の総額は、平成 17 年 12 月末時点で 5,827 百万円であることが判明し、漁協系統団体とともに債権回収の指導を実施しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

合併の阻害要因や水産業協同組合法の改正を踏まえた今後の漁協対策として

経営不振漁協の欠損金や固定化債権の処理を中心とした漁協の経営改善

新水協法に基づく正組合員資格審査の適正化を通じた、真に漁業活動の活発な漁業者による 漁協の運営

等の対策を推進していくこととしています。

具体的には、多額の欠損金を抱える経営不振漁協の経営改善に対する取組に対し、市町と連携して支援するとともに、組合員資格審査規定の制定を伴う定款変更を指導することで、漁業活動の活発でない、いわゆる非漁民の漁協運営への関与を排除し、組合自治が適正に機能するよう促すこととしています。これらの取組と合わせて、合併も含めた漁協の組織基盤強化を進めていくこととしています。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(財団法人三重県産業支援センターのあり方)

(4) 財団法人三重県産業支援センターは、県の中小企業支援やベンチャー支援に関してワンストップサービスをめざして取り組んでいるが、他の機関の支援との重複、中小企業を取り巻く環境の変化、課題の多様化への対応などが課題となっている。

県は、平成19年度に「(財)三重県産業支援センターあり方懇談会」を設置し、11月末を目途に今後のあり方を整理する予定であるので、その議論を踏まえ、より効率的・効果的な事業実施体制の構築を支援されたい。

(商工政策分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

(財)三重県産業支援センターのあり方や県、商工団体等の役割分担や連携方策などを整理するため、有識者等による「財団法人三重県産業支援センターあり方懇談会」を3回開催しました。

2 取組の成果

「財団法人三重県産業支援センターあり方懇談会」の意見等についての取りまとめを行い、その意見を反映した「(財)三重県産業支援センターの方向性(支援のあり方)について」を策定し、2月に同センターへ通知しました。

また、その取りまとめを踏まえ、(財)三重県産業支援センターにおいては、より機能的に中小企業支援ができるように平成20年度の組織体制等の見直しや中長期計画の策定を行いました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

(財)三重県産業支援センターで策定された中長期計画等が計画的に実施されるように継続的に支援していきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(県民しあわせプランの数値目標)

(5) 施策「安全で安心な農産物の安定的な提供」において、施策目標項目の主指標を「食料自給率 (カロリーベース)」としている。

しかしながら、施策が目的としている本県の農産物の「安全・安心・安定供給」が向上することと、当該指標が向上することは、関連性が極めて低く、施策の成果を的確に表していない。

このため、施策の成果については、副指標等を活用しながら検証するとともに、主要品目についての指標を設定するなど、取組成果を県民に分かりやすく説明されたい。

(農水産物供給分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

食料自給率は、食料消費全体における国内生産の割合であり、食料全体を一括して表す必要があるため、個々の食料の栄養価であるエネルギーという共通な「ものさし」であるカロリーを使って表しています。

食料自給率は、安全安心な食料の生産や消費に即した生産の拡大により向上すると考えています。 しかしながら、カロリーベースで表される食料自給率は、分かりにくいとの指摘があることから、 国作成のパンフレット、HP等を参考に県民の皆さんに分かりやすく情報を提供する方法を検討しま した。

2 取組の成果

HPにより食料自給率の解説を試行的に行いました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

今後もより分かりやすい媒体、方法等検討を続けていきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(リゾート地域活性化助成事業費補助金)

(1) 紀南地域最大の商業施設「ピネ」に設置された「紀南地域活性化センター」を拠点施設として活動する紀南地域活性化協議会を支援するため、平成3年度から事業費や運営費(建物借上料)の一部を補助しているが、同センターの来館者数は年々減少傾向にあり、18年度は若干増加したものの12年度実績の2/3に留まっている。

また、「ピネ」の経営会社については、平成 18 年度に県と御浜町が所有する全株式を同社に無償譲渡したことにより、純粋な民間会社に移行しており、事業環境にも変化が見られる。

こうしたことから、補助金の効果が十分に発揮されるよう、協議会に対して積極的に助言を行うなど、活性化に向けた取組を支援するとともに、補助金のあり方などについても検討されたい。

(観光局)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

熊野農林水産商工環境事務所と連携し、紀南地域活性化センターの来館者の増加に向けて以下の助 言を行うとともに、取組に対して支援を行いました。

道の駅との連携により、道の駅の館内放送を利用して紀南地域活性化センターでの催しの内容を周知することで、道の駅利用者からの集客を図りました。

- ・道の駅の入口付近に常設の案内板(紀南地域活性化センターで開催中のイベントを周知)を設置し、道の駅利用者のセンターへの円滑な誘導を図りました。
- ・定休日をなくし、また開館時間を1時間延長(以前:10 時から4時まで、現在:10 時から17 時まで)とすることで利便性を向上し、利用者の増大を図りました。
- ・紀南地域活性化センターの利用者の増大のため、各市町の広報等を利用し PR を行っていただきました。

また、リゾート地域活性化助成事業費補助金については、平成20年度までとなっていることから、 平成21年度以降の紀南地域活性化協議会のあり方等について各市町において当該協議会に対する考 え方について検討していただくよう依頼をしました。

2 取組の成果

このような取組を行っている結果、平成 19 年 4 月から平成 20 年 1 月までの来館者数 9,754 人は、 平成 18 年 4 月から平成 19 年 1 月までの来館者数 8,490 人と比較して 14.9%の増加となっています。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き紀南地域活性化センターの来館者の増加に向けて、紀南地域活性化協議会に助言を行うとともに取組に対して支援を行う予定です。

なお、リゾート地域活性化助成事業費補助金については、平成 20 年度までとなっていることから、 平成 21 年度以降の紀南地域活性化協議会のあり方等について、同協議会で検討を行っているところで あり平成 20 年 10 月までに結論が出される予定になっています。

監査の結果

- 2 財務執行等に関する意見
- (1) 収入に関する事務
 - ア 本庁分
 - (ア)貸付金にかかる収入未済

中小企業者等支援資金や農業改良資金等の貸付金については、債権管理嘱託員の配置、弁護士や民間債権回収業者への債権回収委託などの債権管理強化や法的措置の実施などにより未収金の回収に努めているものの、中小企業者等支援資金と沿岸漁業改善資金は前年度より増加しており全体では3,272,360,542 円と多額となっているので、関係団体との連携により債務者の経営状況等の把握に努め、時期を失することなく法的措置を講じるなど一層積極的な債権回収を図るとともに、未収金の整理に向け更に取組を強化されたい。

また、貸付にあたっては、連帯保証人や本人の担保能力などに関するより適正な審査の実施や事後の経営指導等を強化するなど未収金の発生防止に取り組まれたい。

なお、収入未済の殆どを占める中小企業高度化資金は、県に原資の貸付を行う独立行政法人中 小企業基盤整備機構が不良債権の処理を進める方針であるため、県としても他県の動向を把握し ながら、その対応を早急に検討されたい。

(団体・金融分野)

講じた措置

(中小企業者等支援資金貸付金)

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容(平成20年2月末現在)
 - (1) 債権管理業務嘱託員、職員等により書面、電話、訪問等による督促の強化を図りました。
 - ・訪問回数 高度化:197回、設近:191回(債権管理回収専門業者分を含む)
 - (2) 高度な法的判断の必要な案件について弁護士に回収業務等を委託しました。
 - ·委託件数:2件(高度化資金)
 - (3) 設備近代化資金の債権管理、未収金回収を債権管理回収専門業者に委託しました。
 - (4) 返済に関する相談を受け、事業等の改善指導及び条件変更にかかる手続き指導により、延滞の未然防止対策を行いました。
 - ・相談回数 訪問:102回、来庁:5回
 - (5) 貸付時における債務者等の保証能力審査の実施

貸付対象物件への抵当権設定だけでなく、追加担保が必要と認められる場合には債務者及び連 帯保証人に固定資産評価証明書を提出させ担保提供を要求しています。

(6) 高度化資金の債権管理

現在、中小機構と協議しながら不良債権の再生支援先と回収処理先への分類を進めています。

2 取組の成果(平成20年2月末現在)

債権回収実績 59件 74,937,765円(前年度88,989,576円)

平成 20 年度以降(取組予定等)

- (1) 設備近代化資金の債権管理 設備近代化資金の債権管理、未収金回収を債権管理回収専門業者に委託します。
- (2) 高度化資金の債権管理 中小機構と連携しながら、不良債権分類に従った債権管理を行っていきます。
- (3) 高度化資金の条件変更 高度化資金の貸付先である中小企業等はまだまだ厳しい状況にあります。このため、必要に応 じて単年度、複数年度の条件変更を行い、企業の体力回復を図るための対策を講じます。
- (4) 高度化資金事後指導 組合・組合員企業等を積極的に訪問し、延滞防止のための事後指導等を行っていきます。また、 すでに延滞になっているものの返済意志を示す貸付先には、分納を継続させ、経営改善の指導を 行い分納額の増額を図っていきます。
- (5) 弁護士等への相談、委託 高度な法的判断の必要な案件について、弁護士等専門家へ相談するとともに、必要な場合には 回収業務、法的措置等の委託を行います。

監査の結果

- 2 財務執行等に関する意見
- (1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(ア)貸付金にかかる収入未済

中小企業者等支援資金や農業改良資金等の貸付金については、債権管理嘱託員の配置、弁護士や民間債権回収業者への債権回収委託などの債権管理強化や法的措置の実施などにより未収金の回収に努めているものの、中小企業者等支援資金と沿岸漁業改善資金は前年度より増加しており全体では3,272,360,542 円と多額となっているので、関係団体との連携により債務者の経営状況等の把握に努め、時期を失することなく法的措置を講じるなど一層積極的な債権回収を図るとともに、未収金の整理に向け更に取組を強化されたい。

また、貸付にあたっては、連帯保証人や本人の担保能力などに関するより適正な審査の実施や事後の経営指導等を強化するなど未収金の発生防止に取り組まれたい。

なお、収入未済の殆どを占める中小企業高度化資金は、県に原資の貸付を行う独立行政法人中 小企業基盤整備機構が不良債権の処理を進める方針であるため、県としても他県の動向を把握し ながら、その対応を早急に検討されたい。

(団体・金融分野)

講じた措置

(農業改良資金貸付金)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

書面、電話、訪問等による督促を行い債権回収に努めました。

- ・現年度に発生した延滞先に対し書面、電話による督促を行うことで長期延滞債権化防止に努めま した。
- ・過年度に発生し長期にわたり償還が滞っている延滞先及び保証人に対し面談等により督促を行い 債権回収に努めました。
- 2 取組の成果

平成 19 年度債権回収実績(2月末現在)

- ・過年度に発生した未収金の償還がなされたもの 7,508 千円(前年度 6,249 千円)
- ・一旦未収となったが年度内に償還なされたもの 9.182 千円(前年度 11.896 千円)

平成 20 年度以降(取組予定等)

長期にわたって償還が滞っている延滞先に対しては、資産の任意処分、法的措置の検討を行った上で 債権回収に努めます。

新たに発生した延滞に対しては、早期に督促を行い経営状況の把握を通じ早期回収に努めます。

監査の結果

- 2 財務執行等に関する意見
- (1) 収入に関する事務
 - ア 本庁分
 - (ア)貸付金にかかる収入未済

中小企業者等支援資金や農業改良資金等の貸付金については、債権管理嘱託員の配置、弁護士や民間債権回収業者への債権回収委託などの債権管理強化や法的措置の実施などにより未収金の回収に努めているものの、中小企業者等支援資金と沿岸漁業改善資金は前年度より増加しており全体では3,272,360,542 円と多額となっているので、関係団体との連携により債務者の経営状況等の把握に努め、時期を失することなく法的措置を講じるなど一層積極的な債権回収を図るとともに、未収金の整理に向け更に取組を強化されたい。

また、貸付にあたっては、連帯保証人や本人の担保能力などに関するより適正な審査の実施や事後の経営指導等を強化するなど未収金の発生防止に取り組まれたい。

なお、収入未済の殆どを占める中小企業高度化資金は、県に原資の貸付を行う独立行政法人中 小企業基盤整備機構が不良債権の処理を進める方針であるため、県としても他県の動向を把握し ながら、その対応を早急に検討されたい。

(団体・金融分野)

講じた措置

(沿岸漁業改善資金貸付金)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

書面、電話、訪問等による督促を行い債権回収に努めました。

- ・現年度に発生した延滞先に対し、書面、電話による督促を行うことで長期延滞債権化防止に努めました。
- ・過年度に発生し長期にわたり償還が滞っている延滞先及び保証人に対し、面談等による督促を行い、債権回収に努めました。
- ・個別に回収計画を作成するとともに、債権回収上必要な債務者及び連帯保証人に対し、財産調査を行いました。
- 2 取組の成果

平成 19 年度債権回収実績(2月末現在)

・過年度に発生した未収金の償還がなされたもの 688 千円(前年度1,472 千円)

平成 20 年度以降(取組予定等)

- (1) 長期にわたり償還が滞っている延滞先に対しては、資産の任意処分、法的措置の検討を行ったうえで債権回収に努めます。
- (2) 新たに発生した延滞に対しては、早期に督促を行い、経営状況の把握を通じ早期回収に努めます。

監査の結果

2 財務執行等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(イ)その他の収入未済

雑入の収入未済は 1,067,798,212 円で、前年度より 29,537,412 円 (2.7%) 減少している。引き続き収納促進を図るとともに、今後の発生防止に一層努められたい。

(経営企画分野)

講じた措置

雑入(弁償金)

平成 19 年度

(測量談合に係る弁償金)

1 実施した取組内容

全32社のうち、分割払(最長10年分割)を選択した14社(農水商工部関係)で、昨年倒産したA社を除く13社の和解条項に基づく損害賠償金等、並びに、昨年倒産したA社の連帯債務者となっている27社の損害賠償金等については、各社の支払方法に基づき計画通り納付されており、この収納管理を適切に行いました。

また、個々の業者の経営情報の収集に努めながら、毎月中旬に翌月納付分の納入通知書を発送する送付文書において、必ず納付期限までに納付するよう周知しました。

2 取組の成果

平成20年1月分割納付分までの収納状況は次のとおりです。

・平成 19 年度以降分割納付対象額

164,000,206 円

・平成 19年4月から平成 20年1月分割納付分までの納付額

15,167,088 円

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成 19 年度に引き続き、和解条項に基づき納付される損害賠償金等の収納管理を適切に行っていくとともに、個々の業者の経営情報の収集に努め、経営不安等の兆候があれば速やかに債権の保全が図れるよう努めていきます。

監査の結果

- 2 財務執行等に関する意見
- (1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(イ)その他の収入未済

雑入の収入未済は1,067,798,212 円で、前年度より29,537,412 円(2.7%)減少している。引き続き収納促進を図るとともに、今後の発生防止に一層努められたい。

(担い手・基盤整備分野)

講じた措置

雑入(補助金返還金)

平成 19 年度

(国庫補助事業に係る財産処分に基づく補助金返還金)

1 実施した取組内容

県の債権である補助金相当額の返還金については、債権の優先順位が低く、回収が困難であることが確認されていることから、国庫補助金の返還について、水産庁と協議を進めています。

2 取組の成果

平成 20 年度以降(取組予定等)

今後、水産庁との協議結果を踏まえて、適切に事務処理を行っていきます。

監査の結果

- 2 財務執行等に関する意見
- (1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(イ)その他の収入未済

雑入の収入未済は1,067,798,212 円で、前年度より29,537,412 円(2.7%)減少している。引き続き収納促進を図るとともに、今後の発生防止に一層努められたい。

(商工政策分野)

講じた措置

雑入(補助金返還金)

<u>平成 19</u>年度

(中小企業経営改革チャレンジ支援事業費補助金)

1 実施した取組内容

収入未済のうち、商工政策分野は上記1件962,882円のみであるが、これは、財団法人三重県産業支援センターが県から交付された補助金により間接補助した事業者が倒産し、破産法に基づき補助事業による取得財産分の配当額を収入として調定すべきところ、誤って取得財産分の残存価額を調定したため、本来発生しえない差額が過年度収入として繰越調定されたもので、出納局と協議し全額減額の調定変更を行いました。

2 取組の成果

これにより、商工政策分野の未収は解消しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

今後、補助金返還等の取扱いには十分注意して適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果

- 2 財務執行等に関する意見
- (1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(イ)その他の収入未済

雑入の収入未済は1,067,798,212 円で、前年度より29,537,412 円(2.7%)減少している。引き続き収納促進を図るとともに、今後の発生防止に一層努められたい。

(農水産物供給分野)

講じた措置

雑入(違約金)

平成 19 年度

(中央卸売市場管理棟等清掃業務委託に係る違約金)

1 実施した取組内容

債務者の会社倒産後、資産調査等を続けてきましたが、資産なく、営業再開の目途もたたないまま 時効となり、債務者から時効援用の申立がありました。

2 取組の成果

時効援用の申立を受理し時効完成に伴い、不納欠損処分をしました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

今後は、収入未済の発生防止に一層努めていきます。

監査の結果

- 2 財務執行等に関する意見
- (1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(イ)その他の収入未済

雑入の収入未済は1,067,798,212 円で、前年度より29,537,412 円(2.7%)減少している。引き続き収納促進を図るとともに、今後の発生防止に一層努められたい。

(観光局)

講じた措置

雑入(県営サンアリーナ使用料)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

債務者の財産を明らかにするため、民事執行法第4章に基づき裁判所に対して「財産開示手続の申立て」を行うよう準備を進めています。

2 取組の成果

平成19年度中に「財産開示手続の申立て」を行う予定です。

平成 20 年度以降(取組予定等)

財産開示手続の結果を受けて、債務者への督促や強制執行等の所要の措置を講じます。

監査の結果

- 2 財務執行等に関する意見
- (1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(イ)その他の収入未済

雑入の収入未済は 1,067,798,212 円で、前年度より 29,537,412 円 (2.7%) 減少している。引き続き収納促進を図るとともに、今後の発生防止に一層努められたい。

(観光局)

講じた措置

雑入(貸付金返還金)

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) (財)三重ビジターズ推進機構は、平成 18 年 3 月 31 日に裁判所へ自己破産の申立を行い、裁判 所は同年 4 月 7 日に破産手続開始決定を行いました。
- (2) 県は、(財)三重ビジターズ推進機構に対する債権(貸付金)と債務(平成 17 年度委託料等の未 払金)を相殺した残額(893,583,022 円)を破産法に基づく破産債権として裁判所に届け出ました。
- (3) 債権者である県は、裁判所が開催する債権者集会に出席するなどして、破産手続の状況確認に努めました。
- 2 取組の成果
- (1) (財) 三重ビジターズ推進機構の債権債務や資産処分などの破産手続は、裁判所が選任した破産 管財人により行われ、平成 20 年 1 月 30 日に破産管財人より県に 58,439,307 円の配当が振り込ま れました。
- (2) 破産法の手続によって処理された(財)三重ビジターズ推進機構からは、破産管財人によって配当された額以上の回収は見込めないため、同機構に対する債権額(893,583,022円)と配当額(58,439,307円)との差額(835,143,715円)については、三重県会計規則第26条に基づく不納欠損処分を平成20年2月12日に行いました。
- (3) 破産管財人によって行われた(財)三重ビジターズ推進機構の破産手続は、平成20年2月13日に開催された第8回債権者集会をもって終結しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成19年度で取組が完了しました。

監査の結果

2 財務執行等に関する意見

(1) 収入に関する事務

イ 地域機関分

施設使用料、契約違約金返還利息等の収入未済額が 8,031,925 円ある。前年度と比べて 1,057,748 円 (11.6%)減少しているものの、一層の回収と発生防止に努められたい。

(伊勢農林水産商工環境事務所)

講じた措置

雑入((契約解除)違約金)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

会社倒産による契約解除の違約金 294,000 円が未収であるため、法務局へ法人の状態(商業登記簿) を確認し、代表者宅を訪問しました。

2 取組の成果

平成 19 年 9 月 6 日に訪問したところ、代表者が在宅しており違約金の支払意思があることを確認しました。(分割払いを提案しました。)不渡りを出した経緯を確認したところ、安濃町にあったグリーンハウス共同組合の工事を請け負ったが組合が解散してしまい、資金を回収できなくなったため現在係争中とのことでした。係争が 2 月くらいまでかかるとのことなのでそれまで支払いは待ってほしいと言われました。住所が定まっていないため連絡先として携帯電話の番号を聞きました。

2月に電話で連絡を取ろうとしたところ電話が解約されており、今後の対応を検討中です。

平成 20 年度以降(取組予定等)

津市へA社の法人、代表取締役個人の財産の有無を確認し、法務局で権利関係の状況を確認します。 また税務署で直近の事業報告書から株式の持分を確認し、比率に応じて他の取締役、監査役に対して 債権回収に努めます。

監査の結果

- 2 財務執行等に関する意見
- (1) 収入に関する事務
 - イ 地域機関分

施設使用料、契約違約金返還利息等の収入未済額が 8,031,925 円ある。前年度と比べて 1,057,748 円 (11.6%)減少しているものの、一層の回収と発生防止に努められたい。

(伊勢農林水産商工環境事務所)

講じた措置

海岸使用料

平成 19 年度

1 実施した取組内容

海岸使用料 19,610 円が未収のため、電話による督促を行いました。

2 取組の成果

督促の結果、全額納付書により入金を確認しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成 19 年度で取組が完了しました。

監査の結果

2 財務執行等に関する意見

(1) 収入に関する事務

イ 地域機関分

施設使用料等の収入未済額が、7,718,315 円ある。前年度と比べて 1,077,358 円 (12.2%) 減少しているものの、一層の回収と発生防止に努められたい。

(中央卸売市場)

講じた措置

(施設使用料等)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

平成 14 年度に制定した「施設使用料等滞納整理事務内規」に基づき、訪問催告などの取組により 未収金の回収に努めました。

平成 15 年 8 月 29 日付けで提訴した 2 業者については、和解による分割納付を進めるなど債権回収に努めました。

また、施設の使用許可は1年更新であることから、使用料の収納状況を更新許可の判断基準のひとつとし、納付意思の欠如している者については、更新させない方針としました。

2 取組の成果

上記の取組の結果、平成 18 年度末の未収金 7,718,315 円については、平成 19 年度で 1,137,006 円を回収し、平成 20 年 3 月末では 6,581,309 円となっています。

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成 19 年度に引き続き、「施設使用料等滞納整理事務内規」に基づく滞納整理を進めるとともに、納付意思の欠如している者に対しては、施設使用停止や取消などの行政処分や施設使用許可更新の拒否を行い、さらに、悪質と判断される者については法的措置を講じるなど適切な債権管理・回収を図っていきます。

監査の結果

- 2 財務執行等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 【食の安全・安心地域リーダー協働連携事業委託】
 - 契約書に個人情報の適正管理条項なし
- (2) 【農水商工部危機管理研修】 随意契約理由の記載が不十分

(経営企画分野)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 平成 19 年 9 月 11 日付けで、三重県個人情報取扱事務委託基準に基づき、個人情報の保護に関する事項を契約書の条文として追加しました。
- (2) 業務委託契約の執行については、適切に実施するよう所属で周知を図りました。なお、平成19年度の危機管理研修(不当要求行為防止、情報セキュリティ)については、講師に対する報償費(講師謝金)により実施しました。
- 2 取組の成果
- (1) 発注者、受注者双方に、個人情報の適正な取扱についての周知徹底を図ることができました。
- (2) 平成 19 年度の危機管理研修は講師謝金による対応のため、業務委託を実施していません。

平成 20 年度以降(取組予定等)

(1)(2)

業務委託の執行においては、適正な事務処理に努めます。

監査の結果

- 2 財務執行等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(3) 【三重の食パワーアップ 100 事業委託】

契約書に再委託に関する条項なし

- (4) 【地産地消ネットワークみえ活動推進事業委託】
 - ・計画変更にかかる経緯の記録なし
 - ・契約書に個人情報の適正管理条項なし

(農水産物供給分野)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (3) 平成 17 年度からの 2 か年事業として実施しており、平成 18 年度で事業が終了しております。
- (4) 委託事業に計画変更が生じた場合には、計画変更に関する協議結果の記録を保存することとしました。

また、本年度の契約書には、個人情報の保護に関する事項を入れました。

2 取組の成果

適正な事務処理が図られました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き適正な事務処理を行います。

監査の結果

- 2 財務執行等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (5) 【畜産経営技術高度化促進事業委託】
 - 予定価格が未作成
- (6) 【海産稚アユ利用実用化試験事業委託】

契約書に委託内容と関係のない条項あり

(農水産物供給分野)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (5) 19年度事業委託から予定価格の設定を行いました。
- (6) 契約書を作成するにあたり、意匠権等の当委託業務に関係のない条項については削除し、当委託業務に適する内容となるように留意しました。
- 2 取組の成果
- (6) 契約書が当委託業務に適した内容に改善されました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

- (5) 平成20年度以降の事業委託についても予定価格を設定します。
- (6) 引き続き、契約事務が適正になされるよう努めていきます。

監査の結果

- 2 財務執行等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(7) 【登記業務委託】

個人情報特記事項の添付漏れ

(8) 【元気な野菜産地づくり人材育成事業委託】

予定価格未作成、完成認定の記録なし及び委託額の確定通知未済

(桑名農政環境事務所)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (7) 業務委託契約書には、従来から秘密の保持に関する条項はありましたが、さらに別記として「個人情報取扱特記事項」を添付しました。
- (8) 当該事例については、予定価格を作成し、完成認定調査、委託額の確定通知を実施しました。事業は適正に執行されておりました。

19年度事業においては、法令遵守を徹底し、事業担当室(課) 経理担当室(課) 出納員による複数のチェックにより適正な事務処理を実施しています。

2 取組の成果

- (7) 発注者、受注者双方に、個人情報の適正な取扱についての周知徹底を図ることができました。
- (8) 事業担当室(課)と、経理担当室(課)における複数のチェック体制の強化、適正かつ効率的な事務処理の徹底に対する共通認識が確立できました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

- (7) 引き続き特記事項を添付し、個人情報の保護に努めます。
- (8) 引き続き、関係部署間の連携、チェック体制の充実を図りながら適正な事務処理を実施し、事業効果の的確な把握に努めます。

監査の結果

- 2 財務執行等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 県単工事

- (1) 【青山地区県営ふるさと農道岡田工区交差点改良工事】 設計時の現場確認不足、変更契約日不適切
- (2) 【青山地区県営ふるさと農道柏尾工区法面保護その3工事】 変更契約日が不適切

(伊賀農林商工環境事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

(1)(2)

・適切な変更契約手続きの実施

三重県建設工事設計変更要領第 5 条第 1 項第 1 号に基づく軽微な変更の範囲を超えるものについては、同要領第 6 条に基づき、速やかに変更契約の締結手続きを進め、また、三重県建設工事設計変更要領第 5 条第 1 項第 1 号に基づく軽微な変更のものについては、同要領第 7 条に基づき、その都度、請負業者と変更協議書を取り交わすとともに、軽微な変更の額の累積表を変更協議の都度添付させ、監督員、上司が確認し、軽微な変更の範疇を超えた時点で変更契約を行うこととしました。

2 取組の成果

(1)(2)

変更契約の必要性が明らかになった時から、変更契約の締結までの間、期間を置きすぎていたことや、軽微な変更として処理する過程で、請負業者と変更協議書を取り交わしていなかった、といったことを解消し、設計変更要領に基づいた適切な変更手続きを行っています。

平成 20 年度以降(取組予定等)

(1)(2)

引き続き上記取組を行い、設計変更要領に基づいた適切な変更契約手続きを進めます。

監査の結果

- 2 財務執行等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- ウ 県単補助金
- (1) 【よみがえれ!農村集落の元気増進事業補助金】 概算払いにかかる履行確認未実施

(津農林水産商工環境事務所)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 所内室長会議において「概算払いにかかる履行確認」を所全体で的確に行うことを確認しました。
- (2) 農政・普及室では「三重県農業関係補助事業(非公共)の手引き」「会計事務の手引き」により 研修会を開催し、補助事業等の適正な執行について理解を深めました。
- 2 取組の成果
- (1) 職員の会計事務の執行に関する認識が深まりました。
- (2) 複数担当により最終確認の調査調書をもとに、進捗状況の確認・管理を実施し適正化に努めました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

- (1) 年度当初に、室内全員会議において会計事務の手続きの要点を再確認します。
- (2) 最終確認の調査調書をもとに進捗状況の管理を徹底するとともに、他の事務事業においても、同様に進捗管理を密にし、適正な執行に努めます。

監査の結果

- 2 財務執行等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

工 旅費

(1) 都道府県計量行政協議会総会について、復命書の内容が不十分

(計量検定所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

会議等における必要な報告事項に加え、終了時間が変更されたため帰着時間が遅れた場合には復命書に変更理由と終了時間を明記することとし、旅費の精算においては書面上根拠を明確にするよう職員に徹底を図りました。

また、旅行経路での特別な事情によりやむを得ず帰着時間が遅れるケースでも同様に明記することとしました。

2 取組の成果

職員への周知が図られたことにより、「職員等の旅費に関する条例」に基づき適正な事務処理ができました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果

2 財務執行等に関する意見

(3) 財産管理等

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 公有財産、物品の管理状況

(1) 町が所管する農村公園内に建設した堆肥化施設について、移管手続きや管理委託契 約が未実施

(農水産物供給分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

いなべ市が所管する農村公園内に建設しました堆肥化施設の利用方法等について、検討行ったところ、県での利用予定がないことから、当該施設の有効利用を検討していましたいなべ市に、無償譲渡することで、手続きを行いました。

2 取組の成果

平成 19 年 8 月 21 日付けで、いなべ市と財産譲渡契約を締結し、平成 19 年 8 月 23 日付けで、当該施設を、いなべ市へ引き渡しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成19年度において、すべての手続きが完了しました。

監査の結果

2 財務執行等に関する意見

(3)財産管理等

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 基金の運用・執行状況

(1) 中小企業振興基金において、積立額の予算計上誤りにより 135,110 千円の積立不足

(経営企画分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

法人県民税超過課税分の積み立て額の算出について、積算方法に他部基金と相違があり、総務部と過去の積立金額を精査した結果、平成 17、18 年度 2 年分において誤りがあったことが判明しました。 なお、金額については、下記のとおりでした。

平成 17 年度積立額 57,405 千円 33,405 千円 差額 24,000 千円 平成 18 年度積立額 2,983 千円 132,127 千円 差額 135,110 千円 計 54,422 千円 165,532 千円 差額 111,110 千円

今年度分と併せて過去の不足額 111,110 千円を、平成 19 年度最終補正予算編成時に適切な積立額となるよう修正しました。

2 取組の成果

積立不足額について、適正な金額に修正することができました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

総務部等関係部局とも連携しながら、チェック体制の強化に努めていきます。

監査の結果

2 財務執行等に関する意見

(3) 財産管理等

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 金品亡失

- (1) 公用車の損傷(修理代 65.982円)(四日市農林商工環境事務所)
- (2) 公用車の損傷(修理代 9,345円)(四日市農林商工環境事務所)
- (3) 公用車の損傷(修理代 49.875円)(松阪農林商工環境事務所)
- (4) 公用車の損傷(修理代 59,965円)(伊賀農林商工環境事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

(1)(2)

- ・(1)については、庁舎管理者の許可を得て屋外駐車場に駐車した際、夜間、当て逃げされたもの。 (2)については、駐車枠内からはみ出していた公用車に電動シャッターが接触したもの。
- ・(2)の対策として、公用車駐車場にラインを引き、駐車位置の適正化をはかり、駐車場内での事故等の無いように指導しました。

(四日市農林商工環境事務所)

(3) 当該公用車の損傷は、平成19年2月に車庫内に駐車してあった公用車のフロントガラスに「ひび」が入っていたもので、衝突・接触事故等起きておらず、車庫内の他の公用車については異常もなく、車上荒らしとは考え難い状況の中で発生した原因不明のものです。

松阪庁舎警備委託業者に庁舎巡回等の強化を依頼するとともに、職員には今回の事案について、 周知し注意を促しました。

(松阪農林商工環境事務所)

(4) 職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚

庁舎において開催される交通安全講習会には全職員を参加させるとともに、自動車での出張等の際には、職員互い同士で「気を付けて」等の声かけを実践し、さらには、「無事故・無違反チャレンジ123」事業への積極的な参加を働きかけるなど、職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図りました。

また、所内全職員に対し、飲酒運転の防止、交通事故防止について、毎週月曜日の朝礼、室長会議、課長会議等機会あるごとに注意を喚起してきました。

(参考)「チャレンジ123」事業参加状況

平成 18 年度: 11 チーム 平成 19 年度: 14 チーム

(伊賀農林商工環境事務所)

2 取組の成果

(1)(2)

19年度も前半に、職員過失による公用車損傷が3件(いずれも駐車場内の自損事故)ありましたが、ライン引き後の後半は、損傷件数が無くなりました。

(四日市農林商工環境事務所)

(3) その後、同種事案の発生はありません。

(松阪農林商工環境事務所)

(4) 19年度においては公用車での被害事故があったため。

(伊賀農林商工環境事務所)

平成 20 年度以降(取組予定等)

(1)(2)

公用車の損傷は、自損事故によるものが、大半を占めていることから、次の取組をいたします。

- ・今後とも交通安全意識の高揚を図ることにより、交通事故、公用車の損傷等無いよう周知徹底を図ります。
- ・実技形式・講義形式の交通安全研修を主催し、公用車利用頻度の高い職員の意識高揚を図ります。
- ・各課・各室では、交通安全について話し合う場を設けたり、日常の声かけを徹底することにより、 交通安全意識を高める努力を続けていきます。

(四日市農林商工環境事務所)

(3) 平成 19 年度に引き続き、庁舎警備委託業者への巡回等の強化を依頼し、職員に対して、注意喚起を行い適正な財産管理をしていきます。

(松阪農林商工環境事務所)

(4) 継続して取り組んでいくことが重要ですので、引き続き、飲酒運転防止、交通事故防止、法令遵守の徹底を機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修、チャレンジ123への積極的な参加を働きかけ、職員の交通安全意識と県有財産管理意識の高揚を図っていきます。

(伊賀農林商工環境事務所)

監査の結果

2 財務執行等に関する意見

(3) 財産管理等

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

工 未登記

箇所名	平成 18 年度末未登記		平成 18 年度中処理分		
	筆数(筆)	面積(m²)	筆数(筆)	面積(m²)	
桑名農政環境事務所	過年度 8筆	1,744.33 m ²	過年度 1筆	195.00 m²	
四日市農林商工環境事務所	過年度 51 筆	19,115.08 m ²	過年度 2筆	121.00 m²	
津農林水産商工環境事務所	過年度 23 筆	3,477.73 m²			
松阪農林商工環境事務所	過年度 151 筆	26,090.09 m ²	過年度 65 筆	3,320.00 m ²	
伊勢農林水産商工環境事務所	過年度 324 筆	55,265.68 m ²	過年度 36 筆	18,772.76 m ²	
伊賀農林商工環境事務所	過年度 389 筆	7,440.74 m ²	過年度 29 筆	2,410.96 m ²	
熊野農林商工環境事務所	過年度 13 筆	1,650.01 m ²	過年度 5筆	418.00 m²	
計	959 筆	114,783.66 m ²	138 筆	25,237.72 m ²	

(担い手・基盤整備分野)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 未登記の解消と未譲渡施設の譲渡を一体的、集中的に進めることとし、未登記解消第7次5ヵ年 計画(H19~H23年度)に基づき計画的に未登記の解消に努めました。
 - 「未登記解消第7次5ヵ年計画」では、未登記全筆(H18度末現在 959筆)の分析と今後の対応を検討した結果、処理が困難な案件の増加や、未譲渡施設の老朽化に伴う補修、修繕が必要な案件も多いことから、341筆を5年間で優先的に取り組みます。
- (2) 未登記用地交渉業務を外部機関(三重県農林水産支援センター)の支援を得ながら、未登記の解消に努めました。(松阪、伊勢及び伊賀農林(水産)商工環境事務所分)

2 取組の成果

(1) 平成 19 年度は目標 70 筆を越える未登記の解消を図る見込みとなっています。

平成 20 年度以降(取組予定等)

今後の未登記案件は、第3者に権利が移転して了解が得られないものや再測量が必要なものなど、解決に長期間を要する困難な案件が多くなってきていますが、未登記解消第7次5ヵ年計画に沿って、関係機関と協議しながら外部機関の支援も得て、引き続き年間70筆を越える未登記の解消に努めます。

監査の結果

- 2 財務執行等に関する意見
- (5) 手当の認定等

特殊勤務手当等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、その改善に努められたい。

- (1) 特殊勤務実績簿について、決裁を勤務ごとではなくまとめて実施(経営企画分野)
- (2) 特殊勤務実績簿について、決裁を勤務ごとではなくまとめて実施及び業務内容の記載 不十分 (桑名農政環境事務所)
- (3) 特殊勤務実績簿について、決裁を勤務ごとではなくまとめて実施

(津農林水産商工環境事務所)

- (4) 特殊勤務実績簿について、決裁を勤務ごとではなくまとめて実施及び業務内容の記載 不十分 (中央家畜保健衛生所)
- (5) 通勤手当の算定誤り

(中央家畜保健衛生所)

(6) 特殊勤務実績簿について、決裁を勤務ごとではなくまとめて実施及び業務内容の記載 不十分 (紀州家畜保健衛生所)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 監査結果を受けて、勤務の都度決裁を受けており、改善を図っています。
- (2) ワープロ作成を手書き作成に改め、特殊勤務実施ごとに決裁をうけるよう事務処理を改善しました。
- (3) 特殊勤務の実績を勤務毎に決裁を行うよう周知しました。
- (4) 平成 19 年 4 月中に中央家畜保健衛生所における特殊勤務手当取り決め事項を策定し、平成 19 年 5 月実績分から適用しました。
- (5) 通勤手当については、平成19年4月、総点検をしたところ算定誤りが判明しましたが、平成19年5月給与報告には日程的に間に合わなかったので、6月給与報告にて追給処理済です。加えて、平成19年度は、4月(新規認定と合わせて)、7月(他の手当事後確認と合わせて)、10日(15年7月2日末日本の本書による

10 月(近鉄伊賀線廃止に伴う見直しと合わせて)に確認し、3月の定期人事異動の直前にも再度確認予定です。

- (6) 勤務ごとに決裁することとし、業務内容は診断業務及び防疫作業業務に分け、それぞれ内容、行き先を記載することとしました。
- 2 取組の成果
- (1) 本来の適正な決裁手続きを行っています。
- (2) 適正に事務処理を実施しています。
- (3) 特殊勤務の実績を勤務毎に決裁を行うようになりました。
- (4) 各課長は課員の勤務管理表(任意様式)に、作業内容を日毎に記入することにより月々の課員の作業内容を記録により明確に把握することとなりました。

特殊勤務実績簿の従事した業務内容は診断業務と防疫作業業務に大きく分かれますが、さらに勤務管理表により記録として詳細に判明することとなりました。

- (5) 機会あるごとに再確認を行うことにより、万が一誤りが判明しても早期に改善できると思われる。
- (6) 改善後は取り組み内容どおり実施されています。

平成 20 年度以降(取組予定等)

- (1) 平成20年度以降も引き続き適正な処理を行います。
- (2) 引き続き、適正な事務処理に努めます。
- (3) 特殊勤務の実績について、今後も勤務毎に決裁を行うことを徹底していきます。
- (4) 平成 19 年度の取組を継続して確実に実行していきます。
- (5) 新規認定時に更に細心の調査を行い認定誤りを無くします。事後確認は年に2回以上行います。
- (6) 改善内容について、その都度確認しながら継続実施します。

監査の結果

2 財務執行等に関する意見

(6)交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層 職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(経営企画分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

本庁室長会議、農林水産商工(農政、農林商工)環境事務所長会議等で交通事故防止や適正な県有財産管理に努めるよう注意を喚起するとともに、「無事故・無違反チャレンジ123」への参加を働きかけるなど、職員の交通安全意識、県有財産管理意識の高揚を図りました。

また、平成19年4月、8月、10月及び12月には、部内全職員に対して、飲酒運転の防止や交通事故の防止についてメールで通知するなど、随時、飲酒運転の根絶と交通事故防止について注意を喚起してきました。

2 取組の成果

平成19年度の公用車での交通事故件数(平成20年3月31日現在)は、本庁では1件(職員に過失がない事故)であり、平成18年度の2件(自損事故2件)と比較して1件減少しています。

また、農林水産商工(農政、農林商工)環境事務所の環境森林関係室を含む地域機関では、15 件(自損事故9件、職員側に過失がある事故6件、職員側に過失がない事故6件、)となっており、平成18年度の16件(自損事故9件、職員に過失がある事故4件、過失がない事故3件)と比較して5件増加しています。

部全体の事故件数は、平成 19 年度は 22 件となり、平成 18 年度の 18 件に比べて 4 件増加しています。

平成 20 年度以降(取組予定等)

交通事故の防止には、継続して取り組みを進めていくことが肝要です。

引き続き、平成19年度に実施した交通事故防止対策に取り組み、職員の交通安全意識と県有財産管理意識の高揚を図っていきます。

また、部内の各種会議や庁内メール等を活用し、飲酒運転の防止に代表される法令遵守の徹底を図ります。

監査の結果

2 財務執行等に関する意見

(7) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 農業経営近代化資金融通事業等において、審査会設置要領が未整備、審査会委員の委嘱手 続きが未実施及び審査結果の記録が一部不適切

(団体・金融分野、津農林水産商工環境事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

(1) 農業経営近代化資金に関しては、各事務所へ要領等の作成及び審査会委員の委嘱手続きについて 依頼しました。

農業改良資金に関しては、三重県農業改良資金事務取扱要領に沿って各事務所で審査会の運営を 行っています。

審査結果の記録については、取扱要領等に記載してある審査項目、具体的な判断基準をもとにその観点から審査しており、その内容を明確に記録するようにしました。

(団体・金融分野)

(2) 農業経営近代化資金融通事業等について、審査会構成機関と協議のうえ、「津農林水産商工環境 事務所農業経営近代化資金利子補給審査会設置要領(平成19年7月18日施行)」を整備し、平成 19年7月審査会より運用を開始しています。

また、審査結果の記録については、審査会開催月毎(原則月1回開催)に、「審査案件関係書類(融資申請書写しなど)」とともに、「審査会出席者名簿」及び「審査会議事録」を記録として備え付けています。

(津農林水産商工環境事務所)

2 取組の成果

(1) 各事務所とも 農業経営近代化資金利子補給審査会設置要領等は整備済みとなりました。

(団体・金融分野)

(2) 新たに設置した「津農林水産商工環境事務所農業経営近代化資金利子補給審査会設置要領」に基づき、当該年度において8件(平成19年7月~平成20年1月)の審査案件の審議を実施しました。 (津農林水産商工環境事務所)

平成 20 年度以降(取組予定等)

(1) 今後も適切な事務処理に努めます。

(団体・金融分野)

(2) 平成 20 年度以降についても、平成 19 年度に新たに設置した「津農林水産商工環境事務所農業経営近代化資金利子補給審査会設置要領(平成 19 年 7 月 18 日施行)」に基づき、適正に実施していくこととしています。

(津農林水産商工環境事務所)

監査の結果

2 財務執行等に関する意見

(7) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(2) 中小企業経営改革チャレンジ支援事業費補助金にかかる補助金返還金の調定額が不適切

(商工政策分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

調定額について再検証した結果、財団法人三重県産業支援センターが県から交付された補助金により間接補助した事業者が倒産した場合、破産法に基づく補助事業による取得財産分の配当額を当補助金交付要領第27条により調定するのが適当でしたので、出納局と協議し調定変更を行いました。

2 取組の成果

これにより、適正な事務処理を行いました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

今後、補助金返還等の取扱いには十分注意して適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果

2 財務執行等に関する意見

(7) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(3) 年度末に予算額を大幅に超える消耗品費を執行

(担い手・基盤整備分野、各地域農業改良普及センター、農業大学校)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 当初予算の編成は、特に過年度の実績を勘案のうえ、適正な予算の配分に努め、的確に予算計上しました。
- (2) 執行にあたっては、各農林水産商工環境事務所、財務経理室、担い手室が密に連携し、執行済み額と今後の見込額の把握を確実に行い、補正予算に反映し適正な予算の執行に努めました。
- 2 取組の成果
- (1) 適切な当初予算の編成と補正予算の執行を行いました。
- (2) 特に執行・見込み状況の把握には、財務経理室が作製した区分経理を把握する表計算システムにより、迅速・正確に把握でき補正予算への適正な反映ができました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

適切な当初予算の編成と補正予算の執行に努めます。

監査の結果

2 財務執行等に関する意見

(7) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (4) 授業料の免除について、取扱要領は制定されているが、公示された要綱等はなく、要領の 規定に一部不適当な部分あり
- (5) 農業大学校の学生自治会が行う食堂運営業務について、当事業の経理業務と当事業に対する補助金の支出業務を県職員が兼任している

(担い手・基盤整備分野、農業大学校)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (4) 「授業料の免除等の取り扱い要領」の内容について、不適当な部分があったので平成 19 年 4 月 2 日付けで改正し、農業大学校のホームページで公表しました。 また、入校生には、「授業料の免除等の取り扱い要領」の説明を行いました。
- (5) 19 年度より補助金支出事務を農水商工部担い手室で行うこととし、補助金の支出業務と食堂運営に係る経理業務を、担い手室と農業大学校に分けました。

2 取組の成果

- (4) 平成19年4月に2名の免除申請者があり、承認されました。本取扱要領の適正な執行を図っています。
- (5) 支払い事務を移管したことにより不適切な状態が解消され、食堂運営の円滑化に貢献できました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

- (4) 「授業料免除等の取り扱い要領」により、不慮の災害その他経済的理由等により勉学の機会が奪われないように対応します。
- (5) 食堂運営業務の適正な運営により、食の安全安心、地産地消に沿った食堂運営に努め、学生の健康と健全な食生活維持・確保を継続していきます。

監査の結果

2 財務執行等に関する意見

(7) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(6) 補償費の振込先誤り

(松阪農林商工環境事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

債権者からの請求書に口座名義名の記入欄を設けるとともに、「会計実務の取扱いについて(通達)」に基づき、出納員の相手方情報登録確認票の口座情報等の内容確認を行いました。

2 取組の成果

平成19年度において、今回の事案のような振込誤りは発生していません。

平成 20 年度以降(取組予定等)

「会計実務の取扱いについて (通達)」の相手方情報登録確認等の確認の項目について徹底し、適正な事務処理に努めます。

監査の結果

2 財務執行等に関する意見

(7) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(7) 郵便切手の在庫過剰及び出納自己検査の一部未実施

(中央家畜保健衛生所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

従来郵便に頼っていた連絡が、メール便や宅配便の発達(便利、低廉)またはインターネットメール等を利用するようになったため、また、予定されていた国の事業が中止になり、資料郵送のため確保していた切手が不用になり在庫過剰となっています。

今後の切手の購入は細心の注意を払いながら、必要最低枚数のみの補充とし、これ以上在庫を増やしません。

保管については今までどおり、金庫に保管し、在庫枚数を毎日確認します。

可能な限り、メール便や宅配便を使わずに、郵送します。

出納自己検査については、担当者が復職直後、速やかに実施しました。

主務者が不在であっても、副務者で実施できるよう、引継ぎ連絡を密にします。

2 取組の成果

メール便での郵送を職員に周知することにより、切手の在庫を減らしました。 出納自己検査は、対象期間終了後、5日以内に実施するようにしました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成19年度の取組を、引き続き確実に実行していきます。

監査の結果

2 財務執行等に関する意見

(7) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(8) 書籍購入代金の振込先誤り

(南勢家畜保健衛生所)

(9) つり銭資金保管簿の金種記載誤り

(計量検定所)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - (8) ・支出処理前後における請求書の振込先との照合確認の徹底
 - ・審査取扱員及び出納員のチェックの強化
 - (9) 常に細心の注意を払うとともに、チェックの強化を図りました。
- 2 取組の成果
 - (8) その後誤りはありません。
 - (9) 三重県会計規則に基づき、適正な事務処理ができました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

- (8) ・支出処理前後における請求書の振込先との照合確認の徹底
 - ・審査取扱員及び出納員のチェックの強化
- (9) 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

1 事務事業の執行に関する意見

(1)入札・契約制度の改善

公共事業の入札・契約制度の改善について、平成19年4月から一般競争入札の適用を拡大するなど、公共事業総合推進本部により全庁的に進められているところであるが、一者のみによる入札が増えるなどさらに対応、改善すべき点もあるので、これまでの制度改正の効果を検証しながら、競争性、公正性、透明性の確保に引き続き取り組まれたい。 (建設業室)(下水道室)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

【建設業室】

19年度の改正において、全てに条件付き一般競争入札を適用し、指名競争入札を原則廃止することとしました。

専門工事等に入札参加者が限定される発注において、参加要件の緩和を行い競争性の確保に取り組みました。

【下水道室】

機械・電気設備工事などの入札参加者が限定される発注において、配置技術者に対する施工実績要件をなくすなど、参加要件を緩和し競争性の確保に取り組みました。

2 取組の成果

【建設業室】【下水道室】

一般競争入札を全面導入いたしました。

しかしながら、専門工事等の発注において一部改善が見られるものの、引き続き入札参加者が少な い状況が見られます。

平成 20 年度以降(取組予定等)

【建設業室】【下水道室】

建設工事においては、制度の適正な運用を図るとともに、設計業務委託において、平成19年度に試行を始めた総合評価方式を試行拡大してまいります。

また、入札参加者が1者の場合、入札参加資格を見直し、競争性を高めることが可能と判断される場合は入札を中止します。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

- 1 事務事業の執行に関する意見
- (2)入札・契約に係る事務処理の改善

公共事業の入札・契約に係る事務処理について、法令等に定められている公告や公正取引委員会への通報が行われていない事例が発生しているので、チェック機能を強化するなど、引き続き、公共調達に係る適正な事務処理の徹底を図られたい。

(建設業室) (経営支援室)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

【建設業室】

公正取引委員会への通報がなされていない資料については、既に9月に送付したところで、複数職員による確認と送付日時等確認できる表を作成し送付漏れがないようにするとともに、情報の段階的な通報を行うことといたしました。

【経営支援室】

入札・契約事務全般について、今後、適正な事務処理を徹底するため、次のことに取り組みました。

- 1)本庁決裁建設工事入札・契約事務の問題点洗い出しとその対応策検討 検討のためのWGを開催し、問題点の洗い出しとその対応策を取りまとめました。
- 2)会計規則等の専門研修と室内の情報共有 専門研修については2回実施、室内の情報共有については、毎月開催の全員ミーティングなど で随時図りました。

2 取組の成果

【建設業室】

談合情報の通報については、通報があった時点や公正入札調査委員会の審議結果がでた時点において通報を行っており、職員の意識共有が図られました。

【経営支援室】

再発防止に向けた、職員の意識共有は図れました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

【建設業室】

再発防止のため、引き続きチェックを強化するとともに、併せて公共調達に係る適正な事務処理の 徹底を図るため、要綱・要領等の改善に努めてまいります。

【経営支援室】

本庁決裁建設工事入札・契約事務について、取りまとめた対応策の周知・実践を行うとともに、随時、研修・情報共有を図っていきます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

1 事務事業の執行に関する意見

(3)公共工事の施工管理の強化

公共工事の施工管理に関して、請負業者が中間検査のデータを改ざんしたことに伴う指名停止処分や盛土へのゴミ混入などにより地元との協議・調整が長期化し、工事が遅延している事例などが発生しているので、より一層のチェック機能の強化を図り、再発防止と円滑な公共工事の執行に努められたい。 (公共事業運営室)

(道路整備室)(下水道室)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

【公共事業運営室】

県土整備部では、工事の施工管理については複数監督員制度を実施しており、3名の監督員が役割を分担するとともに、チェック機能の強化に努めてきたところです。

本年度は、設計変更要領の適切な運用に関する周知徹底とともに、公共工事の施工管理が適切に行える現場監督業務に専念できる環境整備について、地域機関との意見交換を行いました。

・平成 19 年 6 月:公共事業総合推進本部・技術管理委員会及び幹事会

:建設・下水道事務所長会議、積算基準説明会(6会場)

- ・平成 19 年 7 月:各建設・下水道事務所意見交換会(12 地区)
- ・平成 19 年 10 月:各建設・下水道事務所意見交換会(12 地区)

また、平成19年8月に地域機関事業推進室長に対し、工事進行管理システムを活用した工程管理の方法について周知を行いました。

【道路整備室】

県土整備部では、監督員体制の強化と育成を図るため、複数監督員制度を導入し、工事の円滑かつ 適正な執行の確保に努めてきたところです。

しかし、一部の箇所において、地元合意が図れていない残土の搬入や盛土へのゴミ混入などの問題が発生したため、学識経験者を含む第三者委員会を立ち上げ、処理方針などを審議していただき、委員会としての意見書を頂きました。

現在、この意見書をもとに、地元のご理解が得られるよう、協議・調整を進めています。

【下水道室】

改ざんが行われた工事については、請負業者の下請け業者に対する管理を含め、施工・管理業務の チェック機能強化を行いました。

2 取組の成果

【公共事業運営室】

意見交換会には、所属長をはじめ多くの職員が参加し、監督業務の課題をはじめ現場における業務上の課題とその解決に向けた方策について、議論を深めることができました。

【道路整備室】

地元協議の結果、時間は要したものの、ようやく地元理解が得られ、地区会、県、市の三者による確認書を締結するとともに、環境調査を実施するための協議会(地区会、県、市で組織)を立ち上げました。

今後は、工事再開に向け、地区会、県、市の三者相互の協力のもと環境調査を実施していくととも に、盛土内のゴミ撤去についても、順次、進めていきます。

【下水道室】

今後、なお一層、請負業者に対する監督を強化していきます。

平成 20 年度以降(取組予定等)

【公共事業運営室】

平成 20 年度に地域機関の組織を改正し、監督業務を専門組織化した工事課を設置するとともに、 事業推進室の体制を地域割りから事業の縦割り組織(事業別組織)にすることにより、技術力の向 上と相互チェック機能の強化を図ります。

また、事業別組織に併せた実務研修を行い、監督職員個々のレベルアップを図ることにより、円滑な公共工事の執行に努めていきます。

【道路整備室】

地域機関の組織が改編され、事業別組織、監督業務の専門組織化となることから、各々の役割が明確になり、また、相互確認を実施するなどチェック体制の強化を図ることにより、確実な事業実施と 円滑な事業執行に努めます。

【下水道室】

データ改ざん工事の品質確認調査を行い、それを検証したうえで適正に処理するとともに、監督業務を専門担当者制とし、チェック体制を強化して再発防止に努めます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

- 1 事務事業の執行に関する意見
 - (4) 木造住宅の耐震診断補助事業等の推進

木造住宅の耐震診断補助事業は、平成 18 年度末までに累計 29,000 戸を診断する目標で取り組まれてきたところであるが、18 年度末の実績は 13,878 戸である。平成 19~22 年度の目標 12,000戸(毎年3,000戸)の達成に向けて、普及啓発活動を強化するなど、事業推進を図られたい。また、耐震補強補助事業についても、18 年度末までの実績 319 戸に対して、19~20 年度で 800 戸(毎年400戸)の目標設定がされているので、同じく事業推進を図られたい。

(住宅室)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

木造住宅の耐震診断件数や耐震補強件数は、目標に達していない状況であるため、普及啓発活動を 積極的に行う必要があると考え、下記の取り組みを行いました。特に耐震診断から耐震補強へ進める ための取り組みに重点を置いて実施しました。(3月末時点)

(1) 耐震補強相談会の開催

「過去に診断を受けた方(13,878 戸)のうち、耐震補強の必要性がある方でまだ耐震化されていない方の中から希望者を募り、個別の補強相談会を実施」(12 会場 448 名参加)

(2) 地域住民向け普及イベントの開催

「自治会等での説明会」や「団地への働きかけ」(7回)

「シンポジウムなどのイベント時での普及啓発」(7回)

「企業への働きかけ」(3回)

「出前トークの開催」(4回)

(3) 配布物等による普及啓発

チラシ、パンフレットの印刷、ポスターの作成印刷、県政だよりでの周知

(4) マスコミとの協働

三重テレビ等のテレビ番組制作への協力(防災危機管理局と連携)(6回) FM三重等のラジオ番組制作への協力(広報広聴室、防災危機管理局と連携)(8回) 県内主要6紙の新聞広告の掲載(広報広聴室、防災危機管理局と連携)(3回)

(5) 防災教育による普及

小中学校における住宅耐震を含んだ防災教育(教育委員会と連携)(16校)

(6) 専門家養成と協働

耐震診断や耐震補強の技術者向け講習会開催(3回) 住宅改修(耐震・バリアフリー化のための)アドバイザー講習会開催(2回)

(7) 市町との連携

担当者会議の開催(4回)

取組強化のための市の幹部への働きかけ(5市町)

2 取組の成果

平成 18 年度の防災に関する意識調査(平成 18 年 10 月)によると、県民の東海・東南海・南海地震への関心度は「非常に関心がある」と「多少関心がある」をあわせると 93%となり、大地震に対する関心が高いものの、特に耐震補強への行動に十分に結びついていない状況です。

(1) 木造住宅耐震診断支援

平成 19 年度は目標を 3,000 戸とし、昨年度に引き続き全市町 (29/29) で事業に取り組み、実績は 3,049 戸となり、目標戸数を上回ることができました。

(2) 木造住宅耐震補強補助

平成 19 年度は目標を 400 戸とし、全市町が事業に取り組みましたが、実績は 138 戸にとどまりました。

平成20年度以降(取組予定等)

- (1) 木造住宅耐震診断支援
 - 平成 20 年度は目標を 3,000 戸とし、引き続き全市町(29/29)で事業に取り組む予定です。
- (2) 木造住宅耐震補強補助

平成 20 年度は目標を 400 戸とし、引き続き全市町 (29/29) で事業に取り組む予定です。

平成 20 年度には、国の制度の改正に伴い、一定の所得要件を満たす世帯については、従来の補助金に国の補助金を加算し制度拡充を図ることにより、対象世帯の負担を軽減し耐震化を促進したいと考えています。

なお、普及啓発について、耐震化に対する意識が高い平成 19 年度に診断を受けた方 (3,049 世帯)に対し、耐震補強に進めるためのフォローアップとして、個別に相談会を実施するとともに、 平成 18 年度以前に診断を受けた方に対する相談会も実施します。

また、県や市町の職員のみでは、人員的に啓発活動を行う範囲に限界があるため、人財バンク登録者や関係団体からの人的支援により啓発活動を行う範囲を広げ、各住宅に対する普及啓発活動を強化します。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(1)収入に関する事務

ア 本庁分

(ア) 県内測量業者との和解による損害賠償金等の分割納付に係る収入未済額が、平成 18 年度末 現在で 245,073,191 円ある。

これまでのところ、和解の条件に従って納付されているが、引き続き、適切に収納管理に取り組まれたい。 (建設業室)

(イ)県営住宅使用料等の収入未済額が、平成 18 年度末現在で 66,966,491 円あり、前年度と比べて 24,446,347 円減少しているものの、今後とも、その収入未済額の減少と発生防止に、より一層努められたい。 (住宅室)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

【建設業室】

平成 17 年 4 月 27 日の和解成立により、全 32 社の損害賠償金等が確定し、分割払い (最長 10 年分割)を選択した業者から和解条項に基づき納付される損害賠償金等の収納管理を適切に行っています。

平成 18 年 6 月 26 日に分割納付を行っていた A 社から破産申立の通知があったため、その A 社の連帯債務者となっている 27 社に対して、各社別の債務額を通知するとともに支払方法等を確定し、各社の支払方法に基づき納付される損害賠償金等の収納管理についても適切に行っています。

なお、個々の業者の経営情報の収集に努めながら、毎月中旬に納入通知書(収納済通知書)を発送する際の送付文書において、損害賠償金等の納付については、必ず納付期限までに納付するよう周知を行いました。

【住宅室】

家賃滞納者を対象に督促月間を年2回定め、電話、夜間訪問等を集中的に行いました。 (4月、11月)。

県外に居住している退去滞納者及び保証人に対しても督促を行いました。

1月末までに法的措置を29件(退去滞納者等9件含む)行いました。

嘱託員(2名)による訪問督促を計画的に行いました。

長期滞納者への最終催告を4ヶ月以上の者に対して行いました。

2 取組の成果

【建設業室】

平成 17 年 5 月の分割納付開始以降、平成 20 年 3 月末までの収納状況は次のとおりです。 数値は、県土整備部分です。

損害賠償金等確定額	679,206,947 円			
平成 16 年度収納済額 (決算額)	285,979,685 円			
平成 17 年度収納済額 (決算額)	102,530,752 円			
平成 18 年度収納済額(決算額)	45,623,319 円			
平成 18 年度末収入済額累計	434,133,756 円	=	+	+
平成 19 年度以降分割納付対象額	245,073,191 円	=	-	
平成 19 年度収納済額(平成 20 年 3 月末日現在)	36,894,492 円			
今後の納付予定額(平成 20年4月以降)	208,178,699 円	=	-	

【住宅室】

過年度未収金が19年4月に66,966,491円あったのが3月末には42,410,823円に縮減されました。6ヶ月以上の滞納者が19年4月に15件あったのが3月末には8件に縮減されました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

【建設業室】

引き続き、和解条項に基づき納付される損害賠償金等の収納管理を適切に行っていくとともに、毎月中旬に納入通知書(収納済通知書)を発送する際の送付文書において、損害賠償金等の納付については、必ず納付期限までに納付するよう周知徹底を行っていきます。

なお、今後も、個々の業者の経営情報の収集に努め、経営不安等の兆候があれば速やかに債権の保全が図れるよう努めていきます。

【住宅室】

家賃徴収督促月間(年2回)を定め、集中的に督促を行います。 県外に居住している退去滞納者に対しても計画的に訪問し、徴収率の向上を図ります。 長期滞納者への最終催告を4ヶ月以上の者に対して行い早期解消に努めます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(1)収入に関する事務

イ 地域機関分

(ア)道路、河川、海岸等の使用料の収入未済額が14,762,310円(対前年度比85.4%)あり、前年度と比べて2,530,322円減少しているものの、今後、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

(県土整備総務室)(維持管理室) (各建設事務所、各流域下水道事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

近年の経済不況による会社の倒産や生活困窮などの原因により、占用料の支払が遅延するケースが増加してきていますが、滞納者に対しては督促状を送付するとともに、電話や訪問による督促を定期的に行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めました。

許可時には許可条件や占用料の納入などについて詳しく説明し、期限内納付を呼びかけて新たな未収金の発生防止を図りました。

また、行方不明者や倒産によるものについては、実態調査を行い、時効完成等要件に該当するものは、不納欠損処分をすべく作業を進めています。

占用料に係る未収金対応につきましては、占用料に係る金融機関等預金滞納処分要領を策定し、平成19年度から施行しています。

この要領では、滞納処分が円滑に行われるよう、滞納整理票の作成、督促、催告、預金等の差押などの事務手続きを定めています。

また、要領の施行に併せて、各地域機関の事務担当者との会議などにおいて研修を行い、担当職員の資質向上を図るとともに、効果的な徴収事例など、地域機関の処理状況について意見交換を行いました。

2 取組の成果

取組の結果、平成19年4月に、14,762,310円であった収入未済額が、平成20年3月末現在で10,445,407円に縮減されました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

許可時には許可条件や占用料の納入などについて詳しく説明し、期限内納付を呼びかけて新たな未収金の発生防止を図ります。また、収入未済となっているものについては、引き続き継続的な督促を行うとともに、個々のケースの実態把握に努め、その滞納状況により、分割納付による徴収を行うなど計画的な回収をはかり、収納促進に努めていきます。

また、各地域機関の事務担当者との会議などにおいて研修を行い、担当職員の資質向上を図るとともに、効果的な徴収事例など、地域機関の処理状況について意見交換を行い、徴収能力の向上に努めます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

- 2 財務等に関する意見(1)収入に関する事務
 - イ 地域機関分
 - (イ)収入事務において不適切な事務処理が見受けられたので、今後、適切な事務処理に努められ たい。
 - (1) 河川使用料・道路敷使用料の納入通知書の発行の遅れあり (桑名建設事務所)
 - (2) 河川使用料の督促状の発送の遅れあり

(桑名建設事務所)

(3) 債権管理(滞納整理、督促、催告)

平成 17 年度以前の滞納整理記録がほとんどなく、18 年度についても督促状の発送起案の みが残っているだけであったので、適切に記録を残す必要あり (四日市建設事務所)

(4) 河川使用料の調定において、同一の案件について二人から使用料が納入され、戻出する 事例が発生しているので、関係者との連絡を密にするなど、適正に処理する必要あり (松阪建設事務所)

- (5) 河川使用料及び道路敷使用料の調定において、調定誤りによる歳入戻出が3件発生しているので、対象の把握を十分に行うなど、適正に処理する必要あり (伊賀建設事務所)
- (6) 岸壁荷揚場その他使用料において、不法な荷揚場の占拠により歳入戻出が発生しているので、港湾管理を適正に行い、対象の把握を十分に行うなど、適正に処理する必要あり (尾鷲建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

【桑名建設事務所】

1)河川使用料・道路敷使用料の納入通知書については、17年度末に占用許可のシステムが更新されたため、18年度は更新内容のチェック作業の負担等が大きく、納入通知書の発行に遅れが生じたものですが、本年度は適正な納入通知事務に努めました。

また、中部電力等の大口の占用更新申請及び占用者間の占用物件移管については、適切な申請となるよう申請者との連携を密にしました。

2)河川使用料の督促状の発送の遅れについては、適宜、督促状を発行できるよう事務の管理を行いました。

【四日市建設事務所】

3) 作成されていない滞納整理台帳について整理を行いました。

【松阪建設事務所】

4)昨年度、同一の案件で二人から占用料が納入される事例が発生したことから、本年度は一括調定をする際に、同様の事例において、発生することのないよう確認のチエックを行いました。

【伊賀建設事務所】

5) 県道から市道への移管に伴う誤調定

納入通知書の再発行に伴い、債務者の手違いから2重払い込み

河川占用と道路占用の重複による誤調定

以上、3件の調定誤りがありました

今後は、このような不適切な事務処理がないよう、対象の把握を十分に行うとともに、課内での チェック体制を充実させます。

【尾鷲建設事務所】

6) 歳入戻出が発生した事案については、占用箇所が重複しないよう調整した上で占用許可を行な いました。

また、再発防止のため、占用許可に当たっては、許可期間を3ヶ月に限定し、使用予定を事前に 提出させて、重複が発生しないことを確認した上で、許可しています。

港湾の適正な管理を図るため、現場パトロールを実施しています。

当該港湾内の占用物件の状況調査開始を予定しています。

2 取組の成果

【桑名建設事務所】

1、2)納入事務の不適切な処理については、他の日常業務ならびに緊急事故対応等の処理に追われ、期日等の処理が適切でなかったものとなっていましたが、19年度については、納入通知書の発行を早めるなど事務の改善に努めました。

【四日市建設事務所】

3)台帳を整理し、滞納状況の整理・把握を適切に行いました。

【松阪建設事務所】

4)19年度は、上記対策を講じたことから同様の案件は発生していません。

【伊賀建設事務所】

5)課内でのチェック体制を充実させるなど事務の改善に努めました。

【尾鷲建設事務所】

6) 19年度においては、これまで不法占拠による同様の事案は発生していません。

平成 20 年度以降(取組予定等)

【桑名建設事務所】

1,2)今後とも、適切な処理が行えるよう事務の改善に努めます。

【四日市建設事務所】

3)引き続き、台帳を適切に管理し、督促、催告状を早期に行うとともに、未納者に対する滞納整理を行います。

【松阪建設事務所】

4)引き続き、チェック体制を充実させることより、再発防止に努めることとしています。

【伊賀建設事務所】

5)今後も引き続き、対象の把握を十分に行うとともに、課内でのチェック体制を充実させ、再発防止に努めます。

【尾鷲建設事務所】

6) 不法な占拠による歳入戻出が発生しないよう下記のとおり十分注意して、事前に確認・調整して 行きます。

歳入戻出が発生した事案に関係するものの占用許可については、期間を3ヶ月ごとに限定し、使用予定を事前に提出させて、重複が発生しないことを確認した上で、許可していきます。 港湾の適正な管理を図るため、パトロールを継続して実施します。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

- 2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務
 - ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

(ア)業務委託

- (1)【小山浦地区海岸他三重県海岸台帳整備業務委託】
- (16)(19)【管内現場技術業務委託】
- (17) 【宮川流域下水道(宮川処理区)下水道台帳システム構築支援業務】
- (財)三重県建設技術センターへの随意契約について、県土整備部が定める同センターへの 発注基準も含め、見直し整理について検討する必要あり

(県土整備総務室、維持管理室)

(伊勢建設事務所、熊野建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

「建設技術センターへの測量設計等業務委託発注基準」については平成8年に設定したものであり、 設定後10年余りが経過しています。

このため、社会情勢の変化を踏まえ、「民間に出来ることは民間に」との基本的視点に立って 「発注基準」の運用方法の見直し検討を行いました。

また、建設技術センターへの発注は、随意契約によることができる場合を規定する「地方自治法施行令167条の2」に適合するかの視点で見直しを図ることとしました。

2 取組の成果

「建設技術センターへの測量設計等業務委託発注基準」の運用状況調査結果に基づき、新たな運用方法を定めました。

このことにより、「民間に出来ることは民間に」との基本的視点に立って「発注基準」の運用 を行います。

平成 20 年度以降(取組予定等)

(財)三重県建設技術センターとの随意契約については、地方自治法施行令167条の2に基づき、 見直し後の「建設技術センターへの測量設計等業務委託発注基準」に沿って行います。

また、引き続き建設技術センターに発注するものについては、三重県が発注する公共事業の情報サイトである「入札情報サービス」に公表することにより、透明性の向上を図るとともに、毎年の契約事項について検証を行い、適切な進行管理に努めます。

なお、三重県海岸台帳整備業務委託及び下水道台帳システム構築支援業務については、民間への 委託とします。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務

ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

(ア)業務委託

(2)【平成 18 年度建設業情報処理業務委託】

委託業務完了報告書を徴収していない。 委託業務完了後の使用プログラムの県への移転がなされていない。

(建設業室)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

建設業情報処理業務委託に使用するプログラムについては、作業用のものであり、プログラムその ものを県へ移転する必要はないため、契約書及び仕様の内容を見直し、発注することにしました。 また、複数の職員が契約内容を十分確認したうえで発注することとしました。 委託業務完了後には、委託業務完了報告書を徴収することとしました。

2 取組の成果

仕様書の内容を見直した結果、契約内容の不履行が生じることはなくなりました。 また、複数の職員で契約内容や業務の履行を確認することにより、契約内容や業務の履行について のチェック体制の強化が図られました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、同様の委託業務について、複数の職員が契約内容を十分確認したうえで発注するととも に、履行についても複数の職員で確認していきます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務

ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

(ア)業務委託

(3) 【新しい入札契約制度の導入支援業務委託】

契約書に秘密保持や個人情報保護に関する条項なし

(建設業室)

(9)【七里御浜海岸を自然にもどす検討調査業務委託】

変更契約の時期が不適切及び契約書に個人情報保護条項の記載なし(港湾海岸室)

(12)【中南勢都市圏総合都市交通体系調査委託】

契約書に個人情報の適正管理に関する条項の記載なし (都市政策室)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

【建設業室】

「新しい入札契約制度の導入支援業務委託」については、平成 19 年度は発注しませんが、同様の委託業務について、秘密保持や個人情報保護に関する内容を契約書に明記するほか、複数の職員が契約内容を十分確認したうえで発注することとしました。

【港湾海岸室】

変更契約時期の適切化)

変更契約事項が生じた場合は、適切な時期による変更手続きを行えるよう、進捗状況の管理の徹底を図りました。

契約書への個人情報保護条項の記載)

平成19年度業務委託については、契約書に個人情報保護条項を記載しました。

【都市政策室】

個人情報(検討委員会等の委員の氏名、役職など)を取り扱う委託業務について、既に発注済みの2業務は、指示書により個人情報の適正管理を受注者に徹底し、新たに発注した1業務は特記仕様書に個人情報の適正管理に関する条項を記載しました。

2 取組の成果

【建設業室】

複数の職員で契約内容を確認することにより、契約内容についてのチェック体制の強化が図られました。

【港湾海岸室】

変更契約時期の適切化

進捗管理を徹底することにより、当該業務の進捗状況について逐次把握しました。今後も、変更契約事項が生じた場合は、適切な時期での変更手続に努めます。

契約書への個人情報保護条項の記載

個人情報の保護の重要性を認識し、当該契約による事務の実施に当たっては、個人情報の適正管理について指示書や特記仕様書により徹底したため、個人情報を適切に取り扱う体制が整いました。

【都市政策室】

個人情報の適正管理について、指示書や特記仕様書により受注業者に徹底したため、適正な管理体制が整いました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

【建設業室】

引き続き、同様の委託業務について、複数の職員が契約内容を十分確認したうえで発注していきます。

【港湾海岸室】

当該業務については、平成20年度以降の発注予定は有りませんが、今後発注の必要が生じた場合には、今後の事務処理に反映させていくよう努めます。

【都市政策室】

今後も、個人情報を取り扱う委託業務については、特記仕様書に個人情報の適正管理に関する条項を記載し、適正な発注に努めます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務

ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

(ア)業務委託

(4)【一般地方道阿児磯部鳥羽線県単渡船運航業務委託】

契約外の志摩市の自己運航について、運航内容、財産管理、費用負担、危険負担(責任の 明確化)などについて、県と志摩市の役割分担を明確に整理しておく必要あり

(維持管理室、志摩建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

県道代行の渡船業務委託契約にかかる県有物品「汽船まとや丸」について、契約外である志摩市独自の航路において使用していることに関して、志摩市と問題点及び今後の対応等協議を行いました。

その結果、行政財産目的外使用許可申請をもって、運航内容、財産管理、費用負担、危険負担(責任の明確化)などの役割分担について書面上明確にすることとしました。

2 取組の成果

平成19年8月23日付けで、志摩市長から行政財産目的外使用許可申請が提出され、同年9月1日付けで許可しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

今後も志摩市と適時協議を行うなど適正な事務処理に取り組んでいきます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

- 2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務
 - ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。
 - (ア)業務委託
 - (5)【癒しともてなしの風景街道「熊野古道伊勢路」実施計画策定業務】
 - (6) 【みえ幹線道路網 2030 (案) 策定業務】
 - (7)【みえ幹線道路網 2030 プロポーザル発注支援業務】

随意契約理由の記載が不十分

(高速道・道路企画室)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

監査指摘内容を起案・指名・契約の各担当者に周知徹底しました。 これにより、

- 1)プロポーザル方式による契約について【上記(5)、(6)】
 - ・「プロポーザル方式業務委託にかかる対象業務の内申書」において、当該業務がプロポーザ ル方式による発注が妥当である理由を明記しました。
 - ・プロポーザル方式により特定された業者との契約においては、「随意契約理由書」を明確に しました。
- 2)特命随意契約について【上記(7)】
 - ・特命随意契約理由を詳細に記述しました。

2 取組の成果

上記について、19年度の業務発注において実施しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

20年度以降においても、引き続き適切な業務発注に取り組んでいきます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務

ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

(ア)業務委託

(8)【平成 18 年度三重県土砂災害情報提供システム構築委託業務】 所属長の成果物に対する支出前確認なし

(11)【砂防 GIS 保守業務委託】 所属長の支出前確認なし

(河川・砂防室)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

契約済みの業務委託について、支出前確認が確実に行われるように、契約内容や進捗状況が確認できる進捗管理表を作成し、グループ内で情報共有を図ることでチェック機能を強化しました。

<u>2 取組の成果</u>

業務の進捗状況を随時確認することにより、支出前確認を適切に実施し、適正な事務処理となりました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務

ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

(ア)業務委託

(10)【平成 18 年度三重県流域下水道汚泥処理業務委託】 全額概算払の精算を翌年度に実施

(下水道室)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

概算払いの精算を年度内に行えるよう検討した結果、現在6期にわけて行っている概算払いから最終 の支払を精算払いにすることとしました。

2 取組の成果

最終の支払を精算払とし、概算払の精算を年度内に実施しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

今後とも、概算払いの精算を年度内に実施し、適正な事務処理に努めます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

- 2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務
 - ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

(ア)業務委託

- (13)【不法投棄物処理業務委託】
 - ・契約事務に使用する様式は、会計規則で定められた様式を使用する必要あり
 - ・予定価格が作成されていない
 - ・単価契約外の業務については、別発注とすべき (桑名建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

指摘のあった内容については、本委託が、不法投棄物処理業務を一部含む委託業務であったため、 指名競争入札で廃棄物処理の単価契約を締結している業者と随意契約をしたというものでした。 今後は、単価契約とは別発注で会計規則にのっとった様式を使用して契約いたします。 その際には、予定価格も設定いたします。

2 取組の成果

19年度において、不適切な処理は発生しておりません。

平成 20 年度以降(取組予定等)

会計職員相互でチェックすることで不適切な事務処理をなくすとともに、出納局の桑名駐在とも連 絡を密にし、出納事務の向上に努めます。

また、業務内容を精査のうえ、競争入札に付することが適当と考えられる業務については、競争入 札により業者選定を行っていくようにします。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務

ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

(ア)業務委託

(14)【北勢中央公園自家用電気工作物保守管理業務】

競争入札による業者選定を行う必要あり

(四日市建設事務所)

(18)【総合公園大仏山公園保全(防犯、火災異常)業務委託】

他の業者からも見積もりを取る必要あり

(伊勢建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

【四日市建設事務所】

平成19年度については、契約済です。平成20年度以降指定管理者の管理となり、当事務所で契約することはありませんが、他の契約においても会計規則を遵守し、随意契約(特に特命随意契約)を行う場合随意契約理由を明確にし、公正、公平な契約に努めました。

【伊勢建設事務所】

大仏山公園の防犯、火災異常に係る業務委託契約については、19年4月より20年3月までの1年間の業務委託であり、また、20年度以降については、大仏山公園の管理全般が指定管理者により行われるため、当該業務委託は発生しませんが、同様の随意契約にかかる契約手続きについて、事務処理が適正に行われるよう職員の意識向上に努めました。

2 取組の成果

【四日市建設事務所】

職員の意識の向上が図られ、随意契約理由が明確になるなど、公正、公平な契約がなされました。

【伊勢建設事務所】

同様の随意契約にかかる契約手続きについて、適正な事務処理が行われるよう職員の意識向上が図られ、公正、公平な契約がなされました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

【四日市建設事務所】

今後も引き続き会計規則を遵守し、公平公正な契約に努めます。また業務内容を精査のうえ、競争 入札に付することが適当と考えられる業務については、競争入札により業者選定を行っていくよう にします。

【伊勢建設事務所】

今後も、同様の案件があれば予断を持たず幅広い業者から見積を徴収するよう取り組みます。また 業務内容を精査のうえ、競争入札に付することが適当と考えられる業務については、競争入札によ り業者選定を行っていくようにします。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務

ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

(ア)業務委託

(15)【君ヶ野ダム管理事務所一般廃棄物処理業務委託】 施行伺、予定価格の設定なし

(津建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

施行伺、予定価格の設定等、業務委託契約の執行について、今後漏れなどが無いように適正な事務 処理を行うようダム管理課全員で確認を行いました。

2 取組の成果

ダム管理課全職員に周知を図ったことにより、業務委託契約の適正な事務処理に対して意識の徹底を図ることができました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、課内の会議などを通じて適正な事務処理を行うよう、職員の意識の徹底を図っていきます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務

ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

(ア)業務委託

(20)【南部浄化センター第2期建設事業環境影響評価準備書・評価書作成業務委託】 技術審査委員会における審査記録なし

(北勢流域下水道事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

業務委託発注を進めていくにあたって、技術審査委員会の記録については、業者決定の経緯が分かるよう審査記録を添付するなど、適正な事務処理に努めました。

<u>2 取組の</u>成果

平成19年度発注の業務委託については、審査記録を添付しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

今後も業務委託発注を進めていくにあたっては、適正な事務処理を行います。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務

ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

(イ)県単工事

- (1) 【一級河川沢北川県単河川局部改良工事外6件】
 - ・軽微な変更協議の手続きなし ・変更契約の時期遅れ
 - ・変更契約の理由の記載なし・変更前設計書の保存なし
 - ・当初設計の計上もれ・設計変更に係る経緯等の記載なし

(桑名建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- ・監査後、監査内容を関係課職員に周知し、今後下記のように適正な措置を行うように指示しました。
- ・当初設計においては、必ず監督員、主査等の複数の目で、発注内容の照査を行うこととしました。
- ・設計変更が生じた場合には、三重県建設工事設計変更要領に基づき、適正な時期に軽微な変更協議、 変更設計等を行うこととしました。
- ・また、変更(修正)前設計書についても、経緯がわかる資料を保存するようにしました。

2 取組の成果

- ・複数の照査により、当初設計の精度向上につながりました。
- ・三重県建設工事設計変更要領の主旨、手続を職員が理解し、適正に事務手続が行われるように なりました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成19年度と同様の取組を行い、適正な事務処理に取り組んでいきます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

- 2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務
 - ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

(イ)県単工事

- (2) 【主要地方道四日市多度線地方特定道路整備工事外5件】
 - ・当初設計の工期設定の精査不足・当初設計の計上もれ・変更契約の時期遅れ
 - ・段階確認の記録なし・工事打合簿なし
 - ・工事打合簿なし・変更契約理由の記載が不十分・契約が再に係る事が審査なり
 - ・工事目的物引渡書なし・契約変更に係る事前審査なし

(四日市建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- ・ 監査結果を周知するとともに、所内の主査会においてチェック機能の強化について協議しました。 また、建設工事執行規則の遵守について周知しました。

2 取組の成果

・ 建設工事執行規則に則った適正な工事が施工されました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

所内の主査会を中心にチェック機能の強化を図るとともに、三重県会計規則、建設工事執行規則の遵守を図っていきます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

- 2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務
 - ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(イ)県単工事

- (3) 【主要地方道久居河芸線(泉橋)地方特定道路整備(仮橋)工事外5件】
 - ・入札に係る仕様変更等の事務処理の不適当・予算執行科目の基準不明瞭
 - ・変更契約に係る本庁承認の遅れ
- ・変更契約理由の記載が不十分

・当初設計の精査不足

(津建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- ・入札に係る仕様変更等の事務処理が不適当であったものについては、積算内容に誤謬等の不備があった場合、入札日を延期しても事業計画に支障が生じないように早期から事務処理を進めるように努めました。また質問に対する回答の内容が入札に重大な影響を与えると考えられる場合は、入札日までの残り日数を考慮したうえで、入札日延期の必要性について検討します。
- ・予算執行科目の基準不明瞭、変更契約にかかるものについては、変更要領の内容について、 再認識するため、課内で会議を行い、全員に周知を図ることで、本課との協議の徹底、適切な 事務処理を行うこととしました。
- ・当初設計の精度不足については、精度不足を改善するため、監督員及びその上司が現地調査を行い、当初設計時に設計積算内容が現地と合致しているかを確認することとしました。

2 取組の成果

課内での会議などを通じ適正な事務処理を行うことの重要性について、担当者全員の意識高揚を図ることができ、適切な事務処理への改善が図られました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、19年度同様、課内の会議などを通じて適正な事務処理を行うよう、職員の意識の徹底を図っていきます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務

ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

(イ)県単工事

(4) 【一般地方道打見大台線県単道路改良工事】 完成検査の時期遅れ

(伊勢建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

完成検査の遅れについては、事務手続きの確認等が十分でなかったことにより生じたものであった ため、所内において職員に対し、本庁事業室との協議、適切な事務処理について周知徹底を図るな ど再発防止に向けた取組を行いました。

2 取組の成果

職員の事務処理に対する認識が高まるとともに、完成後、速やかに検査が実施されるよう所内における体制の強化が図られました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成19年度と同様の取組を行い、適正な事務処理に取り組んでいきます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務

ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

(イ)県単工事

- (5) 【主要地方道紀宝川瀬線県単道路改良(舗装)工事外3件】
 - ・工事発注前の国土交通省との協議不足
 - 当初設計の精査不足

(熊野建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

工事発注前に関係機関との協議を密にし、発注後の協議不足とならないように努めました。また、変更にあたっては、三重県建設工事設計変更要領を遵守し、室長、課長、課長代理によるチェックを 徹底しました。

当初設計の精度を高めるために、発注前に担当者が施工箇所を詳細に把握することとし、大きな変更が生じないよう設計時点でのチェックを強化しました。

2 取組の成果

当初設計において精度を高めるという意識のもと、三重県建設工事設計変更要領に基づき、適正に処理を行いました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き関係機関との協議においては、協議不足がないように努めるとともに、当初設計の精度の向上を図ります。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務

ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

(イ)県単工事

- (6) 【北勢沿岸流域下水道北勢流域下水道事務所整地工事外1件】
 - ・繰越明許に係る理由等の記載不十分

(北勢流域下水道事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

十分な説明や記録が必要な工事等については、その理由及び検討経緯等、説明責任が果たせるよう、書面で記録を残すよう努めました。

2 取組の成果

説明責任が果たせるよう記録等を作成しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、説明責任が果たせるよう記録等を作成してまいります。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務

ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

(ウ) 県単補助金

(1)【高速道路関連公共事業補助金】

4月に補助金の概算払を行っているので、改善の必要あり

(高速道・道路企画室)

(4) 【待ったなし!耐震化プロジェクト】

全額概算払しているが、概算払精算書が未徴収

(住宅室)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

【高速道・道路企画室】

平成18年度から繰越している2市町への補助金について、関係市町の事業完了後、早期に履行確認、完了調査、及び額の確定などの事務手続きを行い、精算払いにより、補助金の支払いを、年度内の平成19年12月に完了しました。

【住宅室】

「待ったなし! 耐震化プロジェクト」は、希望者からの申し込みにより実施される事業であることから、年度末まで継続されることとなります。このことから概算払が発生することとなりますが概算払を受けることとなる全市・町に対して、三重県会計規則第50条に基づき、三重県会計規則運用方針様式23の概算払精算書を提出するよう、市町会議等で情報提供及び指導を行いました。

2 取組の成果

【高速道・道路企画室】

年度内に精算払いでの支払いを行うことにより、適正な事務処理となりました。

【住宅室】

全市町に対する概算払精算書の提出に関する情報提供及び指導により、全市町が概算払精算書を提出し、精算を行うことができました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

【高速道・道路企画室】

「高速道路関連公共事業補助金」は、平成19年度から廃止しているため、今後の支払い事務は発生しません。

【住宅室】

平成20年度以降も引き続き、概算払を受けることとなる全市・町に対して、事業完了後は概算払 精算書を提出するよう情報提供及び指導を行います。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

- 2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務
 - ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。
 - (ウ)県単補助金
 - (2)【宮川流域下水道(宮川処理区)関連周辺地域環境整備事業負担金】 伊勢市との間で、期限の延長(繰越承認)に係る事務手続なし (下水道室)
 - (3)【川上ダム関連支援事業費補助金】 伊賀市との間で、期限の延長(繰越承認)に係る事務手続なし (河川・砂防室)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

【下水道室】

平成18年度宮川流域下水道(宮川処理区)関連周辺地域環境整備事業負担金の執行において、補助事業者との間で期限の延長(繰越承認)に係る事務手続きのうち、書面での手続きを定めていませんでした。平成19年度において、他の補助金についても同様のことがないよう書面での確認を確実に行うために様式を定め、補助事業者に周知し、本年度から運用するようにしました。

【河川砂防室】

平成18年度川上ダム関連支援事業費補助金の執行において、補助事業者である伊賀市との間で期限延長(繰越承認)に係る事務手続きにおいて、書面での手続きを定めていませんでした。 平成19年度において、具体的な改善方法について検討しました。

2 取組の成果

【下水道室】

平成19年度は、県単補助金の繰越はありませんでした。

【河川砂防室】

期限の延長(繰越承認)について、書面での確認を確実に行えるよう様式を定め、補助事業者に周知しました。

なお、平成 19 年度の当該補助金に関しては伊賀市に対して確認を行い、「繰越はない」旨、連絡を 受け確認しました。

定期的に情報収集することや、必要な手続きの確認を複数にしたことから、今後は適切な処理が確保できると考えます。

平成 20 年度以降(取組予定等)

【下水道室】

引き続き、補助事業者と連絡を密にし、適正な事務処理に努めてまいります。

【河川砂防室】

引き続き、補助事業者である伊賀市と連絡を密にし、適正な事務処理に努めてまいります。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

- 2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務
 - ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。
 - (エ)旅費
 - (1) 部落解放研究第40回全国集会について、旅費請求書の記載方法の検討の必要あり
 - (2) 第 521 回建設技術講習会について、旅費請求書の記載方法の検討の必要あり (経営支援室)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

(工)旅費

(1)(2)いずれも、航空機による旅行で松阪市及び伊勢市から熊本まで旅行する際に、実際には中部 国際空港を利用したのですが、関西へ旅行する際に中部国際空港を利用できるのは、出発地が 四日市以北である場合に限られていたため、伊丹空港を利用した行程の旅費請求書により旅費 を支給しました。旅費請求書の記載方法につきまして、実際の中部国際空港を利用した行程と 伊丹空港を利用した行程を併記し、伊丹空港を利用した行程による旅費を支給する記載方法に 改善いたしました。

2 取組の成果

(工)旅費

(1)(2)いずれも、旅費請求書の記載方法について改善を行い、実際の行程を記載しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

(エ)旅費

(1)(2)いずれも、平成19年8月1日より旅費条例等の運用について「航空機による旅行で、三重県内(名張市及び伊賀市を除く)から出発し、四国地区、九州地区、及び沖縄県へ旅行する場合は、中部国際空港を利用する経路による旅費を支給することができる。」と改正され、中部国際空港の利用が認められることになりましたので、今後同様の事例はないものと思われます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務

ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

(工)旅費

(3) 平成 18 年度全国治水大会青森大会について、県土整備部からの参加者が 12 名あり、 他府県の参加状況や経済性、効率性の観点から要検討

(河川・砂防室)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

業務との関連性を考慮しつつ、有効性、効率性の観点から、参加者の人数について、精査及び検討を行いました。

2 取組の成果

今年度の全国治水大会(栃木大会)については、上記内容について精査及び検討を行った結果、 参加人数は7名となりました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

今後も担当業務との関連性を考慮し、有効性、効率性の観点から、参加人数を検討してまいります。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務

ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

(エ)旅費

(4) 平成 18 年度全国治水大会青森大会について、概算払精算書が未作成

(四日市建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

会計規則、旅費規程について職員への周知徹底を行いました。

2 取組の成果

会計規則、旅費規程の遵守について、職員の意識が高まりました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、会計規則、旅費規程を遵守し、適正な予算執行に努めていきます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

- 2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務
 - ア 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

(エ)旅費

- (5) 第512回建設技術講習会について、復命書の内容が不十分
- (6) 第43回下水道研究発表会について、復命書の内容が不十分

(北勢流域下水道事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

所内会議等で旅費規程などについて職員に周知徹底しました。

2 取組の成果

講習会等、研修に係る出張の復命書については、出張内容が職員に還元できるよう適正に処理しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

- 2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務
 - イ 支出時の確認不足による歳出戻入があるので、支出事務のチェック機能の強化を図るととも に、今後、適切な事務処理に努められたい。

歳出戻入(1) 補償、補填及び賠償金 2,323,323円

(桑名建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

物件移転補償契約の前金の支払いに際し、当初、契約者が一部委任払いを申し出ていたが、その 後委任払いの取り消し意志表示があったにもかかわらずこれを誤認し、委任払いをしていました。 その後、契約者に対して歳出戻入を行いました。

今後、契約者に対しては、収用事業における契約制度をていねいに説明することで、意思の疎通による不適切な事務処理がおこらないように注意します。

2 取組の成果

平成19年度において、不適切な事務処理は発生しておりません。

平成 20 年度以降(取組予定等)

用地担当者は、契約相手方との間で意思の疎通がおこらないように、収用事業のていねいな説明 に努めてまいります。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(2)支出に関する事務

イ 支出時の確認不足による歳出戻入があるので、支出事務のチェック機能の強化を図るととも に、今後、適切な事務処理に努められたい。

歳出戻入(2) 消耗品費

13,629 円

(松阪建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

審査取扱員はもとより他の担当者も確認をすることで、一層の適正な支出に努めました。

2 取組の成果

平成19年度において、支出時の確認不足による不適切な事務処理は発生していません。

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成20年度以降も継続して適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(3)財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

ア 公有財産、物品の管理状況

(1) 防潮扉部品等の盗難が複数発生しており、公有財産の管理について、適切な対応が必要

(維持管理室)

(道路整備室)

(河川砂防室)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

【維持管理室】

防潮扉部品等の盗難防止対策として、各建設事務所から所轄警察署へパトロールの強化を依頼しました。また、盗難の恐れがある防潮扉部品等を対象に盗難防止ナットへの取替え作業(約1,000基)を実施しました。

【道路整備室】

工事現場での資材の盗難防止対策として、現場での資材管理の徹底やパトロールの実施を請負業者に指導しました。

【河川砂防室】

盗難にあった君ヶ野ダム庄田放流警報局のスピーカーについて、盗難防止対策を検討した結果、スピーカーの鉄塔への固定方法が従来ボルトナットのみであったことから、盗難防止用ナットの設置且つステンレス製チェーンをスピーカーに巻き付けてそれを鍵でロックしました。

君ヶ野ダムの他の11箇所の放流警報局スピーカーについても同様の処置を実施しました。

また、本年度、更新予定のスピーカーについても盗難防止処置を実施するとともに、スピーカー全体を赤色に塗装し、且つ白色で三重県の文字を入れて他の用途への流用が困難な外見にします。

なお、これまで実施していた1回/月の巡回点検の頻度を、盗難事件以降は2回/月としております。

2 取組の成果

【維持管理室】

現時点において、盗難防止対策を行った施設の新たな盗難事件は発生していません。 取替え作業が順調に進んだことから、被害の拡大を防ぐことができました。

【道路整備室】

請負業者への指導を実施し、以後、現時点において新たな盗難事件は発生していません。

【河川砂防室】

上記取組みにより、現在のところ君ヶ野ダム放流警報局のスピーカー他、ダム管理設備の盗難は発生しておりません。

ステンレス製チェーンをスピーカーに巻き付けた事で外見が不格好となったが、かえってそれが河川の安全を確保する重要任務を備えたスピーカーの盗難防止を強くアピールしつつ、且つ特殊工具でないと緩まないナットを使用する事で、窃盗を躊躇させる効果があるものと思われます。

平成 20 年度以降(取組予定等)

【維持管理室】

今後も施設のパトロールや点検など適切な維持管理を行い、県民生活の安全確保や事故防止に努めます。

【道路整備室】

現場管理の徹底と適切な資材保管措置を講じるよう、請負者への指導・監督に努めます。

【河川砂防室】

設備の設置・更新にあたっては盗難防止処置を施すとともに、定期的に監視を行い盗難防止に努めてまいります。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(3)財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 公有財産、物品の管理状況

(2) 公有財産台帳(副本)の管理が不十分

(公共用地室)

(6) 公有財産台帳(副本)の管理が不十分

(北勢流域下水道事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

【公共用地室】

これまで、公有財産台帳を分割し、財産別にそれぞれの簿冊に編綴していましたが、この分割編綴を 改め、管理を行うこととしました。

【北勢流域下水道事務所】

北勢流域下水道事務所の公有財産台帳(副本)は、個票と総括表がリンクしていなかったので、定期報告においても現在額が数量・価格ともに不適切となっていました。そのため、管財室から公有財産台帳(正本)の写しを取り寄せ、すべての口座をチェックし、適正な管理を行いました。

2 取組の成果

【公共用地室】

公有財産台帳(副本)を調製し、適切な管理に努めました。

【北勢流域下水道事務所】

個票と総括表が正確に合致し、現在額(数量・価格)も正しく把握することができました。現在額が不適切となっていた定期報告についても、平成19年5月7日(月)に経営支援室を経由して管財室に修正報告をしました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

【公共用地室】

平成 20 年度以降の台帳管理は、電算システムにより行なわれますが、今後も適正な公有財産管理に努めていきます。

【北勢流域下水道事務所】

平成 20 年度以降の台帳管理は、電算システムにより行なわれますが、今後も、適正な公有財産管理 に努めていきます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(3)財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- ア 公有財産、物品の管理状況
 - (3)重要物品への物品表示票の不貼付あり

(経営支援室)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

該当重要物品の確認しやすい場所に物品表示表を貼付け、さらに剥離しないよう透明テープにて保護しました。

2 取組の成果

重要物品について物品表示表の見やすい位置への貼付けおよび剥離対策を実施しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き適正な物品管理を実施します。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(3)財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

- ア 公有財産、物品の管理状況
 - (4) 津松阪港において、長期間にわたり占用許可を受けていない工作物が1件あり

(維持管理室) (津建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

毎月不法占用者を訪問し、本人の状況を確認するとともに、県営住宅・市営住宅に入居する場合の方法、生活保護を受給する場合の情報等を提供しながら、不法行為の適正化に向けた話し合いを再三行い、不法占用を解消するよう説得を行いました。

平成 19 年度は引き続き、福祉関係者や病院関係者等と協議し解消にむけた処置を講じました。

2 取組の成果

今までは訪問をしても、不法占用をしていることを認めようとせずに、全くこちらの話を聞いて もらえませんでした。

住居や生活保護の受給などの情報提供の話をしたり、再三、本人を訪問し、時間をかけて説得を してきたことから話し合いが出来るようになりました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

再三、本人を訪問し、時間をかけて説得をし、話し合いをしていきますが、平成 19 年度中にあらゆる手段を講じても不法占用が解消しない場合は、平成 20 年度中に行政代執行による撤去も念頭に置き取組を行います。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(3)財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 公有財産、物品の管理状況

(5) 宅地開発の排水施設の道路占用許可に係り、平成 16 年 4 月から不法占有状態あり

(維持管理室)

(伊勢建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

当初占用者に対して占用継続指導を行うとともに、度会町(以下、「町」)への施設引き継ぎを要請しました。

道路法に基づき監督処分を行うことを視野に入れ、それについての県の対応の是非と解決案の助言を得るべく、弁護士等と協議を行いました。

2 取組の成果

当初占用者に対し、不法占用状態解消のため占用の継続を指導しましたが、当初占用者は現在団地の分譲が殆ど完了しているので、今更排水施設のみを維持管理する必要はないと考えています。また、当初占用者は平成 1 5 年に施設を町へ引き継ぐ話があったにもかかわらず、その後の町の約束違反で損害を受けたため、今回無償で町に引き継ぐのは納得できないと主張しており、仮に道路管理者である県から撤去命令を出された場合はそれに応じる構えです。しかしながら当該団地の排水施設はこれしかないため、仮に占用を廃止すれば排水施設がなくなり、団地住民から苦情が出るのは必至であるため、行政として対応に苦慮することが予想されます。

町に対しては、排水施設が廃止されれば団地排水の代替え施設が必要になることを説明し、それについては、町は理解を示しているものの、現在の施設の買い取りについては全く非協力的であり、無償での引継ぎしか検討に値しないという姿勢であるため、双方の合意が見い出せない状況です

弁護士相談の結果、監督処分を実施することについては違法性はないとの判断でしたが、解決にあたっては町の協力が欠かせないことから、平成20年2月4日に副町長と協議し、既設施設を町へ帰属させるか又は代替え施設を設置するか、いずれにしても早急に解決策を検討し本年3月までに検討結果を示すよう要請しました。

平成20年3月31日に度会町長と協議した結果、平成20年度中に当該施設の買い取りを前提とした交渉を行い、交渉が決裂した場合には、町独自で代替施設を設置することの方針が示されました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

当初占用者と町との交渉の場を設置し、早期解決を図ることとします。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(3)財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 基金の運用・執行状況

(1) 都市計画土地区画整理事業清算基金について、資産の有効活用の観点から、基金のあり 方について検討されたい

(県土整備総務室) (都市政策室)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

三重県土地区画整理事業清算金は、過去に実施された県施行の土地区画整理事業のうち、四日市・ 津地区における戦災復興事業から発生した清算金を昭和39年に制定された三重県都市計画土 地区画整理事業清算基金条例に基づいて、県で積立及び運用されたものです。

(参考:基金残高)

平成20年3月末現在の基金残高は、総額約419,360,292円です。

当該基金は、条例等に基づき当該区画整理事業に使途が限定されていますが、戦災復興事業は、 既に終了していることから、そのあり方を見直す時期にきていると認識し、基金の原資の性格を踏 まえ、今後の取扱いについて、検討を行いました。

2 取組の成果

上記の趣旨のとおり、基金の原資の性格を踏まえ、処理方法を検討した結果、当該基金は、原資の性格等を踏まえ、当面、保持することとしました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

有効活用を図る観点から、将来の処理方法を継続して検討していきます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(3)財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 金品亡失

(1) 公用携帯電話(1台)の紛失(損害額 0円) (河川・砂防室)

(2) 公用携帯電話(2台)の損傷(損害額 0円) (桑名建設事務所)

(3) 公用車の右前ランプカバーの損傷(修理代5,985円) (四日市建設事務所)

(4) パソコン 1 台の紛失(価格 120,363 円) (津建設事務所)

(5) 原動機付自転車1台の盗難(取得価額133,900円) 取得後10年以上を経過し、使用不能。廃車予定。 (松阪建設事務所)

(6) 公用車のパトライト、キャリア、天井の損傷(修理代868,479円)

(伊賀建設事務所)

(7) 公用車のマフラーの損傷(修理代4,462円) (尾鷲建設事務所)

(8) 公用車のミッションの損傷(修理代143,000円) (尾鷲建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

【河川砂防室】

公用の物品であることを強く認識し、金品などの亡失がないよう職員の啓発に取り組みました。

【桑名建設事務所】

油漏れ事故現場の復旧作業において、公用の携帯電話を誤って水の中に落としたり、濡れた手で通話したことで、2台損傷してしまいました。(ポイントで新機種に変更・・・手数料0円) 携帯電話の使用には充分注意するよう職員に喚起するとともに、防水カバーを購入し損傷予防に 努めております。

【四日市建設事務所】

公有財産の財産管理の重要性について職員への周知及び注意喚起を行いました。

【津建設事務所】

所内会議を通じ、全職員に対してより一層の備品の管理に対する意識の徹底を図りました。

【松阪建設事務所】

職員の施錠、管理に対する意識を変え、定期的に物品の確認をしました。

【伊賀建設事務所】

道路パトロール業務中に、道路上に倒れていた倒木の処理を行っていた際に、別の木が倒れてきたことにより公用車を損傷したもので、不測の事故ではありましたが、事故後の公用車の使用に当たっては、乗車前の点検を徹底するとともに駐停車をする場合は、後続車や駐停車場所周辺の状況を良く確認したうえで、危険予知を行い、安全な場所に駐停車することを、職員に周知徹底しました。

【尾鷲建設事務所】

実効ある事故防止対策をテーマに日常の注意喚起・声かけ運動、チャレンジ123への全職員参加、 安全運転研修など、8項目にわたる交通事故防止に対する取組計画を立て、職員への啓発や研修を実施しました。

現場業務が多い職場であることから、公用車はパートナーとして大切に使用するよう、8項目のうち、使用者による公用車の洗車や外観チエック、「三重県」ステッカーの貼付など公有財産管理意識の高揚を目指した取組を実施しています。

2 取組の成果

【河川砂防室】

19年度については、公用の物品の亡失は発生していません。

【桑名建設事務所】

公用の携帯電話の取扱について、職員全体に注意喚起してからは、損傷するような事例ははありません。

【四日市建設事務所】

職員の公有財産に対する管理意識が高まり、金品亡失発生の防止に努めました。

【津建設事務所】

備品や財産の適正な管理について、全職員に周知を図ったことにより意識の徹底を図ることができました。金品亡失については、発生していません。

【松阪建設事務所】

職員の施錠、管理への意識が高まり盗難等の被害はありません。

【伊賀建設事務所】

取組以降については、公用車の駐停車中の事故は発生していません。

【尾鷲建設事務所】

職員への啓発や研修の実施により、職員の公有財産に対する管理意識の向上を図ることが出来、金品亡失発生の防止に努めました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

【河川砂防室】

今後も、金品の亡失が発生しないよう、個人の意識が向上するよう啓発を行っていきます。

【桑名建設事務所】

今後も、公用の携帯電話をはじめとした公有財産の管理について、引き続き職員全体に注意喚起を行っていきます。

【四日市建設事務所】

今後も、公有財産の管理について、職員に対し周知、注意喚起を行っていきます。

【津建設事務所】

引き続き、所内会議を通じ全職員に、より一層備品の適正な管理に対する意識の徹底を図っていきます。

【松阪建設事務所】

今後も引き続き適正な物品管理に努めていきます。

【伊賀建設事務所】

今後とも引き続き、上記事項について職員に周知徹底していきます。

【尾鷲建設事務所】

日常の継続的な声かけなどによる注意喚起、チャレンジ123、安全運転研修などの取り組みを引き続き実施するとともに、交通安全意識や公有財産管理意識の高揚を図るための、実効性のある施策、措置により事故の発生を減少、公用車の損傷がないよう組織で取り組みます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(3)財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

工 未登記

過年度に取得した公共用地の未登記が 5,559 筆、1,404,088.64 ㎡あるので、計画的かつ 早急な未登記の解消を進める必要あり

(公共用地室)

(各建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

未登記対策については、平成14年度から年度毎に処理目標を定めるなどして取組を強化していますが、引き続き本年度も処理目標(180筆)を定め、案件毎に登記処理可能性等を分析した結果による「平成17年度以降の処理方針」に沿って、未登記処理を促進しました。

未登記案件は処理困難なものが多いことに加え、不動産登記業務は専門的知識を必要とすることから、意見交換を行う担当者会議の開催などを通じて処理態勢の充実を図りました。 また、地籍調査実施地区の調査を行うなど、処理促進に向けた取組を行いました。

2 取組の成果

平成19年度における未登記処理は、処理目標 180筆に対し、194筆の処理を行いました。 (3月末時点)

平成 20 年度以降(取組予定等)

- ・ 引き続き「平成17年度以降の処理方針」に沿って平成20年度の処理目標を定めるなどして、専門団体等と協議しながら、未登記処理に取り組みます。
- ・ 地域機関の担当者に対しては、不動産登記業務に関する研修会への参加や担当者会議での意見交換などにより処理態勢の充実に努めます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(4)普通財産

県土整備部所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産が34,005.52 m あるので、売却等を進めるなど、その適正な管理及び有効活用を図られたい。

(うち22,166.35 m²)

中 / 川廃川敷外 9 件 8,575.40 ㎡ 一級河川鎌谷川外 3 件 1,596.70 ㎡ 国道 25 号外 6 件 5,929.23 ㎡

県道里鹿谷線外2件 1,021.80 (公共用地室)

一級河川淀川水系久米川 5,043.22 (四日市、鈴鹿、志摩、伊賀建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

廃道・廃川・廃浜敷地等の県土整備部由来の財産については、県土整備部において管理・処分しています。

これらの財産は、土地の形状・接道条件・面積が適当でないものが多いため、売却処分が困難ではありますが、県としての利用計画がない普通財産は早急に処分する方針です。

【公共用地室】

財産処分を目的として道路管理者及び河川管理者から公共用地室へ引き継がれた廃道・廃川敷地等の普通財産については、県の公共事業の代替地としての活用、市町等の事業用地への提供、一般競争入札による処分、その財産に特別の縁故を有する者(隣地土地所有者等)への売却処分を行っています。

【四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所】

廃道敷、廃川敷について、売却が可能な箇所については、売却の準備を進め、現場が確認できない 箇所については、関係市町と調整して、現場の確認を進めました。

2 取組の成果

【公共用地室】

各建設事務所と連携しながら財産処分の促進を図った結果、下記のとおり処分することができました。

平成 19 年度の処分状況等 (3 月末時点)

- ・売却 11 件 3,072.80 ㎡ 70,211,288 円 入札及び隣接地権者への随意契約による売却等
- ・無償譲渡 6件 1,294.00 m² 市町へ道路敷及び河川敷として無償譲渡
- ・一般競争入札の実施状況

平成 20 年 1月 25 日 四日市市市内 1件 (139.71 ㎡) 応札者なし

平成 20 年度以降(取組予定等)

県土整備部所管の県有普通財産については、引き続き公共事業の代替地としての活用、また一般競争 入札制度を活用し、早期にその処分が図れるよう努めていきます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(4)普通財産

県土整備部所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産が34,005.52 m あるので、売却等を進めるなど、その適正な管理及び有効活用を図られたい。

(うち11,839.17㎡)

津松阪港 (売却予定地は 4,039.17 m²) 11,839.17 m²

(維持管理室)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

売却予定地(港湾運送にかかる工場施設用地)4,039.17 ㎡は、港湾浚渫工事に伴う浚渫土砂の堆積場として利用していますが、平成19年度末に撤去を予定しているため、平成20年度当初予算に売却を行うための準備として、土地測量及び土地鑑定の予算計上を行いました。

2 取組の成果

現在も、港湾浚渫工事に伴う浚渫土砂の堆積場として利用していましたが、平成 19 年度末に撤去しましたので、撤去後の平成 20 年度に売却手続きを進める予定です。

平成 20 年度以降(取組予定等)

港湾計画上の緑地公園(7,800㎡)の残地部分(4,039.17㎡)が売却用地であることから、浚渫土砂撤去後(平成20年3月末予定)の平成20年度に土地測量及び土地鑑定を行います。

公募を行い、用途が港湾運送にかかる工場施設用地に限定されることから該当する企業等に対して売却先を探します。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(5)指定管理者制度の実施状況

施設名)熊野灘臨海公園

当初の事業実施伺い(募集要項作成含む)について、一部起案処理なし

(都市政策室)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

鈴鹿青少年の森、大仏山公園、北勢中央公園、亀山サンシャインパークにおける平成20年4月の指定管理者制度導入に向けた手続きについて、指定管理者制度に関する取扱要綱等に基づき適正な事務処理及び起案処理に努めました。

2 取組の成果

平成19年度における指定管理者制度導入手続きについて、適正な事務処理及び起案処理を実施しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、指定管理者制度に関する手続きについて、適正な事務処理及び起案処理に努めていきます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(6)手当の認定

扶養手当等の認定について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適 正な事務処理に努められたい。

- (1) 扶養手当について、配偶者の無収入の申立書がない扶養の認定が1件、家族扶養の申立書の送金額記入が不正確なものが1件あり
- (2) 住居手当について、賃貸住宅における駐車場料金込み家賃で、不動産業者等から駐車場 相当額の証明を得ていないものあり
- (3) 日額特殊勤務手当について、各高速道推進プロジェクトの推進監分について1ヶ月分まとめて本庁に送り、総括室長が決裁しているので、確認方法について要検討

(県土整備総務室)(経営支援室)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

【経営支援室】

- (1)扶養手当について、1件については、配偶者の無収入の申立書を徴収し、もう1件については、 家族扶養の申立書の送金額について、内訳を記入したものを徴収しました。
- (2)住居手当について、賃貸住宅における駐車場料金込み家賃で、不動産業者等から駐車場相当額の 証明を徴収しました。うち1件については、駐車料金を除いた金額を家賃として計算することによ り住居手当の金額が減額されたため、手当の戻入を行いました。

【県土整備総務室】

(3)特殊勤務手当の対象となる業務実績の確認については、当該業務を行った当日に電話等により担当総括室長に報告することとしました。なお、実績確認は紙ベースで処理しているため、押印は1ヶ月分まとめて担当総括室長が行っています。この確認方法については、総務部から問題がない旨の見解を得ています。

2 取組の成果

【経営支援室】

- (1)扶養手当について、申立書の徴収及び内訳の記入について改善を行いました。
- (2)住居手当について、駐車料金を除いた金額を家賃として認定するよう改善を行いました。

【県十整備総務室】

(3)総務部から上記の実績確認方法に問題がない旨の見解を得ました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

【経営支援室】

- (1)扶養手当について、無収入の申立書の提出、家族扶養の送金額の内訳記入について徹底します。
- (2)住居手当について、賃貸住宅における駐車場料金込み家賃で、不動産業者等から駐車場相当額の証明を徴収し、駐車料金を除いた金額を家賃として認定します。

【県土整備総務室】

(3)引き続き適正な運用を行います。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(6)手当の認定

扶養手当等の認定について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適 正な事務処理に努められたい。

- (4) 日額特殊勤務手当について、実績を1ヶ月分まとめて確認 (桑名建設事務所)
- (5) 特殊勤務手当(危険作業手当)について、業務内容の記載が当該手当の対象であると確認できないものあり (伊勢建設事務所)
- (6) 特殊勤務手当(危険作業手当)の支出誤りあり(1件(400円)支給もれ)
- (7) 特殊勤務手当(危険作業手当)支給に係る「危険作業手当に係る作業現場の認定」について、未作成あり (熊野建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

【桑名建設事務所】

日額特殊勤務手当の実績については、一部の課において、勤務実績がきれいに見やすくする目的で 月末に補助簿からまとめて整理していました。今後は第三者から、疑義を受けることのないよう 特殊な勤務をした毎に決裁をとるよう職員に対して徹底しました。

【伊勢建設事務所】

全職員に、特殊勤務手当実績簿に特殊勤務手当の支給対象業務であることが明確にわかるよう記入するよう周知徹底しました。

【熊野建設事務所】

(6) 1 8 年度は特殊勤務手当実績簿を手書きで作成しており、電算登録後に、職員から追加実績がある旨の申告があった場合、実績簿に追加分を手書きで記入させていました。このことが、支払いもれが生じる原因となっていたことから、1 9 年度は各人が月末にパソコン出力したものを提出するよう変更するとともに、追加の実績がある場合は、新たに、「追加分」として実績簿を提出させるように周知徹底しました。

また、複数職員によるチェックを行うようにしました。

(7)該当する課において「危険作業手当にかかる作業現場の認定調書」を作成し、関係室長の決裁を受けるように周知徹底しました。

2 取組の成果

【叒夕建铅事移所】

特殊な勤務をした毎に決裁をとるように職員に徹底し、適切な事務処理に努めました。

【伊勢建設事務所】

6月以降、特殊勤務手当実績簿に、明確に業務内容がわかるよう記載し、また危険作業手当について、「維持修繕作業」と記入されていましたが、説明責任を果たすべく「交通を遮断することなく行う道路の維持修繕作業」と記入することで、適切な事務処理に努めました。

【熊野建設事務所】

- (6) 1 9 年度において、不適切な処理(支給もれ)は発生していません。
- (7)上記により、適切な事務処理として、整理することができました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

【桑名建設事務所】

引き続き、特殊な勤務をした毎に決裁をとるように職員に対して徹底し、適正な事務処理に努めます。

【伊勢建設事務所】

引き続き、特殊勤務手当実績簿への記載については、明確な業務内容を表記するなど、適正な事務処理に努めます。

【熊野建設事務所】

- (6)今後も、引き続き、適切な事務処理に努めます。
- (7)今後も、年度当初に関係課長に「危険作業手当にかかる作業現場の認定調書」の作成を依頼するとともに、総務課でチェックを行い、作成もれがないよう徹底するなど、適切な事務処理に努めます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(7)交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層 職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(県土整備総務室)

(四日市、鈴鹿、松阪、伊勢、尾鷲、熊野建設事務所)

講じた措置

<u>平成 19</u> 年度

1 実施した取組内容

- (1)加害事故を起こした職員と直属の上司、総務担当室長(課長)を本庁に呼び出し、注意を与えるとともに事故状況の詳細な聴き取りと改善案を提示させることで、同時に公有財産の適正管理意識の高揚を図りました。
- (2)本庁及び地域機関において安全運転講習等を実施し職員の交通事故防止に対する意識向上を図りました。
- (3) 所長会議、室長会議等で随時、交通事故に対する注意喚起を行い、再発防止に努めました。

2 取組の成果

上記のとおり各種の交通事故防止策を推進し、交通事故防止意識の高揚に努めましたが、公務中の 交通事故は依然発生している状況です。

-X10-1X/M/20 - C - C - C - D	170 - 70	
	18年度	19年度(3月31日現在)
交通事故総数	1 7件	1 5 件
うち加害事故	8件(47%)	6件(40%)
自損事故	9件(53%)	6件(40%)
被害事故	0件(0%)	3件(20%)

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、文書、口頭による注意喚起、交通安全研修等を継続的に実施していくことで、更なる職員の安全意識、県有財産の管理意識の向上を図っていきます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(8)その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 各建設事務所への予算令達について、財務システムの事務処理が遅れたことにより、年度末時 点における予算令達額が支出負担行為済額に不足している事例あり

(経営支援室)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

予算執行段階で令達額が不足している場合は、経営支援室へ令達依頼を行ってもらうことを、地域機関の担当者を対象とした工事庶務担当者研修会の場で改めて周知、徹底しました。

経営支援室としては、地域機関からの令達依頼に基づき速やかに令達を行う、または必要に応じて 予算調整室と流用協議を行っています。

2 取組の成果

地域機関への予算令達額が支出負担行為済額に不足のないよう努めました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き運用の徹底を図り、適正な事務処理に努めます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(8)その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 道路舗装修繕工事7件で、積算の変更を行っているが、当初の設計書が廃棄されていた

(桑名建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

監査の指摘事項を職員に周知し、次の措置を行いました。

当初設計書の起案から入札後の契約に至るまでに工事担当課職員においては確認作業を強化するとともに契約担当課職員においても確認の強化を行いました。

なお、積算上の変更を行った場合は、経緯が明確になるよう変更前設計書及び資料等を保存し一連の書類として設計書に綴ることとしました。

2 取組の成果

19年度において、不適切な処理は発生していません。

平成 20 年度以降(取組予定等)

今後も上記内容の取組を継続していきます。

監査の結果

【県土整備部に対する意見】

2 財務等に関する意見(8)その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい

- 1:熊野建設事務所の資金前渡定例払の通帳について、熊野県民センター分と共有しているが、通帳を分けるなど別途管理する必要あり
- 2:諸手続きに係るコピー代金などの釣り銭について、資金前渡常時払の現金を一時流用して対応しているが、つり銭資金が必要な場合には、つり銭資金の交付を受けて処理する必要あり
- 3:18年度の会計事務の自己検査の実施なし

(熊野建設事務所)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - 1 熊野建設事務所の口座を開設し、熊野県民センター分とは別途管理しました。
 - 2 情報公開で即日開示を行う際は、釣り銭が必要となる場合がありますが、その場合は、申請者 に釣り銭が要らないよう準備をお願いし、対応しています。現在は、件数的にこのようなケース は少ないですが、釣り銭資金の導入について検討しました。
 - 3 平成18年度の定められた時期に検査を実施すべきところ、事後になりましたが、平成19年6月14日に一括して実施しました。また、検査期間と実施期日及び実施日の一覧を財務システムの机に貼り、検査もれのないようしました。

2 取組の成果

19年度において、資金の適正な管理に努めるとともに、自己検査について適切な時期に実施するなど、会計規則の遵守を図りました。

(自己検査実施:1/3期-7/20、2/3期分-11/6、3/3期分-3/31)

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き適正な事務処理に努めていきます。

部局等名 出納局

監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(会計事務の適正化)

(1) 会計事務の適正化について、平成 18 年度も出納局が実施した出納局検査において 880 件の指導が行われている。事前検査の充実や地域駐在の設置、職員研修の充実など種々取り組まれているところであるが、引き続き、職員の事務処理能力の向上を図るとともに、チェック機能の強化、適正な事務処理について、より一層取組を進められたい。 (出納分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

(1) 会計事務支援体制の強化

出納局が行う検査につきましては、平成 19 年度からは、支出前の事前検査を執行伺いの段階で行うようにしました。これにより、入札・契約前からの会計指導が可能となり、会計事務における事前チェック体制が整備できました。

また、身近なところでいつでも会計相談にのりながら、会計事務担当者の支援ができるよう各県 民センターのある9つの庁舎に出納局職員が駐在し、チェック体制の強化と会計事務のスキル向上 を図り不適正な会計処理の未然防止に努めました。

庁舎外の単独所属には、年6回程度の巡回相談・検査を行うことにより、適正な会計処理の強化 に努めました。

さらに、全部改正し平成 19 年 4 月から施行した三重県会計規則や同運用方針の説明会を 6 月 11日、13 日に行うとともに、相談・検査の場などで、随時周知に努めました。

(2) 会計事務研修及びマニュアルの改正等

会計事務研修については、現任出納員研修、財務端末操作研修等を実施するとともに、部局等からの依頼による出前研修や職員研修センターとの協働による昇任時基本研修における会計事務の研修及び会計事務担当者以外の職員を対象とした県職員基礎的知識(会計事務)再習得研修に講師を派遣するなど、延べ77日間にわたり実施し、約2,600名の参加がありました。

また、職員の会計事務に関する習熟度に応じて研修内容を選択できるよう、会計規則の全部改正にあわせて出納員や会計事務担当者を対象とした研修を会計職員・出納員(基礎編)会計職員(実務編・特別編)出納員(基本編・事例編)と体系化し、eラーニングの改編に取り組みました。

19 年度からは、地域駐在が地域のニーズに基づいた地域別出納研修を各地域で併せて 14 回行いました。

さらに、会計規則、同運用方針、各種マニュアル等の利活用を図るため、会計事務担当職員等の ニーズにあった情報を検索できるポータルサイトを作成しました。

2 取組の成果

平成 19 年度の会計相談は、全項目を対象として 11,508 件の相談に対応しており、昨年度同時期の 7,371 件を大きく上回り各所属のOJTを充実させています。

各所属の会計担当職員との意見交換会においても、駐在による検査・指導体制の継続と強化を求める意見が数多く出されました。

支出後検査は、支払事務終了後に実施することから改善の効果が反映されるのは次回の事務処理からとなりますが、事前検査では、執行する前に改善することができ大きな効果が認められました。

また、現場における課題に対応した地域別出納研修や巡回相談・検査を行うことにより、より効果のある会計指導を行うことができました。

なお、平成 19 年度上半期の事前検査での指導件数は 1 件であり、昨年度同時期の 18 件を大きく下回るとともに、支出後検査での指導件数も 358 件と昨年度同時期の 647 件を大きく下回り、所属での会計事務の適正化が進みました。(平成 20 年 3 月末現在)

平成 20 年度以降(取組予定等)

会計相談と出納局検査を有機的に連携させ、さらに効果が上がるよう努めてまいります。

また、会計事務研修は、会計事務担当者が参加しやすいように、実施計画に基づき、その周知に努めてまいります。

さらに、平成20年度の出納局検査は、その結果を検証して、事前検査と支出後検査のより効果的かつ効率的な実施方法について、見直しを行います。

今後も、各所属の会計事務の適正な運用支援、確保に努めるとともに、不適正な事務処理の未然防止に努めてまいります。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(企業庁のあり方に関する基本的方向の具体化)

(1) 企業庁は、県が示した「企業庁のあり方に関する基本的方向について」を具体化するため、企業庁の事業運営の理念と道筋を示す「三重県企業庁長期経営ビジョン(平成 19 年度~28 年度)」及び「企業庁中期経営計画(平成 19 年度~22 年度)」を策定したところである。

ビジョン・計画の推進にあたっては、県民、ユーザーをはじめ、市町、県議会など関係機関に対して、積極的な情報提供に努めるとともに、充分な意見交換を行うことによって、事業に対する理解を深める取組を進められたい。

また、今後の事業経営にあたっては、常に「安全・安心・安定」を前提とし、市町、関係部と連携を密にし、時代の変化に即応した経営改善に取り組み、効率的な事業運営のもと、県民、ユーザーに対するサービス向上に努められたい。 (経営分野、事業分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

「三重県企業庁長期経営ビジョン」については、「骨子案」の段階において平成19年第2回県議会定例会で説明するとともに、ホームページにより県民に公表しました。また、「最終案」の策定については、県民から広く意見を募集するため、平成19年8月17日から9月17日までを期間とするパブリックコメントを実施し、21名から58件のご意見をいただくとともに、県議会、ユーザー、市町、関係機関に対し説明や意見交換を行いました。

これを踏まえ、平成19年第3回県議会定例会県土整備企業常任委員会で「企業庁長期経営ビジョン」及び「企業庁中期経営計画」を審議いただき、成案として策定(平成19年11月1日)し、ホームページで公表するとともに、冊子を県議会、ユーザー、市町、関係機関に配付しました。

また、工業用水道のユーザーについては、ビジョン・計画の内容について理解していただくため、 平成19年12月に工業用水道連絡会議において説明し意見交換を行ったところです。

また、事業の推進にあたっては、平成20年2月にユーザーの立場から意見をいただける方、経営に関する見識をお持ちの方々等に出席いただき「三重県企業庁の経営に関する懇談会」を開催し、企業庁の事業の実施状況や経営状況について情報提供するとともに、広くご意見をいただきました。

2 取組の成果

ビジョン・計画の策定や「企業庁のあり方に関する基本的方向について」の具体化など企業庁の経営改善の取組について、県議会、ユーザー、市町、関係機関に対し積極的に情報提供するととともにご意見をいただくなど、広く参画を得ながら進めることができました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

ビジョン、計画の推進については、引き続き県議会、ユーザー、市町、関係機関に対し積極的に情報 提供に努めるとともに、ご意見をいただきながら進めます。

また、計画の進捗状況については、「企業庁中期経営計画」で設定した成果指標の実績把握を毎年度行い、その状況についてホームページで公表していきます。

「企業庁の経営に関する懇談会」については、いただいたご意見を経営の参考にするとともに、平成20年度も引き続き開催していきます。

監査の結果

- 1 事業の執行に関する意見
 - (災害・緊急時等に対する危機管理の取組)
- (2) 企業庁では、非常時において、水道・電気などライフラインの確保は極めて重要な責務であるため、近年発生している県内、県外の震災時における状況を的確に検証し、災害・緊急時等におけるハード・ソフト対策の充実に努めるとともに、緊急時に的確に対応できる技術力の高い人材の育成、確保についても検討を進めるなど、今後とも「安全・安心・安定」供給確保の観点から、危機管理の取組を一層計画的かつ着実に推進されたい。 (経営分野、事業分野)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 当庁では、今後の事業運営の理念と道筋を示す「三重県企業庁長期経営ビジョン」と、その実現に向け着実に取組を進めるための「三重県企業庁中期経営計画」を平成19年11月に策定・公表しました。これに合わせ、当庁の事業を将来にわたり持続可能なものとし、水と電気の安全・安定供給の実現を目的として11月に策定した「三重県企業庁施設改良計画」との整合を図りつつ、当庁の防災や危機管理に取り組む指針である「三重県企業庁防災危機管理推進計画」を12月に改訂しました。この推進計画に基づき、地震・火災・事故等の災害時における適切な危機管理を行っていくとともに、耐震化対策等の計画的な推進を図り、実践的な防災訓練の実施・検証を行い、より効果的な対策を講じることで、非常時における水道、電気などのライフラインの確保対策を図ってきました。

災害・緊急時等における対策を充実するため、日本水道協会が主催する研修などに積極的に参加し、 被災地における状況の検証を行い、当庁に必要となる対策を講じていくことで、災害・緊急時等にお ける水道、電気等のライフラインの確保を含めた危機管理に的確に対応できる組織づくりを進めてき ました。

(2) 11月に策定した「企業庁人材育成方針」において、特に企業庁職員に必要な職務能力として緊急時対応能力を掲げています。緊急時における判断能力や、施設改良計画の推進などに要する技術など、的確に対応するには高い技術力が必要となることから、職務遂行上必要となる知識や技術、能力などを ISO9001 品質マネジメントシステムにより、業務に必要な力量として明確にし、その力量を確認することで OJT への反映や計画的な研修の実施に繋げてきました。

また、緊急時における判断能力など計画的に研修を受けるだけでは実践に移すことが難しいと考えられる能力について、より高い技術力を習得している職員からの技術継承を確実に行うため、実践的な OJT を推進していくことで、緊急時に的確に対応できる技術力の高い人材の育成・確保を図ってきました。

2 取組の成果

(1) ソフト面

危機管理システムによる潜在するリスクの的確な把握【28件】と未然防止のための取組実施 企業庁緊急初動対策要員制度の充実【指定要員43名】

大規模災害発生時における非常用食料等の備蓄【全所属に乾パン、米、缶詰、水など備蓄】企業庁OBによる協力体制制度「みえ水道ボランティア」の充実【登録ボランティア65名】地震・津波・風水害等の災害発生時における関連業界との連携体制の強化【研修会実施8回】水道災害広域応援協定に基づく応援体制の充実【新潟中越沖地震の被災地派遣6日間2名】IS09001品質マネジメントシステムによる危機管理の推進【危機管理手順等のマニュアル化】危機管理研修会を通じた人材の育成(技術継承)【研修会実施1回、参加者延83名】

(2) ハード面

「三重県企業庁施設改良計画」による施設改良の計画的・重点的な実施とともに、「三重県企業庁防 災危機管理推進計画」による事業の進捗管理【施設改良計画 平成19~28年度】

「三重県国民保護計画」に対応した安全確保措置として当庁施設への侵入防止対策等の充実・強化 【新たな警備委託(監視及び通報)の開始(4水道事務所、52施設)】

「第2次三重地震対策アクションプログラム」(平成19~22年度)による応急給水体制の確立 【ライフライン施設の耐震化・水管橋の耐震補強(水道6橋、工水18橋)、大規模災害対策応急用資 材の必要量の検討・整備など】

本庁業務用無線局の設置による非常時における通信手段の確保【無線局の設置3月】

平成 20 年度以降(取組予定等)

策定された「三重県企業庁長期経営ビジョン」、「三重県企業庁中期経営計画」及び「三重県企業庁施設改良計画」との整合を図りながら、「三重県企業庁防災危機管理推進計画」に基づき、耐震化対策等の計画的な推進を図るとともに、実践的な防災訓練の実施・検証を行い、より効果的な対策を講じることで、「安全・安心・安定」供給のための組織を実現していきます。

引き続き、次の事業に取り組むことで、危機管理に的確に対応できる組織づくりを進めていきます。 危機管理システムにおけるリスク評価により、潜在するリスクを的確に把握し、小さな異常などに 対して細心の注意を払うことによるリスクの未然防止の取組

「三重県国民保護計画」による当庁の主要施設への侵入防止対策等の充実・強化のため、現行の中央 監視とは別に、新たな警備委託(監視及び通報)の実施

第2次三重県地震対策アクションプログラムによる災害時における応急給水体制等の確立のための4つのアクションの推進

- 一、ライフライン施設の耐震化
 - ・水管橋の耐震補強
- 二、応急復旧要員の確保及び関連業界との連携体制の強化
 - ・みえ水道ボランティア制度登録者への研修・訓練の実施
 - ・地震・津波・風水害等の災害時に迅速な連携・対応ができるように(社)三重県建設業協会及び(社)三重県測量設計業協会との研修・訓練を実施
- 三、水道災害広域応援協定に基づく応援体制の充実
 - ・被災市町への応急給水及び応急復旧等の応援活動のため、市町と連携した訓練等の実施
- 四、応急給水支援設備及び応急用資材の整備
 - ・被災市町からの要請による応急給水支援設備の設置
 - ・大規模災害対策用応急用資材について、必要量を検討・整備

監査の結果

- 1 事業の執行に関する意見
 - (水道・工業用水道に対する一般会計繰入金)
- (3) 企業庁の繰入金は、地方公営企業法及び総務省が定めた繰出基準等に基づき実施されており、前年度対比では、繰入金全体では8億8,244万円(15.6%)減少している。将来の負担を軽減するため、高金利企業債の借換えや水資源機構割賦負担金の繰上償還に努めているが、一般会計の財政状況が非常に厳しい中、今後とも引き続き繰入金の減少に向け努められたい。 (経営分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

高金利企業債の借換や水資源機構割賦負担金の繰上償還を行い利息軽減を図ることにより、一般会計からの繰入金の軽減に努めました。

2 取組の成果

平成19年9月に工業用水道事業会計において水資源機構割賦負担金19億円(税抜き)の繰上償還を行ったことにより、償還終期までに6億6百万円の繰入金の軽減を図りました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き水資源機構に対し、割賦負担金の繰上償還を働きかけることで、一般会計からの繰入金の低減を図ります。

平成20年度は水道事業会計において20億円(税抜き)の水資源機構割賦負担金の繰上償還を予定しています。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(一市への水道用水供給事業の管理・運営のあり方)

(4) 市町村合併により供給先が一市となる場合の水道用水供給事業のあり方については、「企業庁のあり方に関する基本的方向について」において、「より効果的な事業運営が図れる市の水道事業への一元化を進める。ただし、市への移譲にあたっては、市側の受入態勢を整える必要性や財政面の市の負担を踏まえ、移譲時期や技術面・財政面での配慮の必要性などについて市と十分協議するものとする。」とされているため、これらを踏まえ、管理方法や運営方法など水道用水供給事業のあり方を、関係部とともに、対象の市、住民の理解を得ながら協議を進められたい。 (経営分野、事業分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- ・一元化に向けて新たに設置した庁内ワーキング、関係室長会議、及び関係部長会議において、県からの提示案について調整を行いました。
- ・伊賀市及び志摩市と県関係部の協議機関としてそれぞれに「連絡調整会議」を設置しました。 このなかで、市に対して事業譲渡に係る条件とともに、水道事業の一元化による具体的なメリット も合わせて提示を行い、市の理解を得るため協議を行いました。
- ・企業庁内に設置した一元化部会において、資産や権利の承継等事業を市に移管する場合に必要となる事務作業の整理を行いました。

2 取組の成果

- ・事業資産、債務等にかかる県方針(譲渡条件)について、関係部間の調整は概ね完了しました。
- ・「一元化により効率的な事業運営が可能となる。」ことについては、基本的な市の理解は得られているものと考えています。しかし、現時点において両市とも「一元化を実施する。」との明確な意思表示はされていません。
- ・事務作業の具体的な内容及び作業期間の整理は概ね完了しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

一元化実施年度の目標として、伊賀市については平成21年度、志摩市については平成22年度からが理想と考えています。

このため、一元化実施に対する市の理解を早期に得て、必要な事務手続き、市職員への技術研修を経て、市への円滑な管理移行を図っていきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(未利用水の活用)

(5) 将来の工業用水の需要に備えて確保している水源は、長良川河口堰や三重用水等があるが、水需要が停滞しており、当面、水需要の大幅な伸びは期待できない状況となっている。

今後も県として企業債や水資源機構割賦負担金など多額の財政負担が求められるため、関係部と 企業庁は、具体的な活用方策に結びつけ、水資源機構への繰上償還による財政負担の軽減等も引き 続き取り組まれたい。 (事業分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- ・長良川河口堰の未利用水については、政策部が中心となって「水資源関係部長会議」において、水利用など水資源政策全般について全庁的に議論・検討を行いました。また、実務者レベルの「水資源ワーキング」にて具体的な有効利用等を検討しています。
- ・未売水対策としては、企業誘致担当部局との連携を密にしながら、地下水利用の企業に対してのアンケートを実施し需要開拓を図るとともに、給水引き合いに迅速・的確に対応するなど、 未売水の解消に努めてまいりました。
- ・水資源機構への繰上償還については、長良川河口堰割賦負担金の工業用水道事業分ついて、平成19年9月に19億円(税抜き)の繰上償還を行いました。

2 取組の成果

- ・水資源関係部長会議にて2回、水資源ワーキングにて4回、全庁的に協議するも具体的な成果を得ることができませんでした。
- ・水資源ワーキングにおいて、未利用水の有効活用の一つの方法として、小河川浄化のための 市民活動が盛んである四日市市と環境用水としての利用について協議を行いましたが、当面の 需要に結びつけることが出来ませんでした。
- ・工業用水道の需要拡大の取組の結果、平成 19 年度は北伊勢及び中伊勢工業用水道で5社 5,950 m3/日の契約を獲得しています。
- ・北中勢地域で地下水を多く使用している企業27社に対してアンケートを実施しました。工業用水道を利用した場合の経費の試算を希望した会社が4社あったため、試算額を呈示しました。
- ・長良川河口堰割賦負担金の工業用水道事業分ついて、平成 19 年 9 月に 19 億円(税抜き)の繰上還を行ったことで、6 億 6 百万円の利息軽減を図り、知事との協定に基づく一般会計の繰入金も同額の軽減を行いました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

- ・長良川河口堰での開発水源は、北中勢地域の最後の大規模水源であるとともに、本県の地域 振興に欠かせない重要な産業基盤の一つであり、今後とも、積極的に企業誘致や産業振興に役 立てていきます。
- ・関係部局で構成する水資源関係部長会議、水資源ワーキングに参加し、未利用水源の有効利用について連携して検討を行っていきます。
- ・企業誘致部門と連携を密にしながら新規企業や新規工業団地に対し受水の働きかけを行うとともに、既存企業に対しても地下水からの転換による需要開拓を行うなど、営業活動に努力していきます。
- ・水資源機構への繰上償還については、平成20年度において、水道事業で20億円(税抜き)の繰上償還を行います。また、平成21年度以降も引き続き実施できるよう、(独)水資源機構に働きかけていきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(水力発電事業の民間譲渡へ向けた取組)

(6) 水力発電事業については、「企業庁のあり方に関する基本的方向について」を受け策定した「三重県企業庁長期経営ビジョン」においては、平成21年度末を目標として民間譲渡が検討されている。

譲渡に向けては、譲渡資産の精査、地域貢献の取組継続等の譲渡条件の整理など、多くの課題があることから、地域貢献の取組内容を説明するなど地域住民及び市町の理解と合意形成に努め、関係部と連携を密にし、的確な対応を図られたい。

併せて、譲渡までの運営期間中においても、安全の確保と管理の万全を期した上で、一層の経営の 効率化と安定的な運転による収入の確保に努められたい。 (経営分野、事業分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

水力発電事業の民間譲渡については、譲渡交渉先の中部電力(株)と協議体制について確認し、政 策部等とともに協議を進めました。

協議体制として、地域貢献の継続を含めた譲渡全般について協議する「総合調整」、発電所設備に関することを協議する「設備」、用地等財産に関することを協議する「用地」の3つの部会を設置し、分科会ごとに協議を進め、全体会議で進捗状況や課題を確認することとしました。

また、政策部等関係部と連携し、流域の関係市町、関係団体(漁業関係、農業関係) 住民の方々に対して民間譲渡の基本的方向等を説明し、ご理解をお願いするとともに、ご意見や要望をいただき、流域市町から提出された要望に対して回答を行いました。

2 取組の成果

中部電力(株)と分科会ごとに協議を進めるとともに、譲渡の条件や地域貢献の取組についての検討を行いました。

<参考:分科会の開催状況>

総合調整部会 8回、設備部会 12回、用地部会 10回

平成 20 年度以降(取組予定等)

今後も、中部電力(株)との譲渡交渉については、政策部をはじめ関係部と十分な協議、検討を行うな ど、全庁的な体制のもと適切に対応していきます。

また、地域貢献の取組にあたっては、地域住民や関係者に十分な説明を行うなど、適切な地元対応に努めていきます。

なお、譲渡までの運営期間中も、ISO9001 による品質管理、労働安全衛生の取り組み、危機管理マニュアルの徹底など、安全の確保と管理の万全を図りつつ、経営の効率化を推進します。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(附帯事業の経営改善及びあり方の検討)

(7) 附帯事業(RDF焼却・発電事業)の運営については、RDF処理量及び電力料収入の減少、事故に伴う新たな安全対策経費の増加などから、当初の事業計画との間に乖離が生じ、今後も健全経営が困難な状況となっている。

このため企業庁は、市町及び関係部と協議を進め、改めて健全な経営が可能な平成 20 年度以降の 事業収支計画を早期に策定することとしている。

一方、附帯事業については、本体事業である水力発電事業を民間譲渡する場合は、企業庁で実施する位置づけがなくなることから、「三重県企業庁長期経営ビジョン」においては、平成 21 年度末を目標として新たな運営主体へ移管することとしている。

これら二つの課題については、一体的に検討を進める必要があるため、関係部と連携を密にし、健全な経営が可能な事業収支計画の策定並びに今後の事業運営のあり方について、県及び市町と円滑に協議を進められたい。 (経営分野、事業分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

RDF処理委託料については、平成19年2月7日のRDF運営協議会総会決議に基づき、地方公営企業として健全な事業経営を継続することが可能な料金へ改定するため、引き続き関係市町と協議しているところです。

平成19年度のRDF運営協議会総務運営部会では、平成18年度までの決算及び市町における今後のRDF量の見通しを踏まえ見直した、新たな収支試算を提示して、適正な処理委託料の負担について市町の理解を求めてきましたが、意見の隔たりが大きい状況が続いています。

平成 19 年 5月 29 日 第1回総務運営部会 (今後の進め方等の協議)

平成 19 年 8 月 9 日 第 2 回総務運営部会 (H17,18 実績を踏まえた収支試算の提示等)

平成 19 年 9 月 5 日 第 3 回総務運営部会 (料金改定とあり方に関する意見交換等)

平成 19 年 10 月 23 日 第 4 回総務運営部会 (料金改定とあり方に関する意見交換等)

平成 19年 12月 11日 第5回総務運営部会 (料金改定とあり方に関する県の提案等)

平成20年3月3日第6回総務運営部会(今後の協議の進め方に関する意見交換等)

平成20年 3月26日 理事会(料金改定及びあり方の協議の進め方に関する意見交換等)

平成 19 年 12 月 11 日の第 5 回総務運営部会では、県から下記のとおり提案を行い、協議を行いました。

- < RDF処理委託料及び今後のあり方についての提案要旨>
 - ・平成19年2月総会決議事項を踏まえ、市町が適正な処理委託料を負担することを条件に、平成28年度までは県が事業主体としてRDF焼却・発電事業を継続する。
 - ・県は平成18、19年度の欠損について負担する。
 - ・市町は、平成20年度以降、収支を均衡させるための適正な処理委託料(現在の収支試算では、RDF1トンあたり9,420円(税込))を負担する。
 - ・平成29年度以降、県はRDF焼却・発電事業を行わないものとする。
- 2 取組の成果

平成19年度中の料金改定は合意に至りませんでしたが、早期の合意に向けて継続協議することを市町と確認しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

適正なRDF処理料金への改定等により収支を改善し、健全経営のもとで安定的な事業運営を行っていきます。

本体事業である水力発電事業の民間譲渡に伴い、水力発電事業の附帯事業であるRDF焼却・発電事業を企業庁で実施する位置づけがなくなることから、知事部局と連携して市町と協議を進めながら、安全・安定運転が継続されるよう、新たな運営主体への円滑な移管を行います。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

工業用水道事業会計において、営業収益に係る収入未済額が 917,993 円(対前年度比 48.1%) あり、前年度と比べて 989,402 円減少しているものの、今後も早期の収納促進及び未収金の発生防止に一層努められたい。 (北勢水道事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

現在、工業用水道事業会計において工業用水道使用料等の納入遅延が発生している業者が1社あり、当該業者に対して、毎月収納確認を行い、督促状の発行、電話や訪問等を行うことにより、未収金の早期納付と新たな未収金の発生防止に努めました。

2 取組の成果

平成 18 年度未収金 917,993 円 (工水料金 378,462 円、施設利用料等 370,631 円、延滞金 168,900 円)については、平成 19 年 5 月末までに納入されました。

また、今年度調定分につきましても、現在、約1ヶ月遅れで納入されているところであり、更なる 早期納付を行うことにより、新たな未収金が発生しないよう働きかけています。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、毎月の収納状況確認を実施することにより、未収金(収納期限経過の未収金)の発生防止 に努めていきます。

また、未収金が発生した場合には、債務者に督促を行うとともに、早期に債務者と接触することにより、未収金の早期回収を図り、あわせて新たな未収金の発生防止を働きかけていきます。

監査の結果

(2)支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 【財務会計システムカスタマイズ(アロケ振替機能追加)業務委託】
 - ・ 予定価格が予算額を超過。
 - ・ 積算資料として参考見積書を提出させているが詳細な内訳がなく、検討が不十分なまま経 費節減見込額を設計価格としている。
- (2) 【津6号職員公舎敷地埋没物体確認業務委託】予定価格調書が未作成
- (3) 【財務会計システムカスタマイズ(固定資産機能強化)業務委託】

積算資料として参考見積書を提出させているが詳細な内訳がなく、検討が不十分なまま経費節減見込額を設計価格としている。 (経営分野(3事業会計共通))

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - ・ 予定価格が予算額を超過する場合は、委託の必要性について十分検討の上、事前に流用協 議を行なうことの徹底を図りました。
 - ・ 平成 19 年度は、財務会計システムカスタマイズ業務委託を行なっておりませんが、今後の契約に際しては、見積書に詳細な内訳の記載を求め、十分な検討を行なう必要があることを職員に周知徹底しました。
 - ・ 積算した予定価格について、調書を作成し忘れることのないよう職員に周知徹底しまし た。
- 2 取組の成果

契約手続きの適正な執行にあたり、職員の契約に関する認識が高まりました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、職員の契約等に関する知識・能力の向上に努めていきます。

監査の結果

(2)支出に関する事務

イ 県単工事

(1) 【恵利原調整池流入管改良工事】

指名競争入札に係る見積期間を5日間短縮しているが、「やむを得ない事情」が明らかにさ れていないので明記が必要。 (志摩水道事務所)

(2)【発電所建屋外壁修理工事】

ゴンドラシステムへの変更については、事前検討が不十分。
(三瀬谷発電管理事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- (1) 「やむを得ない事情」があって、指名競争入札に係る見積期間を5日間に短縮しようとする場 合には、その理由を明記することの徹底を図りました。 (志摩水道事務所)
- (2) 仕様書等変更時の対応

契約に際しては、機器の仕様変更等が生じた場合には変更契約の徹底を図りました。

工事において打ち合わせ記録の徹底を図りました。

工事仕様書等の設計図書の作成は、記載内容を十分に検討し、精査した上で発注しました。 改良、修繕工事の設計施工にあたり、担当者と課長又は課長代理が直接現場を確認しながら設 計を行いました。 (三瀬谷発電管理事務所)

2 取組の成果

- (1) 「やむを得ない事情」「随意契約理由」など、明記しなければならない事項については、必ず、 明記することを徹底し、入札事務について、適正に執行しております。 (志摩水道事務所)
- (2) 仕様書等変更時の対応

契約事務について、適正に執行しております。

工事打ち合わせ記録について、適正に記録しております。 (三瀬谷発電管理事務所)

平成 20 年度以降(取組予定等)

(1) 会計規程等の定めるところにより適正な管理を行っていきます。 (志摩水道事務所)

(2) 仕様書等変更時の対応

会計規程に定めるところにより適正な管理を実行します。

引き続き工事打ち合わせ記録の適正な記録を実行します。

引き続き設計図書の記載内容に留意し、適正な工事の執行を実行します。

設計施工の事前検討に当たっては、2人で現場確認を実行します。(三瀬谷発電管理事務所)

監査の結果

(2)支出に関する事務

ウ 旅費

(1) 日本工業用水協会通常総会において、概算旅費から 6,000 円を控除し、個人負担分である情報交換会負担金を支払っている。

(経営分野(3事業会計共通))

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

指摘を受け、日当額を超える調整・支払いを行なわないよう、各室・各事務所に通知するとともに、出納検査・研修会を通じ、担当職員に再度周知しました。

2 取組の成果

出納局とも協議の上、今後は日当額を超える調整・支払いを行なわないだけではなく、個人負担となる懇親会経費等の支払いについては、個人で行なうよう再度通知を行ない、第2回出納検査で担当職員に周知、徹底しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、出納検査や研修会を通じ、情報の共有や周知を行ない、旅費の適正執行に努めていきます。

監査の結果

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 公有財産、物品の管理状況

(1)固定資産台帳に記載されている資産名称が実態と異なっているものが散見されるので、実態を早急に確認し、台帳の適正な管理に努める必要あり

(事業分野、経営分野(3事業会計共通))

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

固定資産の実態調査を行ない、確認の上台帳の整備を進めました。

2 取組の成果

民間譲渡を予定している電気事業や、市への一元化の方向で準備している水道事業の志摩・伊賀の 水系の固定資産を優先的に調査しながら、固定資産台帳の整備も進めました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、固定資産の実態把握に努め、実態と乖離のないよう固定資産台帳の適正管理に努めます。

監査の結果

(3)財産管理等

イ 金品亡失

(1) 公用車の4WD駆動用プロペラシャフトの損傷(修理代95,550円)

(三瀬谷発電管理事務所)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

(三瀬谷発電管理事務所)

- (1) 研修等において、交通事故防止、交通安全をテーマに取り上げ、職員の交通安全意識の醸成に 努めました。
- (2) 12月6日から12日にかけて延べ3回全職員を対象に交通安全研修を実施し、1月24日には大台警察署交通課長から「交通事故防止法策について」と題し講義を受けました(35名)。また、三重県交通安全セミナーの受講(4名)「無事故・無違反チャレンジ1・2・3」への参加(4チーム20名)を行うとともに、所内会議や職場労働安全衛生委員会等での安全運転に対する啓発にも取り組みました。

(企業庁)

- (1) 定期的に所属長会議等において注意喚起を行ったほか、所属において交通事故防止に関する注意を喚起し、その徹底を図りました。
- (2) 平成19年7月に実施した企業庁長等、幹部職員と各所属職員との直接対話の場において、交通事故防止、交通安全をテーマの一つに取り上げ、職員の交通安全意識の醸成に努めました。
- (3) 企業庁主催の交通安全セミナーを 5 月と 12 月の 2 回、三重県交通安全研修センターにて実施し、自動車運転業務を遂行するうえでの必要な知識及び技術の習得に努めました。(参加者数 = 29 名)
- (4) 「無事故・無違反チャレンジ 1・2・3」の積極的な参加を各所属に働きかけました。(31 チーム 参加 155 名)
- (5) 1月から2月にかけて、本庁及び各事業所単位で「企業庁全職員を対象とした交通安全研修会」を実施し、最寄りの警察署職員による「交通安全の講義」や経営課長等による「交通事故に遭遇した場合の対応の周知・徹底」等を行い、交通安全意識の高揚及び報告義務の徹底などの服務規律の確保に努めました。(対象職員312名中、311名参加=嘱託員・業務補助職員含む)

2 取組の成果

(企業庁)

公務中の事故の発生状況は、平成 15 年度 3 件に対し、平成 16 年度 3 件、平成 17 年 3 件、平成 18 年 2 件、平成 19 年 5 件 (1 月末)です。

今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組を一層強化していく必要があります。

<u>平成 20 年度以降(取組予定等)</u>

(三瀬谷発電管理事務所)

- (1) 全職員を対象に職場交通安全研修を開催します。(11月頃予定)
- (2)「三重県交通安全セミナー」や「無事故・無違反チャレンジ1・2・3」に積極的に参加します。
- (3) 所内会議や職場労働安全衛生委員会において安全運転に対する啓発活動を実施します。

(企業庁)

- (1) 引き続き定期的に所属長会議等において注意喚起を行っていくほか、所属において交通事故防止に関する注意を喚起し、その徹底を図っていきます。
- (2) また、企業庁長等、幹部職員と各所属員との直接対話の場において、交通事故防止、交通安全をテーマに取り上げ、職員の交通安全意識の醸成に努めていきます。
- (3) 「交通安全セミナー」を引き続き三重県交通安全研修センターにて実施し、自動車運転業務を遂行するうえでの必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、「無事故・無違反チャレンジ1・2・3」の積極的な参加を各所属に働きかけます。

監査の結果

(3)財産管理等

ウ 未登記

箇 所 名	平成 18 年度末未登記			平成 19 年度処理分		
	筆数(筆)	面積 (m²)	筆数(筆)	面積(㎡)	
北勢水道事務所	過年度	3筆	24.68 m²	2	11.48	
計		3筆	24.68 m²	2	11.48	

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- ・楠町小倉(合併により四日市市楠町小倉)地内の2筆について所有権移転登記を行うためには買収地に設定されている抵当権の抹消と地積更正が必要となることから、抵当権抹消についての手続きを進めました。また、地積更正のための隣接地承諾を得るため、隣接地となる四日市市役所との協議が行われるように作業を進めました。
- ・楠町南川(同市楠町南川)地内の1筆については、地権者に対し相続問題をすみやかに解決するよう働きかけ、早期に所有権移転登記ができるよう取り組みました。

2 取組の成果

- ・楠町小倉地内の2筆については、所有権移転登記が完了しました。
- ・楠町南川地内の1筆については、要請をしているものの、現時点では当事者間の相続問題解決の目 処は立っていません。

平成 20 年度以降(取組予定等)

楠町南川地内の1筆については、引き続き地権者に対し相続問題を解決するよう要請し、所有権移転登記が早期に完了できるよう取り組んでいきます。なお、当時者による相続問題の解決が不可能となる場合には、弁護士等の指導を仰ぎ対応策を検討していくこととしています。

監査の結果

(4) 手当の認定

特殊勤務手当について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 特殊勤務実績簿に記載された支給範囲が一部実態と不整合

((経営分野(3事業会計共通))

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

今後は、支給範囲にある適正な項目での支出を行うよう、チェック体制も含め周知・徹底しました。

2 取組の成果

チェック体制も含め、職員の意識が高まりました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、特殊勤務手当にかかる支給範囲の項目誤りがないよう、チェック体制も含め徹底するよう努めていきます。

監査の結果

(5) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 公用車購入の支出負担行為(伺い)に予算残額を確認する記載なし

(経営分野(3事業会計共通))

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

予算残を超える支出負担行為を行なっておりませんが、今後は予算残額の記載を忘れないよう、またチェックを徹底するよう周知しました。

2 取組の成果

支出負担行為の予算残額の記載について職員の意識が高まりました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、支出負担行為に予算残額の記載漏れがないよう、チェックを徹底するよう努めていきます。

監査の結果

【病院事業庁意見】

1 事業の執行に関する意見

(中期経営計画の総括と現状に即した予算編成、病院経営)

(1) 平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 か年を対象とした三重県病院事業中期経営計画を策定し、 単年度収支均衡を掲げ、予算を編成し病院経営を進めてきた。しかし、中期経営計画の期間中の全 ての年度において、経常収支は当初予算が黒字で決算が赤字となり、大きな乖離が生じている。

また、中期経営計画における各部門の年度目標値を定めたマネジメントシートについても、約半数の項目で目標が達成されていない結果となっている。

中期経営計画の3か年における当初予算と決算の乖離の要因を早急に分析し、中期経営計画の総括を行った上で、病院事業管理者として説明責任を果たすとともに、現状に即した予算編成、病院経営を行われたい。

また、病院事業庁として主体的な立場で病院現場との調整を図りながら、三重県病院事業庁(県立病院)あり方検討委員会の検討結果などを踏まえて、県立病院が果たすべき役割を明確にし、これらの内容を的確に反映した経営計画を早急に策定されたい。

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

中期経営計画の方針としていた「真に県民から信頼され支持される病院づくり」を図るには、病院の健全経営の確保が前提となるため、年度当初としては努力目標を掲げた予算を計上していたことにより、当初予算と決算との乖離が生じていました。しかし、公的な予算計上の主旨から見直しが必要と判断し、平成19年度12月補正予算から現状の実績に重きを置いた予算編成に改善したところです。

また、中期経営計画は、平成16~18年度の3カ年計画でありましたが、県立病院の今後の在り方を検討し始めたことにより、平成19年度は計画を1年間延長して病院運営を行っています。なお、病院の中長期の基本計画(「新たな経営計画(仮称)」)の策定については、平成20年度前半に予定している病院事業の在り方検討委員会の答申を受け、県立病院の機能・役割及び経営形態の方向性が示された後、策定していきたいと考えています。

そのため、「新たな経営計画(仮称)」を策定するまでの間、病院を取り巻く医療環境が著しく変化していることに鑑み、中期経営計画の総括も踏まえた平成20年単年度の計画として「当面の運営方針」を策定し、これに基づき運営を行うこととしています。

2 取組の成果

平成19年度12月補正予算から現状を踏まえた予算編成へ改善したことにより、最終補正予算における補正幅の縮減を図ることができ、また同様の観点で平成20年度当初予算も編成したことで、当初予算と決算との大幅な乖離も極力生じないよう努めました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成19年度に行われている県議会の『県立病院等調査特別委員会』や有識者、県民代表による『病院事業の在り方検討委員会』の検討結果、国による経営改革のための指針を示した『公立病院改革ガイドライン』(平成20年度から3カ年の改革プラン)及び県の保健医療行政推進の基本方針を示した『三重県保健医療計画(第4次改訂)』(平成20年度から5カ年の方針)の内容を踏まえた、中長期における病院のビジョン、方向性及び今後の収支・投資計画等を示した「新たな経営計画(仮称)」(平成20年度から3カ年の計画)を策定することとしています。

監査の結果

【病院事業庁意見】

1 事業の執行に関する意見

(資金の確保)

(2) 病院経営を取り巻く環境は、非常に厳しいものとなっており、病院事業庁全体で、平成 16 年度 から赤字を計上していることから、年々運転資金が減少している状況にある。

今後も厳しい経営状況が続き、一層資金繰りが厳しくなることが確実視されることから、適切な対応策を至急検討されたい。

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

病院事業を運営していく上で経常的に必要な運転資金については、20億円前後を一つの目安として、従来から、内部留保資金及び一般会計からの一時借入金により確保しています。しかし、県立病院は、度重なる診療報酬のマイナス改定や医師・看護師の不足等により、厳しい経営環境にあり、内部留保資金が減少しています。

そこで、平成19年度には、一般会計からの一時借入金をこれまでの8億円から15億円へ増額し、 年度内の資金繰りの安定化を図るとともに、資金の出入りが大きい年度末に対応するために、市中銀 行からの一時借入金の借入枠を新たに設定しました。

2 取組の成果

平成19年度は厳しい経営状況が続く中、上記の対策などにより、資金繰りは支障なく対応できています。

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成20年度についても、県立病院は厳しい経営環境が続くことが見込まれます。そこで、一般会計からの一時借入金をさらに5億円増額し、必要な運転資金の目安である20億円を確保することで、年度内の資金繰り安定化を図る予定です。

なお、資金収支の均衡を図るため、経営改善に努めていきますが、資金不足が生じる事態が避けられない状況が見込まれる場合には、一般会計からの長期借入等の検討を行う必要があります。

監査の結果

【病院事業庁意見】

1 事業の執行に関する意見

(一般会計からの繰入金の適正化)

(3) 平成 18 年度の一般会計からの繰入金は、32 億 3,289 万円(収益的収支に係る分)であり、前年度と比べ1億3,121 万円増加している。

負担区分ルールは、県保健医療計画や県病院事業中期経営計画(平成 16~18 年度)に位置づけられた県立病院の役割と機能に基づき、不採算医療経費(高度・特殊・救急医療、不採算地区病院運営等)行政的経費(災害医療、人材育成等)などが設定されているが、平成 19 年度は、経営計画の策定に合わせ繰入基準を見直すこととしており、見直しにあたっては、繰入の成果を検証し、県立病院の役割に応じた適切な負担区分を明確にするとともに、繰入の意義及びその算定基準について、県民にわかりやすく説明されたい。

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

病院事業庁では、県保健医療計画(平成15年12月改訂)に示された県立病院の役割、機能を果たすため、平成16年度から3年間の中期経営計画を策定し、その運営にあたってきましたが、平成19年度においては、前年度から引き続き病院事業の在り方検討等が行われることから、従前の中期経営計画を1年間延長し対応することといたしました。

このような状況から、平成19年度予算の一般会計繰入金についても、従前の繰入基準に沿って積 算し、運用しています。

なお、平成20年度においては、中期経営計画に代わり「新たな経営計画(仮称)」を策定することとしており、この中で繰入基準の見直しについて検討を行っていきます。

2 取組の成果

病院事業庁では、一般会計からの繰入金に係る業績評価指標について、例年、当該年度の目標数と 前年度の実績数を、県のホームページに掲載し、県民に公表しており、平成19年度においては7月 に実施いたしました。

しかしながら、県議会第3回定例会の決算審査において、繰入金額の掲示等がなく広報の方法が不 十分であるとの指摘もあり、次年度に向けて公表方法の再検討を行っています。

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成19年度から始まった病院事業の在り方検討について、平成20年度前半に答申が行われる予定となっていることから、これを受けて平成20年度中に「新たな経営計画(仮称)」を策定するとともに、繰入基準についても見直しを行います。

監査の結果

【病院事業庁意見】

1 事業の執行に関する意見

(医療スタッフの確保等)

(4) 県民の多様化する医療ニーズに適切に対応し、質の高い医療サービスを効率的・継続的に提供していくためには、医師・看護職員の安定的な確保が必要であり、合わせて医師・看護職員不足等に 起因した過重労働対策など、職場の環境改善も重要である。

病院事業庁としては、三重大学との連携強化、県外大学への医師派遣要請、看護師修学資金制度の創設等に努め、医師・看護職員の確保対策に取り組んできたが、成果が表れていない状況にあるので、県及び関係機関と連携した確保対策をさらに強化するとともに、研修制度の充実、働きやすい職場環境の向上に努められたい。

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

(医師確保対策)

- ・県立病院の役割、機能を明確化し、医師派遣の必要性をアピール
- ・県外大学への医師派遣要請(関西圏)
- ・多様な医師募集(HP、IT活用・就職説明会・みえ医師バンクの活用など)
- ・臨床研修環境の整備、改善
- ・資格取得者等の支援
- ・給与、労働環境の改善など処遇の改善

(看護師確保)

- ・職場環境改善
- ・看護師としての自己実現の援助
- ・潜在的求職者への門戸開放
- ・看護学生に選ばれる県立病院PR
- ・採用機会の増
- 看護師修学資金制度の活用

2 取組の成果

平成19年度医師看護師採用職員数(平成20年4月1日採用を含む)

- ·医 師42名
- ·看護師52名

平成 20 年度以降(取組予定等)

(医師確保対策)

- ・三重大学との連携
- ・県立病院のあり方の明確化とPR
- ・研修環境の充実
- ・多様な医師募集

(看護師確保対策)

- ・看護師修学資金制度の活用
- ・院内保育所の充実
- ・新人看護師定着支援(技術、メンタル支援)
- ・定着アンケート調査分析及び対策検討
- ・多様な看護師募集(就職説明会・派遣会社活用・看護学校訪問・随時採用試験など)

監査の結果

【病院事業庁意見】

- 2 財務等に関する意見
- (1) 収入に関する事務
 - ア 患者自己負担金に係る未収金については、平成 18 年度に支払督促制度による法的措置を 158 債権に実施するなど、前年度に引き続き取組強化を行い回収に努めているが、平成 19 年 3 月 31 日現在、4 病院合わせて 1 億 8,339 万 4,547 円 (対前年度比 106.6%)の未収金があり、前年度と比べ 1,127 万 8,875 円増加している。このため、未収金が発生しないためのシステムづくりや収納促進の強化を図りながら、悪質な未納者に対しては、未収金の解消に向け、法的措置、債権回収業務委託等の対策に一層取り組まれたい。

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - ・未収金の発生防止のため病院全体で患者相談等に取り組むとともに、未収金発生後は分納誓約など 債務者の経済状況に応じた回収策を講じています。
 - ・法的措置を定期的に(年3回)実施し、原則としてすべての過年度未収金の債務者を対象に法的措置(支払督促)を実施しています。
 - ・7月から新たに弁護士法人へ管理回収業務を委託しました。

2 取組の成果

・6月に29件、11月に26件、3月に7件の法的措置を実施しました。

	完納	分納	債務名義取得	取下	未定	計
平成14年度		1	1			2
平成15年度	1		1			2
平成16年度	1 2	5	1 7	3	1	3 8
平成17年度	2 9	2 8	7 1	2 4	1	153
平成18年度	2 2	3 1	6 7	1 1	2 7	1 5 8
計	6 4	6 5	1 5 7	3 8	2 9	3 5 3 債権

・2月までに201件(41,733,425円)の債権について委託を行い、18件(1,201,430円)が完納され、20件(480,470円)が分納され、20件(3,821,910円)について支払の約束が行われました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

- ・病院を挙げて未収金の発生防止に取り組むとともに、発生後は迅速に債務者に督促し、経済状況に 応じた支払を求めていきます。
- ・生活保護、自己破産等の理由無く支払わない債務者については法的措置を実施するとともに、住所 不明等で法的措置を実施できないか、法的措置を実施しても回収できない場合は弁護士法人へ管理 回収を委託していきます。
- ・入院費等高額な患者自己負担金の支払にあたり、患者の利便性向上を図るとともに未収金発生防止の一環としてクレジットカードによる窓口収納を4月から県立総合医療センターと志摩病院で実施します。

監査の結果

【病院事業庁意見】

- 2 財務等に関する意見
- (1) 収入に関する事務
 - イ 収入事務において不適切な事務処理があるので、今後、適正な事務処理に努められたい。
 - (1)保険適用外収入分で事前調定がされていない(こころの医療センター)
 - (2) 実習生受入に係る実習指導料及び施設使用料の収入金額等の根拠が不明瞭(志摩病院)
 - (3)実習生受入にかかる実習指導料等の調定年度の誤りあり(志摩病院)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1)(2) 平成19年度の事務事業の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めました。
 - (3)収入にかかる年度修正を行いました。
- 2 取組の成果

平成19年度の事務事業の執行について、適正な事務処理を実施しました。

平成 20 年度以降 (取組予定等)

監査の結果

【病院事業庁意見】

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1)【常勤医師募集広告掲載業務委託(2件)】(県立病院経営室)
 - ・随意契約理由が未記載
 - ・随意契約条項の記載が不十分(2件)
 - ・見積書が未徴収(2件)
 - ・請書が未徴収(2件)
 - ・起案文書の契約金額記載誤り
- (2)【空調設備保守点検委託】(総合医療センター)

履行確認書ではなく、検収年月日及び担当者印によって簡易に検収がなされている

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

平成19年度の事務事業の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めました。

2 取組の成果

平成19年度の事務事業の執行について、適正な事務処理を実施しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

監査の結果

【病院事業庁意見】

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

- イ 県単工事
 - (1)【空調設備設置工事】(総合医療センター)
 - 工事目的物引渡書が提出されていない
 - (2)【電話交換設備改修工事】(総合医療センター) 設計変更要領に基づく処理がされていない

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

平成19年度の事務事業の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めました。

2 取組の成果

平成19年度の事務事業の執行について、適正な事務処理を実施しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

監査の結果

【病院事業庁意見】

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 旅費

- (1) 平成 18 年度管理者研修(事務部長コース)において、復命書の内容が項目のみで、詳細は別添資料となっており不十分(県立病院経営室)
- (2) 第96回日本病理学会総会及び第38回日本小児感染症学会総会において、出席した総会の内容が復命書に記載されておらず、所期の目的が達成されたかどうか旅行命令者が確認できるものとなっていない(志摩病院)
- (3) 自宅発着の場合の自宅所在地、利用交通手段等が未記載であるなど、旅行命令書の記載が不十分なものあり(志摩病院)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

平成19年度の事務事業の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めました。

2 取組の成果

平成19年度の事務事業の執行について、適正な事務処理を実施しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

部局等名 病院事業庁

監査の結果

【病院事業庁意見】

- 2 財務等に関する意見
- (3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

- ア 公有財産、物品の管理状況
 - (1) 各部門共通の診療材料が職員の目に届かず、管理棟内であれ来院者の立ち入りが可能な廊下に、施錠管理のないまま置かれている(総合医療センター)
 - (2) 高茶屋病院(現こころの医療センター)の院長印及び企業出納員印が廃棄されていない(こころの医療センター)
 - (3) 目的外使用にかかる自動販売機の水道料金が徴収されていない(一志病院)
 - (4) 目的外使用にかかる自動販売機の水道料金が徴収されていない(志摩病院)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 施錠管理を行うとともに、その場所に保管不要なものについては、保管場所を移動しました。
 - (2) 廃棄しました。
 - (3) 平成19年度使用分から水道料金を業者に請求しました。
 - (4) 平成19年度使用分から水道料金を業者に請求しました。
- 2 取組の成果

平成19年度の事務事業の執行について、適正な事務処理を実施しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、事務事業の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めてまいります。

部局等名 病院事業庁

監査の結果

【病院事業庁意見】

- 2 財務等に関する意見
- (4) 手当の認定

扶養手当等の認定について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

- (1) 住居手当と通勤手当の事後確認で、一部書類が未添付(総合医療センター)
- (2) 扶養手当の過払いあり(一志病院)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 平成19年度の事務事業の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めました。
 - (2) 戻入処理を行いました。
- 2 取組の成果

平成19年度の事務事業の執行について、適正な事務処理を実施しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、事務事業の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めてまいります。

部局等名 病院事業庁

監査の結果

【病院事業庁意見】

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 預り金の事務処理の不備あり(県立病院経営室)
- (2) 不納欠損処理の決裁区分の誤り(総合医療センター)
- (3) 郵券証紙類出納簿の決裁が年度で1回のみであり、受入、払出ごとに決裁がされていない(総合医療センター)
- (4) 不納欠損処理の決裁区分の誤り(こころの医療センター)
- (5) 公舎貸付簿、看護宿舎貸付簿及び自動車保管場所貸付簿が未作成(こころの医療センター)
- (6) 債務負担行為が設定されていないにもかかわらず、契約日が前年度の日付となっている(こころの医療センター)
- (7) 器械備品購入の事務決裁区分の誤り(一志病院)
- (8) 被服等貸与票の作成が不適切(一志病院)
- (9) 不納欠損処理の決裁区分の誤り(志摩病院)
- (10) 未精算となっている預り金あり(志摩病院)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1)7 月報酬支払い時に、社会保険料を調整し控除しました。また再発防止に向けマニュアルを作成しました。
 - (2)(4)(9)病院事業庁会計規程運用方針に基づき、所属長決裁で対応しています。
 - (5) 各貸付簿を作成しました。
 - (3)、(6)~(8) 平成19年度の事務事業の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、 適正な事務処理に努めました。
 - (10)医業外収益として調定しました。
- 2 取組の成果

平成19年度の事務事業の執行について、適正な事務処理を実施しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、事務事業の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理に 努めてまいります。

部局等名 監查委員事務局

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(情報の適正管理)

(1) 個人情報が記載された文書を保管するロッカー等の施錠の徹底を図るなど、情報の管理の適正化に努めているが、予備監査時に事前提出を求めている書類の中には個人情報を含んだものもあるので、提出を求める書類の精査を行うなど、引き続き情報の適正管理について十分留意されたい。

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 回覧中の予備監査復命書など個人情報や審議検討情報を含む文書は、退庁時には事務用机又はロッカーに収納し施錠することを徹底しました。
- (2) 情報漏洩を想定して危機管理マニュアル訓練を実施し、危機発生時の手順について確認するとともに、情報の適正管理の徹底を図りました。
- (3) 情報の適正管理を主な内容とする危機管理点検 5 項目を毎月初めに職員に周知し、継続的な注意 喚起に努めました。
- (4) 事前提出を求めている書類の見直しを行い、平成20年度予備監査からは、個人情報を含んだ書類については、当日監査会場へ準備してもらうこととし、会場内で確認するのみとしました。
- 2 取組の成果

監査委員事務局からの個人情報等の漏洩は発生しませんでした。

職員が予備監査の出張時に個人情報を含んだ書類を持ち歩く必要がなくなったなど出張時以降における個人情報漏洩の危険性がなくなりました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

今後も情報の適正管理について、危機管理研修等を通じて意識の向上を図ります。

部局等名 人事委員会事務局

監査の結果

1 財務等に関する意見

(1)支出に関する事務

業務委託契約の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(1)【平成 19 年度職員採用試験パンフレット作成及び発送業務委託】 選定委員の選定評価表への記載が鉛筆書き

(人事委員会事務局)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

ボールペン等で記載することが選定委員に対し徹底されていなかったので、一部鉛筆書きとなっていたと考えられたため、平成20年1月に実施した、「平成20年度職員採用試験パンフレット作成及び発送業務委託」の選定評価表については、ボールペン等で記載することを明記しました。

2 取組の成果

すべての選定評価表の記載がボールペン等で行なわれ、契約事務の透明性を高めることができました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続きボールペン等で記載することを選定評価表に明記するとともに、選定委員に対して周知徹底を図ることとします。

部局等名 人事委員会事務局

監査の結果

1 財務等に関する意見

(2)財産管理等

財産管理の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

ア 公有財産、物品の管理状況

(1) 備品の払出において、保管転換を受け使用している物品で使用主任者に払出されていないものあり

(人事委員会事務局)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

18 年度に保管転換を受けた物品について、受入区分を即払出とし使用主任者に払出すべきところを、誤って在庫としてしまったものであり、使用主任者に払出を行いました。

2 取組の成果

物品の管理状況について確認することで、適正な物品の管理についての認識を高めることができました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、物品管理のチェック体制を明確にし、物品の管理について適切な事務処理に努めます。

部局等名 人事委員会事務局

監査の結果

1 財務等に関する意見

(3) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 前渡資金精算書への領収書未添付、払出日の入力誤りによる精算書の作成誤り

(人事委員会事務局)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

領収書未添付については、依頼旅費について、領収印を押印した旅費請求書を誤って支出書類に添付していたものであり、前渡資金精算書に添付しました。

払出日の誤りについては、有料高速道路通行料の払出日を債権者ではなく、職員に前渡資金を渡した日としていたものであり、前渡資金受払書等を修正しました。

2 取組の成果

事務手続き及びチェック体制について再確認するとともに、有料高速道路通行料については、ETC カードを導入することで精算払いが可能となるようにしました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続きチェック体制を明確にし、適切な事務処理に努めます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(個人情報の管理の徹底)

(1) 公立小中学校で、個人情報流失事案が相次いで発生している。公立小中学校における個人情報保護は、市町教育委員会において責任をもって行うべきであるが、こうした事案は、県民の信頼を損なうものである。県教育委員会も研修や文書による注意喚起を行っているが、今後も市町教育委員会と連携し、あらゆる機会を通じ、教職員の個人情報保護に対する意識の高揚と再発防止に向けた取組を進められたい。

(経営企画分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

市町等教育長会議等の機会や市町教育委員会に向けた文書で、情報共有や事案に即した注意喚起を繰り返し行ってきました。

また、平成19年5月~6月に県内10箇所で開催した小中学校危機管理研修会において、個人情報流出事案を具体的に紹介したり、学校の取組を話し合う場を設けたりして、各小中学校の管理職等に直接、個人情報流出防止の取組の一層の徹底を要請しました。

2 取組の成果

流出事故の発生を受け、あらためて、市町への情報共有や注意喚起、研修を繰り返し行ったことにより、公立小中学校においても、教職員の個人情報流出防止についての意識が高まり、流出防止対策が進められています。

今後も継続して、教職員の意識の向上に努め、市町教育委員会と学校においてより実効ある対策を講じていく必要があります。

県教育委員会としても、継続して注意喚起等を行います。

平成 20 年度以降(取組予定等)

今後も、市町教育委員会に個人情報流出防止対策の推進を要請するとともに、市町教育委員会との情報共有や注意喚起等、継続して実施していきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(障がい者雇用の促進)

(2) 県教育委員会の平成 19 年 6 月 1 日現在の障がい者雇用率は 1.35%で、法定雇用率 2.0%を達成していないので、引き続き積極的な雇用促進に努められたい。

(教育支援分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

教員採用選考試験における、障がい者の特別選考試験を設定しています。(平成 12 年度実施試験 から)

小中学校事務職員の採用において、身体障がい者を対象にした採用選考試験を新たに設定しました。

障がいを有する教職員の状況調査において、教職員個人全員に調査票を配布し、本人同意のうえ、 障がいの状況を申告する方法により、より確実に状況を把握・確認しました。

2 取組の成果

全職員に調査票を配布し、調査を行った結果、12 名の職員について障がいを有することが新たに 判明しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

教員採用選考試験において、平成20年4月に障がいを有する教員を3名採用します。引き続き障がい者の選考試験を設定し、障がいを有する教員の採用を積極的に進めていきます。

教員以外の職種においても、平成20年4月に障害を有する小中学校事務職員を1名採用します。 また、平成20年4月に知的障がいを有する者を県立玉城わかば学園に非常勤の実習助手として1名 採用します。引き続き障がい者の採用を進めていきます。

教育委員会事務局及び県立学校への新規採用の障がい者の配置拡大を総務部に要請します。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(いじめ、不登校児童生徒等への対応)

(3) 平成 18 年度のいじめの認知件数は、いじめ定義等が変更となったことなどから、914 件と前年度に比べ大幅に増加している。今回の調査結果の分析を早急に行い、生徒指導の中心となる教員の指導力の向上など未然防止、早期発見、早期対応のため学校における指導体制の支援を図られたい。

平成 18 年度の不登校児童生徒数については、1,944 人と過去 5 年間で最も多くなっているので、今後もスクールカウンセラーによる相談指導や教育支援センターの指導員等による訪問指導などの復帰支援とともに、さらに、未然防止等の取組の充実を図られたい。

(学校教育分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

7市10小中学校、2高等学校をいじめ問題に対するモデル校として、調査研究を行っており、今後、その成果を県内に発信していきます。また、教育委員会においては、いじめ防止に関する啓発資料を作成し、県内の小・中・高校及び特別支援学校の全児童生徒と教職員に配付しました。

子どもたちが抱えるこころの問題に対応できるよう、夜間相談電話 (24 時間電話)を平成 19 年度も引き続き設置し、総合教育センターにて運用しました。

県内のモデル校において、個々の児童生徒の学級での満足度を調査し、その結果をもとに一人ひとりに応じた支援をきめ細かく行うなど、学級づくりを充実させることにより、いじめ、不登校などの未然防止に取り組むことができました。

不登校に対する理解を県内に広げるため、学校、教育支援センター、NPO関係者等不登校児童 生徒への支援を行っている関係者等を集めて、不登校フォーラムを実施しました。

不登校状況になった児童生徒への復帰支援に加えて、未然防止のための研修会を小学校2回、中学校1回実施しました。

2 取組の成果

モデル校において学級満足度調査等を行い、子どもの現状を把握することにより、それに応じたきめ細かな学級づくりを行うことができました。

いじめ防止の啓発資料「みんな仲間!いじめゼロ」を県内の小・中・高等学校及び特別支援学校に配付することにより、未然防止の取組を進めることができました。

不登校フォーラムを実施することにより、関係機関の交流及び県民の不登校に対する理解が進みました。

不登校未然防止の観点から、小中学校の教頭等を対象にした講習会を実施し、新たな教育相談の 方法について提起することができました。

本年度は、スクールカウンセラーを 161 校 (昨年度より 15 校増)に配置するとともに、19 校に対して緊急支援を行いました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

児童生徒の適切な人間関係づくりや、いじめの未然防止に係る教育実践を推進していきます。 校種間や関係機関等との連携を進めながら、不登校の未然防止、早期発見・早期対応の充実を図っ ていきます。

児童生徒の状況を適切に把握し、個々の児童生徒の支援を充実する取組を進めていきます。

児童生徒の不登校やいじめなどについては、様々な背景がある中で、未然防止、早期発見・早期対応の取組も充実する必要があることから、スクールカウンセラーの小学校への配置を進めるとともに、児童生徒が置かれた様々な環境への働きかけを行うため、新たにスクールソーシャルワーカーを効果的に配置し、調査研究を行います。

監査の結果

- 1 事業の執行に関する意見
 - (児童生徒の登下校時の安全確保)
 - (4) 登下校時における児童生徒の安全を確保するため、29 市町で 44 人のスクールガード・リーダーが配置されているが、小学校での学校安全ボランティア(スクールガード)の組織率は 68.1% となっている。スクールガード・リーダーの活動が有効的かつ効率的に発揮できるよう、地域全体で学校安全に取り組む学校安全ボランティアの組織整備の充実に向け支援されたい。

(学校教育分野)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 文部科学省委託「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の実施

スクールガード養成講習会の開催

県内7カ所でスクールガード養成講習会を開催し、子どもの安全確保を図るため学校安全ボランティアの養成を図りました。

スクールガード・リーダーによる学校の巡回指導と評価等の実施

警察官OBや教員OB等44人にスクールガード・リーダーを委嘱して、県内のすべての小学校(413校)を対象に学校内外の巡回指導等を実施しました。

学校安全モデル地域における実践的な取組の実施

モデル地域(伊賀市)において、西柘植・壬生野地区地域ぐるみの学校安全ネットワーク推進委員会を立ち上げ、登下校の見守り活動や不審者情報等の共有、関係機関との連携を図るなどして組織を拡充したり、CAP講習会の開催や地域安全マップづくりにより子どもに危険予測・回避能力を身につけさせたりする取組が進められました。

(2) 防犯教室講習会の開催

各学校における防犯訓練等の実施を推進するため、学校における指導者の育成を図る講習会を開催しました。

(3) スクールガード推進事業

スクールガード立ち上げ支援

腕章を作成配付してスクールガードの組織立ち上げを図りました。

スクールガード実践講習会

県内 11 カ所で開催し、不審者に遭遇したときの対応の仕方などを学ぶ C A P プログラムによりスクールガードのスキルアップを図りました。

2 取組の成果

スクールガード・リーダーを 40 人(H18 年度)から 44 人(H19 年度)に増員したことで、1 校あたりに訪問するスクールガード・リーダー1 人あたりの月平均訪問回数は、平成 18 年度が 1.44 回であったのに対し、平成 19 年度は 1.66 回(12 月末現在)となり、学校安全ボランティア (スクールガード)を安全かつ効果的に活用する仕組みを整備するにつながりました。また、スクールガードに腕章を配付したり、講習会を開催したりしてスキルアップを図りました。その結果、平成 18 年度には、小学校でのスクールガードの組織率は 68.1%でしたが、平成 19 年 12 月末には、83.3%となりました。

さらに、小学校の学校安全ボランティア(スクールガード)登録者数は、平成 18 年度が 18,586 人でしたが、平成 19 年 12 月末には 24,435 人となり、地域全体で子どもの安全を見守る体制の整備 を推進することができました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

- 1 地域との連携を重視し、地域のボランティアを活用するなど、地域社会全体で学校安全に取り組む 体制を整備していきます。
 - (1) 県内 29 市町のすべての小学校(407 校)を対象として、45 人にスクールガード・リーダーを委嘱して、通学路の安全点検をはじめ、学校安全ボランティアと連携した登下校指導、校内安全点検、防犯教室の開催などを推進していく予定です。
 - (2) 県内7カ所でスクールガード養成講習会を開催するとともに、小学校においては、学校安全ボランティアを組織し、地域ぐるみで登下校時の見守りなどを行うことによって、子どもたちの安全が確保されるよう、市町等教育委員会と連携して取組を推進していく予定です。
- (3) 学校安全モデル地域を指定し、小中学校の連携や地域との連携を図り、地域ぐるみで学校安全体制の整備が図れるよう取組を推進していく予定です。
- 2 教職員を対象に防犯教室講習会を開催して、指導者の育成を図るとともに各学校で防犯教室を教育 課程や年間計画に位置づけて計画的に実施するよう働きかけていきます。
- 3 すべての小学校でPTAを主体とした学校安全ボランティアの組織を立ち上げるため腕章を配付するなどして支援をするとともに、学校安全ボランティアのスキルアップを図るために県内10箇所でスクールガード実践講習会を実施したり、保護者啓発用のパンフレットを作成配付したりしていきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(特別支援学校における学習環境及び通学時の安全等の確保)

(5) 県内の特別支援学校児童生徒数は、平成19年5月1日現在で1,218名と15年に比べ249名(25.7%増)増加している。

特に西日野にじ学園においては、252 名と児童生徒数が急増したことから、校舎の適正規模を超え、一人あたりの学習空間やグラウンドが狭くなっているほか、通学時に児童生徒がスクールバスに長時間の乗車を強いられるなど、学習及び通学環境が悪化している現況にある。

平成 19 年 4 月から特別支援教育に移行したところであるが、児童生徒数の増加動向などを的確に把握し、児童生徒が安心して教育が受けられるよう学習環境及び通学時の安全等の確保対策を早急に講じられたい。

(学校教育分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- (1) 特別支援学校西日野にじ学園の生徒数増加への対応については、新校舎の増築が完成する平成 18 年度までの期間は、平成 16 年度より暫定校舎(プレハブ)を設置し対応しました。西日野にじ学園の生徒の想定以上の増加については、知的障がいのある児童生徒数の増加が全国的な傾向にあり、市町での相談体制の充実や医療的な診断の充実等により、特別支援学級の児童生徒数が増えていることが要因となっていると推測しています。そのため、当面の措置として暫定校舎(10 教室)での対応を行うため、整備を進めました。
- (2) 生徒増への対応策の一つとして、杉の子特別支援学校について、平成 20 年度から知的障がい教育部門を新たに設置し、鈴鹿市・亀山市に在住する知的障がいのある児童生徒を受け入れることとしました。
- (3) 西日野にじ学園を含めた特別支援学校の整備については、「三重県における特別支援教育の推進について」(平成 18 年 10 月策定)に基づいて、今後の各地域の児童生徒数の推移や、現在の学区の地域的な偏りなど、さまざまな要素を勘案し、適正規模、適正配置の観点から、中期的な視点に立って段階的に進めていくこととし、第一次実施計画を策定しました。
- (4) スクールバスについては、児童生徒の急増に対応して、平成 19 年度借り上げバス 1 台を大型化し、5 台のバスで対応しましたが、長時間通学の現状にあることから、大型バス 1 台を年度末に購入しました。
- (5) 平成 20 年度から使用する備品及び消耗品等を平成 19 年度中に購入し、平成 20 年度当初から使用できるように予算措置をしました。

特別支援学校西日野にじ学園在籍者数(15~19年度5月1日現在、20年度20.4.1現在)

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20
児童生徒数	152	186	206	211	252	286

2 取組の成果

- (1) 西日野にじ学園の児童生徒の急増については、喫緊の重要課題であると認識し、暫定校舎の整備やスクールバスの配備など、緊急の対応策・応急措置を講じることができました。
- (2) スクールバスについては、その必要性や通学での利用状況、通学時の安全の確保と乗車時間の縮減、さらには校外学習や生活体験等での利用状況や保護者負担の軽減等も含め、適正な配備について検討し、緊急性のある地域から、順次、整備を進めました。
- (3) 特別支援学校の整備については、平成 19 年度に、平成 22 年度までの第一次実施計画を策定しました。
- (4) 平成20年4月に間に合うよう必要な備品・消耗品の購入を行うことができました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

- (1) 特別支援学校整備第一次実施計画をもとに具体的な諸施策を講じます。
- (2) 通学時の安全を確保し、スクールバスの適正な配備に努め、西日野にじ学園に平成 20 年度に大型バス1台を配備し、さらに平成 21 年度に1台を配備します。
- (3) 平成 20 年度、狭隘化した学校施設の対策として、体育館、運動場、プール等の教育施設の借用、借用施設への児童生徒の移動手段の確保を行います。
- (4) 平成 20 年度、就労に向けた高等部生徒の意識・能力を高めるため、地域の企業・団体等と連携しながら、体験学習から職場実習へとつながる取組を研究し、新たなキャリア教育推進システムを構築します。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(県立熊野少年自然の家)

(6) 施設利用の向上、集客の一環として、積極的に企業等からの研修を受入れているが、一部において施設の目的に合致していない利用となっているものや、会計事務処理に不適切な事例が見られるので、今後は適切な事務処理に努められたい。

さらに、現在進められている当該施設と類似する機能を有する「紀南中核的交流施設」の展開 を踏まえ県立熊野少年自然の家のあり方を明確にされたい。

(生涯学習分野、県立熊野少年自然の家)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

当施設は、社会教育施設でもあり、また閑散期対策や施設の有効利用の観点も考慮し、少年の研修による利用を最優先することを前提に企業等の研修も受け入れていくこととしますが、宿泊の受入基準を作成し、適正に運用していくこととしました。

食事代やリネン料の取り扱いについて、委託業者と協議を行いました。

2 取組の成果

「心身ともに健全な少年の育成を図るための施設」を明確にし、運営を行っていくこととしました。

参加負担金の積算については、事業毎に積算資料を添付することに改善しました。また、食事代やリネン料については、委託業者が取り扱うよう改善しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

現在、構想されている「紀南中核的交流施設」の展開を踏まえ県立熊野少年自然の家のあり方を明確にし、自然体験プログラムの充実、宿泊による集団生活体験等「心身ともに健全な少年の育成を図るための施設」として役割を果たすとともに、社会教育施設としての機能を含めた事業を実施することにより、より多くの人たちに豊かな人間性を育む施設として、今後も施設の適正な管理運営に努めてまいります。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(コンピュータで指導できる教員の育成)

(7) 「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(平成 18 年度)」において、「教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力」は、67.4%(全国平均 69.4%)「授業中にICTを活用して指導する能力」は49.5%(全国平均 52.6%)といずれも全国平均を下回っている。

情報教育の充実を図るため、教職員のICTを活用した指導力の向上や情報モラル等の修得が必要であることから、市町教育委員会と連携のうえ、調査結果を分析するとともに、学校における整備状況などを把握し、情報研修の改善・充実を図られたい。

(研修分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

下記の項目を中心に指導力向上に取り組みました。

情報教育研修事業にて、「インターネットや IT 機器を活用できる」教員の比率を上げるため、教員の指導力に応じて、段階的に研修を受講できる専門研修や悉皆研修(10年目研修)を実施しました。

情報教育推進スクールリーダー育成プロジェクト事業にて「インターネットや IT 機器を活用できる」教員の比率を上げるため、校内研修で中心的な役割を果たす教員(スクールリーダー)の育成を図りました。

2 取組の成果

平成19年度の情報教育に関する受講者総数は962名となりました。

平成15年~平成19年までの5年間で集合研修により139名の推進者を育成し、校内研修を展開した結果、総受講者は1,350名となりました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

コンピュータで指導できる教員の評価基準が「教員の ICT 活用指導力の基準」として詳細な項目に変わり新たな指針として文部科学省から示されました。国は、その基準を全ての教員が平成22年度までに「わりにできる」または「ややできる」と自己評価できることを目標としていることから、これを受けて目標達成に向けた講座構築を行う必要があります。

具体的には次の事柄を取組予定としています。

新たな評価基準を全ての講座に織り込んだ情報教育の研修体系に改変します。

情報教育研修を教職員が選択、希望する研修に加えて、初任者研修等の悉皆研修にも位置づけます。

年度進行で、新評価基準を達成するための研修を集中的に「教員ICT活用指導力向上講習会」として実施します。ここでは担当者研修会や校内研修会を通して、全ての県立学校と、教員一人1台パソコン等の予算措置が行われた小中学校の教職員を対象に網羅的に展開します。

これらの研修修了後、実態調査において「指導できない」と自己評価した教員は、達成できない項目 に関する研修を主体的に受講することを必修とし、平成22年度に目標達成したいと考えています。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

三重県高等学校等修学奨学金返還金等の収入未済額が、27,922,651円(対前年度比 161.9%) あり、前年度と比べて 10,671,563円増加している。特に三重県高等学校等修学奨学金返還金については、滞納整理に関する要綱に基づき、連帯保証人に対して代位弁済を強力に求めるなど、その収納促進及び未収金の発生防止により一層努められたい。

·三重県高等学校等修学奨学金返還金

(経営企画分野)

・雑入(給与過払い、退職手当戻入) 延納利息

(教育支援分野)

- ・スクールカウンセラー通勤手当返還金、大学等進学資金貸付金返還金、
- ・大学等進学資金貸付金返還金、進学奨励金返還金、 高等学校定時制課程及び通信制課程就学奨励金返還金

(学校教育分野)

・生涯学習棟光熱水費、雑入(生涯学習センター使用料)

(生涯学習分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

(1) 三重県高等学校等修学奨学金返還金

平成17年度に定めた「三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、文書通知や電話連絡、自宅訪問などを順次実施しました。

滞納者に対しては、返還依頼書、督促状等を送付して文書督促を行った他、昼間に連絡が取れない滞納者に対しては夜間及び休日に電話連絡を行うとともに、長期滞納者 42 名に対して訪問督促を実施しました。

返還事務の効率化を図るとともに、確実な返還と返還者の利便性の向上のため、平成 17 年度から口座引落による返還を実施しています。

長期滞納者の連帯保証人 51 名に対して文書を送付するとともに電話連絡を行い、返還促進の 依頼を行いました。その結果、数名の連帯保証人から代位弁済の申出を受けました。

(2) その他

自宅訪問や雷話・文書による督促を行い、未収金の解消に取り組みました。

2 取組の成果

(1) 三重県高等学校等修学奨学金返還金

滞納者に対する、文書、電話、自宅訪問による督促を行った結果、滞納者のうち34名において、返還が行われるなど状況の改善が見られました。

口座引落による返還により、2名の長期滞納者の返還が完了しました。

(2) その他

督促の結果、収納が概ね順調に進み、未収金は減少しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

(1) 三重県高等学校等修学奨学金返還金

未収金対策担当の嘱託職員1名を増員するなど、債権回収を行う体制を強化します。これにより文書、電話、自宅訪問等による督促をより効果的に実施できるようにします。

また、長期滞納者の場合、連帯保証人に対して返還促進依頼や代位弁済請求等を行い、債権回収を図ります。

その一方で、貸付開始前に返還に係る意識付けを行っておくことも重要であるので、学校から返還指導を行う等、貸与決定時の返還指導についても力を入れていきます。

(2) その他

引き続き、自宅訪問や電話・文書による督促を行い、収納に努めるとともに、未収金の発生防止に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (1) 収入に関する事務
 - イ 高等学校分

高等学校授業料等の収入未済については、18,165,952円(対前年度比85.3%)と多額になっており、前年度と比べて3,127,451円減少しているものの、高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の規定に基づいた滞納整理を実施するよう各学校に周知徹底を図ることにより、その収納促進及び未収金の発生防止に一層努められたい。

· 高等学校授業料

(該当県立高等学校)

· 弁償金·学校開放事業光熱水費負担金等

(該当県立高等学校、美術館)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 授業料

平成 16 年 1 月に定めた「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」に基づき、校長以下学校全体で未収金の解消に取組むという認識の共有を図り、入学説明会等の機会を捉えて保護者に対して、授業料の納付義務の意識付けや減免制度や修学奨学金の貸付制度の活用の周知に努めるなど効果的な推進に取組みました。

また、平成18年度からは、再振替制度を導入し、滞納の未然予防に努めています。

県立学校関係者からなる「授業料未収金対策検討ワーキング」を平成 18 年度から設置し、「三 重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」の実効性の確保に向けた取組のなかで、平成 19 年 度に具体的な運用マニュアルを作成し、研修会等において関係者に周知しました。

また、平成 19 年度の新たな取組として、平成 18 年度決算時の授業料未収金 17,109 千円のうち在学生を除く全員(134 名:7,138 千円)を対象に、弁護士等専門家の助言のもとに統一的な督促強化対策を講じました。

- ア 校長・教育長名による督促・訪問 (6月27日)
- イ 弁護士名による弁護士名による督促・訪問(8月21日)
- ウ 弁護士名による内容証明郵便送付 (11月28日)

といった3段階の手続きにより、未収金の解消に取組みました。

(2) 弁償金・学校開放事業光熱水費負担金等 自宅訪問や電話・文書による督促を行い、未収金の解消に取り組みました。

- 2 取組の成果
 - (1) 授業料

このような取組みを行った結果、平成18年度決算時における授業料未収金17,109千円のうち、 平成20年1月末現在で9,816千円を収納しました。回収率は57.4%で前年同期と比べ24.4ポイント上昇しています。

学校全体で取り組むという認識の共有が図られ、担任も含めた学校内での連携した取組が進んだことにより、保護者との連絡調整が図られるなど、未収金の解消はもとより、授業料滞納の発生予防に向けた取組が円滑になってきています。

(2) 弁償金・学校開放事業光熱水費負担金等 督促の結果、収納が概ね順調に進み、未収金は減少しました。 美術館については、未収金は解消されました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

(1) 授業料

引き続き発生予防に努めるとともに、弁護士等専門家の助言のもとに滞納整理事務取扱要綱の実効性の確保に努めていきます。

(2) 弁償金・学校開放事業光熱水費負担金等

引き続き、自宅訪問や電話・文書による督促を行い、収納に努めるとともに、未収金の発生防止に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (1) 収入に関する事務
 - イ 高等学校分
 - (イ) 収入事務において不適切な事務処理があるので、今後、適正な事務処理に努められたい。
 - ・物品売払の調定漏れ

(松阪商業高等学校)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

物品売払のうち、一部について、調定手続きを失念していたため、監査で指摘を受け、担当教員から販売済みの個数を確認し、調定のうえ収納しました。

2 取組の成果

指摘事項を反省し、担当教員との連携を密にし、販売の都度報告を受け調定しています。

平成 20 年度以降(取組予定等)

会計規則等に基づいた適正な事務処理の徹底とチェック体制の強化を、今後も図っていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今 後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- ・契約書に求める内容・成果を明記する必要あり、特命随意契約理由の明確化の必要あり (教育支援分野)
- ・予定価格の設定省略根拠が不明確及び実施報告書の遅延、完成認定書の未交付、予定価 格の設定省略根拠が不明確 (学校教育分野)
- ・事業執行伺いが未策定

(生涯学習分野)

・予定価格が未設定

(熊野少年自然の家)

(相可高等学校)

- ・請書が未作成、設計書、請書が未作成
- ・特命随意契約理由、適用条項が未記載及び支払いにあたり、履行確認が行われていない
- ・特命随意契約理由、適用条項が未記載

(杉の子特別支援学校)

・随意契約理由が未記載

(稲葉特別支援学校)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

特命随意契約については、理由をより分かりやすく示すよう、改めました。

契約関係書類の一部に不備があったことについては、研修会の開催や、他部局が開催する研修 会等へ職員を参加させるなど、会計制度について職員の理解と資質の向上を図るとともに、チェ ック体制を強化するなど、適正な事務処理に努めました。

2 取組の成果

特命随意契約の理由を明確にすることができました。

未作成の書類については作成され、より適切な事務処理が行われるよう改善されました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

特命随意契約の理由については、明確にするよう、今後とも取り組みます。

業務委託にかかる事務については、今後とも、職員の理解と資質の向上を図り、適正な事務処理 に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今 後、適正な事務処理に努められたい。

イ 県単丁事

・業者選定理由に明確な根拠がなく、公平性の確保が不十分

(津東高等学校)

・契約時までに納税確認が必要

(松阪高等学校)

・契約書において別途定めるとした契約条項が未制定及び設計書、仕様書、工程表及び工事 写真が未整備 (鳥羽高等学校)

・契約書及び検収調書が未作成

(水産高等学校)

・契約書が未作成及び工事検査員と契約担当者が同一となっていた

(聾学校)

講じた措置

平成 19 年度

実施した取組内容

公平性の確保については、 県立学校における修繕等の発注資料作成マニュアルを作成しまし た。また、このマニュアルを基に説明会を開催し適切な発注資料の作成の取組を進めました。 発注資料作成における、各校への技術面での相談対応については、営繕室で行うことを周知し ました。

契約関係書類の一部に不備があったことについては、研修会の開催や、他部局が開催する研修 会等へ職員を参加させるなど、会計制度について職員の理解と資質の向上を図るとともに、チェ ック体制を強化するなど、適正な事務処理に努めました。

2 取組の成果

各県立学校が作成する修繕等の発注資料の標準形式を示すことにより、公平な競争を行えるよ うになりました。

未作成の書類については作成され、より適切な事務処理が行われるよう改善されました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成19年度に作成したマニュアルの課題を検証して改善点があれば見直し、学校事務職員がよ りわかりやすくなるように、引き続き営繕室の支援を求めて発注資料の適正な作成を図っていきま

県単工事にかかる事務については、今後とも、職員の理解と資質の向上を図り、適正な事務処理 に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- ウ 県単補助金
 - ・三重県公立学校職員互助会助成金において、交付要領の見直し及び履行確認が未実施 (教育支援分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

三重県公立学校職員互助会助成金については、交付要領を見直し、改正しました。また、補助対象事業にかかる実績報告については、事業終了後速やかに提出させます。

- 2 取組の成果
 - 三重県公立学校職員互助会助成金交付要領を改正しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

互助会事業の健全化を図るため、「事業検討委員会」を年に2回開催し、適切な見直しを行います。 助成金にかかる会計処理も三重県会計規則、補助金交付規則等に従い、引き続き適正に行います。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、 今後、適正な事務処理に努められたい。

工旅費

・毎年開催されている「全国公立高等学校事務職員研究大会」に教育委員会事務局を含め県内 各高等学校から多数の事務職員が参加しているが、経済性、効率性の検討の必要あり

(経営企画分野)

・前日出発の旅行命令とした合理的理由を示す必要があるなど旅費のチェックが不十分

(川越高等学校)

・復命書の内容が不十分

(四日市商業高等学校、北星高等学校)

・交通費の過払い

(久居農林高等学校)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

「全国公立高等学校事務職員研究大会」への参加のあり方については、学校事務職員で構成する 三重県教育事務研究会とともに、判断基準等について協議しました。

旅費のチェックや復命書については、会議開催時刻や公共交通機関の始発時刻など、前日出発の必要性を示す書類を確認のうえ、残すように改めるともに、旅行後の確認も強化しました。

2 取組の成果

「前日出発の必要性」が、より厳密に判断できるよう改善されました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

「全国公立高等学校事務職員研究大会」への参加のあり方については、三重県教育事務研究と引き続き具体的に検討して行きます。

前日出発の必要性を示す書類の確認や、旅行後の確認を引き続き行います。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 公有財産、物品の管理状況

- ・ 菰野高等学校、南伊勢高等学校南島校舎における学校用地について、使用に係る権利関係 を引き続き整理、明確にするなど、適切な処理をされたい (教育支援分野)
- 公有財産台帳(副本)の未整理

(熊野少年自然の家、博物館、桑名北高等学校、川越高等学校、 四日市中央工業高等学校、名張西高等学校、長島高等学校)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

菰野高等学校の学校用地については、菰野町に対して、地権者からの用地取得の検討を進めるとともに、権利関係の明確化を図るように働きかけました。

南伊勢高等学校南島校舎の学校用地については、南伊勢町(旧南島町)に対して相続関係の整理、 分筆作業を進展するよう働きかけました。

また、当該用地については平成20年3月末付で教育財産の用途廃止を行い、普通財産として管財室へ引継ぎを行いました。

公有財産台帳(副本)の未整理については、平成18年度末現在の公有財産台帳(正本)の写しを送付し、台帳の適正な整備を指導するとともに、管理する財産と台帳の相違については、平成19年度異動報告により修正を指導しました。

また、各校施設管理担当者を対象に管財室が本年度更新した公有財産管理システム操作研修を開催し、その中で管理する財産と公有財産管理システムとの整合をとるよう指導しました。

2 取組の成果

南伊勢町(旧南島町)は、当該用地を含む区有地の相続関係の整理、分筆関係を関係地区で進めており、これまでに10件のうち6件について整理を終えたところです。

公有財産台帳未保管校をなくしました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

国有地の有償での借り受け分を除き、無償での借り受けを継続するとともに、地権者との権利関係の整理明確化に向けて、菰野町との協議に努めていきます。

平成20年度に学校敷地のうち、県名義の敷地を南伊勢町へ譲渡する予定であることから、今後は南伊勢町が該当未登記地の無償貸与を受ける予定です。

平成 20 年度からは、前年度管財室が更新した公有財産台帳管理システムにより、台帳の一元管理 (管財室、学校施設室、各校)が可能となり、管理する財産と台帳との整合が円滑に行えるようにな るため、異動・修正に即応して適正な台帳管理を行います。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- イ 基金の運用・執行状況
- (1) 三重県美術博物館建設基金について、博物館の施設の検討を踏まえ、基金のあり方を検討されたい (生涯学習分野)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - イ 基金の運用・執行状況

平成 20 年度の組織改編を機に、三重県美術博物館建設基金は三重県文化振興基金と統合されることとなりました。

- 2 取組の成果
 - イ 基金の運用・執行状況
 - 二つの基金が統合されることにより、これまで以上に幅広い事業に充当できることとなります。

平成 20 年度以降(取組予定等)

イ 基金の運用・執行状況

三重県美術博物館建設基金条例は廃止します。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 金品亡失

- ・くものすパソコン損傷(四日市西高等学校)
- ・液晶プロジェクションテレビ他盗難 (菰野高等学校)
- ・ノートパソコン(くものすパソコン)の損傷(津工業高等学校)
- ・通学路途上にある家屋、道路等に落書き、 当校正面入り口、体育館、トレーニング室、 駐輪場、野球部部室に落書き(津商業高等学校)
- ・デジタルカメラ亡失(みえ夢学園高等学校)
- 「くものす」ネットワークの端末機器の損傷、液晶画面、メインボード(久居高等学校)
- ・視聴覚機器(テレビ)の破損(名張西高等学校)
- · 所在不明図書(図書館)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

ウ 金品亡失

物品の管理については、通知内容を見直すとともに、改めて周知徹底を図りました。 物品の盗難、損傷については、保管場所や取り扱い方法を改め、再発防止を図りました。 施設への落書きについては、学校から警察へ被害届けを提出するとともに、学校施設管理担当 者会議等で学校施設の適切な管理の周知を行いました。

磁気式図書貸出確認装置を出口に設置し、適正な運用を図り所在不明の図書の防止に努めました。

2 取組の成果

ウ 金品亡失

再発防止を図った結果、損傷及び盗難のあった学校については、現在のところ、損傷・盗難は 発生していません。

周知をおこなった結果、学校施設管理が適切に行えました。

所在不明の図書は、磁気式図書貸出確認装置導入前と比較し減少しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

ウ 金品亡失

引き続き、教職員への注意喚起を行い、物品の管理を徹底し、損傷・盗難が発生しないよう努めます。

引き続き、適切な施設管理を行うよう、各学校施設管理担当者へ周知します。

磁気式図書貸出確認装置の適正な運用を図るとともに、来館者に対して注意喚起を行います。

監査の結果

___ 2 財務等に関する意見

(5) 手当の認定

扶養手当等の認定について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

・扶養手当等において、手当の戻入を行っている事例及び支給要件の事後確認書類が添付 されていない事例あり (経営企画分野)

・扶養手当、住居手当について、事後確認の徹底の必要あり

(博物館)

・住居手当の支給漏れあり

(桑名北高等学校)

・住居手当の申請書類で、確認書類の未添付あり

(伊勢まなび高等学校)

・教員特殊業務手当の過払いあり

(南伊勢高等学校) (南伊勢高等学校)

・特殊勤務実績簿において、従事時間の記入なし

(南伊勢高等学校)

・教員特殊業務手当にかかる特殊勤務実績簿が未整備 ・通勤手当の過払いあり

(上野農業高等学校)

・扶養手当において、18歳以上22歳未満の扶養認定にかかる証明の未添付あり

(名張西高等学校)

・特殊勤務実績簿における従事時間を明記する必要あり

(特別支援学校北勢きらら学園)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - ・ 諸手当の支給要件を満たしているかの事後確認については、職員から提出された書類の精査を徹底し、不備のないよう、改めました。
 - ・ 指摘を受けたそれぞれの項目について、迅速に追給、戻入の事務処理を行うとともに、学校長、 事務職員に適正な執行について周知しました。
- 2 取組の成果

住居手当の支給漏れについては追給を行うとともに、教員特殊業務手当及び通勤手当の過払いについては、戻入手続きを行い既に返還されました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

- ・ 諸手当認定の支給要件に変動があった場合は、遅延なく関係書類を提出するよう、認定基準等について、引き続き、職員に周知を徹底します。
- ・ 事後確認について、引き続き、職員から提出された書類の精査を徹底し、不備のないようにしてい きます。
- ・ 追給及び戻入となった項目について、原因を調査し、各学校が集まる給与事務担当者会議において 事例紹介を行うことにより、適正な事務処理が図れるようにします。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (6) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

・資金前渡の精算が行われていない事例2件や、資金前渡受者の通帳に入金されてから、77日後に払い出されている事例あり (経営企画分野)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

資金前渡の精算が行われていない事例については、財務システムにより定期的に資金前渡状況を確認し、未清算となっているものがないかチェックするように改めることで処理漏れの防止を図りました。また、資金前渡受者の通帳からの払出遅延については、担当者が自分の予定表に入金予定日を記録することで失念を防止するとともに、室員にも情報を共有することで確実に行うよう改めました。

2 取組の成果

今年度は資金前渡受者の通帳からの払出遅延は発生していません。

平成 20 年度以降(取組予定等)

今後も適正な事務処理とチェック体制の継続を行います。

部局等名 労働委員会事務局

監査の結果

1 財務等に関する意見

(1)手当の認定

扶養手当等の認定について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

- (1) 扶養手当の新規認定において、被扶養者の無収入証明を共済組合に提出した書類で代用しているが、所定の様式で別途提出させる必要あり
- (2) 扶養手当、住居手当、通勤手当の支給要件確認のための書類を、手当認定関係書類とともに編てつする必要あり

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 新規認定の書類を所定の様式で提出させ、平成19年度の事務事業の執行について適正な事務 処理に努めました。
 - (2) 扶養手当、住居手当、通勤手当の支給要件確認のための書類を手当認定関係書類とともに編てつし、平成19年度の事務事業の執行について適正な事務処理に努めました。
- 2 取組の成果

平成19年度の事務事業の執行について、適正な事務処理を実施しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成 20 年度以降も引き続き、事務事業の執行について必要な事務処理や書類作成等に留意して、 適正な事務処理を行っていきます。

部局等名 海区漁業調整委員会事務局(内水面漁場管理委員会事務局)

監査の結果

財務等に関する意見

(1) 手当の認定

扶養手当の認定について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適 正な事務処理に努められたい。

(海区漁業調整委員会事務局)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

該当する手当支給者へ確認書類の提出を求めました。

2 取組の成果

確認書類の提出があり、精査した結果、手当の支給は適正であると判断できました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

各種手当等において年度当初の確認はもとより、年度途中においても適宜確認を行い、適正な支出に 努めます。

監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(交通事故の発生防止)

(1) 平成 18 年の県内の人身事故件数は 13,123 件で前年に比べ 318 件 (2.4%) 減少、負傷者数は 17,610 人で同じく 264 人 (1.5%) 減少、物損事故は 52,253 件で同じく 1,533 件 (2.9%) 減少した。

しかし、死者数は167人で前年対比4人(2.4%)増であり、全国的に38都道府県において交通死亡者数が減りしている中、都道府県別の人口10万人当たりの死者数でみると、全国ワースト2位と平成10年以降ワースト10位以内が続いている。

引き続き第8次三重県交通安全計画に基づき、悪質、危険な交通違反に対する取締り等を一層強化するとともに、高齢者をはじめとする交通弱者や運転者等に対する交通教育を関係機関等と連携して進めることにより、交通事故の減少に努められたい。

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 飲酒運転を始めとする悪質・危険な違反の取締りの強化

年当初から、飲酒運転や信号無視等重大な交通事故に直結する悪質・危険な違反に対する取締りを 強化し、平成 19 年中は飲酒運転 1,688 件、信号無視 9,455 件を検挙しました。

- (2) 高齢者を始めとする交通弱者や運転者等に対する交通安全意識の高揚と交通マナーやモラルの向上を図るための取組みの強化
 - ア 四季の交通安全運動を中心に、広報啓発活動を積極的に展開しました。
 - イ シートベルト着用促進を図るため、後部座席を含めたシートベルト・チャイルドシートの着用 の徹底に向けた広報啓発や取締りを推進しました。
 - ウ 毎月21日を高齢者の交通安全の日(S・Sデー)、毎月第1月曜日を自転車安全対策強化日 (S・Bデー)に設定して、通学路や事故多発交差点等において、関係機関・団体等と連携した 歩行者及び自転車利用者に対する街頭指導活動や夜光反射材の貼付活動を展開しました。
 - エ 高齢者を始めとする交通弱者や運転者等への「参加・体験・実践型」の交通安全教育を推進しました。
 - オ 関係機関・団体と連携した「ハンドルキーパー運動」の普及啓発による飲酒運転根絶の社会環境づくりに取り組みました。
- (3) 交通安全施設の整備・充実

安全・安心で円滑な交通環境を実現するため、信号機の設置要望箇所のうち、必要性、緊急性の高い交差点における信号機整備等、交通安全施設の整備・充実に取り組みました。

- 2 取組の成果
 - (1) 平成 19 年中の交通事故死者数は 118 人で、前年対比マイナス 49 人と大きく減少し、都道府県別の人口 10 万人当たりの死者数順位も前年のワースト 2 位からワースト 14 位になったほか、人身事故件数や負傷者数も減少しました。
 - (2) 飲酒運転による死亡事故は8件で、前年対比マイナス16件と減少し、悪質・危険な違反による死亡事故は42件で、前年対比マイナス15件と減少しました。
- (3) 平成 19 年調査のシートベルト着用率は 92.5%で、前年より 1.0 ポイント向上しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

交通事故の抑止に向け、次の諸対策を引き続き推進します。

1 飲酒運転根絶対策の強化

飲酒運転を始めとする悪質・危険な違反に対する取締りの強化及び飲酒運転根絶に向けた広報を積極的に推進するほか、「飲酒運転をさせない社会環境づくり」に効果のある「ハンドルキーパー運動」の普及啓発や自動車運転代行業の健全な育成等に努めます。

- 2 後部座席を含むシートベルト・チャイルドシート着用対策の強化 道路交通法改正による後部座席のシートベルト着用義務化に向け、後部座席を含むシートベルト・ チャイルドシート着用の徹底に向けて、関係機関・団体と連携した広報啓発や取締りを推進します。
- 3 高齢者等交通弱者対策の継続的な推進

関係機関・団体と連携し、S・Sデー等の街頭指導強化日を中心に諸対策を草の根的に展開するほか、信号機を始めとする交通安全施設整備を計画的に推進します。

監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(警察情報管理の徹底)

(2) 平成19年9月にファイル共有ソフトが原因とされるウィルスに感染し、私物パソコンから個人情報を含んだ警察情報がインターネット上に流出する事例が発生しているので、原因を分析するとともに、情報管理の徹底に努められたい。

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 緊急対策の実施

情報管理の徹底を図るため、職員が自宅で使用する私物パソコン等の点検や個々面接を行うなど、「情報セキュリティの緊急対策」を実施しました。

(2) 私物パソコン等の一掃

平成 19 年 10 月にパソコン 372 台を整備して、原則 1 人 1 台のパソコン整備計画を完了するとともに、外部記録媒体の自動暗号化ソフトを導入して、私物パソコン及び私物の外部記録媒体の公務への使用を禁止しました。

(3) 懲戒処分の指針を通知

ファイル共有ソフトの使用及びこれによる情報流出事案が懲戒処分として問われることが明記された「懲戒処分の指針」を全職員に通知しました。

2 取組の成果

職員の情報セキュリティ意識が向上し、情報流出事案の発生はありません。

平成 20 年度以降(取組予定等)

警察職員の情報セキュリティ意識の高揚を図るため、各種会議における指示のほか、各種教養資料の発出や業務指導など恒常的な各種対策を推進し、引き続き、情報流出防止対策の徹底に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1) 収入に関する事務

ア 本庁分

平成 18 年度に施行された放置違反金制度により、収入未済が発生しているので、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 車両の使用者に対し、放置違反金未納の場合は、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金本納付命令を発出しました。それでも未納付である者に対しては、車 検拒否・財産の差押えを行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付を催促しました。
 - (2) 督促状によっても未納付の場合は、再度、財産の差押えを行うことを記載した最終催促状を発出するとともに電話又は直接使用者宅を訪問し、納付の催促をしました。
 - (3)最終催促状の納付期限後、未納付者に対し、財産の強制徴収をしました。
- 2 取組の成果

平成 18 年度分の放置違反金の未納分は、671 件 996 万 2,000 円ありましたが、平成 20 年 3 月末現在、上記取組みにより 270 件 401 万円が納付されました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

平成 19 年度に引き続き、文書、電話及び訪問による催促を実施するとともに積極的に滞納処分を行い、収入未済額の減少と発生の防止に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1) 収入に関する事務
 - イ 地域機関分

職員住宅に係る家屋貸下料について、減額調定漏れがあったので、今後適正な事務処理に努められたい。 (津南警察署)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

速やかに調定決議(変更)の確定行為を行い、適正に処理しました。

職員住宅における月途中の入居・退去者については、「職員住宅退去届」、「職員住宅入居申込書」等の書類により確実に把握を行うなど、チェック機能の強化を図り適正な事務処理に努めました。

2 取組の成果

上記取組を実施した結果、その後、同種事案の発生はありません。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、前記取組を推進し、三重県会計規則等関係法令に基づき適正な事務処理の徹底に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(1) 自家用電気工作物保守管理業務委託

受託者要件について仕様書で定めているが、契約伺いでは各項目に該当することが分からないので、その検討資料を残しておく必要あり (四日市西警察署)

(2) 自家用電気工作物保守管理業務委託

起案に特命随契理由の記載なし

(松阪警察署)

(3) 冷暖房保守管理業務委託

契約書添付の仕様書が別の委託契約のものとなっている。(伊賀警察署)

講じた措置

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 平成 19 年度は、「三重県物件等地域公募型電子入札システム」による一般競争入札を行いました。 仕様書については、より一層適正な契約事務となるよう競争性、公正性、透明性の確保に努めました。
- (2) 三重県会計規則に沿った必要な事務処理や書類作成に留意して適正な事務処理に努めました。指摘のあった特命随意契約理由については、地方自治法施行令の根拠規定の記述だけでなく具体的な理由を記述することにより契約事務の透明性をより高めました。
- (3) 会計課員全員を審査取扱員に任命し、相互に実効のあるチェック機能の確保に努めました。
- 2 取組の成果

上記取組を通じ、指摘を受けた所属においては、三重県会計規則等関係法令に基づき、特に随意契約については、より一層の競争性、公正性、透明性等を高めるため、個々の契約案件を十分に精査、検討するなど契約事務を改善し、その後、同種事案の発生はありません。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、前記取組を推進し、三重県会計規則等関係法令に基づく契約制度の適正な運用を行い、競争性、公正性、透明性等の確保と適正な事務処理に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

イ 旅費

- (1) 平成 18 年度体育指導研修会において、公務上の必要で航空機利用の特別承認を得ているが、 旅費請求書にその理由や経路等を確認できる書類が添付されていない。利用区間が 50 キロメートル未満であるのに座席指定料金を支給していた。 (教養課)
- (2) 犯罪の捜査において、日当で対応すべき東京都区内の鉄道運賃を交通費で支給していた。

(伊賀警察署)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

旅費の過払いについては、速やかに戻入しました。

旅費請求の際は、用務先、経路等をよく確認し、職員等の旅費に関する条例に基づき適正な事務処理に努めました。

2 取組の成果

上記取組を実施した結果、その後、同種事案の発生はありません。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、前記取組を推進し、職員等の旅費に関する条例等関係法令に基づき旅費事務の適正化に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3) 財産管理等

財産管理の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適 正な事務処理に努められたい。

ア 公有財産、物品の管理状況

(1) 平成 16 年度に処分した不用物品 1 件の事務処理が 18 年度になっている。 (松阪警察署)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

物品管理教養を実施するとともに、物品点検を強化し、物品の現物照合においては、特に車載品の確認を徹底するなど適正な物品管理に努めました。

2 取組の成果

上記取組を実施した結果、その後、同種事案の発生はありません。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、前記取組を推進し、三重県会計規則等関係法令に基づき物品管理の適正な運用及び事務処理の徹底に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3) 財産管理等

財産管理の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 金品亡失

- (1) 公用車のドアヒンジ及び右フェンダ損傷(地域課)
- (2) 公用車の赤色灯損傷(高速道路交通警察隊)
- (3) 公用車の損傷(亀山警察署)
- (4) 交通事故等自動記録装置破損(津警察署)
- (5) 公用車の損傷(津警察署)
- (6) 公用車の損傷(尾鷲警察署)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

各種会議や業務指導において、適正な物品管理の徹底を図るとともに、指摘を受けた所属においては、所属長等幹部による指導教養を行い、公有財産の管理意識の高揚を図るなど適正な事務処理に努めました。

2 取組の成果

上記取組の結果、公有財産の管理意識が高まり、指摘を受けた所属においてその後同種事案の発生はありません。

平成 20 年度以降(取組予定等)

公有財産の管理意識の高揚には継続して地道に取り組むことが肝要であり、引き続き前記取組を推進 し、公用車両の適正な管理について指導教養し、再発防止に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層 職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

公用車の交通事故の発生防止に資するため、発生実態及び分析結果を踏まえ、警察署長会議等各種会議において交通事故防止に関する具体的な指示を行うとともに、各種教養資料を発出したほか、交通事故惹起者に対しては、運転適性検査や警察本部へ招致しての指導教養を行い、交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図りました。

また、随時監察実施時には、各所属における交通事故防止対策の取組状況の検証を行うとともに、指導教養の徹底について指示しました。

2 取組の成果

上記取組を実施した結果、公用車の交通事故は、総件数が若干増加しましたが、第1当事者となる 公用車の交通事故は減少しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

警察職員は、各種警察活動に自動車を使用する機会が極めて多く、とりわけ被疑車両の追跡や交通違反取締りなど危険を伴う車両の運用もあり、交通事故に遭遇する危険性は相対的に高いものと考えられますが、交通事故を防止し、交通の安全と円滑を図ることを責務とする警察職員には、より高い規範意識と危険回避能力が求められることから、恒常的な各種対策を推進し、職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 契約及び支出の事務を1人で行っているため、チェック機能が働いていないので、副務者を設けるなど、内部牽制体制の強化を図る必要あり(伊賀警察署)

講じた措置

平成 19 年度

1 実施した取組内容

会計課員全員を審査取扱員に任命し、相互に実効のあるチェック機能の確保に努めました。また、それぞれ会計業務全般に精通できるよう担当業務を越えて研鑽に努めました。

2 取組の成果

上記取組を実施した結果、課員相互において会計業務を横断的に補完することができ、以後、同種 事案の発生はありません。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、前記取組を推進し、三重県会計規則等関係法令に基づき適正な事務処理を行い、チェック機能の強化と内部牽制体制の確保に努めます。

監査委員公表第4号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項の規定に基づき実施した行政監査について、その結果に基づいて平成 20 年 3 月までに講じた措置が知事、委員会等から通知されたので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 20 年 5 月 12 日

 三重県監査委員
 鈴
 木
 周
 作

 三重県監査委員
 大
 野
 秀
 郎

 三重県監査委員
 貝
 増
 吉
 郎

 三重県監査委員
 秋
 月
 功

監査の結果に基づいて講じた措置

部局名 生活部

監査の結果

(111 人権尊重社会の実現)

1 人権啓発・教育等の推進

県民意識基礎調査による「現在は、人権が尊重されている社会であると感じている人の割合」は、 平成 15 年度から年々減少し、また、地域社会や学校において差別落書やインターネットによる差別 事象等が 18 年度 50 件余り発生しているので、多様な主体と連携しながら、人権啓発・教育をはじめ とする総合的な取組を一層推進されたい。

講じた措置(生活部 人権・男女共同参画・文化分野、教育委員会事務局 学校教育分野)

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 政策部、県民センター等と連携して、市町人権・同和行政訪問調査を実施(全 29 市町)するとともに、市町と構成する三重県人権・同和行政連絡協議会において意見交換等を行い、市町、県が互いの人権施策等の情報を共有し、連携を図ることにより人権の視点に立った行政を進め、県域全体での人権施策を総合的に推進しました。
- (2) 平成19年3月に策定した「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を多様な主体で推進するため、地域で活動している各種団体や企業等を訪問し、行動プラン等の趣旨説明を行うとともに、 人権に関する取組内容等についての聞き取り調査を実施しました。(訪問先:30団体)
- (3) インターネット上の差別書込等に対して、関係団体と協働して、インターネット上の掲示板等を モニタリングし、悪質な内容のものについては、法務局等を通じてプロバイダへの削除要請を行う など、被害の拡大防止に努めました。
- (4) すべての小中学校及び県立学校等に対し人権学習教材「わたしかがやく」の、授業での活用を支援しました。
- (5) 県立学校を拠点として、関係する学校・地域・教育行政が連携して、人権に係わる教育課題を解決するための体制を構築するとともに、児童生徒の人権が尊重された学校づくりを推進するため、「みんなでつくる人権教育推進事業」を実施しました。
- (6) 家庭訪問などの教育活動の実践力を、具体的な実践の中で向上させる研修として、「未来へつなぐ人権教育研修事業」を実施しました。

2 取組の成果

(1) 平成 19 年度に新たに 1 市において人権尊重都市宣言が制定されるとともに、2 市において人権 基本方針が策定されました。

(人権尊重都市宣言:18年度末 26市町 19年度末 27市町)

(人権基本方針:18年度末 9市町 19年度末 11市町)

- ・いなべ市(人権尊重都市宣言:平成19年6月制定、人権基本方針:平成20年3月策定)
- ・熊野市(人権基本方針:平成20年3月策定)

また、「人権文化のまちづくり~セッション 2008~」を市町協議会の後援を得て開催し、人権尊重社会の実現に向けた講演・意見交換を実施しました。(参加者延べ人数:約 270 名)

- (2) 各種団体や企業等を訪問し行動プランの趣旨説明等を行ったことで、同プランの啓発を進展させるとともに、多様な主体と連携した行動プランの推進体制の構築に向けた取組を進めることができました。
- (3) 人権学習教材「わたしかがやく」の活用率が、小学校 61.7%、中学校 83.3%、高等学校 47.4%、 特別支援学校で 14.3%となりました。
- (4) 「みんなでつくる人権教育推進事業」では、8 つの県立学校を拠点とし、延べ 44 校の小・中・県立学校及び 9 市町教委が連携し、子どもたちの育ちを中心とした取り組みを開始しました。
- (5) 「未来へつなぐ人権教育研修事業」では、30名の受講生と延べ22名のサポーターにより、実践的な研修を実施しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

(1) 行動プランの推進にあたっては、県民一人ひとり、住民組織、NPO・団体、企業、市町等多様な 主体と連携を図りながら、取組を進めます。

また、年間を通じ、計画、実施、検証、改善の順序で事業の進捗を図るとともに、県事業の推進にあたっては、前年度の取組結果を集約し、実績と課題を検討して、次年度の取組に生かします。 さらに、行動プランに基づく取組状況、人権をめぐる現状認識、課題等について年次報告として 人権施策審議会に報告するとともに、さまざまな機会を活用して意見交換を行うことにより、「人権が尊重される三重」づくりを推進します。

- (2) 県立学校と小中学校や市町教委との、子どもの育ちを中心とした連携をさらに進めます。
- (3) 「人権学習教材」にインターネットに関する教材を追加し、学校での活用をさらに促進するとともに、実践内容を共有するための取り組みを進めます。
- (4) 「地域・学校・行政が連携して取り組む効果的な人権教育の推進」を研究し、人権教育推進協議会の活性化等を図ります。

部局名 教育委員会

監査の結果

(121 生涯学習の推進)

1 生涯学習事業における県の役割の明確化及び基本計画の策定

県内各地域における生涯学習の取組状況をより具体的に把握した上で、県の役割を明確にし、効果的な生涯学習事業の推進を図られたい。

また、生涯学習事業における取組の行動指針である「第2次三重県生涯学習振興基本計画」を、いまだ策定していないので策定されたい。

講じた措置(教育委員会 生涯学習分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- (1) 生涯学習センターにおいて、「生涯学習施設における学習講座の実施状況と人財(*)の活用」をテーマに県内生涯学習施設に対しアンケート調査を実施した。
 - (*)人財:「人」を地域社会の財産として捉え、「財」を使用しております。
- (2) 「第2次三重県生涯学習振興基本計画」については、県民からのパブリックコメントや各部局の 意見調整も終わり、平成19年6月に策定する予定でしたが、生活部において、生涯学習も視野に 入れた「三重の文化振興方針(仮称)」を策定することとなったため、延期していたものです。
- (3) 平成 20 年 2 月に出された文化審議会の答申との整合性を図り、同月、三重県生涯学習審議会を 開催し、「第 2 次三重県生涯学習振興基本計画」を審議しました。

2 取組の成果

平成 20 年第 1 回定例会 2 月会議及び三重県教育委員会に報告し、平成 20 年 3 月 19 日に「第 2 次三重県生涯学習振興基本計画」を策定しました。

- (1) 生涯学習を含めた総合的な文化施策を推進するため、教育委員会が担っている生涯学習業務を生活・文化部において実施することにより一体的な生涯学習を推進していきます。
- (2) 平成 19 年度に実施したアンケートを分析し、県内各地域における生涯学習施設と三重県生涯学習センターの連携強化を図っていきます。
- (3) 本計画は、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間とし、施策の成果を評価し、必要に応じて 見直しを行っていきます。
- (4) 生涯学習の推進における県民と行政の協働による総合的な取組を進めるための行動指針とします。

部局名 教育委員会

監査の結果

(121 生涯学習の推進)

2 新しい県立図書館づくりの推進

県立図書館は、年々、来館者や貸出冊数の減少が続いており、平成19年6月に22年度を目標とする取組方針「新しい県立図書館づくり~知識と情報の拠点を目指して~」を策定して、その実現に向け、防災や子育て等身近な情報を提供するなどのサービスを実施しているが、今後、さらに取組方針に沿ったサービスの提供を推進されたい。

講じた措置(教育委員会 生涯学習分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

(1) 県民に身近な必要とされる情報をすばやく入手できるよう「くらしコーナー」を開設しました。 同コーナーでは、テーマに沿った本を並べるほか、関係機関が発行するチラシ等を提供しました。 第1回テーマ「団塊の世代」(19年3月~5月)

第2回テーマ「子ども」(6月~8月)

第3回テーマ「防災」(9月~11月)

(2) タイムリーな話題や課題、くらしコーナーのテーマを題材に、専門機関と連携して、図書館活用 講座を実施しました。

第1回テーマ「もしもあなたが選ばれたら 裁判員制度」(7月:津地方検察庁)

第2回テーマ「お父さんのための絵本読み聞かせ教室」(8月:みえ次世代育成応援ネットワーク)

第3回テーマ「災いを防ぐ」はじめの一歩は『知る』ことから」(9月:民間)

第4回テーマ「起業・開業・独立... はじめの一歩は『図書館』から」

(2月:県産業支援センター、民間)

第5回テーマ「けんとしょ探検ツアー ポルトガル語版」(3月:三重県国際交流財団)

第6回テーマ「心豊かな里づくり ~ 丸山千枚田からのたより~」

(3月:農水商工部農山漁村室)

(3) 県民に図書館の利用を PR するため、キックオフイベントを開催するとともに、県立図書館活用ガイドを作成し、配布しました。

キックオフフォーラム「変わります 県立図書館」作家鈴木光司さん講演会(10月)レファレンス出張窓口の開設(10月)

三重県立図書館活用ガイドを県立・市町立図書館等の利用者に 2,300 冊配布 (11 月~)

2 取組の成果

(1) レファレンスの利用件数が大幅に拡大しています。

くらしコーナーで利用ガイドや図書リストの配布及び図書館活用講座を開催し、図書館の活用を PR しました。

	平成 18 年度 平成 19 年度					
レファレンス件数	3,885件	6,620件				
図書館入館者数	373,169 人	347,913 人				
貸出冊数	360,271 ⊞	343,511 ⊞				

(2) 県立図書館の取組に対する関心が高まっています。

昨年度まで報道機関に取り上げられることが少なかった図書館の取組が、平成 19 年度には 74 件になりました。

- (1) くらしコーナーを引き続き開設し、さまざまな情報発信に取り組むとともに、県や関係機関と連携して、専門的な情報提供に努めます。
- (2) 若者の感性を図書館運営に生かすため、本年度活動を開始した学生ボランティアの充実を図るとともに、一般ボランティアについても、その有する知識や経験、意欲を運営に生かせるよう取組を進めます。
- (3) 図書館の利用拡大につながるセミナー等を開催し、図書館の取組を PR します。

部局名 生活部

監査の結果

(131 文化にふれ親しむことができる環境づくり)

1 文化芸術の振興における市町や民間、文化団体との連携

文化芸術の振興に当たって、平成18年度に策定した「三重の文化芸術振興方策」に掲げる県の役割を踏まえて取り組むとともに、連携事業について、地域で質の高い文化芸術にふれる機会を提供するため、市町や民間、文化団体との連携により一層事業を推進されたい。

講じた措置(生活部 人権・男女共同参画・文化分野)

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 文化団体等が自ら企画して行なう幅広い分野の事業に対して行っている文化振興基金活用事業補助金による助成について見直しを行い、これまでの助成に加えて県民文化祭の地域自主プログラムにかかる助成を設けました。
- (2) 「県民文化祭 (総合フェスティバル・新分野展示・自主プログラム)」と「県展」、「みえ音楽コンクール入賞者演奏会」を同時期一体的に開催する「みえ文化芸術祭」構想のうち、まず、県民文化祭と県展の同時期開催を実施しました。
- (3) 平成 13 年度から行っている、県立美術館の展示企画関連出前公演のミュージアムコンサートを 実施しました。また、これまでオーケストラの出前公演を行うのに利用していた文化庁の助成事業 が 18 年度で終了したため、これにかわって、紀北町教育委員会と連携して三重ジュニア管弦楽団 の出張コンサートを実施しました。
- (4) 文化会館事業の中において、今年も高校演劇連盟と連携して舞台創造講習会を実施しました。また、これまでにない取組として、演出家平田オリザ氏主宰の劇団青年団と共同で、企画・創作型の事業を実施しました。県内出演者のオーディションから公演を行うまでの間に、関連企画として平田オリザ氏の講演会のほか、学校等3箇所で高校生、小学生の演劇ワークショップを行いました。

2 取組の成果

(1) 文化振興基金活用事業補助金の助成制度の見直しにより、平成 18 年度を上回る団体に交付しました。

(補助金交付団体数 18 年度末 33 団体 19 年度末 45 団体)

(2) 平成 19 年 12 月 1~16 日に第 59 回県展を、その期間中に第 13 回県民文化祭を開催しました。県 展の入場者数を前年と比較すると減少していますが、県民文化祭の参加者は増加、満足度も上がり ました。

県民文化祭 参加者数 18 年度 3,310 人 19 年度 8,397 人 満足度 18 年度 90.0% 19 年度 95.7% 県展 入場者数 18 年度 6,497 人 19 年度 5,897 人 満足度 18 年度 85.7% 19 年度 85.2%

- (3) 県立美術館のシャガール展にちなんで開催したピアノコンサートは、好評につきミュージアムコンサートでは初めて立見席の販売を行いました。人材育成事業のひとつとして行なってきた三重ジュニア管弦楽団は、平成 18 年度に施設慰問の形で初めてセンター外での演奏を行いましたが、19 年度の出張コンサートでは、地元の合唱団等との共演、交流も行われました。
- (4) 劇団青年団のプロジェクト公演は、好評により5回の公演を行い、若者層の観客も多く得ることができました。平田オリザ氏の演劇ワークショップは、高校生が2日間4回の実施で97人、小学生が1日の実施で42人参加しました。

- (1) 引き続き文化振興基金活用事業補助金が多くの団体等に活用されるよう広報に努めます。
- (2) 平成 19 年度には同時期実施を見送ったみえ音楽コンクールの入賞者演奏会を、総合フェスティバル、県展と同時期に開催し、県内で最もレベルの高い発表の場と位置づける「みえ文化芸術祭」を構想どおりに実施します。
- (3) 引き続き県立美術館でのミュージアムコンサート、三重ジュニア管弦楽団の出張演奏を行います。

部局名 生活部

監査の結果

- (131 文化にふれ親しむことができる環境づくり)
- 2 三重県史編さんの推進

三重県史の編さんは完成まで長期にわたるので、編さん作業が円滑に進むように努め、計画的に取り組まれたい。

講じた措置(生活部 人権・男女共同参画・文化分野)

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 編さん作業を続けていた資料編・別編のうち、「考古2」と「近世3(上)」の編さんを完成させるとともに、古代・中世史や美術工芸および民俗について、原稿整理や編集作業を行いました。
- (2) 平成17年度に着手した通史編(近現代史)については、具体的な執筆項目を決定し、執筆依頼を進めました。
- (3) 資料調査については、一部では市・町や大学との協働で進め、その効率を上げました。
- (4) 資料目録などの入力作業については、外部委託を含めて更に実施し、資料検索がスムーズになるようにしました。また、通史編の編さんに有効利用し、将来の県民等へのレファレンスに応えるために、三重県関係の文献データ調査を三重大学と連携して進めました。
- (5) 平成 18 年度に実施した県内の資料現況確認調査の結果に基づき、市・町や調査関係者との協議や史料保存活用研究会を開催し、資料保存のためのネットワークづくりに取り組みました。

2 取組の成果

- (1) 資料編のうち「考古2」と「近世3(上)」は、印刷製本業務も進み、20年度には配本できる見込みとなりました。また、他の分野の原稿整理も進み、一部は製版作業に取りかかりました。
- (2) 通史編については、一部原稿が提出され、整理や編集作業が行えるようになりました。
- (3) 新たな資料調査や目録入力が進み、資料編や通史編に有効利用ができるようになりました。

- (1) 「考古2」・「近世3(上)」を配本するとともに、残された巻の編集作業をさらに進めます。
- (2) 人員増により組織の強化を図り、資料編「中世3」の編さんに着手します。
- (3) 近現代史の通史編は、積極的に原稿の提出を求め、点検や編集作業を行い、予定どおりに刊行できることをめざします。
- (4) 県史編さん事業に必要な資料調査を効率良く行い、市・町・大学等との協働や将来の人材育成のための古文書調査法の研修会を博物館と連携して実施します。
- (5) 資料保存ネットワークづくりや三重県関係のデータ調査を一層進めるとともに、県史編さん事業で収集した資料や歴史的な公文書等の保存整備を行います。

部局名 教育委員会

監査の結果

(132 スポーツの振興)

1 市町のスポーツ活動等の実態把握と県の役割の明確化

スポーツの振興について、「総合型地域スポーツクラブ」設立への支援等に取り組んでいるが、市町・民間のスポーツ活動やスポーツ施設の実態を把握した上で、県の役割を明確にして、事業の効果的な推進に努められたい。

講じた措置(教育委員会 生涯学習分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

各市町における総合型地域スポーツクラブの育成をはかるため、市町の求めに応じて社会教育主事(スポーツ担当)を派遣し、研修会を年間3回開催し、派遣先のクラブ活動状況の把握や課題について研究協議を行うとともに、各クラブの情報交換を進めつつ、活動状況の検証を行いました。派遣社会教育主事を派遣していない地域に対しては、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(年間2回)を開催し、先進クラブの事例紹介、正式設立クラブ及び設立準備段階のクラブの情報交換等を行い、活動状況の検証を進めました。また、各市町教育委員会を訪問し、各クラブの活動状況及び課題・問題点等について聞き取りを行いました。

各クラブの活動状況については、県内総合型地域スポーツクラブを対象に調査を実施し、県教育委員会ホームページに育成進捗状況や県内クラブ分布マップを掲載し、県民に広報しました。

2 取組の成果

連絡協議会において、県内各地の総合型地域スポーツクラブの連携・強化を図るとともに、設立準備段階のクラブ等に設立を促すことに努めました。市町教育委員会への訪問により、総合型地域スポーツクラブ育成に関わる進捗状況を把握するとともに、未設置市町への働きかけを行いました。また、洗い出された課題については、スポーツ振興室担当と市町教育委員会担当と協議をするとともに、必要に応じて助言を行いました。

各クラブへの調査結果を基に、県民に総合型地域スポーツクラブの意義や役割について啓発するとともに、各クラブの連携強化の資料として活用しました。

上記の取組によるクラブ育成への支援を行い、平成 19 年度は新たに 5 クラブが設立されました。 (平成 20 年 3 月末現在 50 クラブ)

平成 20 年度以降(取組予定等)

各市町において総合型地域スポーツクラブの設立や育成が円滑に進み、県民がそれぞれ目的や体力に応じてスポーツに親しむ環境を地域で主体的に創出できるようにするため、クラブの設立・育成の意義や必要性が広く浸透するよう努めるとともに、実態を把握したうえでクラブ運営の定着・発展に向けた支援に取り組んでいきます。

- (1) 県内5地域において、総合型地域スポーツクラブにおける実態把握及び課題解決のための研修会を開催します。
- (2) 各市町及び総合型地域スポーツクラブを訪問し、クラブの運営実態に関する情報収集及び指導助言等を行います。
- (3) 先進地視察を行い、実情にあった課題解決のための広域的な支援体制の整備について検討します。

部局名 教育委員会

監査の結果

(132 スポーツの振興)

2 スポーツ施設の安全対策の推進

鈴鹿スポーツガーデンをはじめとする県営スポーツ施設(4施設)について、施設管理者のほか県関係部署とも連携して、利用者の一層の安全対策に傾注されたい。

講じた措置(教育委員会 生涯学習分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- (1) 県営スポーツ施設における緊急事態等の発生に備え、県と施設管理者間の緊急時の連絡体制(特に閉庁日)を強化して的確に対応できるように整備するとともに、施設管理者組織内においても連絡体制や緊急時の対応について周知徹底するよう要請しました。
- (2) 鈴鹿スポーツガーデン水泳場については、平成 19 年 4 月の県中部地震で天井パネルの一部が落下したことへの応急対策として、5 月中旬より 6 月初旬にかけてアルミルーバー下にネットを張る落下防止工事を実施しました。根本的なアルミルーバーの耐震補強(振れ止め、周囲の壁面とのクリアランス確保)について、総務部営繕室と連携して工事の実施に向けた準備を行いました。
- (3) 県営総合競技場体育館については、5月下旬にアスベスト飛散濃度及び含有調査を実施し、含有していることが判明しましたが、飛散はしていないことが確認されました。また、体育館の吊り天井については、地震発生時の揺れが大きくなることが予想されるため、補強を行い揺れを抑える対策を講じる措置について検討しました。

2 取組の成果

- (1) 災害や事故発生時に迅速・的確な状況把握ができるよう、県と指定管理者間の連絡・報告体制を体系的に整備しました。
- (2) 鈴鹿スポーツガーデン水泳場については、応急対策工事の完了により、平成 19 年 6 月 9 日に営業を再開しました。また、アルミルーバーの耐震化改修工事については、平成 19 年度においては改修工事を施工するための実施設計を行い、工事についても発注しました。
- (3) 総合競技場体育館のアスベスト含有現場については飛散の恐れがないことから使用を継続し、定期的に点検を実施しました。体育館の吊り天井については、当面の危険性は低いと判断して使用を継続しました。計画的に補強工事を実施するため、平成20年度の改修工事の実施へ向けて施工時期や工法について検討を行いました。

- (1) 災害や事故等が発生した場合の対応について、緊急連絡や利用者の安全の確保等において適切に行動できるよう、県と施設管理者が連携して危機管理体制を強化していくことに努めます。
- (2) 鈴鹿スポーツガーデン水泳場については、平成 20 年 3 月 ~ 5 月にアルミルーバーの耐震化改修 工事を実施します。
- (3) 県営総合競技場体育館については、引き続きアスベストの飛散に関する点検を実施するとともに、吊り天井については平成21年1月~3月に耐震化改修工事を実施します。

監査の結果

(221 安全で安心な農産物の安定的な提供)

1 農畜産物の安定供給と分かりやすい指標の設定

米の新しい戦略の実践や平成19年度から実施の品目横断的経営安定対策により、米・麦・大豆の生産体制づくり・品質向上に取り組んでいる。これら米・麦・大豆の計画的生産をはじめとして、農畜産物の安定供給体制の構築等の取組を進めるとともに、その現状や進捗状況について実態を十分に反映した指標等により県民に分かりやすく示されたい。

講じた措置(農水商工部 農水産物供給分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

平成 19 年度から実施された品目横断的経営安定対策に的確に対応しつつ、米政策改革に即し、需要に応じた米・麦・大豆等の生産・定着化を進めるとともに農業集落の土地利用体制の再構築を進める「三重県型集落営農」を推進しました。

なお、米、麦等主要農産物の生産状況については、みえ政策評価システムのなかで説明するととも に食料自給率を分かりやすく説明する方法を検討しました。

2 取組の成果

みえ政策評価システムにおいて、主・副指標の検証とあわせ米の生産調整の状況、需要に応じた麦の生産状況等を記述しました。

また、食料自給率については、ホームページにより解説を試行的に行いました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、主・副指標及び主要作物の生産状況により取組み成果を説明するとともに食料自給率の分かりやすい方法等検討を続けていきます。

監査の結果

(221 安全で安心な農産物の安定的な提供)

2 農畜産物の安全性の確保

生産段階からの安全性の確保のため、重点プログラムの事業を柱として農薬・肥料等の監視・指導、家畜伝染病の発生予防、JAS表示適正化、自主衛生管理の定着等の取組を進めてきたが、一層の周知や監視・指導等が必要とされる現状にある。このため、今後さらに、生産者・事業者への普及啓発や検査・監視・指導等に遺漏のないよう、関係機関と連携しながら、食の安全・安心の確保に努められたい。

講じた措置(農水商工部 農水産物供給分野)

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 農薬及び肥料販売業者への立入検査を行うとともに、農薬使用者への研修と立入検査を実施しました。
- (2) 家畜伝染病の発生を予防するため、家畜生産農場を巡回し臨床検査や抗体検査などを行うとともに、県内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合を想定した防疫訓練を実施しました。また、 飼料及び動物用医薬品の適正販売・適正使用について監視指導を行いました。
- (3) JAS 表示適正化を図るため監視指導計画に基づき、販売店や卸売市場・朝市などで食品表示に関する監視指導を行うとともに、消費者の協力を得た食品表示ウォッチャー制度(64 名委嘱)を活用して、監視指導に役立てました。また、制度の普及を図るため事業者・消費者向けの研修会を行いました。

2 取組の成果

- (1) 農薬・肥料等の監視・指導については、販売業者及び農薬使用者への立入検査(823件)を行い、 改善等が必要と認められる場合は指導を行いました。
- (2) 家畜法定伝染病は、平成19年度において牛ヨーネ病が発生(2戸、2頭)したものの、急性伝染病の発生は無く、飼料及び動物用医薬品の監視指導においても食の安全にかかわる違反事例はありませんでした。高病原性鳥インフルエンザ防疫訓練を各地域において延べ10回実施しました。
- (3) JAS 表示適正化については、約900店舗等において食品表示の調査を行い、表示欠落等が認められた場合は、店舗責任者に改善指導を行いました。

食品表示ウォッチャーからの通報については、全て店舗等で確認の調査を行い、改善が必要な店舗等ではその場で指導を行いました。

- (1) 農薬販売者への立入検査を農林(水産)商工環境事務所で肥料販売者と併せて集中的に実施することから、農薬及び肥料に登録されていない資材についても有効に監視が行き届くこととなります。また、市場等の販売窓口での研修を実施することで、農薬、肥料の適正使用や生産履歴の記帳を促進します。
- (2) 家畜伝染病の発生を予防するための家畜生産農場の巡回指導・検査、飼料及び動物用医薬品の監視指導、県内で家畜伝染病が発生した場合を想定した防疫訓練などを引続き実施します。
- (3) JAS 法の事務を健康福祉部に移管して食品表示に関する事務を一元化し、監視指導の強化と制度 の普及啓発に取り組みます。

監査の結果

(221 安全で安心な農産物の安定的な提供)

3 中央卸売市場のあり方の検討と食肉センターの経営改善

中央卸売市場について、平成19年4月に水産物部の地方市場への転換が行われたが、今後も市場の経営改善と業者への経営指導を進めるとともに、青果部の地方市場への転換等市場の活性化について関係者との検討を継続されたい。また、食肉センターの経営改善については各種の方策を講じて対応しているところであるが、さらに協議の上、関係者の理解を得てなお一層の経営改善に努められたい。

講じた措置(農水商工部 農水産物供給分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

(1) 中央卸売市場のあり方の検討

卸売市場の管理運営の合理化・効率化の観点から青果部についても地方卸売市場へ転換することが望ましいと判断し、その実施時期について場内事業者と検討を進めました。

また、指定管理者制度の導入についても、 民間の経営ノウハウを活かして合理的・効率的な管理運営が期待できることや、 人件費など管理運営コストの削減が見込まれることから、市場運営の収支に関するシミュレーション等を行いながら、場内事業者と制度の勉強を続けました。

(2) 食肉センターの経営改善

四日市畜産公社については、集荷拡大と上場頭数の確保に努めるとともに、経費の節減等による経営の合理化を進めました。また、豚部分肉加工施設の整備について検討を行いました。

松阪食肉公社については、主要株主等による施設の維持管理のための支援を継続するとともに、枝肉処理品質の向上による取扱頭数の確保に努めるほか、公社経営に残された課題や新たな課題に的確に対応するため、経営改善計画(3カ年)の策定を支援しました。

2 取組の成果

(1) 中央卸売市場のあり方の検討

場内事業者の経営方針などに配慮し、青果部の地方卸売市場への転換と合わせて指定管理者制度を導入する方針を県議会で公表しました。

(2) 食肉センターの経営改善

四日市畜産公社については、名古屋市の新食肉市場(平成 19 年 2 月から操業開始)へ出荷頭数が流出することは回避できたものの、大手の1出荷業者が当該業者の豚出荷頭数の過半を松阪へ県内移動したため、当期利益は若干の赤字に転じる見込みです。

松阪食肉公社については、主要株主等による経営支援額が本年度から 500 万円減額され 6,500 万円となったものの、豚の集荷頭数の増加に加え、個体識別管理システムやネットオークションなどの収益事業の拡大により平成 15 年度から 5 期連続の黒字の当期利益を確保する見込みです。

平成 20 年度以降(取組予定等)

(1) 中央卸売市場のあり方の検討

青果部の地方卸売市場への転換と指定管理者制度の導入を同時期に実施する方針を示しましたが、その実施時期等具体的な内容について、引き続き場内事業者との合意形成に努めていきます。

(2) 食肉センターの経営改善

四日市畜産公社については、市場機能の強化対策支援を継続するとともに、新たに建設する豚部分肉加工施設の運営及び頭部・内臓処理の一元化に向けての取組に対して支援します。

松阪食肉公社については、主要株主による施設の維持更新等のための支援を継続するほか、経 営改善計画の進捗管理を行うとともに、出資するすべての市町による新しい支援体制の構築に向 けた取組を展開します。また、豚部分肉加工施設の整備について検討します。

監査の結果

(222 農林水産資源の高付加価値化)

1 食育の推進

地産地消により、地場産品・地域食材の活用促進に取り組んでいるが、平成19年3月に「三重県食育推進計画」が策定され、食育に係る部局の横断的な取組が課題となっており、農水商工部として地産地消の運動と連携した食育の推進を展開するため、他部局と連携の上、具体的な行動指針を策定し事業を実施されたい。

講じた措置(農水商工部 農水産物供給分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- (1) 平成 19 年 3 月に三重県食育推進計画を策定した上で、第二次戦略計画の「みえの舞台づくリプログラム」の中で「食に学び、食を育む環境づくリプログラム」を展開し、部局連携による食育の推進に取り組みました。
- (2) 農水商工部においては、地産地消と連携した食育推進のための事業実施に取り組みました。
 - ・地産地消・地域連携創造支援事業

地産地消や食育情報の提供を行うとともに、さまざまな主体が連携して取り組む地域実践活動に対して支援を行いました。また、団体が実施する食育推進活動を支援しました。

- ・食の安全・安心地域力向上事業 食の安全・安心確保推進モデル地域を中心に、市町や地域の多様な主体と連携・協働しながら、 食の安全・安心県民運動を推進しました。
- (3) また、食育推進計画に関わる健康福祉部、教育委員会がプログラムに参加し、家庭や学校等のそれぞれの分野において、食育推進に係る事業を実施しました。
 - ・健康食育推進事業

広い世代を対象とした健康的な食習慣の形成に向けて、多様な主体と協働して、食事バランス に対する理解や「食事バランスガイド」を活用した取組を推進しました。

· 学校食育推進事業

学校における食育指導体制を充実させるとともに、家庭、地域、関係団体と連携・協力して地場産物を活用した食に関する指導や食体験活動を推進しました。

2 取組の成果

- (1) 地産地消や食育に関する情報を県民に提供するため、ニュースレターを 4 回発行し、メールマガジンを 36 回発信しました。
- (2) 企業等との協働による食事バランスガイドの啓発活動を29回実施しました。
- (3) 食生活改善推進員等を対象にした研修会を 32 回開催しました。
- (4) 県内小中学校及び特別支援学校の栄養教諭の人数が47人となりました。
- (5) 食の安全・安心交流会を9回開催しました。
- (6) 地産地消や食育推進に取り組むモデル実践活動を県内7地域で支援しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、みえの舞台づくリプログラムの「食に学び、食を育む環境づくリプログラム」に基づき、 関係部局が協力して年度毎に具体的な事業計画を策定し、食育の推進に取り組みます。

・主な食育推進関連事業

地産地消・地域連携創造支援事業、食の安全・安心地域力向上事業(農水商工部) 健康食育推進事業(健康福祉部)

学校食育推進事業(教育委員会)

監査の結果

(222 農林水産資源の高付加価値化)

2 三重ブランド認定品の情報発信

三重ブランドの認定や地域農水産物を利用した商品の開発と既存の商品の改善を実施し、効果を上げてきた。しかし、三重ブランド認定品の全国へのPRや新たな販路の開拓が不十分なことから、県産農水産物や商品が広く認知されているとは言いがたいため、全国への発信と新規販路開拓について検討し、その対応を図られたい。

講じた措置(農水商工部 農水産物供給分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

三重ブランドの情報発信について次の取組みを行いました。

(1) 百五 DC 等民間事業者とのタイアップ

百五 DC 三重ブランドプレゼントキャンペーンを 5 月から 1 月まで 9 ケ月間実施し、百五銀行本支店にポスターやチラシを配備したほか、ダイレクトメールやホームページで三重ブランドを紹介しました。また、話題の東京ミッドタウン内にあるスルガ銀行のギャラリーで 9~11 月三重ブランド真珠のティアラを展示しました。

このほか、津市や三重テレビ、マックスバリュ中部等とタイアップして三重ブランドの PR を行いました。

(2) 三重ブランド宿泊プランの造成

リクルートじゃらんに委託して伊勢志摩を中心とした宿泊施設で三重ブランド宿泊プランを展開しました。また、関西と東海のじゃらん(合計 20 万部発行)11 月号に企画広告 2 頁を掲出するなど三重ブランドの魅力を伝えました。

(3) レストラン等による三重ブランドフェアの開催

東京、名古屋、大阪及び県内の26レストランで三重ブランドの食材を使用した特別メニューを提供する三重ブランドフェアを2月に開催しました。マスコミ等から注目され、数多く報道されました。

(4) アンケートの実施

e モニター制度を利用し、県民 700 人近くから回答を得たほか、宿泊プランや三重ブランドフェアの利用者等に対してもアンケート調査を実施しました。

(5) パンフレットの作成

物語調の三重ブランドパンフレットを品目別に 11 種類作成しました。

2 取組の成果

宿泊プランや三重ブランドフェアは、三重ブランドを消費者に知ってもらうだけでなく、経営者や 調理人等にも三重ブランドを正しく認識してもらいました。また、消費者やマスコミ等の反応が良か ったこともあり、三重ブランドを扱う事業者が増加しました。

- (1) 平成 19 年度に実施したアンケート結果や事業者へのヒアリングを基に効果的な事業展開を図っていきます。
- (2) 民間事業者とのタイアップの強化を図り、三重ブランドの認知度向上に取組みます。
- (3) 平成 19 年度に作成したパンフレットデータを三重ブランド認定事業者に配布し、認定事業者のオリジナル情報を追加して認定事業者自ら印刷、活用できる仕組みをつくります。

監査の結果

- (222 農林水産資源の高付加価値化)
- 3 地域資源の高付加価値化の推進

重点プログラムの事業を有効に生かして、全国に通じる高い商品力と競争力をもった農林水産物の 育成に取り組んできたが、今後、市場におけるシェア拡大の動向等の成果を評価した上で、地域に存 在する農林水産資源を活用した高付加価値化の事業を継続されたい。さらに加えて、事業を主体的に 取り組む生産者や事業者の育成を図られたい。

講じた措置(農水商工部 農水産物供給分野)

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 地域資源ブランド化支援事業に係る説明会を県内3カ所(津市、伊勢市、尾鷲市 平成19年7月4日~6日)で実施しました。
 - ・地域資源ブランド化人材育成事業(三重ブランドアカデミー)の参加者募集について
 - 生物系知財(バイオトレジャー)発見事業の素材及び活用プランの募集について
- (2) 地域資源の高付加価値を支援する研修事業 (三重ブランドアカデミー)を実施しました。
 - ・参加希望者に対し個別相談会を実施 津市 平成 19 年 8 月 23 日 ~ 24 日、8 月 30 日 ~ 31 日
 - ・地域産品の高付加価値化に関する研修事業を実施 研修課程 平成 19 年 10 月 2 日 ~ 1 月 31 日 (5 回 × 2 クラス)
 - ・研修課程参加事業者の中からモデル事業者を選定し実践研修を実施 実践課程 平成20年2月19日~3月18日(3回)
- (3) 生物系知財 (バイオトレジャー)発見事業について、素材及び活用プランを募集し、素材部門に ついては現地調査を実施した上で選定委員会を開催し、選定したバイオトレジャーの情報発信を行 いました。
 - ・審査委員会の開催 素材部門 3回 活用プラン部門 2回
 - ・現地調査の実施 14カ所
 - ・情報発信 パンフレット作成 1,000 部 イベントでの紹介 3回
- 2 取組の成果
- (1) 三重ブランドアカデミーの研修会の実施に対して、予定通りの参加者がありました。
 - ·個別相談会 58 名(34 事業者)
 - ·研修課程 48 名 (20 事業者)
 - ・実践課程 19名(6事業者)
- (2) 生物系知財 (バイオトレジャー)発見事業について、選定委員会の審査により素材部門、活用プラン部門のそれぞれにおいてバイオトレジャーを選定しました。
 - ・バイオトレジャーの選定 素材部門 12 品目(応募 34 品目) 活用プラン部門 5 品目(応募 14 品目)

- (1) 三重ブランドアカデミーについて、新規に研修課程への参加者を募集するとともに、平成 19 年度の実践課程参加の 6 事業者を支援します。
- (2) 生物系知財(バイオトレジャー)発見事業について、新規に素材及び活用プランを募集するとともに引き続き平成19年度に選定されたバイオトレジャーの情報発信を行います。

部局名 生活部

監査の結果

(321 交通安全対策の推進)

2 第8次三重県交通安全計画の推進

第8次三重県交通安全計画について、進行管理の仕組みが構築されていないので、その実効性を高め、的確な進行管理が行えるよう仕組みを考えて、推進されたい。

講じた措置(生活部 勤労・生活分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

平成 18 年度に 5 か年計画で策定した「第 8 次三重県交通安全計画」に基づいて、毎年県及び国の関係行政機関等が陸上交通の安全に関する具体的施策 (「交通安全実施計画」) を定めています。

平成 18 年度の執行状況について、各機関ごとの実施状況を把握し、これを交通安全対策会議幹事会に諮った後、「実施計画に対する実施状況」として作成し各機関で進捗状況を情報共有しました。

2 取組の成果

各機関が計画に対する進捗状況を把握し見直すことにより、事業をより効果的に進め、目標を達成するための適切な進行管理に取り組むことができました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

今後も、交通安全実施計画に対する実施状況を作成し、その内容を次年度の実施計画に反映することで、実施計画の実効性を高め、第8次三重県交通安全計画の的確な推進を図り、適切な進行管理を行っていきます。

部局名 生活部

監査の結果

(321 交通安全対策の推進)

3 住民、関係団体等との連携の促進

各地域に交通安全活動指導員連絡協議会が設立されたので、今後は関係機関、市町等と十分連携を 促進しながら、交通事故防止のための総合的な交通安全対策を展開されたい。

講じた措置(生活部 勤労・生活分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

地域の各連絡協議会に参画し、四季の交通安全運動等において、市町、警察署等関係機関と連携し 地域の特性に応じた多様な取り組みを行い、地域住民の交通安全意識の高揚及び交通事故防止に努め ました。

- ・ 「高齢者の交通安全を考える会」を開催し、高齢者が自ら考え、行動し、交通安全対策を進める 組織づくりに取り組みました。
- ・ 地域の高齢者を対象とした「交通安全シルバー・フェスタ紀北 2007」を開催しました。

2 取組の成果

平成 19 年の交通事故死者数は 118 人で前年に比べて 49 人減少し、人身事故件数、負傷者数、物損事故件数ともに、前年に比べ減少しました。

しかし、依然として全死者に占める高齢死者の比率は高水準で推移しています。

平成 20 年度以降(取組予定等)

より実効性のある組織活動の展開が可能となるよう、さらに連携強化を進めるとともに、地域の交通安全意識の高揚や交通安全施策の普及・啓発の充実を図ります。

監査の結果

(322 地域安全対策の推進)

1 犯罪抑止対策の推進と自主防犯活動の促進

県内の治安状況は回復に向かっているものの、依然として「治安が良いと感じる県民の割合」が低いなど、県民の防犯に対する重要意識・不満意識は高いので、安全で安心なまちづくりの実現に向けて、犯罪の徹底した取締り、自主防犯活動の活性化の促進等に、地域住民・関係機関等との連携をより深めながら取り組まれたい。

講じた措置(警察本部)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

凶悪犯罪をはじめ、県民が身近に不安を感じる犯罪を徹底検挙し、治安回復に努めました。

(1) 凶悪犯罪等の検挙

迅速・的確な初動捜査等により、県内では32年ぶりに発生した「亀山市内における身の代金目的女子中学生誘拐事件」を検挙したほか、粘り強い捜査、現場鑑識活動等により、9年前に発生した「名張市内所在不明にかかる女性殺人事件」などを検挙しました。また、重要窃盗犯の検挙向上に向け、組織窃盗犯罪対策と窃盗常習者対策を重点として捜査した結果、暴力団関係者らによる組織窃盗(出店荒らし)事件のほか、窃盗常習者による広域窃盗(官公署荒らし)事件などを検挙しました。

(2) 街頭犯罪抑止総合対策の推進

犯罪が多発する地区を重点とした街頭パトロールや検挙活動を行うとともに地域住民、関係機関・団体等と一体となった犯罪抑止対策を推進しました。

- (3) 自主防犯活動の活性化
 - ・ 県警ホームページ掲載の犯罪・地域安全情報の充実
 - ・ 携帯電話メールを活用した不審者情報の提供
 - ・ 「地域安全ステーションモデル事業」により8地区の8団体に活動物品の貸与 等を行いました。

2 取組の成果

- (1) 犯罪の徹底した取締りを実施した結果、平成 19 年中の刑法犯認知件数は 25,964 件で、前年比 2,139 件(7.6%)と 5 年連続で減少し、犯罪の減少傾向が定着化しました。また、平成 12 年以降、70%前後で推移していた凶悪犯罪の検挙率は 81.9%まで回復し、さらに重要窃盗犯の検 挙率も 60.6%と高水準を維持することができました。
- (2) 防犯意識の高まりにより、防犯団体が県内には、平成 19 年末現在で 345 団体 (前年比+93 団体) 結成され、活発な防犯活動が行われたことが犯罪抑止につながりました。
- (3) 安全で安心なまちづくりの実現に向けて地域安全対策に取り組んだ結果、県民の防犯に対する 意識は、平成 19 年度県民 1 万人アンケート報告書によれば、満足意識、不満意識ともに前年度から改善しています。

平成 20 年度以降(取組予定等)

- (1) 県民の身近で発生し不安感が高い街頭犯罪、還付金詐欺等匿名性が高い知能犯罪などについて、 検挙・抑止両面の対策を行います。
- (2) 県民の安全・安心を確保するため
 - 重要犯罪及び重要窃盗犯の徹底検挙
 - 組織犯罪対策の強化及び在住外国人総合対策の推進
 - ・ 振り込め詐欺など時代の要請にこたえる知能犯捜査の推進
 - 科学技術を活用した捜査の推進

に取り組み、犯罪の徹底検挙を目指します。

(3) 自主防犯団体等に対し、地域の犯罪実態に応じた犯罪分析情報の提供を行います。

監査の結果

(322 地域安全対策の推進)

2 犯罪のない安全で安心な三重のまちづくりの推進

「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくりに向けた県の総合的な施策」について、実施に係る進行管理の仕組みが十分に構築されていないので、施策の実効性を高めるために、的確な進行管理が行える仕組みを整えられたい。

講じた措置(生活部 経営企画分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくりに向けた県の総合的な施策」は、県・警察・教育委員会が行うさまざまな安全で安心なまちづくりに関する事業を体系的に整理し総合的な実施を図ることを目的としています。

このため、関係施策の数値目標との関連性や、第二次戦略計画に定められた数値目標の進捗状況を 的確に把握し、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくりに向けた県の総合的な施策」の進行管理 に努めました。

また、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくりに向けた県の総合的な施策」の執行状況については、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」において報告し、意見をいただくようにしていきます。

2 取組の成果

平成 19 年の刑法犯認知件数は、25,964 件で、5 年連続の減少となりました。 (平成 18 年 28,103 件、目標数値 平成 22 年 24,000 件)

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくりに向けた県の総合的な施策」により、総合的な防犯の取組を推進していくとともに、総合的な施策の執行状況を検証し、第二次戦略計画の数値目標の達成に向け、的確な進行管理を行っていきます。

部局名 生活部

監査の結果

(323 安全で安心できる消費生活の確保)

1 市町の取組への支援

消費生活に係る相談について、住民に身近な市町において迅速かつ適切な対応ができるよう、県は 市町と連携を図るとともに、市町の相談体制整備を支援されたい。

講じた措置(生活部 勤労・生活分野)

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 「消費者行政担当課長会議」を開催し、県の事業への協力要請を行うとともに、市町の消費者行政の充実を要請しました。
- (2) 市町の職員を対象に「消費者行政担当者研修会」を開催し、相談体制の支援を行いました。
- (3) 市町の消費者行政担当課を個別に訪問し、消費生活相談及び多重債務相談の充実を要請しました。
- (4) 「消費者トラブル啓発活動地域リーダー養成講座」に希望する市町職員を参加できるようにしました。

2 取組の成果

(1) 「消費者行政担当課長会議」において、県の事業への協力要請や多重債務問題対策についての説明などを行いました。

第1回:平成19年7月26日開催 19市町参加

第2回:平成20年1月21日開催 23市町参加

(2) 「消費者行政担当者研修会」において、多重債務問題・消費者啓発・消費生活相談を内容として研修を行い、市町の消費者行政の支援を行いました。

(平成19年8月7日開催 20市町31名参加)

- (3) 25 市町を個別に訪問した結果、市町の消費者行政に対する取り組みの現状を把握するとともに、 市町の広報誌に啓発記事を掲載するなど、市町の消費者行政への取り組みが強化されました。
- (4) 「消費者トラブル啓発活動地域リーダー養成講座」に希望する市町職員に参加してもらい、市町の消費者行政に対する支援を行いました。(8市町12名参加)

- (1) 「消費者行政担当課長会議」を開催し、市町との連携強化を行い、市町の消費者行政の充実を要請します。
- (2) 市町の職員を対象に「消費者行政担当者研修会」を開催し、相談体制の支援を行います。
- (3) 市町の消費者行政担当課を個別に訪問し、消費者行政の充実を要請します。
- (4) 「消費者トラブル啓発活動地域リーダー養成講座」に希望する市町職員を参加できるようにし、消費者行政に対する支援を行います。

部局名 生活部

監査の結果

(323 安全で安心できる消費生活の確保)

2 消費者への啓発・情報提供の推進

消費生活に関する問題について、消費者の理解を深めるため、市町と連携して、地域における啓発・ 情報提供を一層推進されたい。

講じた措置(生活部 勤労・生活分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- (1) 市町や社会福祉団体等と連携して、老人会や自治会等で啓発講座を実施するなど地域に密着した 啓発活動を行う人材を育成するため、「消費者トラブル啓発活動地域リーダー養成講座」を実施し ました。
- (2) 地域における消費者トラブルにかかるネットワーク体制を構築し、地域住民が主体的に地域の実情に合った対策を検討し実施するため、「消費者トラブル防止対策ネットワーク事業」を実施しました。

2 取組の成果

- (1) 「消費者トラブル啓発活動地域リーダー養成講座」を実施し、消費生活に必要な知識や情報を提供する人材を育成しました。(6日間実施 15名修了)
- (2) 「消費者トラブル防止対策ネットワーク事業」を実施し、地域におけるネットワーク体制を構築し、地域住民が主体的に地域の実情に合った対策を検討し実施する支援を行いました。 (伊賀市社会福祉協議会が実施)

- (1) 引き続き「消費者トラブル啓発活動地域リーダー養成講座」を実施し、消費生活に必要な知識や情報を提供する人材を育成します。
- (2) 「消費者トラブル啓発活動地域リーダー養成講座」修了者を活用して、地域での啓発活動を推進していきます。
- (3) 「消費者トラブル防止対策ネットワーク事業」を実施し、地域におけるネットワーク体制を構築し、地域住民が主体的に地域の実情に合った対策を検討し実施する支援を行います。
- (4) 消費者の意識を地域住民に浸透させていくためには、県・市町・地域住民がそれぞれの立場で消費者啓発を行っていく必要があります。このため、住民に身近な市町においても消費者啓発を充実するよう要請するとともに、啓発講座開催の支援等を行います。

部局名 健康福祉部

監査の結果

(331 健康づくりの推進)

1 栄養指導員による給食施設への巡回指導方法の見直し

給食施設の栄養管理について、健康増進法による必要な指導及び助言を行うため、各保健福祉事務所の栄養指導員が給食施設への巡回指導を実施しているが、給食施設の種類や保健福祉事務所によって実施率に格差があるので、巡回指導体制の見直しや、優先順位を明確にした計画に基づく実施等、全県的に統一した実施方法により巡回指導するよう改善されたい。

講じた措置(健康福祉部 保健・医療分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

指摘された給食施設の種類や保健福祉事務所による実施率の格差に対して、より効果的な巡回指導となるよう巡回する対象給食施設に優先順位をつけ、かつ定期的に全給食施設を巡回指導できるように改善しました。

- (1) 巡回指導体制を見直し、9 箇所の保健福祉事務所栄養指導員を 4 班に分け、栄養指導員複数体制 で巡回指導を実施しました。
- (2) 管理栄養士必置知事指定施設及び栄養士未配置となっている特定給食施設を優先的に巡回指導 するとともに、医療監視及び社会福祉施設指導監査と連携し、効率的、効果的に巡回指導を行いま した。
- (3) 事務事業評価の目標項目を、18 年度までは給食施設指導率としていましたが、19 年度からは、施設種別ごとの指導施設数としました。
 - ・指導目標施設数
 - A 管理栄養士必置施設で毎年巡回する施設 43 施設
 - B 特定給食施設で2年に1回巡回する施設 155施設
 - C 一般給食施設で3年に1回巡回する施設 132施設

計 330 施設

2 取組の成果

- (1) 栄養指導員を4班体制とし、優先的に指導する給食施設を設定した結果、巡回指導施設数が増加するとともに、給食マネジメントが不十分である施設が見られたので今後の指導事項としました。
- (2) 栄養指導員複数体制で巡回指導を行った結果、指導内容にチェック機能が働き、見落としや思い 込みなどが改善され、指導内容が充実しました。
- (3) 施設に対する巡回指導を、下記のとおり実施することができました。
 - ・指導施設数

H18 H19 対前年度 H19 目標達成率

- A 管理栄養士必置施設で毎年巡回する施設 25 施設 43 施設 (172%) (100%)
- B 特定給食施設で2年に1回巡回する施設 123施設 224施設 (182%) (145%)
- C 一般給食施設で3年に1回巡回する施設 134施設 153施設 (114%) (116%)

計 282 施設 420 施設 (149%) (127%)

平成 20 年度以降(取組予定等)

しあわせプランの第二次戦略計画期間である 22 年度まで、引き続き栄養指導員複数体制で、下記施設区分ごとの巡回頻度により、巡回指導を実施します。

- A 管理栄養士必置施設は、毎年、巡回指導を実施。
- B 特定給食施設は、2年に1回巡回指導を実施。
- C 一般給食施設は、3年に1回巡回指導を実施。

部局名 健康福祉部

監査の結果

(341 医療体制の整備)

1 医師・看護職員の確保

医師確保について、ドクタープール制度などを創設し先進的に取り組んでいるが、県民が医療サービスの提供を受ける上で大きな課題となっているので、県民が安心して暮らせるよう、引き続き関係機関と連携し、その対策に取り組まれたい。

また、看護職員も不足が見込まれているので、高等学校等に対して看護職員の需要や業務について 一層周知するなど、関係機関と連携し確保に努められたい。

講じた措置(健康福祉部 保健・医療分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

(1) 医師の県内定着を促進していくため、三重県医師修学資金貸与制度の抜本的な改正に取り組みました。

また、医師をめざす高校生等に医師修学資金貸与制度を広く周知するため、三重大学医学部の「オープンキャンパス」と県の「医学部進学のつどい」を共催するとともに、県内および全国の進学校や予備校にパンフレットを送付するなど、効果的な PR に努めました。

- (2) ドクタープール制度による医師確保を効果的に進めていくため、地域医療に関する医学雑誌へ募集広告を掲載するとともに、ホームページを活用した県内の地域医療に関する情報発信、医療人材会社のメーリングリストを活用した募集活動等に取り組みました。
- (3) MMC 卒後臨床研修センターと協働して、みえ医師バンクに登録する医師を募集するとともに、医療機関とのマッチング率の向上に努めました。
- (4) 育児等のため現場を離れている女性医師の復帰を支援するため、女性医師復帰支援事業を創設するとともに、三重大学医学部の協力を得て、女性医師に対する支援制度の PR を行いました。
- (5) 高校生の看護職員への志望を促すことを目的として実施している医療機関での「1日看護体験」 事業の周知を図るため、県内高校進路指導担当者会議において、その内容を説明するとともに、生 徒の参加について協力要請を行いました。
- (6) 看護職員の県内の医療機関への定着を促進するため、県内学校進路指導担当者会議において看護師等修学資金制度の周知を図りました。

2 取組の成果

- (1) 医学生 5 名に医師修学資金を貸与しました。また、医学部をめざす県内外の高校生から、修学資金の貸与について、43 件の照会がありました。
- (2) ドクタープール制度により医師 1 名を県立志摩病院へ派遣しました。
- (3) みえ医師バンク制度の登録医療機関は 42 機関、登録医師は 15 名となり、平成 18 年度以降、常 勤医師 2 名、非常勤医師 9 名が県内医療機関に勤務しています。
- (4) 「1 日看護体験」への参加者数が、平成 18 年度の 537 名から、平成 19 年度は 557 名に増加しました。

- (1) ドクタープール制度や、新たな医師修学資金貸与制度等を活用して、引き続き医師の確保に努めるとともに、医師の県内への定着を支援するための仕組みの検討を行います。
- (2) 今後も教育委員会と連携し、生徒の「1日看護体験」への参加や、看護師養成校への進学について働きかけを行うとともに、県内看護系大学とも連携し、新入学生に対するオリエンテーションやオープンキャンパスの開催に合わせ、修学資金制度の PR 等を行うなど、看護職員の一層の確保に向けた取組を進めます。

部局名 健康福祉部

監査の結果

(341 医療体制の整備)

2 医療機関への立入検査の実施方法等の見直し

診療所への立入検査について、県の要綱で「概ね5年で一巡する目途で実施する」と定めているが、立入検査の実施率が平成18年度で10.6%と低いので、実施方法等を含め見直しを検討されたい。

講じた措置(健康福祉部 保健・医療分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

立入検査の課題について検討するため、担当者会議を開催し、診療所への立入検査の状況・結果について検証を行うとともに、各地域機関との情報交換を行いました。

2 取組の成果

室内での検討および担当者会議における情報交換等の結果、平成20年度以降の診療所立入検査について、以下の観点で実施体制を見直していくこととしました。

- (1) 医科と歯科、有床と無床等、診療所の構造設備の違いおよび医療法上の基準に応じて検査項目を 選定して実施する。
- (2) 毎年度の立入検査結果をまとめ、違反があった項目や、指摘の多い事項を中心に検査項目を選定して実施するとともに、改善が図られた項目については検査項目から除外するなど、効率的な実施に努める。
- (3) 書面検査、集合検査等の方式を取り入れることにより実施率の向上を図るなど、効率的な実施方法について検討を行っていく。

平成 20 年度以降(取組予定等)

立入検査の実施体制に係る見直し結果に基づき、厚生労働省が定める医療機関の立入検査要綱を踏まえたうえで、効果的、効率的な立入検査の実施に向けた検討を進めるとともに、「医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査実施要綱」の改正を図ります。

監査の結果

(411 廃棄物対策の推進)

2 認定リサイクル製品の安全性の確保

県内におけるフェロシルト回収について、現計画に基づき回収されるよう強く指導するとともに、 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく厳格な認定審査や立入調査により、リサイクル製品の品 質及び安全性の確保を図り、県民の認定リサイクル製品制度に対する信頼の回復に努められたい。

講じた措置(環境森林部 循環型社会構築分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

県内でフェロシルトの回収作業を行っている2地区(亀山市辺法寺地区及びいなべ市藤原地区)の立入を概ね週1回以上実施し、フェロシルトの回収状況の確認を行うとともに、石原産業(株)に対して適時、回収指導を行いました。

新たな製品の認定につきましては、平成18年3月に改正された条例等の規定に基づいて、書類審査や生産工場の調査を厳格に実施したうえで、認定委員会で委員の意見を伺い、製品の認定を進めました。

また、既認定製品については、全認定生産者から「リサイクル認定基準適合状況報告書」の提出を求めるとともに、生産工場に対して立入調査を実施して、適正な製品が生産されていることを確認しました。

2 取組の成果

いなべ市藤原地区については平成 19 年 12 月 10 日に、亀山市辺法寺地区については平成 20 年 1 月 31 日に、フェロシルトの撤去が完了し、県内全てのフェロシルト施工現場 (7 地区) からフェロシルトの撤去が完了しました。

	回収予定量 (H18.6 修正計画)	回収量	回収開始日	回収完了日
いなべ市藤原地区	112,700	170,378	H18. 5.29	H19.12.10
いなべ市大安地区	17,500	19,575	H18. 2. 9	H18. 8.22
桑名市長島地区	6,272	6,272	H17.11.17	H18. 1.13
四日市市垂坂地区	91,900	111,419	H18. 1.16	H19. 2.10
四日市市山田地区	31,954	31,954	H17.12.12	H18. 4. 6
亀山市辺法寺地区	192,000	200,856	H18. 8.30	H20. 1.31
津市榊原地区	42,000	55,056	H18. 1.24	H18. 8. 3
計	494,326	595,510		

平成 19 年度におけるリサイクル製品の認定につきましては、認定委員会を 4 回開催し、13 製品を新規認定しました。また、5 年間の有効期間を満了した 8 製品を更新認定しました。

また、生産工場に対しては、全対象工場(55事業者60事業所)について立入調査を行うとともに、34製品をサンプリングして検査を行い、認定基準に適合していることを確認しました。

(参考)認定製品数

平成 18 年度末: 123 製品 平成 19 年度末(平成 20 年 3 月 31 日現在): 117 製品

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、改正された条例等を適切に運用し、リサイクル製品の認定を進めるとともに、製品の安全性について確認を行いつつ、利用の普及を図っていきます。

監査の結果

(431 環境経営・環境行動の促進)

1 M-EMS の普及促進

小規模事業所向けの環境マネジメントシステム (M-EMS:ミームス)について、取組事業所数は、 平成 18 年度目標 160 事業所に対し 120 事業所にとどまっているので、商工団体等との連携を密にし、 取得メリットなど一層の周知に努め、M-EMS の普及促進を図られたい。

講じた措置(環境森林部 地球環境・生活環境分野)

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 平成18年度に引き続き、商工会議所を対象としたM-EMS認証取得に関するモデル事業を4商工会議所(桑名、四日市、鳥羽、熊野)で実施しました。
- (2) M-EMS認証事業部や、ボランティアで普及活動をしていただいている「M-EMS普及員」(4名)と連携して、商工会議所の部会、事業組合に対する説明会、個別事業所に対する訪問等を実施し、M-E MSの周知啓発に務めました。
- (3) 県土整備部が進めている公共工事の総合評価方式の評価項目としてもM-EMSが採用されました(2 点加算)。
- (4) 県からの働きかけがきっかけとなり、百五銀行(百五CSR融資・百五CSR私募債)や三重銀行(三重銀ビジネスセレクトローンエコ)において、M-EMS認証取得を優遇条件とする金融商品が開発されました。また、商工組合中央金庫(商工中金)においては、平成17年度に同様の金融商品が開発されています。(環境配慮型経営支援貸付)
- (5) 県内の大手企業を中心に、取引先へのグリーン調達要件としてM-EMSを採用していただくよう働きかけました。

2 取組の成果

- (1) 平成19年度目標165事業所に対して、157事業所がM-EMS取組を開始し、うち78事業所がM-EMS認証を取得しています。(平成20年3月31日現在)
- (2) 平成19年度に商工会議所モデル事業でM-EMSに取り組んだ13事業所が認証を取得しました。平成19年度のモデル事業においては、これまで認証取得事業所がなかった東紀州地区や鳥羽志摩地区も含めて、18の事業所がM-EMSの取組を開始しました。
- (3) 各種の業界団体に積極的に働きかけた結果、三重県産業廃棄物協会、三重県茶業会議所、三重自動車車体整備協会等12カ所において、M-EMSの説明会を実現しました。
- (4) 桑名地域と四日市地域で商工会議所等を軸にしてM-EMS認証取得事業所が、取組向上と普及を目 的とした「ミームスクラブ」を自主的に結成して活動を開始しています。
- (5) 県内大手企業に積極的に働きかけた結果、2社(富士電機、住友電装)が実施した取引先へのグリーン調達に関する説明会において、M-EMSの説明を実施しました。

- (1) 引き続き商工会議所モデル事業を継続し、認証取得事業所の増加を図るとともに、商工会議所との連携を強化し、商工会議所のM-EMSに対する理解を一層深めていきます。また、経営指導員をM-EMS普及員として登録してもらい、普及活動の展開を図っていきます。
- (2) 商工会議所以外の経済団体とも交流を深め、M-EMSの普及活動を展開します。
- (3)「ミームスクラブ」を他地域にも拡げ、企業間の繋がりを活用した M-EMS 普及にも取り組みます。
- (4) 地球温暖化防止対策の一つである大規模事業所を核としたグループ内企業の連携取組の中でも、 地球温暖化防止策としてM-EMSの普及を図ります。

監査の結果

(431 環境経営・環境行動の促進)

2 環境保全活動・環境教育の推進

環境保全活動・環境教育の推進について、モデル地域で、学校、団体等の参画により地域資源を活用したプログラムづくりや、「キッズ ISO14000 プログラム」に全国に先駆け、取り組んでいるが、多様な主体が連携し環境学習を積極的に実施することは重要であることから、引き続き、教育委員会等との連携を密にし、取組の拡大を図られたい。

講じた措置(環境森林部 地球環境・生活環境分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- (1) 「キッズISO14000プログラム」事業については、平成18年度にモデル的に3市町で実施した成果 を踏まえ、平成19年度は、まず10万人超規模の市での実施を目標として、市町教育委員会への説明 を実施するとともに、実施市町内に所在する企業へ協力依頼を行いました。
- (2) 市町教育委員会には、実施校の選定、小学校への説明の同行などの小学校とのパイプ役や、市政 記者クラブへのプレスリリースなどで協力関係を構築しています。
- (3) 一方、子どもたちが実施したワークブックの評価を行うとともに、企業と学校とをつなぐ役割を果たす「インストラクター」が重要であることから、県において養成研修を開催し、県内での取組児童数に見合ったインストラクター数の確保をめざすとともに、インストラクターの指導役となる「レベル2インストラクター」の養成も同時に行い、県内でワークブックの評価を完結できる体制の構築に向けて取り組みました。
- (4) 環境教育プログラム作成については、引き続き、5つのモデル地域において、学校、NPO、地域の 団体、行政等の多様な主体が参画し、地域の資源・素材を活用した実践活動を行いました。この結 果を、環境教育プログラム集としてまとめ、一昨年、昨年同様、県内の全小中学校や市町教育委員 会へ配付を行いました。

2 取組の成果

- (1) 「キッズISO14000プログラム」事業については、平成18年度は、3社から協力を得て3市町5小学校で約250名の児童が取り組みました。インストラクター養成は12名が研修を受講し、5名がインストラクターとして認定(うち県職員4名)されました。
- (2) 平成19年度は、11社から協力を得て、8市町20小学校約1,000名の児童が取り組みました。インストラクター養成は30名が研修を受講し、評価実習として県内で実施されたワークブックの評価を行いました。また昨年度認定されたインストラクターのうち4名(うち企業1名)がレベル2インストラクターに進み、評価実習の指導を行いました。

- (1) 「キッズIS014000プログラム」事業については、地元地域との環境コミュニケーションに積極的な企業や、県全域での協力を得られる企業などに対し協力依頼を行うとともに、市町教育委員会との連携を密にし、取組市町及び実施校の拡大を図っていきます。
- (2) インストラクターを指導するレベル2インストラクターを協力企業内に養成し、協力企業内で評価を完結できる体制を整備することで、より永続的な取組とするとともに、各環境事務所担当者をインストラクターとして養成し、地域機関からも取組を拡大していける体制づくりを行う予定です。
- (3) 評価のレベルアップや取組の発展を図るため、インストラクターの交流研究会を開催し、協力企業のネットワーク化を図るとともに、ケーススタディなどにより各地域での取組向上を目指します。
- (4) 環境教育プログラム作成については、3ヵ年のモデル事業であったことから、平成19年度で終了しました。

監査の結果

(431 環境経営・環境行動の促進)

3 「日本環境経営大賞」の成果の普及促進

環境先進県を目指した取組としての「日本環境経営大賞」について、先進的な取組事例の情報提供の強化など、より効果的な事業展開を図り県内企業へのフィードバックを十分行われたい。

講じた措置(環境森林部 地球環境・生活環境分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- (1) 県内事業所等に対して、環境経営の理念を浸透させ、自主的な環境取組を促進するため、日本環境経営大賞で得られる先進的な取組や人材などの情報を、セミナー開催等により提供する「環境経営サロン」を開催しています。
- (2) 優秀事例の個々の取組のうち、県内企業にも水平展開が可能な取組を「企業環境ネットワーク・ みえ」の会員向けメールニュースで定期的に配信しています。
- (3) 受賞企業をはじめ、環境経営に熱心に取り組む企業に対して、CSRの一環としてのさらなる取組向上のメニューとして、「キッズISO14000プログラム」(第4回環境プロジェクト賞受賞)を紹介しています。
- (4) 表彰制度の枠組みを見直し、フィードバックしやすくするために特定の環境課題に対する応募を募るとともに、応募単位を原則サイト単位としました。また、受賞者だけでなく、応募者の取組内容も広く紹介するために、応募者の同意を得て取組内容をホームページに掲載することとしました。中小企業の応募を増やすため、「中小企業・団体の部」を設けて、最優秀賞である「環境経営パール大賞」を授与することとしました。

2 取組の成果

(1) 「環境経営サロン」については、平成20年3月末現在、5回開催しました。

(488 社、836 名参加)

- (2) メールニュースについては、8回配信しました。(平成20年3月31日現在)
- (3) 京セラミタ㈱玉城工場(第2回環境経営優秀賞受賞)は、受賞をきっかけとして取引先や地域関係者を対象とした「社会環境報告会」を継続的に開催しているほか、さらなる地域環境コミュニケーションとして、学校、地域と協働・連携して「キッズISO14000プログラム」に平成18年度から取り組んでいます。平成19年度は、同社をはじめ11社の協力を得て実施しました。

(8市町、20小学校、約1,000名)

(4) 平成 19 年度(第6回)の日本環境経営大賞は、145件の応募がありました。 環境経営部門(大企業の部12件、中小企業・団体の部36件)48件 環境価値創造部門(環境プロジェクト賞82件、環境連携賞15件)97件

- (1) 「環境経営サロン」については、セミナー形式だけでなく、現地研修会や小グループでの意見交換会等により、企業間のコミュニケーションを活性化させるとともに、産業支援センターや商工会議所等の他の産業支援組織とも連携してより効果的な開催方法とします。
- (2) 環境経営の促進に向けては、金融のグリーン化など、金融機関の果たす役割も大きく、金融機関の受賞事例もあることから、県内の金融機関を対象とした継続的なセミナーを開催します。
- (3) メールマガジンについては、優秀事例を中小企業にも取り組める内容に分解して紹介するなど、 引き続き取り組みます。
- (4) 「企業環境ネットワーク・みえ」の活性化に向けて、セミナー等の企画段階からの会員の参画を 促進します。
- (5) 県内受賞企業の環境に関する地域貢献等、環境経営取組の一層の向上の具体的メニューとして「キッズIS014000プログラム」の協力企業の拡大を引き続き図ります。
- (6) 日本環境経営大賞の表彰制度の枠組みについて、平成19年度の結果を踏まえてよりフィードバックしやすい枠組みとしていきます。

部局名 政策部

監査の結果

(443 エネルギー対策の推進)

1 新エネルギー導入促進のための普及啓発

新エネルギーの導入に当たっては、住民、事業者とともに、市町の積極的な取組が不可欠であることから、市町のビジョン策定を支援するとともに、市町と連携して普及啓発を図られたい。

また、平成18年9月から、地域での新エネルギー普及啓発を行う「新エネサポーター」の登録を 進めているが、今後、さらに連携し普及啓発に努められたい。

講じた措置(政策部 政策企画分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- (1) 市町の新エネルギービジョンの策定については、ビジョン策定委員会の委員として参画するとともに、未策定の市町に対して、ビジョン策定の働きかけを行いました。
 - ・ビジョン策定(松阪市、伊勢市)
 - ・ビジョン未策定市町と協議(17市町のうち16市町と協議)
- (2) また、津市及び四日市市と連携し小学生を対象とした新エネ教室等の実施や、県内全 29 市町と連携し家庭用の新エネルギー導入の支援事業等を実施しました。
 - ・新エネ教室(津市:2校)
 - ・総合エネルギー広報事業(四日市市:1校)
 - ・家庭用新エネルギー普及支援事業(535件)
- (3) 新エネサポーターについては、平成19年6月にアンケートを実施し、サポーターの意識調査を行うとともに、メールマガジンを配信し情報提供を行ってきました。さらに「我が家の新エネ自慢」として、県のホームページで設置事例を紹介しました。
 - ・メールマガジン発行(2回)
 - ・新エネ設置事例紹介(33件)

2 取組の成果

- (1) 市町に新エネルギービジョン策定の働きかけを行った結果、未策定の市町が新たに新エネルギービジョン策定に取り組みます。
- (2) 新エネサポーターへの意識調査の結果、「導入により環境等への意識が高まり普及啓発への行動につながった」など、今後の普及啓発事業の参考となる調査結果を得ることができ、また、その結果をホームページで公表しました。(回答数 200 件、回答率 41%)
- (3) 県内の新エネルギーの導入実績は 22 万 5,722 キロリットルで、平成 22 年度の目標 (31 万キロリットル) に対する進捗率は 72.8% となり、新エネルギーの導入が進んでいます。

- (1) 引き続き、新エネルギービジョン未策定の市町に対するビジョン策定や家庭用新エネルギーの市町独自支援の実施の働きかけを行い、連携して普及啓発を行います。
 - ・ビジョン策定済の市町 (12 市町/29 市町)
 - ・市町独自の支援を実施している市町 (11 市町/29 市町)
- (2) また、新エネサポーターを含む県民等が新エネルギーに対する理解と関心を深め、地域の新エネルギー普及啓発活動を主体的に継続して行うことができるような事業を企画し、連携して取り組みます。
 - ・クリーンエネルギーフェア(7月予定)
 - ・新エネルギーセミナー(11月予定)
- (3) 太陽光発電等の新エネルギーの導入促進を図るため、県内に立地する事業者への導入の働きかけについて検討します。

部局名 政策部

監査の結果

(512 県境を越えた交流・連携の推進)

1 県民への情報提供

広域連携の活動の概要をまとめて紹介しているホームページなどはなく、広域連携に対する県民の認知度も低いので、三重県がどういう取組に参加し、どのような活動をしているのかについて、さらに県民に周知されたい。

講じた措置(政策部 政策企画分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

- (1) 知事会議等の開催等について県の情報提供システム等を活用し、資料提供しました(資料提供件数 21 件)
- (2) 首都機能移転、伊勢湾に関するホームページを更新し、その取組を紹介しました(更新回数:首都機能移転1回、伊勢湾1回)。
- (3) 東海三県内の全ての NPO 法人を対象とした伊勢湾再生に関するアンケートを実施した際に、平成 18 年度末に策定した「伊勢湾再生行動計画(概要版)」を同アンケートの調査票に同封し、これを PR しました(有効差出数 2.016 件)。
- (4) 県民等に対して、より積極的な情報提供ができるよう、首都機能移転や伊勢湾総合対策協議会等の既存のホームページに加え、本県の広域連携の展開と具体的な活動を総合的に紹介するためのホームページを平成20年3月に開設しました。

2 取組の成果

- (1) 6月に三重県総合文化センターにおいて開催された、近畿ブロック知事会議での白熱した議論の 内容等の記事が、多くの新聞に掲載され、広く県民に周知することができました。
- (2) 伊勢湾の再生に取り組む多様な主体の一員である NPO 法人に、国の機関や東海三県一市で取り組んでいる伊勢湾再生行動計画を PR できました。

- (1) 平成 19 年度に開設したホームページを活用し、広域連携事業をさらに県民に周知するよう努めます。
- (2) 広域連携事業について、引き続き情報提供システム等を活用し、情報提供します。

部局名 政策部

監査の結果

(512 県境を越えた交流・連携の推進)

2 各部局との連携強化

各部局の事業で、近隣府県と連携することによりその効果が期待できるものについて、広域的な取組として実施されるよう各部局との連携を一層深められたい。

講じた措置(政策部 政策企画分野)

平成 19 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 各部局が取り組む事業や国等への要望事項について、近隣府県等と連携した取組が実施できるよう、各部局と密に連携し、知事会議等において提案しました。
- (2) 庁内企画関係会議で、広域連携事業に関する情報共有や協力依頼等を行いました。

2 取組の成果

- (1) 全国知事会議及び近畿ブロック知事会議において、本県から国立大学法人運営費交付金に関する 緊急提言等の実施を提案し、合意され、国等への要望を行いました。
- (2) 中部圏知事会議において、本県からの提案により、中部広域観光推進協議会での観光プロデューサーの設置を検討することとなりました。
- (3) 日本まんなか共和国知事サミットにおいて、共通の地域特性を有する4県で、地方分権改革等について機会を捉えて意見交換するとともに、そのために必要な事務レベルでの情報交換を継続することを本県から提案し、合意され、担当者会議を開催しました。
- (4) 伊勢湾総合対策協議会において、伊勢湾再生に関する NPO 法人の実態調査の実施について、本県から提案し、合意され、実施しました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

広域連携事業の進行管理や他府県等との連携で得た情報を庁内各部局に提供するだけでなく、新たな 広域連携事業の企画の提案、庁内会議での協力依頼等、これまで以上に各部局との連携を深め、広域連 携事業の総合行政に取り組みます。

部局名 県土整備部

監査の結果

(551 道路網の整備)

1 緊急輸送道路ネットワークの整備推進

第2次三重地震対策アクションプログラムの策定とともに緊急輸送道路の指定が見直され、路線数、箇所数が増加したが、整備の遅れているところもあるので、計画的に緊急輸送ネットワークの整備を推進されたい。

講じた措置(県土整備部 道路政策分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

新道路整備戦略では、「県民生活の安全性の向上」という観点から緊急輸送道路の整備を重要な項目の一つとして位置付け、重点的な整備を進めています。

また、今年度からはじまった県民しあわせプラン第二次戦略計画において、重点事業に位置付け計画的な整備を進めています。

2 取組の成果

今年度は16路線について整備を進め、今年度末には新たに1路線が整備済みとなりました。 このことにより、緊急輸送道路整備率が89.0%に向上しました。(第1次、第2次緊急輸送道路)

·緊急輸送道路整備率(第1次、第2次緊急輸送道路)

H18年度末 80路線/91路線=87.9%

H19年度末 81路線/91路線=89.0%

平成 20 年度以降(取組予定等)

新道路整備戦略に基づき、引き続き、重点的な整備を行うとともに、現在実施している新道路整備戦略の見直しにおいては、緊急輸送道路も見直しの重要なポイントの一つとして捉え、検討を進めていきます。

部局名 県土整備部

監査の結果

(551 道路網の整備)

2 ITS の活用等を含めた「新道路整備戦略」の見直し 道路の整備にかかる交通安全対策事業の実施や ITS の活用等が重要となってきているので、これら を盛り込み、交通手段のバランスの取れた社会の実現を図るための「新道路整備戦略」の見直しを図 られたい。

講じた措置(県土整備部 道路政策分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

「新道路整備戦略」の見直しにあたり、県の各種施策を支える道路を整備推進するため、各部担当者から構成する庁内ワーキングを平成 19 年 8 月に設立しました。

ワーキングでは、見直しに向けた意見交換や情報交換を行ないました。その中で、自動車交通と公 共交通のバランスの取れた社会に向けた取り組みの現状について交通政策室から説明を受け、意見交 換しました。

また、交通安全対策事業についても、整備の考え方等について検討を行うとともに、県内における ITS の取組状況や、他県における ITS の活用事例(道路整備に限る)について調べました。

・調査結果

県内での ITS 主要取組事例

パーク&バスライド 伊勢神宮周辺など

バスロケーションシステム 四日市市三重団地笹川線など

交通情報提供システム 松阪環状線など 公共車両優先システム 四日市市笹川通り

・他県での取組事例

中山間道路走行支援システム(対向車注意喚起表示盤)

中山間歩行者注意喚起システム

2 取組の成果

交通安全対策事業の整備方針(素案)の作成に着手しました。 ITS の活用事例を把握することができました。 県内の ITS の取組に関する課題を把握することができました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

新道路整備戦略は、県管理道路の道路新設、拡幅を目的とした事業実施計画です。

交通安全対策事業や ITS の活用についても引き続き検討し、平成 20 年度内に新道路整備戦略の見直 しを完了します。

部局名 政策部

監査の結果

(552 交通網の整備)

1 生活交通確保のための会議への支援

市町や事業者と利用促進の取組を進めるとともに、地域公共交通会議を有効に活用し、地域の公共交通をどうしていくのかを市町が地域住民と一緒に考えていけるよう支援されたい。

また、バス路線維持の補助金について、地域住民が路線の状況を知り、路線について考える機会を得られるように、路線状況や利活用の周知を補助条件にするなど制度を見直しされたい。

講じた措置(政策部 政策企画分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

交通は、県民の日常生活や企業の経済活動を支え地域の魅力を高めて、地域文化等を育むための 基本的な社会基盤です。また、生活交通は高齢者や通学者という自動車等交通手段を持たない県民 にとって必要不可欠なものと考えます。

しかし、車社会の進展に伴い利用者の減少傾向に歯止めが効かなくなっており、鉄道やバス路線 の廃止・減便につながるという悪循環に陥っています。

こうした状況のもと、各地域で取り組まれている望ましい交通のあり方を検討する場としての地域公共交通会議や検討会などに参画するとともに、市町とともに地域住民への利用促進の働きかけや交通事業者に対する要望活動に取り組みました。

(主な取組)

- ・ 地域公共交通会議等に延べ 34 回参画し、市町、住民等と地域の生活交通について検討しました。
- ・ 伊勢鉄道の利用促進のための勉強会や伊賀線活性化協議会等、それぞれの鉄道(路線)の検討 会等で市町・住民や事業者とともに利用促進や利便性の向上について検討しました。
- ・ 「県と市町の新しい関係づくり協議会」の生活交通 WG を主催し、バス事業のあり方について 検討しました。
- ・ 「広報みえ」6月号への公共交通利用促進特集の掲載、津まつりの参加、名古屋駅でのパネル展示などにより、公共交通利用促進の啓発事業を行いました。

2 取組の成果

- (1) 伊賀線及び養老線が上下分離方式により存続することができ、また、地域住民の意識の高まりにより「伊賀鉄道友の会(伊賀線応援団)」の立上げ(2月17日)など、地域住民のマイレール意識の醸成を図ることができました。
- (2) 県内中小鉄道が実施する近代化事業及び高速化事業に対する支援を行い、三岐鉄道北勢線における利便性の向上及び伊勢鉄道における安全性の向上が図られました。
- (3) バス路線維持のための補助を行い、生活交通が確保されました。(359系統、476,787千円)
- (4) 生活交通 WG での先進事例研究等により大台町で平成 20 年 5 月からデマンドタクシーの試行運行が予定されるなど、いくつかの市町において生活交通再編の検討を行っています。
- (5) 三重県バス協会の協力により事業者のバス路線に県補助金投入を示すポスターの掲示、各種広報やイベント、各市町での広報やアンケートを通じ、県民に公共交通の現状の理解や利用を求めることができました。

平成 20 年度以降(取組予定等)

- (1) 県民の方々に対し、公共交通の現状の理解や利用を求める啓発活動を行います。
- (2) 市町、事業者や住民等で組織する地域公共交通会議や各種協議会・勉強会を主催あるいは参加し支援します。
- (3) バスに関する勉強会を開催し、先進事例の紹介や市町と情報交換を行います。
- (4) 市町の効率的なバス事業を行うため、引き続きバスの補助事業のあり方を検討します。

部局名 政策部

監査の結果

(552 交通網の整備)

2 総合的な交通体系についての指針策定

県内の都市間交通や、三重県と大都市や海外とを結ぶ高速交通について、鉄道・道路・空港などの多様な交通形態による総合的な交通体系のあり方を示した指針を策定されたい。

講じた措置(政策部 政策企画分野)

平成 19 年度

1 実施した取組内容

交通は、地域の活力向上に不可欠な交流・連携の推進を支える重要な社会基盤のひとつです。 交通政策室では、 身近な生活交通から三重県と大都市や海外とを結ぶ都市間交通・高速交通ま でがネットワーク化されること、 利用者にとって使いやすいものであること、 自動車交通と公 共交通のバランスの取れた交通体系であること、という3点が、本県における望ましい総合的な交 通体系のあり方を実現するための基本方針であると位置付け、総合的な交通体系の実現をめざして 取り組んでいます。

(空港)

- ・ 国内外との結節拠点である関西国際空港について、その機能強化や利用促進に取り組みました。
- ・ 中部圏の新しい空のゲートウェイ(玄関)にあたる中部国際空港についても、機能強化や利用 促進・需要喚起に取り組みました。現在、中部国際空港と三重県を結ぶ海上アクセスは、3 つの ルートが運行されています。

(道路)

- ・ 県内外との広域的な交流を支える高規格道路ネットワークの形成をめざして、新名神高速道路、 伊勢湾岸道路、東名阪自動車道、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路及び東海環状自動車道等の整備を 促進してきました。
- ・ 新しい国土軸の一翼を担い、また紀伊半島アンカールート構想を構成する伊勢湾口道路及び東 海南海連絡道の早期実現に向けて、取り組みました。

(鉄道)

- ・ 首都圏と大阪圏を結び東海道新幹線の代替機能を持つリニア中央新幹線の早期実現に向けて、 取り組みました。
- ・ 三重県と中部圏及び近畿圏とを結ぶ鉄道網の整備については、利便性向上及び利用促進を図る ため、関係機関と連携して、設備の近代化等を事業者に働きかけました。

(自動車と公共交通の共存)

- ・ 過度のクルマの使用を見直し、公共交通の利用によって「かしこいクルマの使い方」を考える モビリティマネジメントの普及啓発活動を行いました。
- ・ 中南勢都市圏総合都市交通計画懇談会に参画し、中南勢地域における都市圏交通計画を検討しています。

2 取組の成果

- (1) 関西国際空港の2本目滑走路が、平成19年8月2日に供用され、国際拠点空港としての機能強化が図られました。
- (2) 新名神高速道路の亀山 JCT から草津田上 IC までの間が平成 20 年 2 月 23 日に開通し、津市・四日市市と京都市をそれぞれ結ぶ高速バス路線の新設など、県民にとっての利便性が向上しました。
- (3) 東海旅客鉄道㈱がリニア中央新幹線の首都圏~中京圏での営業目標時期を具体的に発表したことにより、その実現に向けて一歩前進しました。
- (4) 大型公共事業を取り巻く環境が厳しく、また交通事業者としての採算性確保が困難な状況の中で、県としても交通基盤の整備に一層取り組む必要があります。

平成 20 年度以降(取組予定等)

引き続き、三重県内の都市間交通や、三重県と大都市や海外とを結ぶ高速交通について、鉄道・道路・空港など、多様な交通形態を含めた総合的な交通体系の実現を目指して、関係機関とも連携しながら、それぞれ、機能強化、利用促進、利便性向上、早期実現等に向けた取組を実施していきます。

* なお、定期監査と共通のものでここで掲載されていないものについては、定期監査の結果に基づいて - 講じた措置として公表しています。

監査委員公表第5号

平成 19 年 2 月 14 日に包括外部監査人から提出のありました平成 18 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、三重県知事から平成 20 年 4 月 10 日付けで通知がありましたので、地方自治法(昭和 22 年法律第67 号)第 252 条の 38 第 6 項の規定により次のとおり公表します。

平成 20 年 5 月 12 日

 三重県監査委員
 鈴
 木
 周
 作

 三重県監査委員
 大
 野
 秀
 郎

 三重県監査委員
 貝
 増
 吉
 郎

 三重県監査委員
 秋
 月
 功

平成18年度 包括外部監査結果に対する対応

備考			とたついて、グループ 作で努めました。 本部時由も出来が在本	BRX 整備社当者 が 正急り知識の習得に努めま
対応結果			施設整備費補助金の内容、事務手続等のチェック体制の強化について、グループ 内の複数の者によるチェックを行い、適切な補助金事務の執行に努めました。 また、部内で開催の補助金等事務担当者研修会及び部内の施設整備担当者が任意 に開催した補助金事務勉強会に参加し、補助金事務の流れ等の知識の習得に努めま	
			施設整備費補助金の内容、事務手総の複数の者によるチェックを行い、 の複数の者によるチェックを行い、 また、部内で開催の補助金等事務技 開催した補助金事務勉強会に参加した。	
			内にし	【結果】
)・内容				
テーマ・区分・内容	pm.且い和木 客に関する報告事項		7年度社会 J度により ないにもか さ付決定が さ付決定が もる限り、	
绘型子信/图子 Z A 如既未少注	祝明才祝に関する7年即五年27和不 Ⅰ. 原則的な支出事務に関する報告事項	1. 執行伺いについて/**・**********************************	イナン 間が上入になして成り年度社会 社会福祉法人に対し平成17年度社会 って、当事業は国の交付金制度により を前提として交付決定できないにもか る交付申請に対し補助金の交付決定が このような事務の実態を見る限り、 が行われていたといわざるを得ない。	要がある。

プログル はない という は はない という は はない という は はない という は ない といっしょう は ない という という は ない という は ない という という は ない という は ない という という は ない という という という という という という という という という とい		
踊の女人で業は多で	施設管理業務委託契約については、次回から多数の入札参加者を得るべく「電気 機械設備運転及び建築物等における自主保守管理作業マニュアル」を作成しました。 入札の執行に関しては、業務標準手順書の作成や、参加資格条件の精査等を進め、 i 公正な競争が確保されるよう努めます。	農水商工部 (中央卸売 市場)
(4) 工事業者選定方法について		
果樹園・運動場樹木撤去処分及び整地工事(防風林の伐採・伐根を含む。)と果樹園 の防風林植栽工事が実施された。工事場所は同一であるものの、それぞれ別の工事と して取り扱われ、各工事については随意契約を行うために見積もり合わせが行われた。 見積り合わせの結果、撤去工事と植栽工事のいずれの工事についても同一業者と随意 契約の方法により、契約が締結された。 これら撤去工事及び植栽工事については、当初からこれら二つの工事を合わせて一つの工事として、競争入札により工事業者を選定すべきであったと思われる。 なぜならば、同一時期、同一場所の工事を二つに分けて契約することは実益に乏し く、むしろ工事を二つに分けたことで間接諸経費を二重に要した可能性もあるからで ある。また、手続的にも、これら二つの工事の予定価格を合計すると 250 万円を超え るので、競争入札の方法を採らなければならなくなっていた。 契約の対象となる工事の単位・範囲についても公正さと経済性の観点から定められ るべきであり、競争入札が積極的に採用されるように努められるべきである。 [意見]	工事請負契約を行う際には、工事内容及び施工時期について、公正さと経済性の観点から十分精査するよう周知徹底し、契約の透明性、競争性を確保するよう努めました。 ました。 また、平成 19 年度から 10 万円以上の工事等案件については、原則、物件等地域調達型電子入札システムによる競争入札で調達しています。	教育委員会 (相可高等 学校)
3. 入札保証金の徴収について		
(1) 契約保証金、入札保証金の要否について		
入札保証金及び契約保証金の要否については、指名審査会における入札者内申書で指名業者すべて不要となっていたが、実際は不要かどうかの調査をすることなく全指名業者について不要としていた。入札保証金及び契約保証金の業者ごとの要否について、調査をした上で伺い書に明確に記載する必要がある。 [結果]	入札保証金及び契約保証金の要否については、精査に努めました。 また、職員に事例を周知するとともに、財務会計研修等の受講により会計職員の 資質向上を図りました。	農水商工部 (中央卸売 市場)
4. 納税確認について		
(1) 納税証明書について 一部の支出負担行為において、消費税等の納税証明書による確認が事後となってい た。事後の確認においては納税未納とはなっていなかったが、事前に納税証明書の確 認をすることによって、不適切な業者を排除する趣旨からすると、事前の納税証明書 の確認を徹底する必要がある。	納稅確認の取扱い [(会計実務の取扱い (通達)] を遵守し見積書提出時等、適切 な時期での確認を徹底しました。 また、部内職員を対象に事例紹介するとともに、財務会計研修を実施し会計職員 すの資質向上と再発防止に努めました。	農水商工部 (農業大学 校)
(2) 納税証明書の確認について		
植物実験に係る実験作業委託について、消費税等の納税証明書が伺い書の中に添付されておらず、納税状況は確認されていない。入札参加者(見積書提出者)から納税証明書の提示等がない場合には、当該入札等に参加することができないため、入札時において確認を行い伺い書に納税確認済みと明確に記載しておくか、納税証明書を入手しておく必要がある。	本件は、本来、(1)「県税に係る納税確認書」及び(2)「消費税等に係る納税証明書」」の確認を行うべきところ、(2)について、相手方の誤認により「法人事業税にかかる納税証明書」の提出がなされ、確認を怠ったままこれを受理したものですが、指摘後に原本写しで確認しています。 以後、契約予定者に求めている証明書の確認を再徹底し、受理を行い適正に処理しています。	政策部 (科学技術 振興む外農 業研究部)

(1) 政策を定くのではおいたのではおいていたのでは、大人は応えるであった。このであった。このでは、大人は応えるのであった。このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、	5. 契約保証金の徴収について		
数が発生した必要との企業の表別は対象を表できた。ことのこのできたがあった。 を対象したのできた。また、大利保証の反響によるとのとのできたがある。 を対象していることから、その経済を必要を表していた。大利保証を反び等しては、できたがある。 を対象していることから、その経済を必要を表していた。大利保証を反び等しては、大利保証を反び等が保証をの度では、大利保証を必要を表していた。ことから、その経済を必要を表していることがある。また、大利保証を必要を表していることがある。また、大利保証を必要を表していることがある。また、大利保証を必要を表していることがある。また、大利保証を必要を表していることがある。また、大利保証を必要を表していることがある。また、大利保証を必要を表している。といるできたが発生に関係すると思うである。また、大利保証を必要を表していることがある。また、大利保証を必要を表している。といるできたが表している。といるできたが表していることがある。また、大利保証を必要を表していることがある。また、大利保証を必要を表していることがある。といるできたが表していることがある。また、大利保証を必要を表している。といるできたが表していることがある。また、大利保証を必要を表している。といるできたが表している。といるできたが表していることがある。また、不能をは、大力保証を必要を表している。といるできたが表している。といるできたが表している。といるできたが表している。といるできたが表している。といるできたが表している。といるできたが表している。といるできたが表している。といるできたが表しているできたが表している。といるできたが表している。といるできたが表している。といるできたが表している。といるできたが表している。といるできたが表している。といるできたが表している。といるできたが表しているが、実施を表しているのできまたが表しているが、実施を表しているのできまできまが表しているが、実施を表しているが、実施を表しているが、実施を表しているが、実施を表しているが、実施を表しているが、実施を表しているが、実施を表しているが、実施を表しているが、実施を表しているが、実施を表しているが、実施を表しているいとうかとを認定として、選挙を表明しているが、ままでを表しているが、ままでを表しているが、実施を表しているが、ままでを表しているが、ままでを表しているが、ままでを表しているが、ままでを表しているが、ままでを表しているが、ままでを表しているが、ままでを表しているが、ままでを表しているが、ままでを表しているが、ままでを表しているが、ままでを表しているが、ままでを表しているが、ままでを表しているが、ことでいるがといるが、ことでいるがといるが、ことでいるがといるが、ままでを表しているが、ままでを表しているが、ままでを表しているが、ままでを表しているが、ままでを表しているが、ままでを表しているが、ことでいるがといるが、ことでいるがといるが、ことでい。ことでいるが、ことでいるでいるが、ことでいるでいるが、ことでいるが、ことでいるが、ことでいるが、ことでいるでいるでいるが、ことでいるでいるが、ことでいるでいるでいるが、ことでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるが、ことでいるでいるでいるでいるでいるでいるが、ことでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるで	(1) 契約書への契約保証金の記載について		
9) 実験な産金、光体産金の要否とついて、円曜分 大人格語金及び場合体産金の要否とついて、「再報」 名業者でいて不要となっていたが、大の語ようでは、対象が保証金を収全しているにもか 名業者でいて不要となっていたが、大の語ようでは、対象が保証金を収全しているにもか (編集) 3) 実施を配金の配金を開発したこのでは、おります。 (編集) 2) 実施を配金の配金を開発したこのでは、おりを表すにいて、大の音を表すといるにもか ないるにもかわらっす。「対象の主なの配数ができれていなかった。 2) 実施を正さの配数ができれていなかった。 (編集) 3) 実施を正さの配数ができれていていて、大の音を表すといて、対象が保証金を収全しているにもか (編集) 3) 実施を配金を施からの記載が交きれていなかった。 (編集) 3) 実施を配金を施からの記載が交きれていなかった。 (編集) 3) 実施を配金を施からの記載が交きれていなかった。 (編集) 4) 生す。 2) 実施を配金を施かっているが、その信が契約者には概されていない。さら 2) 実施を記するのによりる運転を施の主は、一体のできます。 2) 実施を記するのによりる運転を施ります。 2) 地体地価の温用類がこのでは、総分が生むかったよう必要な事項を指していては、 2) 地体地価の温用類がこのでは、 2) 地体地価の温用類がこのでは、 2) 地体地価の温用類がこのでは、 2) 地体地価の温用類がこのでは、 2) 地体地価の温用類がこのでは、 2) 地体地価の温用類がこのでは、 2) 地体地価の温用類がこのでは、 2) 地体地価の温用類がこのでは、 2) がないていなかった。 2) がないでは、 2) がないではないでは、 2) がないではないでは、 2) がないではないでは、 2) がないではないでは、 2) がないではないでは、 2) がないではないでは、 2) がないではないでは、 2) がないではないでは、 2) がないではないでは、 2) がないではないではないでは、 2) がないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	契約保証金を収受し歳入歳出外現金受入決議書に基づき受け入れているにもかかわらず、契約書上に金額とその取り扱いの記載がされていなかった。契約書に具と契約者との合意事項であることから、その記載内容については正確でかつ明確である必要がある。また、入札保証金及び契約保証金は契約どおり履行されない危険性に対し、保証金の差入を要求することによって適正な履行を担保することをおいた険性に対し、保証金の差入を要求することによって適正な履行を担保することを目的としていることから、その収受をする場合には当然に契約書への金額の記載が必要である。また、その契約保証金の取扱いに関する具体的な条項を契約書に記載するか、定めのない場合には会計規則等に基づくとの記載をしておく必要がある。	契約書については、「契約事務の手引き」(三重県出納局作成)に参考書式が示されており、この書式を準用することにより基本的な条項の記載不備が生じないよう事発防止に努めています。 (なお、平成 19 年度では、入札保証金又は契約保証金を収受すべき対象事例はありません。)	政策部 (科学技術 振興セツー農業研究部)
N. N. R. A.	契約保証金、入札保証金の要否について(再掲)		
3) 契約保証金の取扱いについて 産業人材育成事業教育制確等実施業務について、契約保証金を収受しているにもか かわらず、契約権について 契約権権について 契約権権について 契約権権について 契約権権について 契約権権について 契約権力の場合と関係の定義す項については「契約事務の手引き」において明確に規定されて、指摘を受けた案件は、委託事業の契約解除に伴い、新たに委託契約を締結しまし いります。 いります。 としているが、対象制をの理事項については「契約事務の手引き」において明確に規定されて、 契約権の通信を行い、必要な事項を組合とのでは、 との言うなことの無いよう、チェック機能を強化し、会計規則を遵守してます。 のは、 との言うなことの無いよう、チェック機能を強化し、会計規則を遵守してます。 をしているが、対象制をの理事を通っているが、その言が契約者がある。 との言うなことの無いに必要が解除に伴い、新たに委託契約を締結しまします。 をしているが、表別を配金については、 を関するのとする言を通知 を関するのとする言を通知 を関するのとする言を通知 を関するのとする言を通知 を関するのとする言を通知 を関するのとする言を通知 を関するのとする言を通知 を関するのとする言を通知 を関するのとするにないるかとのとする言を通知 を関するのとするにないては、他で支払にあるを関していては、他で支払にあるとも構造していて、発育に、発生性当 を関するのとするになるが、単価の見相については、数分権に変されているが、単価の見値しが実 な要するのとするにないて、 を関するのとするにないているが、単価の見値しが実 を関するとしていました。 は乗りることを確認しているがとのなの職業経営指標」がる なのとなってしまっているが、単価の見値しが表 を関するのとは、他のの関係を確認しているが、単価の見信しがない。 は乗りることを確認しているがとのなの職業経営指標」がる な要であり、その低いるを含ましているかとうかを検証した上では特果として、過払 が、生産委託契約の実績はありません。) のは、他のの関係を利用して実施できるようになった。 する必要である。また、確認して終めできるようになった。 を関するのとは、 を関するのとは、 を関するのとは、 は無するととを認定しているがといるとを確認しているとを確認しているとのです。 を関するのとは、 は、まりにないて、 を関係には、ことともに、 を関係にないて、 を関係にないて、 を関係にないて、 を関係にないて、 を関係には、ともには、 を関係にないて、 を関係には、ともには、 を関係には、ともには、 を関係には、ことを確認して、 を関係にないて、 を関係を関係にないて、 を関係を関係にないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	入札保証金及び契約保証金の要否については、指名審査会における入札者内申書で 指名業者すべて不要となっていたが、実際は不要かどうかの調査をすることなく全指 名業者について不要としていた。入札保証金及び契約保証金の業者ごとの要否につい ては調査をした上で伺い書に明確に記載する必要がある。	入札保証金及び契約保証金の要否については、精査に努めました。 また、職員に事例を周知するとともに、財務会計研修等の受講により会計職員の 資質向上を図りました。	農水商工部 (中央卸売 市場)
産業人材育成事業教育訓練等実施業務について、契約保証金を収受しているにもか、本契約は平成16年度から18年度までの契約であり、契約期間が満了していない。			
 契約番の記載事項について 契約者の記載事項について 契約者の記載事項について 契約者の記載事項については「契約事務の手引き」において明確に規定されて 指摘を受けた案件は、委託事業の契約解除に伴い、新たに委託契約を締結しましまです。(新たな)でもにもかかわらず、(地元を必要な事項を記載したかったものです。(新たな)でもにもかかわらず、(地元を必要な事項を記載しています。) 立た。 東約解析の通知機能を表現かっているが、その言が契約者に記載されていた。さら 引き」から契約事業形を参照して必要な事項を指数しています。) 契約解析通知者において契約保証金を確かっているが、その言が契約者には属するものとする旨を通知をおれていた。さら 引き」から契約事業形を参照して契約事務の手 表別解析通知者において契約保証金と確かとでいては、影争が生むでは無力をものとするともともに、経理担当 職員による確認を行いました。 契約解析通の適用膜りについては、紛争が生じないよう必要な事項を漏する。 (14年) (14年) (14年	を収受しているにもか 【結果】	は平成 16 年度から 18 年度までの契約であり、 意見を踏まえ、契約保証金の取り扱いについて、 のようなことの無いよう、チェック機能を強化 。	生活部
いては「契約事務の手引き」において明確に規定されて 達約金その他損害金」の事項が漏れている契約書があ 契約において処理な事項を記載されている要が書にいるできるの事項を指しています。 ないるが、その旨が契約書には記載されていない。さら 引きするものとする旨を通知 ないなに、よの事項をについては異に相属するものとする旨を通知 は、紛争が生じないよう必要な事項を指するものとする旨を通知 は、紛争が生じないよう必要な事項を漏らさず記載するよう。 は、約争が生じないよう必要な事項を漏らきず記載するよう。 は、約争が生じないよう必要な事項を漏らきず記載するよう。 は、約争が生じないよう必要な事項を漏らきず記載するように、発理担当 を約保証金については異に帰属するものとする旨を通知 は、約争が生じないよう必要な事項を漏らきず記載するよう。 は、約争が単価の見着の根拠として使用する「経営体育成の為 は、約争が単価の受当性を説明する為に十分な根拠資料が には、数約単価の妥当性を説明する為に十分な根拠資料が には、表析性、地代支払にあたり積算根拠として、発行元に表がを確認したものです。 は、後に、価格の種類は概に引いる資料について、発行元に表析を確認しまめのです。 は、2000年のは、過程 は、2000年のもです。 は、2000年のは、1000年のです。 は、4000年のは、1000年のです。 は、4000年のは、1000年のです。 は、4000年のは、1000年のです。 は、4000年のは、1000年のです。 は、4000年のは、1000年のです。 は、4000年のは、1000年のです。 は、4000年のは、1000年のです。 は、4000年のは、1000年のです。 は、4000年のです。 は、4000年のは、1000年のです。 は、4000年のは、1000年のです。 は、4000年のでするには、4000年のです。 は、4000年のです。 は、4000年のです。 は、4000年のです。 は、4000年のです。 は、4000年のです。 は、4000では、40	契約締結に		
1は「契約事務の手引き」において明確に規定されて 指摘を受けた案件は、委託事業の契約解除に伴い、新たに委託契約を締結しまし 知の時期「各当事者間の履行の選延その他債務の不 たが、当初の契約書において必要な事項が記載されていなかでものです。(新たな) 当初の契約書において必要な事項が記載されていなか。 等 契約書の作においては公理な事項を記載しています。) 契約書の上されては公理な事項を認しています。) 契約書のとする旨を通知 職員による確認を行いました。 2を多違約金に充当する旨の記載されていない。 き 引き」から契約書籍を参照して契約事務担当職員を指導するとともに、経理担当 契約書ののとする旨を通知 職員による確認を行いました。 2を多違約金に充当する自の記載もない。 3 日本 1 かったととれて、発行が、発行が、発生を指導するとともに、経理担当 契約単価の妥当性を説明する為に十分な根拠資料が 記載することとしていました。 2 本件は、地代支払にあたり積算根拠とした「経営体育成の為の農業経営指標」が5 国 年ごとに改定されていることを確認しなかったことは結果として、過払 に 2 に改定されていることを確認しなかったことは結果として、過払 に 3 を 4 に 3 を 4 に 3 を 4 に 3 を 4 に 3 を 4 に 3 を 4 に 3 を 4 に 3 を 4 に 3 を 4 に 4 に 4 を 4 に 4 を 4 に 4 に 4 を 4 に 4 に	(1) 契約書の記載事項について		
 ○ 工庫価の見積の根拠として使用する「経営体育成の為 本件は、地代支払にあたり積算根拠とした「経営体育成の為の農業経営指標」が5 正 工 工庫県作成)が改定されているが、単価の見直しが実 年ごとに改定されていることを確認しなかったため、旧単価を適用したものです。以後は、価格の積算根拠に用いる資料について、発行元に最新版を確認し結果を 払り後は、価格の積算根拠に用いる資料について、発行元に最新版を確認し結果を 払う有無を把握していなかったことは結果として、過払 (以後大豆原々種の生産は、当研究部のほ場を利用して実施できるようになったた おう。 ○ 公生産委託契約の実績はありません。) ときれているかどうかを検証した上で伺い書の単価と か、生産委託契約の実績はありません。) ときれているかどうかを検証した上で伺い書の単価と は結果 としています。 		指摘を受けた案件は、委託事業の契約解除に伴い、新たに委託契約を締結しましたが、当初の契約書において必要な事項が記載されていなかったものです。(新たな契約においては見直しを行い、必要な事項を記載しています。) 契約書の作成にあたっては必要な事項を漏らさず記載するよう、「契約事務の手引き」から契約書雛形を参照して契約事務担当職員を指導するとともに、経理担当職員による確認を行いました。	環境森林部 (伊賀農林 商工環境事 務所)
本件は、地代支払にあたり積算根拠とした「経営体育成の為の農業経営指標」が5 更年ごとに改定されていることを確認しなかったため、旧単価を適用したものです。 以後は、価格の積算根拠に用いる資料について、発行元に最新版を確認し結果を 記載することとしています。 (以後大豆原々種の生産は、当研究部のほ場を利用して実施できるようになったた め、生産委託契約の実績はありません。)			
	生産委託契約における支払地代単価の見積の根拠として使用する「経営体育成の為の農業経営指標」(平成6年5月三重県作成)が改定されているが、単価の見直しが実施されていなかった。 契約単価等の見積については、契約単価の妥当性を説明する為に十分な根拠資料が必要であり、その根拠の見直しの有無を把握していなかったことは結果として、過払いとなってしまっている状況にある。 契約根拠について最新版に改定されているかどうかを検証した上で伺い書の単価とする必要がある。また、確認した際には、最新単価である旨を記載しておくことも必要である。	25 0 mV	政策部 (科学技術 振興127年農 業研究部)

協議のうえ、契約書を作成するよう 教育委員会を作成し、適正な執行に努めており (相可高等を作成し、適正な執行に努めており (相可高等されぞれにおいて、契約書により契	不明な部分があったので契約書 教育委員会 き案件でした。 (松阪工業も適正に契約書を作成しました。 高等学校)	((編れ等誤りのないよ (農業大学 校)
今回の指摘以降の契約においては、購入先と協議のうえ、契約書を作成するよう取り扱っており、今後も契約金額に応じ契約書を作成し、適正な執行に努めております。 ます。 平成 19 年度においては 4 頭の和牛を購入し、それぞれにおいて、契約書により契約を締結し、履行の確保に努めました。	実習用機械の修理で費用が確定した金額でなく、不明な部分があったので契約書を作成しませんでしたが、当初に契約書を作成すべき案件でした。 平成 19 年度においては、このような事例においても適正に契約書を作成しました。	(総務部) 動勉手当を成績に応じて支給するためには、評価制度の導入が必要です。管理職 以外の職員に対する勤務評定制度の導入については、制度設計の参考とするため、 平成20年度に試行を実施したいと考えており、本年2月には職員の意見を聞き取る ため計56回の説明会を開催したところです。 引き続き、早期の導入に向けた取組を進めていきます。 (教育委員会) 教職員に係る勤務成績の勤勉手当から反映については、県立学校の管理職員に対 しては平成19年6月の勤勉手当から反映し、小中学校管理職員に対して、勤勉手 当に反映させるための評定制度を平成19年10月から試行実施しています。 今後、県立学校管理職員においての結果や小中学校管理職員の試行結果も検証し ながら、その対象範囲の拡大について検討していく予定です。	予算執行上、重要であるため、予算状況を十分把握し、記入漏れ等誤りのないようチェックを徹底しました。
備品である実習用和牛は、ある畜産商と随意契約により購入されている。購入に当たり、契約書等の作成がされていなかった。 契約書または請書については、畜産商の商慣習上契約書等の作成は一般的ではない にしても、それだけで契約書等の作成が特に必要がないと認める事情があるとは考え られない。また、和牛は生物であるため、納入までに死亡する可能性もあり、その場 合施負担等を契約書で明確に取り決めておく必要性は高い。従って、今後は、和牛 購入の契約については、契約書等の作成を実施すべきであると考えられる。【結果】	無 	○ 黄支手 身長衛婦父 衣 箱具 II	7. 支出負担行為の整理について (1) 予算残額の記載について さ出負担行為の整理について 支出負担行為(整理)書において、予算残額欄に金額の記載が行われていない事例 があった。これは単なる記載漏れでは片付けられない。支出負担行為の整理は予算管理上重要な手続であるとともに、支出しようとする内容及び金額が法令、予算に違反していないかを確認する統制手続である。したがって、支出負担行為(整理)書を作成する場合には、必ず予算残額欄に金額を記入することによって予算状況等について確認を行い、当該支出に誤りのないようにしなければならない。 地方公共団体が統制制度の大枠として位置付けているものが予算制度であると考えた場合、この手続が不十分であると議会が意図したものと異なる支出が行われる可能性がある。

8. 契約の履行について (1) 実施要領の未作成について 「平成 17 年度漁業経営構造改善事業」については事業実施要領が作成されておら 平成 19 年度事業からは、新たに策定された水産基盤室関係(非公共)補助金等交		ш		
3作成されておら │ 平成 19年度事業からは、新たに策定された水産基盤室関係(非公共)				補助金等交
3作成されておら 平成19年度事業からは、新たに策定された水産基盤室関係				(非公共)
が作成されておら				新たに策定された水産基盤室関係
作成され				平成 19 年度事業からは、
8. 契約の履行について (1) 実施要領の未作成について 「平成 17 年度漁業経営構造改善事業」				3作成され
ω	3. 契約の履行について		(1) 実施要領の未作成について	「平成 17 年度漁業経営構造改善事業」
	ω			

「平成 17 年度漁業経営構造改善事業」については事業実施要領が作成されておら 他の類似の事業実施要領に基づいて事業がなされている。事業規模も 45,231 千円 と比較的大きく、実施要領がないまま事業が適正に執行できるのか疑問である。 畅

付要領に基づいて事業の円滑な実施を図っています

結果

(伊勢農林 水産商工環 農水商工部 境事務所)

農水商工部 (伊勢農林 水産商工環

補助金等調査における工事調査にあたっては、市町の行う検査状況を書類・現地

及び聴き取りにより確認し、その結果を調査調書へ適正に記載することを徹底しま

履行確認について

立入り調査について

また ため、補助金等交付規則第21条に基づいて立入り調査を行っている。調査方法は「三 「平成 17年度県単漁港改良事業補助金」 については南伊勢町他 2 市町にそれぞれ補助 金を交付している。また補助金を交付する農林水産関係事業等の適正な遂行を期する 重県農林水産業関係補助金等調査要領」に具体的に定められており、それによると2 人1組で事務調査と工事調査を実施し調査結果を調査調書に取りまとめることとなっ 「平成 17 年度農村総合整備統合補助事業補助金」については伊勢市に、 県は、

調査調書の一部である工事調査表を見たところ、その検査欄に「検査した項目に該当 する番号と検査箇所数を記載すること。」となっているにもかかわらず、一部の工事に ついて空白となっていた。検査は補助金の交付先である市町村が行うことになってお り、工事調査表には市町村の検査責任者の氏名及び検査日が書かれているものの、検 査した項目と検査箇所が空白となっている。適正な事業の遂行を確認するために市町 村の検査状況を調査に行っているにもかかわらず、肝心の検査項目と検査箇所が空白 のままでは何のための調査か疑問である。また「平成17年度農村総合整備統合補助事 業補助金」の調査調書については調査年月日も空白になっていた。要領に準拠した調 査が必要である。

農水商工部 (伊勢農林 所属区分を特定するため、相手方の行為の完了を確認するものであり、三重県補助 補助金の履行確認については、地方自治法施行令第 143 条による歳出の会計年度

水産商工環 環境森林部 境事務所) 金等交付規則等に基づく実績報告書の受領や補助金の額の確定とは別のものと考え 概算払いを行った場合には、年度内に補助金概算払精算書を徴収するとともに、

(伊賀農林 **商工環境事**

補助金の概算払を行った場合には、当該年度の金額を確定するため、年度内に概 算払精算書を徴収し、履行確認を行うことを徹底しました。 (農水商工部)

結果

また、3月31日までに概算払精算書及び実績報告書を補助事業者から入手し、これをもって履行確認とする考え方もあるが、4月以降に入手している場合には3月31日までに履行確認したことにはならない。 三重県補助金等交付規則によると、補助事業者から実績報告を受けこれに対し県は 方もある。しかし、補助事業者からの実績報告書の提出は4月以降になることが多く、 これに対する調査も必然的に4月以降にならざるを得ない。したがって履行確認の実

概算払いを行って履行確認が新年度になるような場合には、年度末において一旦精 算し、当該年度に県の支出義務が未確定な部分に対応する額を返還させ、必要な場合 にはあらためて翌年度に概算払いを行う必要がある。なぜなら、補助金の概算払いを 行ったにもかかわらず、年度内に履行確認が実施されない場合には県の支出義務が確 定したということはできず、未確定のまま支払いが行われたことになり支出の原則に 抵触するからである。

必ず調査を行わなければならないため、この調査をもって履行確認の実施とする考え

履行確認を行いました。

ています。

(環境森林部)

補助金が概算払いにより交付された場合には、履行確認も支出負担行為を行った平 成 17 年度に実施しなければならない。つまり概算払いによる補助金の履行確認は新年

2) 概算払い時の履行確認について

度において行うことはできない。しかしながら3月31日までに履行確認が行われたこ

とを示す明確な回答が得られなかった。

施を当該調査と同時に行うのではなく、両者を明確に区別して、履行確認は3月31日 までに実施する必要がある。

298

県土整備部

	契約金額が 100 万円以上のものに	
活成認定書について	と作成し、契約の相手方に交付するべきであったものについて、完成認	
ĬΚ	471	

完成認定書を

契約書及び

3

適正な履行 の確保のために必要不可欠なものであるので、これを明確にしておく意味があること、 また、県の支払に当たっては、遅延がないように適正迅速にされなければならないと ころ、支払は、履行の確認の後、契約の相手方からの支払請求を受けてなされるもの であるから、検査がされ、契約の相手方に通知したことを明確にしておく意味がある こと、であると考えられる。そして、この省略は、少額の場合の事務処理上の便宜の ためと考えられる。今後は、事務処理の趣旨を踏まえて、過誤の再発防止に努める必 給果 交付を要求しているのは、検査は、 定書が作成されていなかった。 規則において、完成認定書の作成、 要がある

平成19年度においては履行確認の方法等について周知徹底し、適正な執行に努め このいては完成認定書が必要であるところ、契約 ており、完成認定書・履行確認書が必要なものについては、すべて作成及び交付 担当者が誤って省略してしまったものです。

教育委員会 松阪工業

履行確認の方法について、適正に努めています。

4) 特殊勤務の実績簿について

るが、実績簿上の「従事した業務内容」欄は、従事した業務内容が簡単にしか記載されておらず、従事した業務内容が特殊勤務手当の対象となる業務かどうか、実際に業 特殊勤務についての履行確認は、実績簿を監督者及び所属長が行うことになってい 務が実施されたかどうかを当該実績簿だけで判断することは所属長を含む第三者が判 断することは困難となっている。

たとえば、変則勤務手当は正規の勤務による勤務の一部が午後八時から翌日の午前 七時までの間に開始又は終了する業務に対して支払われる手当であるが、開始時刻又 は終了時刻が記載されていない。また、廃棄物等現場指導業務手当は廃棄物処理施設 その他の現場における指導又は監視の業務に対して支払われる手当であるが、現場の 住所が記載されていない。さらには、危険作業手当は交通を遮断することなく行う道 路の維持修繕の作業、工事現場における爆破作業の監督業務等に対して支払われる手 当であるが、現場の住所が記載されていない。逆に、現場調査という業務内容で危険 作業手当が支払われているが、調査をすることが維持修繕の作業にあたるのか疑問で

特殊勤務に該当する業務は現在35種類あり、その業務内容等も多様なものとなって いる。実績簿には手当の支給の根拠となる業務の実態を明確に記載することが必要で 任命権者は各所属において適切な記載が行われるよう周知するほか、必要に応 【結果】 じ実績簿の様式の見直しを検討する必要がある

特殊勤務手当実績簿の様式については、昭和41年10月22日付け人委第958号人 実績簿上の「従事した業務内容」欄について、指摘を受けた以降、 事委員会委員長通知により定められているところであります。 (健康福祉部)

(津保健福

祉事務所)

の対象業務であることが客観的に判るよう目的・訪問場所等をより具体的に記入す 特殊勤務手当 るようにしています。

なお、平成19年3月30日付けで総務部給与福利室長から各地域機関の長あて特 珠勤務実績簿の適正な記入についての指導があり、所内各職員あて周知徹底を図り

(津農林水 産商工環境

環境森林部 農水商工部

> 廃棄物等現場指導業務をはじめ、特殊勤務については、従事する際に所定の実績 衛に必要事項を記載して決裁を受けています。 (環境森林部)

第についても、記入例を添付して支給要件となる現場名を記載するよう周知し、適 監視指導業務日報などにより勤務実態・従事内容を把握していますが、所定の実績 各所属長は、これらの業務について、旅行命令書や復命書 (ロ頭での復命を含む。)、 切に処理しています。

特殊勤務の具体的な内容がわかるよう記載し、適正な処理を行いました。 (農水商工部) (県土整備部)

教育委員会 (福利・給

(給与福利

総務部

う徹底を図るとともに、業務の実態を記載する欄を拡充するなど実績簿の様式の見 職員に対して、実績簿に手当の支給の根拠となる業務の実態を明確に記載するよ 直しを行いました。

なお、指摘のあった「現場調査」について調べたところ、実際には単なる調査ではなく高所での作業や交通を遮断せずに作業を伴う等、手当支給の該当条件に合致 したものでした。 特殊勤務手当の対象となる業務が実際に実施されていることが、実績簿で明確に その中で、業務内容に応じた実績簿の記載例等を添付し、支給の根拠となる業務 判断できるよう、平成 19 年 3 月 30 日付けで各部局等あてに通知を出しました。 の実態を実績簿に記載するよう各所属への周知を図っています。 平成19年度は給与担当者会議等(延べ3回)において、実績簿の適切な記載につ いて周知しました

299

(総務部)

今後も、引き続き、適切な運用に努めていきます。 (教育委員会)

	監者 農水商工部申し (伊賀農林 か金 商工環境事 務所)	Lt 政策部 (科学技術 振興センー農		現 健康福祉部 等が (草の実) ド リテンョン(ア テー)		無本商工部 校) 株 校) 教育委員会 (を阪工業 高等学校) まろ
	支出命令の審査においては、会計規則第33条に基づき、債務の確定、正当債権者の確認、その他必要な事項の審査を行うとともに、正当債権者以外への支払い申し出があった場合には、委任状の確認を必ず行うことを徹底しました。また、補助金業務担当者へ周知しました。	県の「物品購入簡易何簿」は、物品発注ごとに発注決裁、物品検収、代金支払までを一覧で管理するため、仕組上は、二重払いは想定されませんが、本件では支出命令を行った情報が記載漏れとなったことから、二重払いが発生しました。以後は、(1)、(2)に加え(3)を実行することにより再発防止に努めております。(1)支出命令書に物品購入簡易何簿に記載したことのチェックを複数の職員で行い、支払済み情報の記載漏れを防ぎます。(2)1ヶ月ごとに支出負担行為整理兼支出命令書を確認し、二重払い等の不適正な執行がないかを確認します。(3)納品の検査(検収)と代金支払の一連の事務について、確認の徹底と職員の啓発を行うことにより、二重払いが生じないようにします。		検収、支出確認について、物品購入同等への記載漏れが一部にありましたが、現在は物品の検収及び支払確認はいずれも確実に行っています。また、記載漏れ等がないようチェックを強化し正確な支出事務を履行しています。		(農水商工部) 請求書の提出日に留意し、支払時期については法令違反とならないよう徹底し、 速やかな支払手続きをしました。 また、部内職員を対象に事例紹介するとともに、財務会計研修を実施し会計職員 の資質向上と再発防止に努めました。 (教育委員会) との事例では、請求書を受け取った時点で請求日付から15日が経過していたもの について、そのまま事務処理をしておりました。 平成19年度においては、このような場合には、会計規則(第86条関係3)に基づ さ、文書受付印を押印して、受付日より15日以内に支払を行っています。
(1) 正当権権者以外への振込について		(2) 二重払いについて、「重払いとなっているものがあった。 消耗品等の購入について、「重払いとなっているものがあった。 消耗品等については、物品購入等簡易何簿に発注内容、検収年月日、支出命令決議 番号等を記載し二重払いを防止しているが、支出命令決議番号の記載を失念していた ために、結果的に二重払いが発生したものである。請求書が別の部署に到着した場合 であっても、必ず物品購入等簡易何簿を確認して支出手続をとるようにする必要があ る。	(3) 物品購入伺いでの支出確認漏れいついた	物品購入伺に支出命令決議番号が記載されず、支出の確認がなされていないケースがあった。 また、物品購入等簡易伺いについて、受領確認及び支出確認がなされていないケースが見受けられた。 物品購入伺いは検収の網羅性確認及び二重払いの防止の観点から作成が要請されているものである。また、物品購入簡易伺いについても、同様に検収から支払までの一連取引の実在性や網羅性の観点から作成が要請されているものである。 物品購入伺い及び物品購入簡易伺い簿によって支出事務を正確に実施する必要がある。	(4) 支払遅延について	請求書については請求日から15日以内に支払う必要があるが、請求書日付から15日超となっているものがあった。県の債務の支払時期については、「政府契約の支払運延防止等に関する法律」が準用され、法令等により契約書を省略している場合または書面に支払時期を明らかにしない場合の支払の時期は相手側が請求書を提出した日から15日以内とされている。仮に遵守されない場合には法令違反となるため留意する必要がある。

II. 例外的な支出事務に関する報告事項	
1. 長期継続契約について	
(1) 長期継続契約について	
土地賃貸借に伴う支出負担行為に基づき、平成 17 年から平成 21 年までの5年間の土地賃貸借契約書を締結し、年間 590 千円の支払いを行っている。これについては、5 年間の複数年契約ではあるものの債務負担行為に基づく議会承認は行われていない。 中間 200 千円の支払いを行っている。これについては、5 年間の複数年契約ではあるものの債務負担行為に基づく議会承認は行われていない。 中では、同契約書第 11 条で「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除されるなど当該契約が継続しがたい状況となった場合には、甲、乙(県)協議のうえ解除するものとする。」としていることから、解除可能としている。しかし、協議のうえとの条件が入っており県から一方的な解除が可能な力容になっていないため、長期継続契約としての解除条件が不十分であると判断される可能性がある。県からの一方的な解除条件として「翌年度以降において歳入歳れるする可能性がある。県からの一方的な解除条件として「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除する」との文言に変更するか、あるいは単年度契約にする必要があると考えられる。	今後、土地賃貸借に伴う契約等不動産の賃貸借の長期継続契約を締結する際は、契 農水商工部 約書の解除条件の文言に注意し契約を締結していきます。 また、部内職員を対象に事例紹介するとともに、財務会計研修を実施し会計職員の 資質向上と再発防止に努めました。
2. 契約変更について	
(1) 設計変更の適用基準の解釈について	
	職員に対して、三重県建設工事設計要領等の共通認識を高めるよう研修の場を設け、原土整備部 徹底を図りました。 今後とも、県民への説明責任を果たせるよう、誤解のない記述に努めてまいります。 事務所)
(2) 工期延長の理由書の作成について	-
契約変更のうち、工期延長に関する変更理由書が作成されていない工事があった。工事内容の変更が発生した場合に工事の変更理由書が作成されていないまま工事の変更契約を実施する場合は、変更伺いによる承認がされず契約変更がなされてしまう可能性があることから、事務執行上好ましくないと考えられる。変更理由書は、必ず必要書類として作成する必要がある。	工事の設計変更については、三重県建設工事執行要領や三重県建設工事変更要領等 県土整備部にでい、工事内容や工期の変更理由を明確にすることを全職員に徹底しました。 (松阪建設また、決裁時に承認者が変更理由の確認精査を行うとともに、指名審査会にその適 事務所) 否について報告するよう、仕組みを明確にしました。
(3) 工事費用の明確化について	
「二級河川相川下水道関連公共施設整備促進事業広域基幹河川改修水路その3 工事」については増額変更されているが、「前工事での掘削改良残土の運搬処分を 当工事で施工いたしたい」ということが変更理由の一つになっていた。	発注前の設計書作成段階における設計・積算の精度向上を図るため、設計積算内容 県土整備部が現地と合致しているかについて、監督員およびその上司が複数体制で現地調査を実 (津建設事施し精査するよう、徹底を図りました。 ************************************
□ しかし、削工争ぐの批削収及役工の連版処分が当工事の後更工事として施工する	4

, C + C	とを全職 県土整備部 (伊勢建設 止に努め 事務所)	FLた。 県土整備部 元関係 (伊勢建設 注を行 事務所)	定する 農水商工部 書を徴 (伊賀農林 商工環境事 務所)	含まれ 生活部 予想外 年4月
いより、内存を登矩した上で書画に残し、上事担当率王貞による『肖報共有を図るよ仕組みを明確にしました。	県民への説明責任を果たせるよう、変更理由書に誤解のない記述をすることを全職員に徹底しました。 また、チェック体制の強化に努めるとともに、職場研修等を通じて再発防止に努めています。	全職員を対象に、「設計変更はやむを得ない場合に限られる」旨、徹底を図りました。今後は、工事について地元との合意形成の徹底を図るべく、工事発注前に地元関係者へ施工箇所、工事内容等について説明を行い、十分理解を得たうえで工事発注を行います。	補助事業実施者に対し県の履行確認に必要な日数を勘案した適切な工期を設定するよう指導するとともに、当該年度の金額を確定するため、年度内に概算払精算書を徴収し、履行確認を行うことを徹底しました。	本工事は、勤労者福祉会館の 6 階の耐震等工事で、アスベストの除去工事が含まれていたため、関係機関との調整、アスベスト処理業者への搬入時期の調整等に予想外の期間をようし、やむなく工期を延長し、予算の繰越を承認いただき、平成 18 年 4 月
	(4) 変更理由書の記載方法について 工事変更契約の場合は変更理由書において変更内容を明確に記載するとともに、 その摘要欄には「三重県建設工事設計変更要領」第4条 設計変更の適用基準の条 項を記載する必要がある。これは設計変更はやむを得ない事情がある場合に限られ たものであることから、明確に記載することによって適正な業務の執行を確保しよ うとするものである。しかしながら、変更理由書に記載されている理由と実際の変 更理由が一部異なっているケースがあった。今後は県民への説明責任を果たせるよ うな誤解のない記述をする必要があると考えられる。	(5) 設計変更の適用基準の解析について 「一級河川大内山川県単河川局部改良工事」については、第1回の増額変更理由 として、「当初、施工箇所の起点である No.0 よりの工事を計画していたが、地元地 域より水衝部である No.2~4 付近よりの工事施工を強く要望されたため、施工位置 を変更いたしたい。また、それに伴い嵩上工が削除され、パラペット工が増工となり経費の増加が生じたため、施工延長を減工したい。」としている。 三重県建設工事設計変更要領第4条8号の「工事施工区域において要望がある等 の事由があり、公益上変更の必要があると認められる場合」に該当すると判断しているが、設計変更はやむを得ない場合に限られるのであるから、工事施工区域については限定的に解釈する必要がある。たとえ一連の事業整備区間内の工事であって も施工場所が変更され、更には工法も嵩上工を削除しパラペット工が増工となった ことは、工事内容が実質的に変更されたということであり、設計変更で想定されているものと乖離すると思われる。	(6) 繰越事業の工期設定について 農村振興総合整備統合補助事業のうち平成16年度繰越事業25,359 千円について は、当初平成18年2月28日が工期であったが平成18年3月31日に工期変更され ている。この変更は工事の施工上必要と認めたものであり、また農政局の承認も得 ており適切な事務執行といえる。ただ、当該事業は平成17年度に全額概算払いし ているため、県の履行確認は平成18年3月31日までに実施する必要欲あり、それ に必要な日数を勘案すると工期変更は認めるべきでなかったといえる。実際には工 期以前に工事は終了し、県も3月30日に現地及び書面による履行確認を実施して いるため事無きを得たが、補助金について概算払いをした場合には年度末までの履 行確認が必要になるとともに、補助金の繰越は翌年度までとなっており、仮に完成 していない場合には補助金の返還もありえることから、工期の設定には慎重を期す る必要がある。	(7) 契約保証金の保証期限延長について 契約の相手方となる者は、県と契約する際に、その契約金額の100分の10以上の 契約保証金を納めなければならない。これを納付させることによって、契約相手方 の契約上の義務の安全な履行を促進させるとともに、将来、契約の相手方が契約上

	教育委員会 (松阪工業 高等学校)	馬士 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
28 日に完成しました。 今後、このようなことの無いよう、チェック機能を強化し、会計規則を遵守してまいります。 いります。	契約変更の事例は平成 18 年度の包括外部監査以降ありませんが、事例が発生すれば疑義の生じることの無いよう書面により明らかにします。	(県土整備部) 平成18年度末から、東日本建設業保証(株)三重支店と覚書の内容変更について協議し、19年5月に協議がまとまりました。 これを受けて、19年6月1日付で、西日本建設業保証(株)と同趣旨の内容の覚書を、三重県と東日本建設業保証(株)の間で締結しました。 (政策部) 県土整備部において、東日本建設業保証㈱との公共工事契約保証の保証期間変更に関する覚書が平成19年6月1日に再締結され、工期が変更された場合には保証期間も同時に変更されることとなりました。
の義務を履行しない場合に、県の被る損害の補填を容易にしようとするものである。 る。 この契約保証金は現金で納付することもできるが、最近は事故防止のため、ある いは資金繰りの都合上、契約の相手方が保険会社との間に、県を被保険者とする履 行保証保険を締結する場合が多くなっている。 一部の工事について保証証書を入手しているが、完成期限が変更されているにも かかわらず保証期限が延長されていない。無保証のまま工事が進められていたとい える。保証契約約款を見ると、工期の変更については県が保険会社に通知するもの となっている。しかし保険会社が業者の指定会社である場合には、変更契約書締結 までに業者から保険会社に通知してもらうほうが効率的である。なお、その場合は 変更後の保証証書を入手しておく必要がある。	(8) 納期変更手続について 約期を平成18年1月末日としてアルミ炉及び付属品である送風機を購入したが、 送風機のみ納入が遅れ、実際の納入日は、平成18年3月15日であった。ただし、 支出は、実際に納入されその履行が確認された後にされていた。 学校担当者の説明によると、学校側は納期が変更されることを把握しており、か つ、実際の納入日によっても、事業に支障はなかったとのことである。しかし、契 約の目的は履行を受けてはじめてその目的を達するのであるから、契約どおりの履 行を確保することは重要であるし、契約の相手方に義務違反があったか否かも、今 後の同種の契約の相手方選定の際の留意事項として重要であると考えられる。徒っ て、契約担当者は、契約における履行期限について、納期が遅れることについてや むを得ない場合には、納期の変更の事務手続をとる必要があると考えられる。 【結果】	3. 前金払いたついて (1) 前金保証書の期限延長について 公共工事及び公共工事に係る調査・設計等の業務委託の前金払を行うときは、契約の相手方から保証会社の当該工事等に係る保証証書を提出させている。また、保証約者(請負業者)が保証会社の当該工事等に係る保証証書を提出させている。また、保証約者(請負業者)が保証会社に通知することによって、保証期間は工事の終期まで延長されることになっている。 一方で、県は東日本建設業保証㈱及び西日本建設業保証㈱と保証期間の変更に関する覚書を締結している。西日本建設業保証㈱の覚書には保証期間も同時に変更されると記載されているが、東日本建設業保証㈱の覚書には変更の旨を保証会社に通知したときに変更されると記載されているため、自動的に保証期間が変更されない。 果は工期延長を伴う変更契約の際には保証契約者(請負業者)に保証会社に通知するよう指導しており、また事後的に確認したところ、保証契約者から連絡を受けている自の回答を保証会社から得ている。ただ、請負業者の保証会社への通知は口頭でなされており、変更契約時のリスクを軽減するためには、書面での通知書を入手するかあるいは県の書類に通知を確認した旨を記録しておく必要があると考えられる。

(2) 株全指電について 三重県熊野古道センター(仮称)構造用木材委託生産業務の前払金 67,893 千円 については前金保証がなされていなかった。前金保証制度は公共工事に限られるた め、今回のケースで前金保証がなされなかったことが法令違反となるものではない が、業者が仮に倒産した場合には、センター建設用の木材の納入もされず、支払っ た前金も戻ってこないリスクがあったことになる。したがって、何らかの保証を求 めるべきではなかったかと考えられる。 さらに、この前金は木材の生産に使用されていると予想されるため、木材に対し て火災保険、盗難保険が付されているか確認すべきであるが、実際には現場にて監 督員が保険証書の提示を求め確認しているものの、その旨の記録はなかった。結果 的には後日木材の引渡しを受け、リスクは消滅しているが、保全措置が不十分であ ったことは否めない。	今回の意見を受け、会計制度を所管する出納局と取扱について検討を行いました。 会後は同様の事業が発生した際は、出納局と協議の上、前金を支払った時のリスクの い 回避について検討していくことといたします。 また、契約履行にかかる契約の相手方との確認事項については、確認の都度その記 録をとるとともに、適正な契約履行に努めてまいります。
4. 債務負担行為について	
	 「物品リース契約・業務委託等に係る債務負担行為設定指針」に基づいて債務負担 健康福祉部 行為を行っているところですが、現在は契約にあたって、複数年契約のメリットにつ (草の実)いて明確に記載しています。 と・リテンまないます。
開業に多く最ら	空調設備年間点検業務及び冷凍設備年間点検業務委託については、平成 19年度から 農水商工部 単年度予算として措置しました。 (中央卸売また、債務負担行為については、必要な案件かどうか業務内容を精査し設定します。 市場)
(3) リース期間満了時の処理について リース期間満了時の処理について リース期間が満了した教育用コンピューターー式 (タワー型パソコン 42 台、サ ーバー1台、レーザープリンター4台、ビデオカメラ2台他多数の機器とWindows2000 46 セット他多数のソフトウェア)が、リース会社に返還されずに学校内に保管され ていた。これは、平成 18 年 3 月 27 日にリース会社から寄付の申込みがあったため 採納したものである。 客付採納調書の承認あるいは客付受入書の発行等、客付にかかる事務処理は正し くなされており問題はないが、その後の物品処理としては備品ではなく消耗品とし て取り扱われていた。確かに、備品のうち購入価額又は評価額が3万円未満のもの は印章類等を除き消耗品として管理することができる。ただ備品と消耗品として で取り扱われていた。確かに、備品のうち購入価額又は評価額が3万円未満のもの は印章類等を除き消耗品として管理することができる。ただ備品と消耗品では管理 レベルが異なり、備品についてはより高いレベルの管理が要求される。 今回のコンピューター等についてはより高いレベルの管理が要求される物品と みられるため、たとえ1台あたりの評価額が3万円未満あるいは評価額自体が不明 であっても、備品として整理し一品ごとに管理台帳に登録する必要があると考えら れる。	当該事例については、3万円未満の物品であったため、平成18年度の旧「三重県会 教育委員会 計規則」(第131条関係)に基づき、消耗品として事務処理を行いました。 (松阪工業なお、平成19年4月1日に改正施行された三重県会計規則(第98条)では、パソ 高等学校)コンは金額にかかわらず備品として取り扱うよう変更されましたので、平成19年度に改めて備品として登録しました。

県土整備部 (松阪建設 事務所)

・ 支出更正について

1) 支出更正決議書について

支出更正決議書発行が120件を超えており、修正件数が異常に多い。支出更正決 議書発行原因としては、一般会計から港湾整備事業特別会計への更正、港湾整備事 業特別会計から一般会計への更正、現年予算から繰越明許への更正、繰越明許から 現年予算への更正等があげられる。予算管理上の重要な手続である支出負担行為の 整理が十分機能していないと言わざるを得ない。会計間の支出が曖昧になされ支出 更正が多くなっている場合には、適切な予算執行が実施されていないのではない か、あるいは事務事業の執行自体の正確性が損なわれ、効率性を阻害しているので はないかとの疑問が生じるおそれもある。支出更正理由を明確に分析した上で、事 務処理の効率性も考慮しつつ件数の減少を図る必要がある。

更正処理件数を減少させるため、更正理由を明確に分析し正当な科目で支出ができるよう、職員に徹底しました。

なお、平成 18 年度支出更正決議書発行件数は、70 件と減少しましたが、引き続き、予算担当室と綿密に事業調整を行いながら、正当な科目で支出が図れるよう更なる支出 田更正発行件数の減少に努めます。

305

健康福祉部 (草の実)ハ ビリテーションセン ター)

農水商工部 (農業大学 校) (中央卸売 市場)

総務部

政策部 (科学技術 振興むクー農 業研究部)

総務部

1. 出納員の審査機能について (1) 出納員の審査機能について	農業大学校では教務・研修グループのグループリーダー (副校長兼教授) が、ま (健康福祉部) を	【意見】 (総務部) 会計規則を改正し、必要に応じて出納員を複数設置できることとするとともに、原則 として専決者と出納員を同一人が兼ねることがないよう会計規則運用方針で規定し、平 及 19 年 4 月から運用しています。 また、研修等を実施し会計事務にかかる知識の習得及び公務員倫理や法令遵守の徹底 等を図るとともに、地域機関にも出納局職員を常駐させ、地域機関の庁舎内の所属及び 単独機関に対し、執行何の段階での事前検査や支出後検査といった出納検査等を行うこ とを通じて、リスクの軽減を図っています。	(政策部) 企画調整グループの主査が出納員となっている。したがって執行機関として支出 (政策部) 食工品合金を表すろグループリーダー(副参事)と、出始条機関として支出 (政策部) と、出始条機関として支出 (政策部) と、出始条機関として支出 (政策部) と、出始条機関として支出 (政治を表する主査が別人であるから、審査による制力を表すると、指して、 (報答が 出始を必要する主査が別人であるから、審査による制力を表すると、 (制参事)と主 親的に審査しており、出納員の数量が働く余地はなく、たとえ上司部下の関係にあって 著意とが上司部下の関係にあって ま、その審査はな正に行っています。 と、その審査はな正にたっています。 したがって、これを前提にしたリスケマネジメントを実施する必要があると考え、また、平成18年5月から出納局をでにして出納員を複数設置できることするととするともに、原則としたがって、これを前提にしたリスケマネジメントを実施する必要があると考え、 また、平成18年5月から出納局をでにて出納員を複数設置できることとするととするともに、原則として本のにより、 (総務部) 会計規則では、各所属において複数 受け、適正な事務処理に努めているところです。 また、平成 18年5月から運用しています。 また、研修等を実施し会計事務にかないよう会計規則運用方針で規定し、平成 19年4月から運用しています。 は、地域機関の庁舎内の所属及び 等を図るとともに、地域機関に対し、執行機関にと出納局を考を打き、地域機関の庁舎内の所属及び 単独機関に対し、執行の股階での事前検査や支出後検査といった出納検査等を行うことを通じて、リスクの軽減を図っています。
--	--	---	--

(相可高等 教育委員会

(松阪工業

高等学校)

5
(
~
$^{\circ}$
Ú
خ
æ
紬
~
Ь,
Ξ,
Ш
₽,
東江
-
#
$\overline{}$
~

審査による内部統制には実効性は期待できない。なお、事務長が出納員と定められ ている県立高等学校では、事務職員を審査補助員とするよう指導されており、その 事務長が出納員と定められている県立高等学校においては、事務長が支出負担行 為、支出命令を専決するとともに、支出命令の適法性等を審査することになる。よ 分立し相互牽制の役割を負う執行機関と出納機関が同一人となるから、支出命令、 って、現実に支出・出納をする出納員に事務長が指定されることは、本来的には、 限りでの内部牽制を働かせようとしている。

事務次長や主幹が出納員と定められている県立高等学校においては、事務長と事 組織上上司部下の関係にあるから、統制組織としては弱い。なお、平成18年6月 に公布された新会計規則では、各所属において複数の出納員が設置できるように改 務次長等が執行機関と出納機関として分立していても、事務長と事務次長等とは、

(意見)

各所属において複数の出納員が設置できるようになり、執行機関と出納機関が分立し相 平成19年4月1日に改正施行された三重県会計規則(第5条)では、全所属におい **県立学校においては、原則として事務次長 (主幹) が指定されました。また改正により、** て、会計事務を主任する所属の長の次席にある者が出納員に充てられるよう改正され、 五牽制を働かせるという役割に実効性を持たせています。

会計規則を改正し、必要に応じて出納員を複数設置できることとするとともに、原則

(総務部)

として専決者と出納員を同一人が兼ねることがないよう会計規則運用方針で規定し、平 等を図るとともに、地域機関にも出納局職員を常駐させ、地域機関の庁舎内の所属及び また、研修等を実施し会計事務にかかる知識の習得及び公務員倫理や法令遵守の徹底 単独機関に対し、執行伺の段階での事前検査や支出後検査といった出納検査等を行うこ 成19年4月から運用しています。

リスクの軽減を図っています。

とを通じて、

農水商工部 (農業大学 分

食堂運営補助金については、補助金支払事務を農業大学校とは別の部署(本庁)

うよう改善し支払事務と受取事務を独立させました。

(総務部)

(農水商工部)

総務部

関係団体に対して県から補助金等の支出が行われる場合には、①県からの支払事務と

団体の受取事務を同一人が行わないこと、②支出担当室長は事務局長を兼務しないこ と、③支出の際に経理担当室へ合議するなど、十分なチェック体制を確保すること、各部局等に対して通知したところであり、改善が進められています。

公 報

健康福祉部 ご指摘を踏まえ、平成 19 年度から補助金等の支出が県から行われている場合、

局長と室長との兼務を解消しました。

(生活部)

[結果]

生活部

総務部

平成 19 年度は、補助金の交付決定などについて、経営企画分野に合議を行い、内部

室に移管することにより、交付元の室長と交付先の事務局長をはじめ他の職員の兼務を また、平成 20 年度からは、補助金等の支出業務について医療政策室から健康づくり

(総務部) 関係団体に対して県から補助金等の支出が行われる場合には、①県からの支払事務と 関体の受取事務を同一人が行わないこと、②支出担当室長は事務局長を兼務しないこ 団体の受取事務を同一人が行わないこと、②支出担当室長は事務局長を兼務しないこ

解消することとしました。

統制を充実しました。

(健康福祉部)

と、③支出の際に経理担当室へ合議するなど、十分なチェック体制を確保すること、 各部局等に対して通知したところであり、改善が進められています。

関係団体の事務について

学生自治会の経理事務兼任について

平成 14 年度までは食堂は県で直営していたが、農業大学校改革委員会の判断に 厨房業務のみ再度別の業者に外部委託しているため、県は 17 年度において外部委 より平成 15 年度から農業大学校学生自治会が運営することとなった。その中で、

ただし、現状において県の主幹が同自治会の経理事務を担当し、また印鑑を保管 しており、結果的に、法人格のない団体への補助金支出の支払事務と受取事務が同 一人によって実施されている。この状態ではリスクが存在するため、補助金支出の 託料の2分の1である 2,645 千円を補助金として交付決定し負担支出している。 支払事務を独立した部署で行うなど改善する必要があると考えられる。

る団体については、その必要性は理解できるものの統制組織上はリスクが残ってい るといえる。少なくとも補助金等の支出が県から行われる場合には、事務局長と室 長の兼務は解消すべきである。 【結果】

2) 関係団体事務の兼務について

県の直接の業務ではないものの、県職員が公的な立場で実際の事務に関わってい

307

発行 **三 重 県**

三重県津市広明町 13 番地 三重県総務部法務・文書室 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.jp/